

令和2年度

# 包括外部監査報告書

「那覇市の生活保護に関する事業」

那覇市包括外部監査人  
弁護士 平良 卓也



～目 次～

序章 包括外部監査の概要.....	1
1 外部監査の種類	
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	
3 テーマ選定の理由	
4 監査の方法	
5 監査対象機関	
6 監査方法	
7 監査担当者（監査人と補助者）	
8 監査実施期間	
9 指摘・意見一覧	
第1章 生活保護制度について.....	9
1 意義.....	9
2 生活保護制度の基本原理.....	10
3 生活保護実施の上での原則.....	11
4 被保護者の権利・義務.....	12
5 生活保護の実施に係る事務の性格.....	13
6 生活保護の実施機関.....	14
第2章 那覇市の生活保護の状況.....	16
1 那覇市の人口.....	16
2 那覇市における生活保護.....	17
3 他市との比較.....	21
4 まとめ.....	22
5 那覇市の生活保護実施体制.....	23
6 監査結果.....	27
第3章 市民に対する広報.....	28
1 意義.....	28
2 周知・広報.....	28
3 関係機関との連携.....	29
4 監査結果.....	29
第4章 相談・申請.....	34
1 概説.....	34
2 那覇市の面接相談の状況.....	34
3 保護申請.....	37
第5章 開始時調査.....	39
1 概要.....	39
2 訪問調査.....	39
3 資産及び収入調査.....	40
4 扶養義務調査.....	41

第6章	保護の決定	47
1	概要	47
2	申請の取下・却下について	47
3	監査結果	48
第7章	開始後の調査	50
1	訪問調査	50
2	収入調査（課税調査）	53
3	資産調査（不動産）	56
4	資産調査（自動車）	59
5	債務調査	63
第8章	保護費（医療扶助以外）	65
1	保護費の種類と支給実績	65
2	生活保護費の支給手続	70
3	住宅扶助	80
4	葬祭扶助	87
5	遺留金品	90
第9章	医療扶助	94
1	医療扶助の概要	94
2	那覇市における医療扶助の概要	96
3	那覇市における医療扶助の実施状況	100
4	レセプトチェック	101
5	長期入院患者について	102
6	頻回受診について	103
7	向精神薬重複処方について	104
8	後発医薬品について	105
9	移送費について	106
10	新たな施策	107
第10章	自立支援事業	109
1	概要	109
2	那覇市の現状	110
3	監査結果	123
第11章	助言、指導・指示	125
1	法令等	125
2	保護申請時における助言指導	125
3	保護受給中における指導指示	125
第12章	停止・廃止	129
1	概要	129
2	那覇市の現状	133
3	監査結果	136

第13章 保護費の返還・徴収.....	140
1 概要.....	140
2 那覇市の現状.....	141
3 監査結果.....	145
4 参考裁判例.....	147
5 医療扶助費の返還.....	148
6 補足.....	153
第14章 職員の働き方（職務評価とアンケート結果より）.....	154
1 目的.....	154
2 保護課職員について.....	154
3 アンケート方法.....	156
4 アンケート結果.....	158
5 考察 .....	181
6 監査結果.....	188
第15章 行政不服審査の裁決.....	191
1 目的 .....	191
2 行政不服審査手続の概要.....	191
3 裁決一覧 .....	193
4 裁決例のまとめ.....	198
5 検討 .....	200
6 理由不備について.....	203
7 監査結果.....	207
裁決一覧表.....	209
終章 .....	226
参考資料 .....	227



## 序章 包括外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第2編第13章（252条の27～252条の38）、那覇市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成24年12月28日。条例第38号）に基づく監査

### 2 選定した特定の事件（監査テーマ）

「那覇市の生活保護に関する事業」

### 3 テーマ選定の理由

外部監査人が生活保護をテーマに選んだ理由は以下のとおりである。

- (1) 那覇市は、人口あたりの保護率が、40.0%と、全国（16.6%）、沖縄県（25.3%）平均より高くなっている。生活保護費は約228億9550万円（令和元年度）で、那覇市の一般会計歳出予算額1468億1400万円（令和元年度）の約15%を占める。また、被保護者・保護受給世帯は増加傾向に有り、今後も同様と思われる。このように今後の那覇市の財政を考える上で、生活保護行政の適正かつ効率的な運用は無視できないものと思われる。
- (2) 外部監査人は、沖縄県の行政不服審査委員を務めている。行政不服審査会に諮問される案件の中では、生活保護法関連が比較的多く占めている。行政不服審査請求されたケースは、請求人（要保護者・被保護者）との信頼関係が構築できず不満を持たれたケースと考えられる。どこにその落とし穴があるのか、生活保護事務全体を見ることで検証することには、効率化に資するものと考え意義があるものと思われる。
- (3) 生活保護は様々な面で市民の関心が高い。生活保護に携わる現場の状況を市民に届けることで、その理解に役立てることができると思われる<sup>1</sup>。

### 4 監査の方法

#### (1) 監査の視点

包括外部監査にあたっては、

- ①適法性（法律・条例・規則などに沿った手続・運用が行われているか）

---

<sup>1</sup> 平成30年には、生活保護を担当する区役所職員の奮闘ぶりを描いた青年コミック誌に連載中の漫画「健康で文化的な最低限度の生活」（小学館）がテレビドラマ化された。

②有効性（目的達成に有効な手段か）  
③効率性（一定の成果を最小の支出で獲得しているか）  
④経済性（最小の経費で最大の効果をあげるものか）  
(②～④は「3E監査」と呼ばれる)  
といった視点が必要となる（地方自治法252条の37第1項、2条14項・15項）。

生活保護については、沖縄県による事務監査（生活保護法23条）が毎年実施されている。

最近5年間の沖縄県による生活保護施行事務指導監査の結果（いずれも是正改善を要する事項）は次のとおりである。

#### 【平成27年度】

- 1 生活実態調査（訪問調査活動）の的確な実施について
- 2 扶養能力調査について
- 3 最低生活費の適切な認定について
- 4 窓口払いについて
- 5 適切な課税調査の実施について
- 6 法第63条の決定について
- 7 自動車の取り扱いについて
- 8 実施体制の確保について

#### 【平成28年度】

- 1 生活実態調査（訪問調査活動）の的確な実施について
- 2 扶養能力調査について
- 3 稼働・病状把握及び就労指導について
- 4 指導指示について
- 5 課税調査について
- 6 面接相談について
- 7 実施体制の確保について

#### 【平成29年度】

- 1 生活実態調査（訪問調査活動）の的確な実施及び適切な援助方針の策定について
- 2 扶養能力調査について
- 3 稼働・病状把握及び就労指導について

- 4 資産の把握及び資産申告書の徴取について
- 5 指導指示違反による保護廃止の取り扱いについて
- 6 適切な保護申請の取り扱いについて
- 7 面接相談について
- 8 保護申請書類等に関する事務処理の組織的な管理について
- 9 実施体制の整備について
- 10 査察指導機能等の充実強化及び実施方針と事業計画の確実な実施について  
(口頭指導) 課税調査について

#### 【平成30年度】

- 1 適正な訪問基準の適用について
- 2 実施体制の確保について
- 3 新規申請に係る処理状況について
- 4 査察指導機能等の充実強化について
- 5 援助方針の策定について
- 6 窓口払いについて
- 7 課税調査の適切な実施について
- 8 扶養能力調査について
- 9 辞退による保護廃止について
- 10 指導指示違反による保護廃止について

#### 【令和元年度】

- 1 実施体制の確保について
- 2 新規申請に係る処理状況について
- 3 訪問調査活動の的確な実施について
- 4 窓口払いについて
- 5 課税調査の適切な実施について
- 6 自動車保有状況について

このほか、厚生労働省による監査、会計検査院による検査が数年に一度(不定期)行われる(偶然であるが、令和2年度には外部監査の他、厚生労働省のヒアリング、会計検査院の検査が行われた)。

上記に記載した沖縄県による事務監査は、過去の他の自治体の包括外部監査報告とかなり重複する点がある。また、そこで指摘される事項の原因の一

端は、生活保護ケースの増加に対し、職員（ケースワーカー）の増員が追いついておらず、過剰な件数を担当していることで、十分な対応ができない、ということにたどり着く。

もちろん、度々指摘されている点が改善されていなければその点を指摘することは重要なことではあるし、指摘の原因が、人手不足にあることを改めて外部監査で指摘することで市の姿勢にも改善を促す効果はあるかもしれない。しかし、人手不足の点は現場もそして那覇市も十分認識していると思われ、そこにさらに外部監査で指摘を行うことで、職員の士気を減殺してしまう恐れもあると思われる。

折角、外部監査で取り上げる以上、県や国の監査ではカバーしない点を検証し、外部監査でしか生まれない視点を可能な限り提供したいと考えている。

## (2) 監査結果

監査の結果については、次のとおり整理している。

「指摘」：適法性・妥当性に問題があり、速やかな是正措置が必要であると考えるもの

「意見」：直ちに適法性・妥当性に問題があり速やかな是正措置を採ること必要であるとまでは考えないが、是正・改善の検討をすることが組織及び運営の合理化に資する」と考えるもの

なお、今回の外部監査で発見した事象ではないが、今後生活保護に関する事務を効率的に執行するにあたり、有用と思われる情報を今回は意見の中でも「意見－提案」という形で提示することとした。

## 5 監査対象機関

那覇市福祉事務所

（福祉部保護管理課、保護第一課、保護第二課、保護第三課）

## 6 監査方法

令和元年8月7日 監査基本計画の通知

その後、各課より、各事業に関する資料の提供を受けた。

その資料を点検後、適宜追加資料の提出を要請した。

ヒアリングを実施し、ケース記録の閲覧（サンプル調査）を行った。さらにメールのやりとりなどを通じて確認作業を行った。

主なヒアリング日程は次のとおりである。

9月23日	保護課視察、概要説明
11月26日	ヒアリング
11月27日	同
11月30日	同
1月12日	サンプル調査(以後複数日)
2月18日	補充ヒアリング

## 7 監査担当者（監査人と補助者）

監査人は、補助者として以下の者を選任し、監査委員より承認を得た。

弁護士 石井恵介

弁護士 森田純匡

公認会計士 屋嘉比政樹

弁護士 仲村こず江

弁護士 久貝克弘

監査人、補助者とも地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 8 監査実施期間

令和 2 年 6 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

## 9 指摘・意見一覧

本外部監査で明らかとなった指摘事項（31 件）、意見（53 件）の概要是次のとおりである。

	指摘	意見	概 要
第 2 章 那覇市の生活保護の状況			
1		○	将来の生活保護の動向予測
第 3 章 市民に対する広報			
2		○	「福祉事務所」の記載について
3		○	「生活保護のしおり」の記載について
4		○	関係機関との連携
第 4 章 相談・申請			
5		○	面接相談員の相談時のパソコン利用
6		○	面接記録票の記載
7		○	申請人意思の確認の IT 利用の検討

	指摘	意見	概要
<b>第5章 開始時調査</b>			
8	○		預金調査の結果一覧の記録漏れ
9		○	情報化社会に対応した調査先の検討
10	○		扶養義務者調査経過表の記載
11	○		扶養能力調査の未回答案件
12	○		世帯分散による調査
13	○		扶養能力調査の未回答案件実施
<b>第6章 保護の決定</b>			
14	○		ケース会議議事録への記載
15	○		却下理由の記載
16	○		遅延理由の記載
17		○	記録のファイル方法
18		○	通知書のケース記録への保管
<b>第7章 開始後調査</b>			
19	○		訪問頻度
20	○		ケース記録への編綴
21		○	保有不動産に関するフォロー
22		○	登記事項証明書の取得
23	○		原動機付自転車保有
24	○		自動車保有要件
25		○	自動車処分の指示後のフォロー
26		○	債務の借入時期の確認
<b>第8章 保護費（医療扶助以外）</b>			
27		○	追給日の設定
28		○	決裁手続における代印
29	○		窓口払いの実施
30	○		支払通知書などの授受方法
31		○	窓口払いに来なかった者のフォロー
32		○	保護受給後の緊急貸付
33		○	無料低額宿泊所の登録促進
34		○	住宅セーフティーネット充実の沖縄県への働きかけ
35		○	借家契約のアドバイス
36		○	第三者申請における被保護者情報の誤記
37	○		遺留金の情報管理
38	○		遺留金品の確認方法
39		○	相続財産管理人の選任申立

	指摘	意見	概要
<b>第9章 医療扶助</b>			
40		○	嘱託医の執務時間の記録化
41		○	レセプトチェックのマニュアル化
42		○	長期入院患者について嘱託医の判断
43		○	頻回受診について嘱託医の意見
44		○	通院・往診証明書のやりとりへのメール活用
45		○	将来に向けたマイナンバーの活用
<b>第10章 自立支援事業</b>			
46		○	コロナ禍における支援方法
47		○	パーソナルサポートセンターの広報拡充
48		○	無料塾の運営拡充
<b>第11章 助言、指導指示</b>			
49	○		ケース診断会議の開催
50		○	ギャンブル（競馬）による浪費
<b>第12章 停止・廃止</b>			
51	○		廃止決定通知書の日付の記載漏れ
52		○	高額不動産にかかる指示後のフォロー
53		○	指示違反後のケース会議の早期の実施
54		○	複数の廃止決定通知書 記録の正確化
55	○		保護停止決定通知書の未通知
56	○		検診命令前の嘱託医の意見聴取
57	○		押印なし
58		○	保護停止解除の通知方法
59	○		保護廃止日
60	○		保護辞退扱いの例外的扱い
61	○		理由の記載
62	○		廃止決定通知書の日付の記載漏れ
63		○	ケース会議議事録の日付記載
64		○	保護辞退判断の慎重さ
65		○	辞退理由の確認
<b>第13章 保護費の返還・徴収</b>			
66	○		年金遡及受給の際の指導
67	○		ケース会議の速やかな開催
68	○		徴収金の加算要件の判断
69		○	申出書の記載漏れ
70		○	記録への編綴漏れ
71		○	早期の返還処理
72		○	保護決定調書の記載（システム改善）
73		○	医療扶助費10割返還への対応
74		○	収納事務の私人委託

	指摘	意見	概要
第14章 職員の働き方（職務評価とアンケート結果より）			
75		○	職場環境について 十分な執務スペースの確保
76	○		職員に対するフォロー メンタルヘルス
77		○	会計年度任用職員の待遇
78		○	ケースワーカーの増員
79		○	ケースワーク業務の外部委託
80	○		時間外手当の支給
81		○	職員による不正防止
第15章 行政不服審査の裁決			
82	○		通知書の理由の記載
83		○	ケース記録の記載
84		○	事実関係の調査と法令等へのあてはめ
	31	53	

## 第1章 生活保護制度について

### 1 意義

#### (1) 憲法上の位置づけ

##### (a) 生存権

憲法は 25 条において、次のとおり、国民に社会権の一つとして生存権を保障し、国に一定の責務を課している。

憲法 25 条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

##### (b) 生存権に関する最高裁の解釈

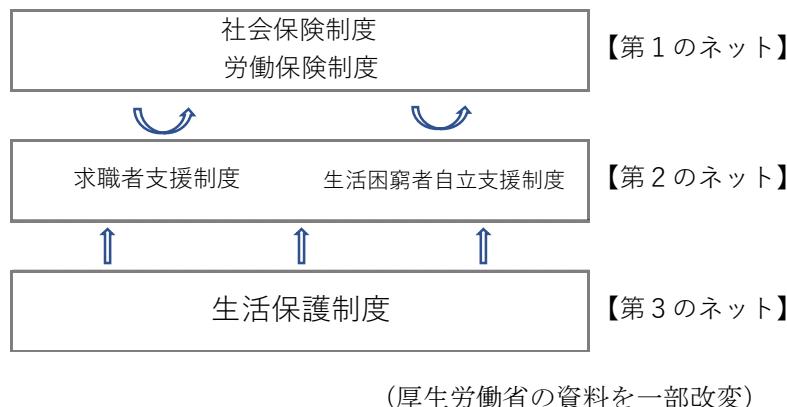
生存権が争われた訴訟において、最高裁判所は、次のとおり述べている。

憲法 25 条は、全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的な権利を賦与したものではなく、具体的権利は、憲法の趣旨を実現するために制定された生活保護法によって初めて与えられる」とされる（最高裁昭和 42 年 5 月 24 日大法廷判決）。

また、憲法上の文言である「健康で文化的な最低限度の生活」は、極めて抽象的・相対的な概念であり、その具体的内容はその時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、具体的な立法にあっては、国の財政事情等、他方面にわたる政策的な判断を必要とするものであるから、具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられているとされる（最高裁昭和 57 年 7 月 7 日大法廷判決）。

このように生活保護法は、国の裁量の範囲ではあるが、生存権を具体的に実現する基本法として位置づけられる。

## (2) 社会保障制度全体での位置づけ



国の社会保障制度全体を見ると、生活保護に至る以前の段階で、重層的なセーフティーネットを構築している。

生活保護制度は、最後のセーフティーネットとして位置づけられる。

## (3) 目的

### 生活保護法 1 条

この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

→最低限度の生活の保障とともに、自立の助長 が目的とされる。

## 2 生活保護制度の基本原理

### (1) 国家責任による最低生活保障の原理（法 1 条）

前述の法第 1 条に規定しているとおり、生活に困窮する国民の保護を、国がその直接の責任において実施すべきこと

### (2) 保障請求権無差別平等の原理（法 2 条）

かつての救護法や旧生活保護法では、著しく素行不良な者や勤労を怠る者は保護の対象外とされていた。

現在の法は、全ての国民は法の定める要件を満たす限り、保護を無差別平等に受けることができる（2条）と規定し、性別、社会的身分はもとより、困窮状態に至った事情は一切考慮せず、生活に困窮しているかどうかという経済状態だけに着目して保護を行うとしている。

### (3) 健康で文化的な最低生活保障の原理（法 3 条）

憲法で要請される生存権の保障について、最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとする。

(4) 保護の補足性の原理（4条）

保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力そのほかあらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先しなければならないとする。

(a) 資産、能力その他あらゆるもののはん用

- ・現実に、最低生活の維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立助長に実効があがっていると認められるものは処分しなくてもよい
- ・現在は活用されていないが、将来活用されることがほぼ確実で、かつ、いま処分するよりも保有している方が生活維持に実効があるとみとめられるものも処分しなくてよい

(b) 扶養義務者の扶養

民法に定められる扶養義務の履行を保護に優先させる。

(c) 他の法律による給付

生活保護は、最終手段であって、他の施策例えば老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、介護保険法などによる措置や給付を受けることができるときは、まずこれらの給付が優先される。

### 3 生活保護実施の上の原則

(1) 申請保護の原則（法7条）

国民には保護を請求する権利が保障されているが、法は申請行為を前提として、その権利の実現を図ることを原則とする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくとも必要な保護を行うこと（職権保護）ができる（7条但書）。

(2) 基準及び程度の原則（8条）

法は、国民に対し、最低生活を無差別平等の保障するため、予めどのような対象者にどの程度の保護が必要であるか決定しておく必要がある。

そこで、保護の実施は、①厚生労働大臣の定める基準により測定した、②要保護者の需要を基とし、そのうち③その者の金銭又は物品で満たすことのできない、④不足分を補う程度において行うものと規定している（法8条1項）。

そして、その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なもので、かつ、これをこえないものでなければならない（法8条2項）。

現行の保護基準は、保護の支給基準であると同時に保護の要否の判定基準にもなっている。

(3) 必要即応の原則（法9条）

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要な相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとするとされる。

これは生活保護制度の機械的運用をいましめ、個々の要保護者の実情に即して有効かつ適切な保護を行うという趣旨で設けられた。

(4) 世帯単位の原則（法10条）

保護の要否や程度を世帯単位で測定して実施するもの。

保護の請求権は、個々の困窮者にあるが、困窮状態に陥っているか否か、どの程度の保護を必要とするかは、生計を同一にしている世帯全体を観察してはじめて把握される現象であるという社会通念に基づくもの。

#### 4 被保護者の権利・義務

法は、被保護者の権利義務を次のとおり規定している。

(1) 被保護者の権利

(a) 平等

基本原理でも述べたとおり、保護の要件を満たす限り等しく平等の扶助を受けることができる。

(b) 不利益変更の禁止（法56条）

被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることはない。

(c) 公課禁止（法57条）

被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることはない。

(d) 差押禁止（法58条）

被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差押えられることがない。

(2) 被保護者の義務

(a) 譲渡禁止（法59条）

保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利は譲り渡すことができない。

(b) 生活上の義務（法60条）

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

(c) 届出の義務 (法 61 条)

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならない。

(d) 指示等に従う義務 (法 62 条)

被保護者は、保護の実施機関が被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。また、保護施設を利用する被保護者は、その保護施設の管理規程に従わなければならない。

(e) 費用返還義務 (法 63 条)

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村に対し、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

## 5 生活保護の実施に係る事務の性格

(1) 法定受託事務

(a) 法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する法定受託事務である。このため、生活保護に係る事務は、法及びこれに基づく政省令のほか、法定受託事務の処理基準として国から示されている諸通知に基づいて行われることになる。

(b) 主な政省令・通知は、次のとおり

生活保護施行令(昭和25年5月20日政令第148号)(以下「施行令」と略す)

生活保護施行規則(昭和25年5月20日厚生省令第21号)(以下「規則」と略す)

「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)(「告示」と略す)

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号)(「次官通知」と略す)

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号)(「局長通知」と略す)

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保発第34号)(「課長通知」と略す)

(2) 国庫負担

保護費のうち、4分の3は国の負担、残りの4分の1を各自治体が負担する<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 那覇市議会は、平成23年3月15日、リーマンショック後の不況と雇用状況の悪化等を理由に

## 6 生活保護の実施機関（以下の条文は社会福祉法）

### (1) 福祉事務所の組織体制

都道府県及び市は、条例で、福祉に関する事務所（福祉事務所）を設置しなければならない（社会福祉法 14 条 1 項）。

市の設置する福祉事務所は、生活保護法に定める援護等に関する事務をつかさどる（同条 6 項）。

福祉事務所には、長と指導監督を行う所員、現業を行う所員、事務を行う所員を置かなければならない（15 条 1 項）。

指導監督を行う所員（査察指導員、スーパーバイザー（S V）と呼ばれる）は、所長の指揮監督を受け、現業事務の指導監督をつかさどる（15 条 3 項）。

現業を行う所員（地区担当員、ケースワーカー（C W）と呼ばれる）は、所長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者の家庭を訪問し、又は訪問しないで、面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる（15 条 4 項）。

指導監督を行う所員、及び現業を行う所員は、原則として、上記 15 条 3 項、同条 4 項に規定する職務にのみ従事しなければならない（17 条）

### (2) 定員

福祉事務所の所員の定員は条例で定めるとされ、但し、現業を行う所員の数は、次に掲げる数を標準として定めるものとされ、市の設置する福祉事務所においては、被保護世帯 80 世帯ごとに 1 名とされる（16 条 2 号）。

### (3) 資格

指導監督を行う所員、現業を行う所員は、社会福祉主事でなければならない（15 条 6 項）。

社会福祉主事は、市長の補助機関である職員とし、年齢 20 歳以上の者で、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ次のいずれかに該当する者から任用しなければならない（19 条 1 項）

- ・大学等で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- ・都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ・社会福祉士
- ・厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事試験に合格した者
- ・以上に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められるとして厚生労働省

---

生活保護関連予算の増額が続き地方財政を圧迫していることから、扶助費のみならず人件費も含め国庫負担分の増額を求める意見書を国に提出している。

## 令で定めるもの

### (4) その他

- ・都道府県知事並びに市長は、社会福祉法、生活保護法等の施行に関しそれぞれのその所部の職員の行う事務について、その指導監督を行うために必要な計画を樹立し、及びこれを実施するよう努めなければならない（20条）
- ・社会福祉法、生活保護法の施行に関する事務に従事する職員の素質を向上するため、都道府県知事は士の職員に対し、市長はその所部の職員に対し、必要な訓練を行わなければならない（21条）。

## 第2章 那覇市の生活保護の状況

### 1 那覇市的人口

#### (1) 人口・世帯数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口	322,581	323,293	323,309	322,073	321,094	321,183
世帯数	144,678	147,296	149,304	150,576	152,464	154,786
人口/世帯数	2.23	2.19	2.17	2.14	2.11	2.08

各年 3月末日時点(外国人含む)  
那覇市のHP 行政情報・那覇市統計情報・人口統計 より

那覇市の人口は、平成 29 年をピークに減少傾向にある。ただ、令和 2 年は若干 (+89 人) ではあるが増加している。世帯数は一貫して増加傾向にある。

以上から、1 世帯当たりの人員は一貫して減少傾向にある。単身世帯が増加しているといえる。

沖縄県全体では、人口は増加傾向にある（以下の数値は沖縄県のホームページより）。

平成 29(2017) 年 1 月 1 日現在 1,442,228 人

令和 3(2021) 年 1 月 1 日現在 1,460,427 人

このように中心地である那覇市では人口減少傾向にある。那覇市内ではなく、周辺自治体に住居を求める傾向が予測される。理由としては那覇市内の地価が高止まりしている、道路や交通機関の充実（モノレールが隣の浦添市まで延長された）により郊外の不便さはない、新しく供給できる住居の減少などが考えられるであろうか。

#### (2) 年齢層別の人団の推移

年少（0～14 歳）・生産年齢（15～64 歳）・老年（65 歳～）別に見た人口は次のとおりである。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
年少人口 (0歳～14歳)	51,136	50,756	50,176	49,574	48,604	47,885
生産年齢人口 (15～64歳)	207,117	205,687	204,075	201,429	199,537	198,854
老人人口 (65歳以上)	64,328	66,850	69,058	71,070	72,953	74,444
合計	322,581	323,293	323,309	322,073	321,094	321,183

年少人口・生産年齢人口とも減少傾向にある一方で、老齢人口は増加傾向にある。平成31年から令和2年にかけて、総人口が増加したのは、年少人口、生産年齢人口の減少幅が小さくなつた影響である。

上記の人口数を比率で表したのが以下の表である。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
年少人口	15.9	15.7	15.5	15.4	15.1	14.9
生産年齢人口	64.2	63.6	63.1	62.5	62.1	61.9
老人人口	19.9	20.7	21.4	22.1	22.7	23.2

老齢人口の割合が毎年増加しており、那覇市においては、急速に高齢化が進んでいるといえる。

## 2 那覇市における生活保護

以下の数値は、特に断りのない限り、「令和元年度 那覇市の生活保護（平成30年度統計年報）（那覇市福祉事務所令和2年3月31日発行）より転記した。

### (1) 被保護世帯・人員

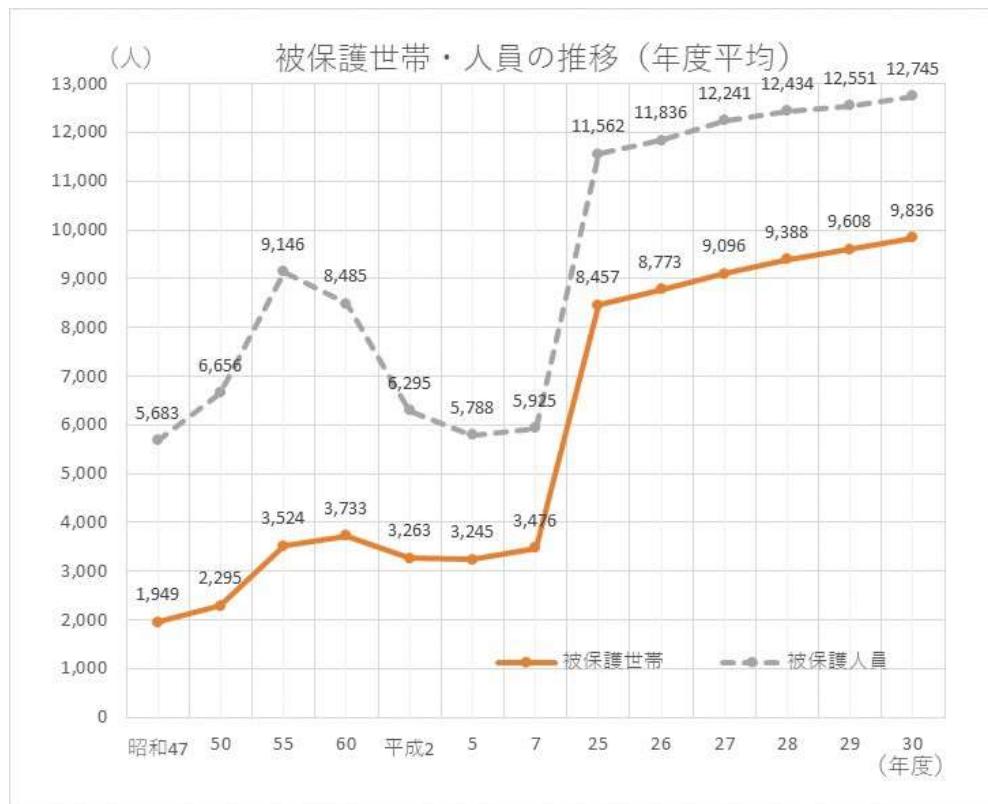
年度	那覇市			沖縄県			全国		
	世帯	人員	一世帯平均人員	世帯	人員	一世帯平均人員	世帯	人員	一世帯平均人員
昭和47	1,949	5,683	2.92	10,589	31,659	2.99	692,378	1,349,000	1.95
50	2,295	6,656	2.90	10,300	27,629	2.68	707,514	1,349,230	1.91
55	3,524	9,146	2.60	12,395	31,843	2.57	746,997	1,426,984	1.91
60	3,733	8,485	2.27	12,296	28,331	2.30	780,507	1,431,117	1.83
平成2	3,263	6,295	1.93	9,570	18,718	1.96	623,755	1,014,842	1.63
5	3,245	5,788	1.78	9,027	16,208	1.80	586,106	883,112	1.51
7	3,476	5,925	1.70	9,465	16,399	1.73	601,925	882,229	1.47
25	8,457	11,562	1.37	24,393	33,995	1.39	1,591,804	2,161,606	1.36
26	8,773	11,836	1.35	25,475	34,839	1.37	1,612,235	2,165,782	1.34
27	9,096	12,241	1.35	26,580	35,851	1.35	1,629,749	2,163,753	1.33
28	9,388	12,434	1.32	27,520	36,534	1.33	1,637,183	2,145,842	1.31
29	9,608	12,551	1.31	28,218	36,886	1.31	1,640,811	2,124,599	1.29
30	9,836	12,745	1.30	28,823	37,269	1.29	1,637,411	2,096,816	1.28
31	10,207	13,089	1.28				1,635,727	2,073,104	1.27
令和2	10,323	13,169	1.28				1,636,061	2,053,031	1.25

平成30年度までは「那覇市の生活保護」より（年度平均の数）

那覇市の平成31年度は、令和2年3月の数字、令和2年度は令和3年1月の

数

全国の平成 31 年、令和 2 年(4 月～11 月平均)は、厚生労働省発表の数値より  
那覇市の状況をグラフ化すると以下のとおりとなる。



全国の保護人員は、平成 26 年度をピークに減少傾向にある。

一方で、沖縄県、那覇市は、平成 26 年度以降も増加傾向にある。

## (2) 世帯構成人員

年度	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	総数	1世帯当たり人員
昭和47	587	268	180	186	183	129	160	1,693	3.18
50	807	380	280	241	194	135	135	2,172	2.86
55	1,373	649	426	391	275	145	173	3,432	2.65
60	1,753	709	449	377	242	118	101	3,749	2.33
平成2	1,829	584	345	261	128	60	30	3,237	1.95
5	1,915	593	297	219	92	44	25	3,185	1.82
7	2,117	638	303	197	81	35	17	3,388	1.72
25	6,294	1,289	394	165	80	30	26	8,278	1.38
26	6,612	1,308	400	165	71	37	21	8,614	1.37
27	6,926	1,357	383	166	68	41	19	8,960	1.36
28	7,277	1,343	370	154	63	35	21	9,263	1.34
29	7,543	1,291	383	138	64	32	22	9,473	1.32
30	7,787	1,266	356	149	62	31	20	9,671	1.31

注：各年7月1日現在（H23年度以降は7月末現在）  
 グラフ化すると以下のとおりとなる。



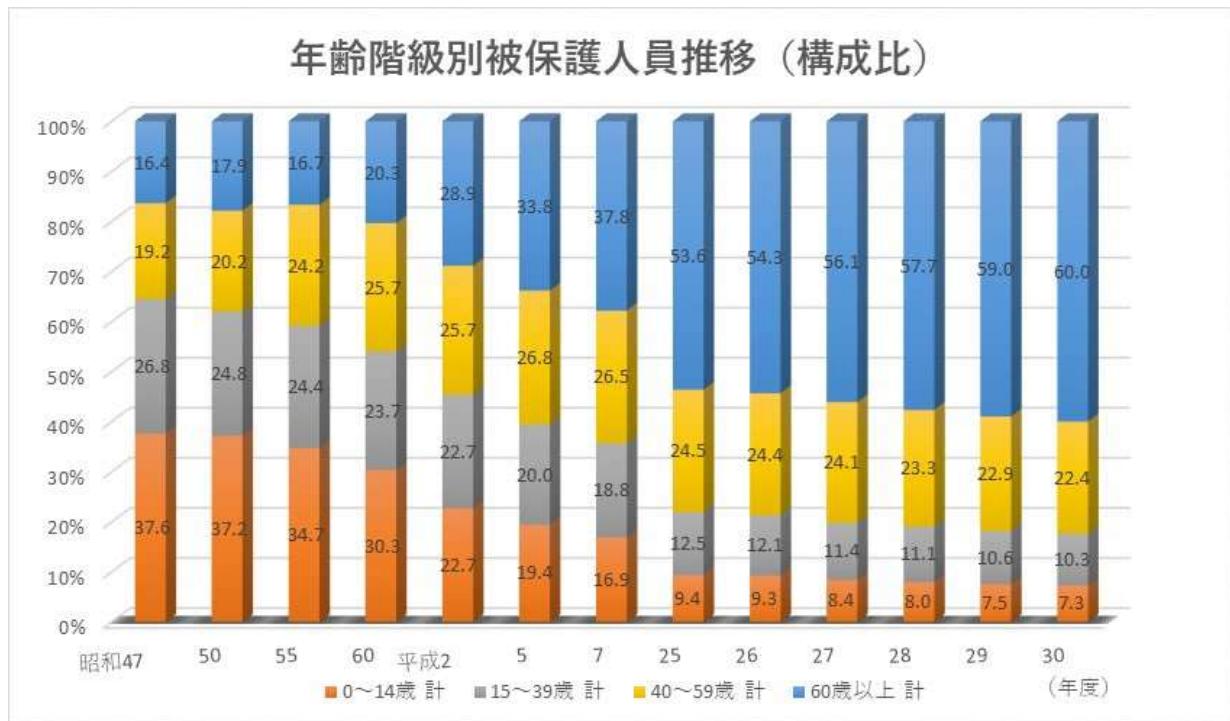
単身世帯が最も多いことに変わりはないが、近時はその割合がさらに高まっている。

### (3) 年齢別

年齢階級別の人員は次のとおり

年度	総数	0~14歳				15~39歳				40~59歳			60歳以上		
		0~5歳	6~11歳	12~14歳	計	15~19歳	20~29歳	30~39歳	計	40~49歳	50~59歳	計	60~64歳	65歳以上	計
昭和47	5,390	464	981	581	2,026	622	292	533	1,447	654	380	1,034	150	733	883
50	6,218	624	1,055	633	2,312	611	327	603	1,541	807	447	1,254	234	877	1,111
55	9,104	672	1,565	925	3,162	965	491	768	2,224	1,325	874	2,199	376	1,143	1,519
60	8,720	480	1,241	924	2,645	945	353	766	2,064	1,192	1,045	2,237	433	1,341	1,774
平成2	6,310	247	650	536	1,433	688	172	574	1,434	751	871	1,622	452	1,369	1,821
5	5,788	202	538	385	1,125	558	186	413	1,157	762	787	1,549	495	1,462	1,957
7	5,886	221	445	329	995	499	196	412	1,107	792	765	1,557	557	1,670	2,227
25	11,491	285	478	316	1,079	477	331	632	1,440	1,127	1,685	2,812	1,347	4,813	6,160
26	11,827	287	490	317	1,094	450	344	633	1,427	1,175	1,705	2,880	1,378	5,048	6,426
27	12,184	250	469	304	1,023	461	350	579	1,390	1,223	1,714	2,937	1,344	5,490	6,834
28	12,373	259	447	279	985	430	328	612	1,370	1,238	1,646	2,884	1,277	5,857	7,134
29	12,503	233	424	286	943	429	309	585	1,323	1,248	1,615	2,863	1,236	6,138	7,374
30	12,634	246	403	273	922	429	312	562	1,303	1,201	1,634	2,835	1,208	6,366	7,574

グラフ化すると以下のとおりである。



那覇市では60歳以上の高齢者層が60%に達している。これを全国の状況でみると、平成29年時点では、60~64歳8.7%、65歳以上49.1%、合計57.8%であり、ほぼ共通する。被保護人員は65歳以上の高齢者の増加が顕著である。

#### (4) 世帯類型別

年度	総数						単身者世帯						2人以上の世帯					
	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病世帯	その他の世帯	給医療再扶助掲示單	総数	高齢者世帯	傷病世帯	その他の世帯	給医療再扶助掲示單	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病世帯	その他の世帯	給医療再扶助掲示單	
実数	S47	1,919	519	333	351	716	(-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(-)	
	50	2,259	556	480	737	486	(104)	818	403	337	78	(74)	1,441	153	480	400	408	(30)
	55	3,519	758	694	1,470	597	(265)	1,411	620	699	92	(165)	2,108	138	694	771	505	(100)
	60	3,728	996	671	1,514	547	(384)	1,757	818	845	94	(270)	1,971	178	671	669	453	(114)
	H2	3,256	1,128	479	1,248	401	(368)	1,844	978	807	59	(336)	1,412	150	479	441	342	(32)
	5	3,240	1,150	419	1,287	384	(324)	1,954	1,012	881	61	(288)	1,286	138	419	406	323	(36)
	7	3,473	1,238	412	1,415	408	(318)	2,195	1,102	995	98	(283)	1,278	136	412	420	310	(35)
	25	8,433	3,896	434	2,933	1,170	(348)	6,399	3,571	2,287	541	(317)	2,034	325	434	646	629	(31)
	26	8,753	4,124	442	3,025	1,162	(355)	6,713	3,789	2,398	526	(322)	2,040	335	442	627	636	(33)
	27	9,111	4,458	443	3,066	1,144	(311)	7,074	4,100	2,462	512	(285)	2,037	359	443	604	632	(26)
	28	9,377	4,697	452	3,153	1,075	(333)	7,380	4,318	2,590	472	(301)	1,997	378	452	563	604	(32)
	29	9,597	4,951	451	3,179	1,016	(348)	7,665	4,567	2,635	463	(306)	1,932	384	451	544	553	(42)
	30	9,819	5,161	448	3,229	981	(332)	7,936	4,787	2,691	458	(291)	1,883	374	448	538	523	(41)
平成30年沖縄	28,722	15,431	1,301	8,782	3,207	(1,202)	23,404	14,327	7,403	1,674	(1,092)	5,318	1,104	1,301	1,380	1,533	(111)	
平成30年全国	1,629,135	882,026	86,578	412,274	248,274	(-)	1,316,804	804,873	347,040	164,891	(-)	312,331	77,153	86,578	65,234	83,366	(-)	

### 3 他市との比較

#### (1) 沖縄県内市町村との比較

沖縄県内の市町村別の被保護世帯、被保護人員は次のとおりである（平成 31 年 3 月時点）

区分 市町村	管内人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率 (%)
那覇市	322,605	9,974	12,911	40.02
糸満市	61,865	984	1,266	20.46
豊見城市	64,163	572	730	11.38
浦添市	114,059	2,032	2,717	23.82
宜野湾市	98,502	1,958	2,646	26.86
沖縄市	142,027	4,136	5,300	37.32
うるま市	124,014	2,344	2,995	24.15
名護市	62,626	1,175	1,516	24.21
宮古島市	54,558	808	1,018	18.66
石垣市	48,702	816	1,067	21.91
南城市	44,005	351	416	9.45
八重瀬町	31,280	240	311	9.94
与那原町	19,816	323	413	20.84
南風原町	39,316	409	502	12.77
西原町	35,008	406	548	15.65
渡嘉敷村	695	0	0	0.00
座間味村	893	11	12	13.44
粟国村	689	26	34	49.35
渡名喜村	356	10	13	36.52
南大東村	1,219	14	16	13.13
北大東村	586	2	6	10.24
久米島町	7,746	106	129	16.65
読谷村	41,350	382	510	12.33
嘉手納町	13,588	294	401	29.51
北谷町	28,913	295	399	13.80
北中城村	17,360	159	208	11.98
中城村	21,307	156	187	8.78
金武町	11,510	303	365	31.71
恩納村	11,005	79	93	8.45
宜野座村	6,074	64	83	13.66
国頭村	4,693	80	95	20.24
大宜味村	3,069	69	80	26.07
東村	1,786	32	45	25.20
今帰仁村	9,345	154	178	19.05
本部町	13,196	248	284	21.52
伊江村	4,547	55	66	14.52
伊平屋村	1,213	19	21	17.31
伊是名村	1,415	16	19	13.43
多良間村	1,164	18	22	18.90
竹富町	4,326	38	41	9.48
与那国町	1,713	19	23	13.43
合計	1,472,304	29,177	37,686	25.60

沖縄県全体の保護率が、25.60%であるのに対し、那覇市は40.02%と高くな

っている。

## (2) 同規模の他市との比較

人口規模が那覇市と同程度（30万人）の中核市の生活保護の状況（保護費支出額・保護率）を比較した表が以下のとおりである（平成30年度）。

市	人口(人)	保護費支出額(千円)	保護率(%)
那覇市	322,073	22,039,794	40.0
久留米市	305,581	11,206,899	21.8
高知市	330,028	19,564,000	35.8
和歌山市	369,861	16,836,029	26.1
奈良市	358,155	12,212,570	20.9
明石市	301,199	8,873,420	17.9
高槻市	352,990	9,987,810	17.0
大津市	342,088	6,707,760	11.9
川越市	352,418	7,218,132	12.4
前橋市	337,579	6,747,907	11.8
秋田市	310,412	8,948,334	17.5
旭川市	338,558	20,343,628	37.4

保護費は、各市のホームページより、保護率は「生活保護のてびき令和2年度版」（第一法規）より

那覇市は、中核市の中でも保護率が高くなっています。前橋市・大津市などと比べると、保護費支出額・保護率とも3倍以上となっている。

## 4 まとめ

那覇市は、全人口は減少傾向にある一方、65歳以上の老人人口が増加している。

また、生活保護人員は、全国では平成26年以降減少傾向にある一方、那覇市は平成5年以降現在まで増加している。

那覇市（沖縄県）の増加傾向の原因は判然としない。

なお、那覇市が「那覇市の生活保護」の中で、生活保護と関わりの深いと考えている項目は次のとおりである。

- ① 市民所得 2,437千円（沖縄県2,166千円、全国3,069千円）
- ② 雇用の状況 非正規社員 47.9%
- ③ 進学率（進学も就職もしない） 中学卒業後 1.6% 高校卒業後 18.1%  
いずれも全国平均と比べると悪い値となっている。

しかし、これまで沖縄県の景気が他府県に比べ悪いということもない。完全失業率、有効求人倍率を見ても雇用状況が悪化している状況はない。

強いて挙げるなら、二極化が進んでいるということであろうか。

那覇市が県内他の市町村と比較し、保護率が高い原因として、「那覇市の生活保護」の中で述べられているのは

- ① 住宅 比較的低廉な賃貸住宅が多く（家賃4万円以下が36.5%）、住居の確保が容易なため流入する
- ② 医療機関 医療機関が充実しており（県全体の30%）、離島からも含め転居してくる世帯が多い

という点である。この他に監査人が考えるところでは

- ・那覇市在住の人は、他府県・他市町村からの転入が多く、近所や親戚からの援助が見込めない
- ・保護申請が気兼ねなくできる（地方では役場に知り合いが勤めていることで、生活保護申請への心理的抵抗がある場合がある）

いずれにせよ、沖縄県の県庁所在地として雇用・経済の担い手としての責務を務める必要がある。

## 5 那覇市の生活保護実施体制

### (1) 保護の実施機関

(a) 那覇市福祉事務所設置条例（昭和47年5月9日条例第50号）に基づき、社会福祉法第14条第1項の規定により、福祉事務所を設置し、福祉事務所は、生活保護法に関する事務をつかさどるものとされる。

そして、那覇市福祉事務所設置条例施行規則（昭和54年5月1日条例第11号）第2条1項により、福祉事務所は、福祉部及びこどもみらい部の組織をもって充てられ、福祉部長が福祉事務所長となる（2条2項）

さらに、那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成25年3月29日規則第56号）により、生活保護法上の市長の権限が福祉事務所長に委任される。

那覇市福祉事務所事務専決規程（平成25年3月28日福祉事務所長訓令第1号）により、こどもみらい部長、参事（保護管理課長兼ねる場合）、課長が専決できる事務について定めている。

### (b) 那覇市の場合

那覇市事務分掌条例（条例第13号）1条6号により福祉部が設置され、2条6項で福祉部の分掌事務の中に社会福祉に関すること（1号）が定められる。

那覇市事務分掌規則（規則第15号）1条別表により福祉部に、保護管理

課、保護第一課、保護第二課、保護第三課が置かれ、それぞれ以下の事務を担うこととされる。

(保護管理課)

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の実施に関すること。
- (2) 生活保護に係る総合調整に関すること。
- (3) 福祉相談に関すること。
- (4) 生活保護費の給付に関すること。
- (5) 生活保護に係る医療機関等への指定等に関すること。
- (6) 生活保護の適正推進に関すること。
- (7) 生活保護に係る自立支援プログラムに関すること。
- (8) 生活困窮者自立支援に係る総合調整に関すること。
- (9) 生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)の実施に関すること。
- (10) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。
- (11) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)に関すること。

(保護第一課)

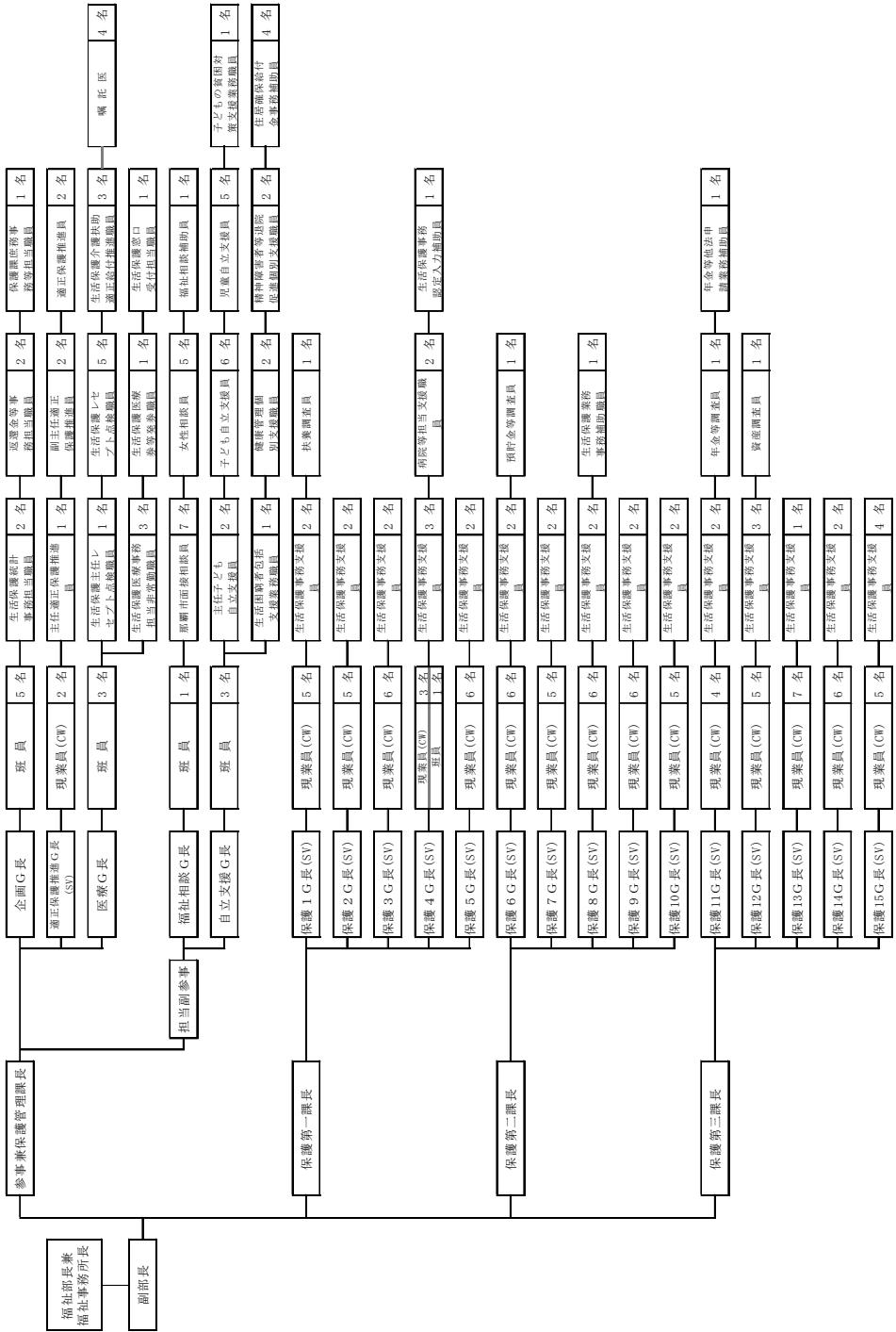
- (1) 生活保護法の実施に関すること。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)の支援給付の実施及び配偶者支援金の支給に関すること

(保護第二課)

(保護第三課)

生活保護法の実施に関すること。

- (c) 各課の職員構成は次の図のとおりである。



(d) 保護課の組織の変遷

上記のとおり、現在では、保護管理課、保護第一課、保護第二課、保護第三課という体制であるが、これまでの変遷は次のとおりである。

- ・平成 11 年度 「那覇市福祉のまちづくり条例」で基本姿勢
  - ・平成 19 年度 扶助費の増大、現業員不足が問題となる中、生活保護相談と医療扶助費の適正執行を念頭に「福祉相談医療対策室」の設置、「精神障害者等退院促進支援事業」等の推進。高齢者世帯を受け持つ「高齢班」と

それ以外の「一般班」の二班体制にし、現業業務・査察指導業務の効率化を図る。「多重債務等対策事業」として司法書士の相談員を配置（～平成 27 年度）

- ・平成 20 年度 診断会議の事務効率化、不正受給対策、就労支援及び健康管理支援事業の強化
- ・平成 21 年度 10 人の定員増。高齢班・一般班をなくし、地区制を導入し、民生委員等との連携、訪問活動を強化し適正化を推進
- ・平成 22 年度 1 課体制を 3 課体制とし、保護実施を保護第一課・第二課の業務、相談・新規・医療・庶務等を保護管理課の業務。非常勤現業員 10 名配置、児童自立支援員 2 人配置し「児童自立支援プログラム」を実施
- ・平成 23 年度 非常勤現業員 4 人増員。新規申請相談に対応するため面接相談員 2 人増員、不正受給等に対応する適正保護推進グループの設置し主幹・主査・主事各 1 人を配置、適正推進員 1 人増員。就労支援員 3 人、児童自立支援員 2 人増員
- ・平成 24 年度 査察指導員 2 人増員、地区担当班を 10 班から 12 班体制に増班、非常勤現業員 4 人増員。主任面接相談員（非常勤）1 人配置、副主任適正保護推進員（非常勤）1 人増員、年金等調査員（非常勤）を新設、児童自立支援に向け個別学習支援のための塾を一箇所新設、6 月から児童自立支援員を 1 人増員し 5 人体制
- ・平成 25 年度 現業員 1 人、非常勤現業員 7 人増員、預貯金等調査員（非常勤）2 人、現業員を補佐する事務補助員（非常勤）2 人、医療券発行の事務補助員（非常勤）1 人配置。返還金担当事務職員（非常勤）1 人新設し、5 月から返還徴収金の口座振替制度の導入。「子どもの居場所づくり事業」を実施し、支援員 1 人配置。「就労意欲喚起等支援事業」を実施。

中核市移行に伴う業務への対応として、指定医療機関・指定介護機関への個別指導

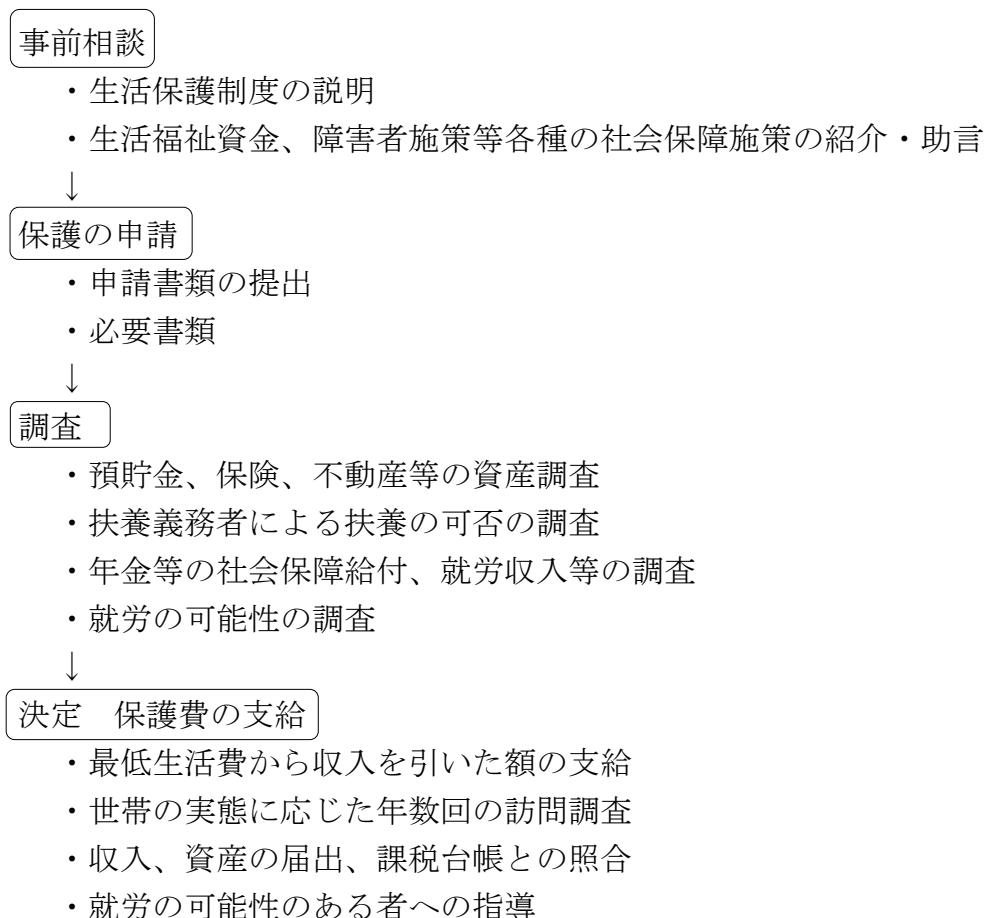
- ・平成 26 年度 保護第三課を増設、課長 1 人増員とともに査察指導員 3 人増員し 15 班体制とした。非常勤現業員 8 人増員
- ・平成 27 年度 現業員 3 人増員
- ・平成 28 年度 現業員 2 人増員 子ども自立支援員 8 人配置
- ・平成 29 年度 返還徴収金の債権管理・督促業務のため再任用職員の配置 厚労省からの社会保障生計調査に基づき社会保障生計調査員（非常勤）配置（2 年間）
- ・平成 30 年度 現業員 3 人増員 女性相談員（非常勤）1 人増員
- ・平成 31 年度 現業員 3 人増員 事務補助員（非常勤）1 人配置 返還金担当職員 1 人増員 自立支援員 1 人増員

以上のとおり、増加する生活保護に迅速かつ適正に対応すべく、組織体制

の見直し、増員など毎年行っている。

(2) 生活保護の手続

生活保護を受給するまでの大まかな流れは以下のとおりである。



## 6 監査結果

### 【意見】将来の生活保護の動向予測

被保護人員（特に老年層）は今後も増加していくと見込まれる。コロナ禍の影響が今後の社会生活に影響を及ぼし続けることも想定される。

楽観視できる状況にはないことは明らかであり、被保護人員の増加の原因・分析を行い、効果的な施策を考える必要があると思われる。

一朝一夕で事態が改善することは考えにくいが、雇用、教育、社会保障のあらゆる分野からの検討が必要である。

## 第3章 市民に対する広報

### 1 意義

生活保護の補足率は、2割とも言われている<sup>1</sup>。様々な事情で生活保護を利用していないという市民もいると思われるが、そもそも生活保護という制度を知らない、生活には困窮しているが誰に相談したらよいのか分からぬ、制度は聞いたことがあるがどこに相談したらよいのか分からぬという層もいると思われる。

そのように本来必要としている市民に必要な情報が行き渡る必要がある。局長通知でも次のとおり述べられている。

#### 局長通知 第9 「2 要保護者の発見・把握」

要保護者を発見し適切な保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が保護の実施機関の窓口につながるよう、住民に対する生活保護制度の周知に努めるとともに、保健福祉関係部局や社会保険・水道・住宅担当部局等の関係機関及び民生委員・児童委員との連携・連絡を図ること

### 2 周知・広報

#### (1) ホームページの記載

那覇市においては、市のホームページにおいて次のような表記により、生活保護の制度の広報を行っている<sup>2</sup>。

「生活に困窮したときに、日本国憲法第25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むための必要な保護を行い、自立した生活を送れるよう支援する制度です。生活に困ったときは福祉事務所にご相談ください。」

那覇市における「福祉事務所」(生活保護)は市役所本庁舎（2階25番窓口）のみである。

#### (2) 生活保護のしおり

那覇市のホームページから「生活保護のしおり」(PDF)がダウンロードできるようになっている。この「生活保護のしおり」は各自治体が独自に作っているものである。本庁窓口の他、各3支所に備え置かれている。相談窓口に訪れた相談者に対しても、「生活保護のしおり」を使って制度の説明をして

<sup>1</sup> 「生活保護の争点」吉永純著（高蔵出版）317頁。なお、補足率の考え方には様々あるようだが、ここでは、生活保護を利用できる状況の人のうち、実際に生活保護を利用している方の割合程度ととらえておく

<sup>2</sup> <https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/seikatuhogo/seikatsuhogonoseido.html>

いる。

「生活保護のしおり」はA4版で11頁からなり、全ての漢字にフリガナが振られている。イラストを多く用いて、読みやすさ、分かりやすさを最優先としたデザインであることが分かる。自治体によっては、非常に細かい文字で相当の情報を盛り込んでいる例も見られるが、那覇市の「生活保護のしおり」は、必要最小限の情報にとどめようとしている。

### (3) 相談会

インターネットの掲載以外には、従前、「なんでも相談会」（ワンストップで生活保護・法律相談等が相談できる相談会）を年に5回、地域に出向いて実施し、同相談会の中で生活保護についても周知をし、出向いた地域1箇所について「なんでも相談会」のチラシ4万枚を配布して周知していた。もっとも、令和2年度はコロナ禍により「なんでも相談会」は実施できていない。

## 3 関係機関との連携

前述のとおり、局長通知では、要保護者発見のため、関係機関との連絡・連携を図ること、積極的な活動が求められている。

那覇市においては新任の民生委員の研修会には、保護課職員が講師として生活保護制度の説明を行っているとのことである。

ほかに、特に業界団体に働きかけをしているものではないが、不動産仲介業者より、家賃滞納者で生活に困窮していると思われる賃借人の情報が寄せられることもあるとのことである。

## 4 監査結果

生活保護関係全国係長会議（令和2年3月5日開催予定）の連絡事項25頁には「生活保護制度を案内する各地方自治体のホームページやしおりについても、内容に不適切な表現がないかなどを点検いただくよう引き続きお願いする。」旨の記載がある。一度作成されたものでも継続して見直す必要がある。

### (1) 【意見】「福祉事務所」の記載について

那覇市のホームページ上、生活に困ったときの相談先として記載されている「福祉事務所」が市役所窓口を指すことが明記されておらず、「生活保護のしおり」においても表紙に「那覇市福祉事務所（那覇市役所 保護管理課 福祉相談班」と記載しているものの、しおりの中身では「生活に困り生活保護を受けたいと思ったら、お住まいの地域にある福祉事務所にご相談下さい」と書かれている。一般市民からすると、市役所の他に「福祉事務所」という別の組織・別の庁舎があると誤解する可能性がある。那覇市内には、那覇市社

会福祉協議会などが入居する「那覇市社会福祉センター」が、さらに沖縄県が所管する「沖縄県総合福祉センター」がそれぞれ存在する。市民からすると違いを理解するのは容易ではない。

この点、那覇市民以外も見る可能性があるため、一般的な記載となっているとの説明があったが、一番多く見るのは那覇市民（あるいは那覇市で生活保護を受けようとする者）であるから、そちらを優先する必要があると思われる。

市役所についての言及がない記載となっており、「福祉事務所」が「市役所本庁舎（2階25番窓口）」であることが分かりづらい、不親切な案内となっている。この点について、「那覇市における福祉事務所は市役所本庁舎（2階25番窓口）になります」といった形で明記すべきと思われる。

## (2) 【意見】「生活保護のしおり」の記載について

「生活保護のしおり」をより市民にとって分かりやすいものとするため、以下の修正点を検討頂きたい。

- (a) 「生活保護の手続きについて」（3頁）の頁に、「生活に困ったら福祉事務所に相談して下さい」という内容の記載が3回でてくる（2行目、8行目、10行目）。わずかなスペースで同じことを3回繰り返すよりも、大きな文字あるいは目立つ装飾で1回記載した方が、分かり易いし視覚的に訴えるものが大きいと思われる。
- (b) 全ての漢字にふりがなを振って誰でも読める体裁にしていることは理解できるが、逆にふりがなも含め文字ばかりとなり情報量が多くて分かりにくいページがある。「生活保護の申請に必要な書類」を説明するページ（4頁）は、多数の書類を挙げ漢字ばかりの記載となり情報量が極端に多くなっている。

このしおりでは、分かり易い説明にとどめ、「必要書類チェックリスト」などを別途用意し、その書類に書類名を記載してはどうかと考える。

- (c) 同じく4頁には「※急迫した状態にあると認められたときは、本人からの申請がなくても福祉事務所の判断（職権）で生活保護を開始する場合があります」の記載があるが、このしおりを見ている人は、少なくとも申請の意思がある市民であり、上記のような職権保護のことをわざわざ記載する必要性はないのではないかと思われる。その直前には、「何らかの事情でご本人が申請できない場合は、扶養親族などが代わりに申請することができます。」とも書いている。生活保護制度全体を説明するしおりである必要はない。また、仮に本人以外がこのしおりを見る可能性があるから記載する必要があるとしても「（職権）」とあえて記載する意味はないと思われる（この単語を市民に知らせる必要はない）。

(保護のしおり 4 頁)

しんせい  
2.申請

せいかつほご サカセイ う 生活保護の説明を受けたのち、生活保護を申請したいと思ったら、  
しんせいしょるい ふくしきじ らしと ていいじゅつ  
申請書類を福祉事務所へ提出します。

せいかつほご う ほんじん いし しんせい ひつよう ほこしんせいしょ  
生活保護を受けるには本人の意思で申請する必要があります。保護申請書は  
ふくしきじ らしょ ようい じしん きじゅう ていしゅつ 福祉事務所で用意していますのでご自身で記入し提出してください。なお、申請  
ともな せたい じょうきょう せいかく はあく ひつよう しょるい かくしゅしょうめいしょ  
に伴い世帯の状況を正確に把握するために必要な書類や各種証明書などの  
ていいじゅつ もと ばあい ほん じじょう ほんにん しんせい ばあい  
提出を求める場合があります。また、何らかの事情でご本人が申請できない場合  
ふようしんそく が しんせい  
は、扶養親族などが代わりに申請することができます。  
きゆうしんそく じょうだい みと ほんにん しんせい  
※急迫した状態にあると認められたときは、本人からの申請がなくても  
ふくしきじ らしょ ほんじん じしん せいかつほご かいし ばあい  
福祉事務所の判断（職権）で生活保護を開始する場合があります。

せいかつほご しんせい ひつよう しょるい  
【生活保護の申請に必要な書類】

せいかつほご しんせい ほこしんせいしょ ていしゅつ ひつよう ほこ  
生活保護の申請には保護申請書の提出が必要になります。また、保護の  
けってい さい しさんしんこくしょ しうにゅうしんくしょ どういしょ ていしゅつ ほか せたい じょうきょう せいかく  
決定に際し資産申告書、収入申告書、同意書の提出の他、世帯の状況を正確  
はあく つぎ しょりい ていしゅつ に把握するために書類を提出していただくことがあります。（本人以外  
かた しょりい う と ばあい いんじょう ひつよう  
の方が書類を受け取る場合は「委任状」が必要になることがあります）  
かおくらんたいしゃくいけいやくしょ やちん ちだい しょうめいしょ  
**●家屋賃貸借契約書および家賃（地代）証明書**

らえきんつうちょう きいしん ほちょう  
**●すべての貯金通帳（最新の記帳をしたもの）**

しょうがいしてちょう しんだい せいしん りょういく じりコレえんいりょうじゆせうしゃしょう かいごほけんしゃしょう  
**●障害者手帳（身体・精神・療育）、自立支援医療受給者証、介護保険者証**

きゅうようよいさいしょ きゅうよしょうめいしょ しょくば  
**●給与明細書または給与証明書（職場からもらうもの）**

けんこうほんじんしょ こくみんけんこうほん こうきこうれいしゃいりょう しょくば しゃかいほん  
**●健康保険証（国民健康保険、後期高齢者医療、職場の社会保険など）**

ねんきんしょしょ ねんきんふりこみくろじょ  
**●年金証書または年金振込通知書など**

じゅうみんほんじゅうごほん こせきとうほん かいせいはらこせきとうほん こせきふひょう  
**●住民票謄本、戸籍謄本、改製原戸籍謄本、戸籍附票**

しんせいじしゃ こ たち しんせいじしゃ おや の  
(申請者と子ども達、申請者と親などが載っているもの)

しさんしょうめいしょ ほんせきら しょくしんち およ ほんし  
**●資産証明書（本籍地または出身地、及び本市）**

た せたい じょうきょう せいかく はあく ひつよう しょりい  
**●その他、世帯の状況を正確に把握するために必要な書類**



(d) 細かい指摘であるが、「生活保護の申請に必要な書類」を説明するページ（4 頁）「すべての貯金通帳」とあるが「全ての預貯金通帳」が正しいと思われる。5 頁には「預貯金」の単語が使われている。

(e) 専門用語は極力使わないよう配慮頂きたい。

市職員、生活保護行政に携わる者にとっては普段から使う言葉でも、一般市民にとって分かりにくいものがある。以下は「保護のしおり」の記載の一例である。

① 「代理納付」（6 頁）

住宅扶助について、賃貸人に直接支払う方式を指すが、日常用語と

して使うものではないから、説明を受けなければ理解が難しいと思われる。そこで「家賃地代を直接貸貸人に支払うこと」と置き換えた方がよいと思われる。

② 「治材料や施術なども支給可能なものもあります。」（6 頁）

この記載は、市民からすると直ぐには具体的に何を指すのか分からぬと思われる。この記載は、医療扶助の内容を規定する

法 15 条 2 号 薬剤または治療材料

3 号 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

との記載及び「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日 社発第 727 号）の「第 3 医療扶助実施方式」の「6 治療材料の給付」及び「7 施術の給付」からきているものと思われる。

上記通知によれば「治材料」は義肢、装具、歩行用つえなどを、「施術」は、柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅうの施術を指すものと分かる。

「治材料」「施術」といった用語を用いず、上記の具体例の一部あげることで分かり易いものとなると思われる。

(f) 「親・子・兄弟姉妹など扶養義務者からの支援は可能な限り受けるようつとめ」との記載

扶養義務者からの支援が必須であるかの印象を与え、この記載だけ見た場合、家族との連絡をとることを躊躇する要保護者を遠ざける可能性がある。

課長通知第 9 の問 2 では「扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取すること自体は申請権の侵害に当たるものではないが、『扶養義務者と相談してからではないと申請を受け付けない』などの対応は申請権の侵害に当たるおそれがある。また、相談者に対し扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害にあたるおそれがあるので留意されたい。」とされている。

(g) 最後に

行政機関が一般市民向けに作成する文書（パンフレットやチラシ）は、正確性を意識するあまり、情報量が多くなりすぎて、読み手の関心を削ぐ結果となっているものが散見される。目的によって、分かりやすさを最優先し、必要最小限の情報にとどめることを検討頂きたい。

(3) 【意見】関係機関との連携

生活に困窮した場合、様々な支払を滞納することになると思われるが、最後に支払を止めるのは、電気、水道、ガスなどのライフラインであると思わ

れる。このライフラインの滞納があり、供給停止まで至るときは、生命の危機に瀕している状況にあることも考えられる。

そのため、要保護者発見のために、ライフライン事業者との連携が求められている（平成24年2月23日社援発0223第3号）。

那覇市におかれても電力、ガス会社、上下水道局との連携体制を今一度確認頂きたい。

## 第4章 相談・申請

### 1 概説

生活保護は、要保護者からの申請がなされることが前提となる（申請保護の原則。法7条）。そのため、生活保護の利用を希望する者からの相談に漏れなく対応し、申請する機会を失うことのないようにしなければならない。

次官通知等でも以下のとおり定められている。

次官通知 第9「保護の開始申請等」

保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと

局長通知 第9

生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること

### 2 那覇市の面接相談の状況

#### (1) 相談件数

過去5年の理由別の面接相談数は下記のとおり。

年度	理由別面接相談数(初・相談件数)						合計
	疾病	失業等	離婚等	高齢	介護	転入・その他	
平成27年度	452	32	26	384	3	316	1,213
平成28年度	357	28	33	421	3	447	1,289
平成29年度	365	15	25	321	2	378	1,106
平成30年度	394	31	36	211	0	459	1,131
令和元年度	460	61	37	57	5	615	1,235

※失業等：失業・倒産・不況・解雇

離婚等：離婚・離別・遺棄・行方不明

令和元年度は、疾病、失業を理由とする相談が増加する一方、高齢を理由とする相談は減少している。これは集計方法によるものである。

#### (2) 相談実施体制

那覇市における面接相談場所は、唯一の福祉事務所である市役所本庁舎(2

階25番窓口)のみで対応している。面接相談員は7名、相談室は5部屋(全て個室)あり、入口も利用者・相談員で別れており、プライバシーに配慮した形で個室になっている。

面接相談員が外に出向くことはせず、面接相談希望者がどうしても福祉事務所に来所できない場合、代理の方(親族の方)に来てもらう方法をとっている。前述の「なんでも相談会」において相談者から面接相談を希望された場合においても、本庁窓口に来てもらうよう案内している。例外的に、急迫保護の場合、病院の方から患者について「生活保護に該当させた方がいいかもしれない」という連絡(電話及びFAX)が福祉事務所宛にされ、同連絡をもって生活保護の申請を受理した状態にし、(面接相談員ではなく)ケースワーカーが病院に出向いて話を聞いたりするというケースがある。

面接相談員は、全員会計年度任用職員であり、福祉行政経験者、社会福祉士の資格持っている方である。多くが元ケースワーカーであり、ワーカー経験者だと申請受けた後の流れが分かっているので話が具体的でわかりやすいというメリットがある。

面接相談の手順としては、①相談者が来所して受付、②面接相談員(7名)に相談が割り振られる、③面接相談(生活保護や生活保護以外の制度の説明)、④面接相談終了後に記録を作成し決裁にまわす、という流れである。

面接相談してすぐに生活保護申請する者、持ち帰って検討する者、他の制度(例:障害年金等)を案内される者もある。

面接相談について制限時間は定めておらず、数時間かかる者もいれば30分で終わる者もあり、一つの相談にどの程度時間を要するか想定できないため、予約はとっていない。件数としては、平均すると1日10件以上あり、多い日は1日で20件を超えることもある。令和2年度初めは、コロナ禍の影響(かつ給付金制度開始前)か、1日で30件を超えたことが1日あった。

面接相談員のマニュアルはないものの、システム上の記録票に項目立てがされており、面接相談員は同項目に沿って面接相談を進め、聴取した事項を該当項目欄に記載しており、全面接相談員で記録方法が統一されている。また、システム上の記録票に記録することにより、ケースワーカーと迅速に情報共有できる体制となっている。

### (3) 監査結果

#### 【意見】面接時のパソコンの利用

面接相談員は面接相談終了後に記録を作成しているとのことであったが、業務の効率化をはかるべく、面接相談員の希望に応じて、ノートパソコンを貸与

し、面接相談の場でシステムにアクセスし、相談を聞きながら記録を残せるといったシステム構築を検討頂きたい。

### 【意見】

令和元年度に面接相談があったが申請に至らなかつたケースファイルからサンプルとして 10 件を抽出し、記録の管理状況等を確認したところ、面接記録票表の一番下「所見、助言、対応など」項目は、空欄となっているか「しおりを受け取りました」という紙が貼つてあるかで、活用されていなかつた。一方、面接記録票の「申請意思」項目（1枚目裏あるいは2枚目）に「所見、助言、対応など」項目に記載されるべき事項（例：制度の趣旨を説明、必要であれば再度相談したいとのことで相談終了）が記載されていた。面接相談の対応結果については面接記録票表の表で即確認できた方が業務の効率化に資するので、申請意思の部分は相談者における申請意思の有無に限定し、対応結果については「所見、助言、対応など」項目に記載するようにすべきである。

#### (4) 参考

面接相談担当する職員においては、次のような注意義務を指摘する裁判例が参考になる。

##### ・大阪高等裁判所平成 17 年 6 月 30 日判決

相談者は「相当長期間にわたり相当回数生活保護ないし児童扶養手当の受給について相談に赴いている。ところで、社会保障給付については各種の給付が存するのであるから、相談に当たる職員としては、相談者の説明内容を的確に把握して、支給可能性のある給付が何であり、受給資格としてどのような要件が定められており、相談者の場合には、どのような問題点があるのかを常に念頭において、相談者の相談に当たることが窓口職員には要求されているのである。したがって、本件の場合、市職員及び県職員としては、積極的に相談者のプライバシーに踏み込んで質問をするまでの必要はないとしても、最低限、相談者の相談内容から支給の可能性がある給付の種類及びその受給要件（すなわち構成要件）の概括的内容を教示する職務上の義務があるというべきである。」（下線は外部監査人にて）

##### ・広島高等裁判所平成 18 年 9 月 27 日判決

「保護行政の担当者は、生活に困窮するなどして相談に来た者に対し、法に適合した説明をすべき注意義務」を負うとされている。

相談窓口は、生活保護を申請しようとする市民にとって、最初の接点とな

る場所である。この相談での対応により、安心して生活保護の申請に至るか(その後の信頼関係の構築にも影響する)、行政に不信感を持つかの分水嶺ともなるところである。

生活保護においてはかつて、「水際作戦」などという不名誉な呼び方で、生活保護の申請を極力排除しようとする自治体職員の対応が非難されることがあった。特に本当に困窮している市民が生活保護の申請に至らず自殺するという事例(北九州)は記憶に新しい。

今回の監査では、申請を受け付けない方向での働きかけの存在は確認していない(件数の増加傾向からすると保護を受け付けない方向での対応はされていないものと推測される)。

上記の裁判例からすると、市民の生命にも直結する業務であるだけに相談担当者を始めとする現場の職員には重い責任が課せられているといえる。今後とも不適切な説明で保護受給権の侵害が発生しないよう取り組んで頂きたい。

### 3 保護申請

#### (1) 概要

法第7条は「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときには、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」と定めている。そして、法第24条では、「保護の開始を申請する者(以下、「申請者」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。」とし、施行細則第4条の様式第9号にて保護申請書を定めている。

また、法第24条第2項では、「申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない」とし、施行細則にて下記(2)の資料を定めている。保護の申請があったときは、法第24条第3項「保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と定め、同第4項にて「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」としている。

#### (2) 保護申請時の書類について 施行細則第4条において、保護申請にあたって必要な書類は次のとおりと定められている。

- ・保護申請書(様式第9号)

- ・資産申告書（様式第12号）
- ・収入申告書（様式第13号）
- ・同意書（様式第14号）
- ・給与証明書（様式第15号）
- ・農業収入明細書（様式第16号）
- ・家賃（地代）証明書（様式第17号）
- ・扶養義務者の申告書（様式第18号）

那覇市唯一の福祉事務所である本庁でのみ申請を受け付けている。申請を広く受理して「救い漏れ」を防ぐ観点から、特に厳格な確認方法をとらず、ひとまず受理することで保護を図る。代筆による申請についても、開始時調査の中で意思確認ができることから、原則として申請を受理する方向で対応している。

### (3) 監査結果

#### 【意見】

申請を広く受理し「救い漏れ」を防ぐ観点から、ウィズ・コロナ時代に対応した体制、例えば各支所にプライバシーに配慮した部屋を確保し、本庁で相談業務を行っている面接相談員と画面越しにリモート相談し、面接相談者の申請意向が確認できたら支所の窓口で申請書類を入手し、かつ、申請できるような体制の構築を検討頂きたい。

## **第5章 開始時調査**

### **1 概要**

保護の実施機関は、保護の受給要件（法第4条）を満たしているかどうかを判断するため、要保護者から必要な書類を提出させる。そして、要保護者の資産および収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して報告を求め、若しくは当該職員が居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、指定する医師等の検診を受けるべき旨を命ずることができる（法第28条）。また、資産、収入等が不明な時には、保護の決定または実施のために必要がある場合、要保護者の氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、生業もしくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況、他の法律に定める扶助の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況並びに支出の状況（以下「資産及び収入の状況等」という。）について、官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は関係人に対し報告を求めるため法第29条調査を実施することができる。また、能力活用の確認が必要と認められる要保護者には法第28条に基づく検診命令を実施し、要件の確認の審査を徹底する。

那覇市においては、新規の申請を相談班で受け付け、その後企画班でケースのデータを受け取り、相談班の申し送りを基に企画班が担当ケースワーカーに輪番で割り振り、面談記録が引き継がれ、割り振られたケースワーカーに調査票が届けられ、指導員からケースワーカーに指示を付与した上で調査をする、という流れである。ケースが割り振られるペースとしては、正職員のケースワーカーであれば3週間に1回程度、会計年度任用職員のケースワーカーであれば35日に1回で、会計年度任用職員のケースワーカーに割り振られるケースは、大きな状況変化が想定されないケース（例：施設に入所している高齢者のケース等）を割り振るよう配慮がなされている。

### **2 訪問調査**

保護の実施機関は、申請時における困窮申し立ての事実や世帯員の生活状況等の保護の要否、種類、程度及び方法の決定に関する必要な事実と根拠を把握することを目的として、要保護者世帯等を訪問して実地での調査を実施する。保護の開始または変更の申請等のあった場合には、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査しなければならない（実施要領）。

令和元年度に保護申請のあったケースファイルからサンプルとして10件を抽出し、適切に申請書を受理した日から1週間以内に訪問調査が実施されているか、実施されていない場合に合理的な理由があるかどうかについて検討した

ところ、特段指摘すべき事項はなかった。

### 3 資産及び収入調査

#### (1) 那覇市における体制

資産及び収入調査については、課の中の会計年度調査職員に調査担当職員がいる。預貯金・生命保険担当、年金担当、資産担当と担当が分かれている。

過去5年間の調査件数は以下のとおりである。

	年金・手当関係		生命保険・簡易保険関係等		銀行等の預貯金調査関係	
	調査先延件数	世帯数(実数)	調査先延件数	世帯数(実数)	調査先延件数	世帯数(実数)
27年	73	73	11,880	1,213	21,168	1,213
28年	41	41	17,923	1,237	12,606	1,237
29年	52	52	15,179	1,071	13,498	1,071
30年	208	208	14,015	1,109	10,307	1,109
01年	137	115	14,378	1,001	10,460	1,002

法29条に基づいて、金融機関、生命保険会社に対し調査を行っている。主要金融機関、生命保険会社に対し調査が行われていることを確認した。

金融機関に対しては、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」(平成24年9月14日 社援保発0914第1号)により、本店に対する一括照会により、全支店の口座履歴の照会が可能となっている。

生命保険会社に対しては、統一様式を利用することで、双方の事務の省力化を図っている。

## (2) 監査結果

### 【指摘】記載漏れ

預貯金調査・生命保険調査の回答状況については、預貯金調査担当から配布された預貯金調査の結果を各 CW が一覧表に記入することになっているが、サンプル調査をした 10 件の中の記録中複数件において、一覧表に記入がなかった。調査漏れや確認漏れを防ぐ観点から、記入漏れのないよう注意喚起されたい。

### 【意見】資産調査の多様化への検討

情報化社会の急速な進展に伴い、資産の範囲も広がりをみせている。例えば、最近では、暗号資産という通貨類似のものが定着しているし、投資活動（株式・FX その他の金融取引）もネット上で完結することができる。

かかる社会環境の変化にあわせ、資産調査の範囲についても従来の概念にとらわれず広く検討頂きたい。

## 4 扶養義務調査

### (1) 法令等

民法には扶養義務の規定があり、生活保護制度も民法で定められている扶養義務の履行が生活保護の運用よりも優先されるため、扶養義務者による援助を受けても、なおかつ生活に支障を來す場合に初めて生活保護が適用される。

法 4 条 2 項では、民法に定める扶養義務者の扶養・・・は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする  
と保護の補足性の原則が述べられている。

これを受け、次官通知「第 5 扶養義務の取扱い」では

- ・要保護者に扶養義務者へ扶養を求めるよう指導すること
- ・民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときはその保護を優先すること、当事者間の話し合いによる解決が望ましいことが述べられている。

その他、局長通知、課長通知の「第 5 扶養義務の取扱い」に規定されている。

### (2) 那覇市での扶養調査

扶養調査の方法については、「生活保護実務の手引き」（平成 30 年 4 月）（以下「手引き」と略す）にまとめられている。概要以下の手順が定められている。

① 扶養義務者の存否確認

要保護者からの聴き取り、及び戸籍の確認

対象は

絶対的扶養義務者（夫婦、直系血族、兄弟姉妹）

相対的扶養義務者のうち、現に当該世帯に属する者を扶養している者、過去に扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測されるもの

↓

② 扶養の可能性調査

要保護者からの聴き取り

金銭的な扶養の可能性

精神的支援（定期的訪問、架電、子どもの一時預かり等）

↓

③ 扶養可能性の判断

S Vと協議などにより、以下の扶養の可能性が期待できない者を除く

- ・被保護者
- ・施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認めた者
- ・要保護者の生活歴から特別の事情があり明らかに扶養ができないもの（長期間（概ね10年以上）にわたり音信不通者（※））
- ・夫の暴力から逃れてきた母子で扶養を求めることが要保護者の自立を阻害することになると認められる者
- ・明らかに就労不能で収入のない未成年者
- ・長期入院患者
- ・65歳以上の高齢者で収入が年金のみの者
- ・扶養義務者と交流がなく、居所不明である者
- ・主たる生計維持者でない非稼働者
- ・非課税世帯（各種収入、資産、事業規模などを勘案）
- ・上記と同様の状況であると認められる者

↓

④ 調査に着手

扶養の可能性が期待できない者 → 調査不要

それ以外

→重点的扶養能力調査対象者 → 那覇市在住者は実地訪問調査

→ 管外在住者は書面による調査

→それ以外 → 書面による調査

※扶養調査を不要とする判断基準において、那覇市では10年の音信不通、65歳以上の高齢者を設けている。この基準は、別冊問答集問5-1は、音信不通

は20年、高齢者は70歳を想定しているとされているので、それよりも緩やかな基準となっている。那覇市に確認したところによると、調査範囲を少しでも減らし扶養を期待できる者への調査を重点的に行うべきとの方針で、東京都の運用を参考に平成30年6月に扶養能力調査実施要領を変更したことである。

※重点的扶養能力調査対象者は、以下のとおり（局長通知第5の2(2)）

- ・生活保持義務関係にある者（夫婦間又は親の未成熟子（中学3年以下の子）に対する関係）
  - ・上記以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者
  - ・過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等の特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

那覇市においてはフォローチャートを作成しており、手順を視覚化している。

### (3) 監査結果

令和元年度に保護申請のあったケースファイルからサンプルとして10件を抽出し、扶養義務調査の記録を確認した。

#### 【指摘事項】「扶養義務者調査経過表」の記載の徹底について

「扶養義務者調査経過表」が空欄のままであり、扶養調査状況の記載がない案件が見受けられた。

那覇市福祉事務所「生活保護実務の手引き」では、「被保護者を中心とした親等図（ジェノグラム）を作成し、扶養の可能性の有無等を記載する「扶養義務者調査経過表」を作成し、扶養義務者の調査に活用する。」と記載されており（9頁）、また、「査察指導員は保護開始のケースにおいて開始3ヵ月経過後に扶養義務者調査経過表を確認のうえ、適切な扶養能力調査が行われているかチェックを行う」と記載がある（手引き添付の「扶養義務者調査（扶養照会）について」の3頁7(3))ことから、「扶養義務調査経過表」は適切な扶養能力調査を担保するために必要な資料であり、適切に作成されるべきである。

#### 【指摘事項】扶養能力調査の文書照会未回答案件についてのフォローについて

保護開始時の扶養能力調査に関する文書照会を行っているが、未回答であり、「扶養義務者調査経過表」に未回答と記載され、その後のフォローに関する記載がない案件が見受けられた。

那覇市福祉事務所「生活保護実務の手引き」では、「査察指導員は保護開始のケースについて開始 3 カ月経過後に扶養義務者調査経過表を確認のうえ、適切な扶養能力調査が行われているかチェックを行う。特に「重扶者」の実地調査、文書照会及び未回答者に対しての再照会が行われているかの確認を行い、されていない場合には適切な調査を行うようにCWに指示を行う。」との記載があり（前記「生活保護実務の手引き」添付の「扶養義務者調査（扶養照会）について」の3 頁 7(1)）、未回答の場合でも、その後のフォロー及び扶養義務者調査経過表への記載を行うべきである。

#### 【指摘事項】 世帯分散による開始時調査について

保護開始時の扶養義務調査、預金調査、生命保険調査が行われていない案件が見受けられた。当案件は世帯分散による保護開始となっており、新規申請による開始と同様の調査担当員による調査が行われるものとの誤認により、未実施となっていた。

当案件のような世帯分散による保護開始については、同様の担当割りの誤認による調査未実施が発生しないためにも、今一度、現業員に担当割当について適切な情報共有を行い、査察指導員などの上位者は適切に状況を確認し管理を行うべきである。

#### 【指摘事項】 扶養能力調査の適切な実施について

被保護者の父と妹に対して、正当な理由なく扶養能力調査を実施していない案件が見受けられた。

那覇市福祉事務所「生活保護実務の手引き」では、扶養義務者のうち扶養の可能性が期待できないもの以外には、重扶者か否かで実地訪問調査又は書面による調査を行うことと記載されている。当案件においては、扶養の可能性が期待できないものと判断できることから、適切に調査を実施すべきである。

なお、扶養調査を実施しない場合には、その検討過程及び判定について保護台帳、ケース記録等に明確に記載する必要があるとされている（課長通知の第 5 の問 2 の答 3）。仮に実施しないと決定した場合であれば、記録化しておく必要がある。

#### (4) 補足

この扶養調査は、要保護者が生活保護申請を思いとどまる最も大きな理由

であることが指摘されている<sup>1</sup>。したがって、国の通知通り厳格に行えば行うほど、保護申請をためらう結果となってしまいかねず、必要な扶助が実施されない可能性も出てくる。

また、朝日新聞によれば、2017年の厚生労働省の調査では、扶養照会をした約3万8千件のうち、金銭援助に結びついたのは約600件にとどまることである<sup>2</sup>。率にすると1.6%にとどまる。ヒアリングの席でも扶養照会から扶養に結びついたケースはほとんどないと回答であった。

この数字だけを見ると、3Eという観点からは、扶養照会は、不要である、との意見を出したいところではある。

しかし、生活保護制度への社会的信頼のためには扶養調査が必要であると考えることが必要かと思われる（生活保護制度に対する偏見・バッシングの解消）。

また、扶養調査は要保護者からの聴き取り、戸籍関係の取り寄せ、実地調査、書面送付などかなり手間のかかること作業であると思われる。また、手順を示すフローチャートがあったとしてもその手続きは複雑であり、民法の知識も必要とされる。職員にとっては負担のかかる作業と思われる。

その結果、沖縄県の監査でも毎年のように調査漏れが指摘されている。外部監査でも上記のとおり複数の指摘事項が挙げられている。

上記のとおり成功率が低いことからすると作業としては後回しになりがちで、機械的にこなす作業になりかねないが、地道な取組をお願いしたい。

なお、2021年2月8日付の共同通信は、菅内閣総理大臣が、同日の衆議院予算委員会で、親族照会の撤廃は否定したものの、緩和の方向で見直しを検討していると報じた。

その結果、令和3年2月26日厚生労働省社会・援護局保護課長通知が発せられ、「生活保護法による保護に実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）の一部改正がされ（令和3年3月1日から適用）、夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者場合には、扶養調査が不要であることが定められた。

また、令和3年2月26日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡が発せられ、問答集の問5-1の改正が行われ、扶養義務履行が期待できない者の判断基準のうち、「要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養が

---

<sup>1</sup> 琉球新報 2021年1月26日。支援団体のアンケートによると、生活保護を利用していない人のうち3人に1人が「家族に知られたくない」ことを理由に挙げているとのことである。

<sup>2</sup> 朝日新聞 2021年2月22日社説。なお、厚生労働省の原資料には当たることができなかつた。

「できない者」の例として、従来は 20 年間音信不通であることが挙げられていたが、改正後では、「当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定される。なお、当該扶養義務者と一定期間（例えば 10 年程度）音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよい。」と変更された。

音信不通期間が 20 年から 10 年になったことで若干ではあるが、要件が緩和されることになる。

なお、前記のとおり、那覇市の基準では元々音信普通期間は 10 年という目安が設定されていることから、大きな変化はないと考えられる。

音信不通期間が 10 年短くなったからといって、現場の負担が目に見えて軽減される（ひいては要保護者の心理的負担が軽減される）とは考えにくいところである。

現場から積極的に国に声をあげ、可能な限り無駄な作業を軽減することが必要と思われる。

## 第6章 保護の決定

### 1 概要

保護の申請がなされたときは、保護の要否等を決定し、申請のあった日から 14 日以内に、申請者に対して保護決定(変更)通知書(施行細則様式第 20 号)をもって、これを通知しなければならず(法第 24 条第 3 項、同条第 5 項)。もっとも、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを 30 日まで延ばすことができる。この場合には通知書に理由を明示しなければならない(同条第 6 項)。

相談・開始直近 5 年間の面接相談の総数、申請書交付数(及び交付率)、申請開始件数(及び開始率)、申請取り下げ数

年別	申請	開始	開始率	取下げ	却下
H27	1,273	1,174	92.2%	37	41
H28	1,306	1,173	89.8%	56	42
H29	1,179	1,093	92.7%	40	30
H30	1,230	1,126	91.5%	44	34
H31	1,278	1,105	86.5%	98	68

令和元年度に保護申請のあったケースファイルからサンプルとして 10 件を抽出し、保護申請から処理までの期限が守られているか確認したところ、期限は遵守されており、特段指摘すべき事項はなかった。

### 2 申請の取下げ・却下について

令和元年度に申請が取下げ又は却下されたケースファイルからサンプルとして 10 件を抽出し、却下までの調査・判断過程が適切か確認した。

却下理由の内訳

年度	他法活用 (施設入所を含む)	資産、貯金等の活用	稼働能力の活用	扶養義務者の援助 (同居、引取を含む)	生命保険等の活用	その他
H27	5	7	0	1	2	26
H28	2	9	4	0	5	22
H29	4	4	8	0	1	13
H30	4	5	9	0	4	12
R01	12	8	29	0	8	11

保護申請却下に対する、不服審査の申し立ては、平成 28 年から令和元年まで各 1 件の申立があった。

### 3 監査結果

#### 【指摘事項】ケース会議議事録への記載

申請却下の場合全件会議した上で却下しているとのことだが、会議の議事録がついていない記録が散見された。会議の議事録を作成し添付することを徹底すべきである。

#### 【指摘事項】保護申請却下理由

保護申請の却下通知書の理由として「収入認定額が最低生活費の基準を超えるため」としか書かれていません事例があった。

この記載では、何を収入として認定したのか、その金額はいくらなのか、最低生活費の基準をどれだけ超えていたのか、申請をした者は判断することができない。

したがって、理由不備として違法と評価される記載であったと考えられる。

理由の記載については、第 15 章で述べることとする。

#### 【指摘事項】遅延理由の記載

前述のとおり、保護申請があった場合、原則として 14 日以内に保護決定(変更)通知書をもって申請者に通知しなければならず、14 日を経過する場合は、理由を明示しなければならない。

今回見た記録の中に、却下通知が申請受理後 14 日を経過した理由について「その他」とのみ記載されている記録があった。申請者に不服申し立ての機会が保障するため、経過理由を具体的に記載する運用を徹底されたい。

この点、却下理由そのものではなく、期間超過は申請者に伝える必要性に乏しいとの意見があるかもしれない。

しかし、保護の要否を申請があった日から 14 日以内に通知しなければならないとされた趣旨は、困窮状態にある申請者に対し、行政の迅速な対応を求め要保護者の生活を十全なものとすることにあると考えられ、14 日を経過した場合にその理由も付記しなければならないとした趣旨は、行政の対応について申請者に告知し(行政庁の怠慢がないかどうかを知る機会となる)、行政機関の自制を促す趣旨にあるものと考えられる。

したがって、遅延理由は具体的に記載する必要があり、「その他」との記載は、何も書いていないのに等しいものであり、法に反しているといえる。

遅延理由の記載がないことを理由に保護変更却下処分を取り消した裁決例として以下のものがある<sup>1</sup>

- ・審査庁：大阪府 裁決日：平成12年6月28日
- ・審査庁：大阪府 裁決日：平成15年5月2日
- ・審査庁：香川県 裁決日：平成16年12月16日

仮に行政不服審査請求がなされた場合、遅延理由の記載不備というだけで、処分が取り消される。理由不備以外の手続きに問題なく、また実体法上も問題がなければ、改めて処分をやり直さなければならない。これは些細なミスで作業を二度行うことになり極めて効率的でない。

#### 【意見】記録のファイル

ケースファイルのファイリング方法について、調書を左側、通知書等を右にファイルされているものが多く、そのようなファイルは見やすかったが、一部まとめて片側にファイルされているファイルがあった。事後検証する場合にファイリング方法が前者に統一されていた方が見やすく円滑にできるので、調書を左側、通知書等を右にファイルすることに統一されたい。

#### 【意見】保護開始決定通知書のケース記録への保管について

保護開始決定通知書の写しがケース記録に綴られていない案件が見受けられた。

保護開始決定は申請から14日以内に処理することが法令上求められており、これが適切に行われていたかどうかは、事後的に検証することが容易でなければならず、後々に保護実施機関として適切な事務処理を実施していたことを立証できるようにするためにも、保護開始決定書の写しをケース記録に編綴する運用を検討されたい。

---

<sup>1</sup> 「生活保護の争点」吉永純著(高蔵出版)309頁

## 第7章 開始後の調査

### 1 訪問調査

#### (1) 訪問調査の概要

##### (a) 訪問調査の意義

訪問調査活動は、①健康で文化的な最低限度の生活の保障及び②自立の助長という保護の目的達成上、極めて重要な業務であり、効果的かつ適正な保護の実施は、訪問活動の内容如何にかかっているともいえる。

被保護者の住居へ訪問することにより、被保護者の生活状況の実態について把握することができ、被保護者に対する適切な援助や不正受給等の兆候を発見することにつながることから訪問調査は重要な役割を果たす。

##### (b) 関係通知等

訪問調査に関しては、通知（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発246号厚生省社会局通知）が存在し、以下のとおり記されている。

#### 生活保護法による保護の実施要領について

（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第12-1

##### 1 訪問調査

要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、隨時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。

（中略）

##### （2）訪問計画に基づく訪問

訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。

###### ア 家庭訪問

世帯の状況に応じて必要な回数を訪問することとし、少なくとも1年に2回以上訪問すること。

ただし、認知症対策型共同生活介護（グループホーム）等を利用しておらず、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯については、入院入所者と同様に1年に1回以上訪問すること

として差し支えない。

(略)

## (2) 那覇市の状況

上記の通知を受け、那覇市福祉事務所が策定した生活保護実務の手引きには、訪問調査の意義や訪問計画の趣旨、訪問の方法などが定められている。

年間訪問計画の作成の際には A～D 訪問格付に沿った訪問回数に合わせて訪問頻度を決定している。

訪問格付については以下のように規定されている。

訪問格付 (訪問頻度)	区分
A (1年に12回以上)	生活実態の把握に常時注意を要する世帯。 ア 訪問するも不在が続き、折り返し連絡がない等の居住実態に疑いがある世帯。 イ 就労指導、資産活用、他法活用で積極的な指導を行っているがそれに応じず、文書指示され引き続き指導が必要な世帯。 ウ 虐待(児童・高齢者・障がい者)やDVのおそれがある世帯。
B (1年に4回以上)	就労・療養・生活・資産活用等について継続的に指導を要する世帯。 ア 子の養育・通学や介護について課題のある世帯。 イ 就労(增收)指導、資産活用、他法活用で指導を行っている世帯。 ウ 稼働年齢で就労の可否について判断がされていない世帯。 エ 民宿・ドミトリ一等の簡易宿泊施設へ入居し、安定した住居へ転居指導が必要な世帯。 オ 高齢者・障がい者等で民生委員、地域包括支援センター等の関係機関との関わりや扶養義務者、近隣住民等との交流がない世帯。
C (1年に2回以上)	生活状況に変化が乏しく、常に状況把握または指導を要しないと判断される世帯。 ア 状況把握や指導を要しない見守りのみが必要な世帯。 イ 高齢者で扶養義務者等と交流があり他法等の指導を要しない世帯。 ウ 就労指導が必要ない障がい者・傷病者等で扶養義務者等と交流があり他法等の指導を要しない世帯。 エ 就労しており、增收指導が必要ない世帯。

	オ 生活状況を把握している世話人等がいる施設(有料老人ホーム、グループホーム等)に入居している世帯。
D (1年に1回以上)	長期の単身入院者または施設入居者等で、訪問による調査又は指導を特に必要とせず、適宜状況把握を行えば足りる世帯。

格付けの見直しについては、B ケースを基本とし、A、C、D ケースに該当する場合にはそれぞれの格付けとし、それらに該当しない場合には B ケースとするものとしている。

また、過去 5 年間の訪問調査の状況については以下のとおりとなっている。

	年間計画数 (件)	年間実施数 (件)	実施率 (%)	SV 同行 数(件)	SV 同行 割合(%)
令和元年度	24,256	17,722	73.1	158	0.9
平成 30 年度	21,043	19,457	92.5	118	0.6
平成 29 年度	20,809	19,644	94.4	58	0.3
平成 28 年度	21,193	19,775	93.3	75	0.4
平成 27 年度	21,538	19,252	89.4	93	0.5

(注)SV は査察指導員を指し、SV 同行件数は実施数のうち査察指導員が同行した件数。

上記の訪問調査の状況をみると、年間計画数が令和元年度では大きく増加しているものの、年間実施件数は過年度よりも低くなっている、結果として実施率が大きく下がっている。

また、査察指導員の同行割合については、増加傾向にあるが、それでも直近の令和元年度においては訪問実施数の 0.9%であり、査察指導員の同行頻度は低いものと考えられる。

### (3) 監査結果

#### ① 【指摘】訪問格付 A の被保護者世帯への訪問頻度について

訪問格付が A の被保護者について、1 年間での自宅への訪問回数が 1~2 回となっている案件が複数案件見受けられた。

訪問格付が A の場合、本来 1 年に 12 回以上の訪問が必要とされるにもかかわらず、年 1~2 回の自宅訪問のみとなっているのは、被保護者の状況を適切に把握する観点や被保護者の生活保護の観点から行うべきタスクや解消すべき課題が多数見受けられる案件でも同様の状況となっている案件があり不適切であると考えられる。

現業員の作業量から訪問格付けに沿った訪問頻度を達成するのは困難な

状況が生じるのは一定の理解を示せるが、当案件における訪問頻度の乖離は問題視せざるを得ず、今後はできるかぎり訪問格付及び計画の訪問頻度を達成できるように現業員への適切な管理監督や作業内容の現業員への分散などの何らかの対策を講じるべきである。

## ② 【指摘】ケース記録ファイルへの適切な編綴の実施について

一定期間のケース記録が台帳に綴られていない案件及び別の世帯の決定調書が間違って綴られている案件が見受けられた。

那覇市福祉事務所「生活保護実務の手引き」第9章ケース記録では、「ケース記録は、不服申し立てがあった場合に弁明書を作成するための資料や証拠に用いたり、現業員の日常業務の報告書として、査察指導や所内協議を行う際の参考資料に用いられたりするため、(中略)、これらを正確に記録することで、前述の目的が達成され、被保護者の生活実態(現状や問題点)を的確にとらえた一貫性のある支援・指導が可能となる。」と記載されており、ケース記録を適切に編綴することは重要な意義がある。このようなことから現業員のケース記録は漏れなく適切に台帳に編綴し、適切に編綴されていることをダブルチェックで確認するという趣旨からも適時に査閲指導が行われるべきである。

## 2 収入調査（課税調査）

### (1) 課税調査の概要

#### (a) 課税調査の意義

保護の実施機関においては、生活保護制度に対する国民の信頼を保ち、被保護者間の公平性を確保するために、被保護者から正しい収入申告を求めるごとに合わせて、課税調査等により被保護者の収入状況を的確に把握することが必要であるとされ、課税調査は、極めて重要なものといえる。

#### (b) 関係通知等

課税調査については、局長通知第12の3及び「課税調査の徹底及び早期実施について」(平成20年10月6日 社援保発第1006001号 厚生労働省社会・擁護局保護課長通知 改正 平成23年3月31日 社援保発0331 第9号 厚生労働省社会・擁護局保護課長通知による改正まで)により、以下に示したとおりその徹底について通知している。

【生活保護法による保護の実施要領について】

(昭和38年4月1日 社発第246号)

厚生省社会局長通知)

(一部抜粋)

第12 訪問調査等

3 課税調査

被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、毎年6月以降、課税資料の閲覧が可能となる時期に速やかに、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査し、収入申告額との突合作業を実施すること。

課税調査の徹底及び早期実施について

(平成20年10月6日付け社援保発100600号)

厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

(一部抜粋)

1 実施機関における課税調査の実施時期及び課税調査により未申告の収入が判明した際の迅速な事務処理について

各実施機関が作成する生活保護業務の実施方針に基づく事業計画において、課税調査を6月以降、各自治体で課税資料の閲覧可能な時期に速やかに実施することを明記し、早期に調査を実施すること。

また、調査の結果、未申告の収入が判明した場合には、まず当該世帯がその収入を継続して得ているか否かについて速やかに確認すること。その結果、現在も継続して収入があることが判明した場合には、当該収入について遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理を行うこと。

2 実施機関における課税調査の組織的な実施体制の整備について

課税調査の実施漏れや実施の遅れ等の事態を防止するため、主に査察指導員による進行管理や課税調査結果の点検等、課税調査を的確に行う体制の整備を図ること。

3 都道府県等が実施する指導監査時の対応について

(略)

4 課税調査の調査対象者について

課税調査の調査対象は、調査対象期間において生活保護を受給していた者全員を対象として実施されたい。

管外に転出した者や保護廃止となった者であっても、生活保護費の不正受給については是正されるべきものであり、被保護者間の公平性の確保を図るべきことや課税情報の閲覧可能時期が翌年の6月以降となることの実情を踏まえ、調査対象とする。

(2) 那覇市の状況

(a) 課税調査の手続

6月1日から6月30日までに保護課における被保護者からの申告額(収

入認定額)と市民税課における課税データとの突合作業を行う。

7月上旬から12月末までに突合作業を実施した結果、不整合(問題あり)となった場合には、被保護者への聞き取りや法第29条に基づく関係先調査を実施し、未申告収入の確認を行い、収入認定や法第78条等の返還処理を行う。

1月末から2月に全ての結果の帳票を作成し、課長決裁を行う。

#### (b) 過去5年間の継続世帯の課税調査の実施状況

調査対象年度	調査対象者数(a)	調査実施数(b)	調査未実施数	調査率(b)/(a)	調査結果 (c)+(d)+(e)=(b)					
					問題なし(c)	回答無し(d)	問題あり(e)			
							78条適用件数	その他	年度内処理未了	計
R元年度	14,336	14,330	6	99.96%	12,654	1,415	118	149	0	267
H30年度	14,075	14,066	9	99.9%	12,316	1,500	121	125	4	250
H29年度	14,034	14,028	6	100%	12,347	1,497	121	62	1	184
H28年度	13,735	13,137	598	95.6%	11,862	1,026	127	87	0	214
H27年度	12,451	11,128	1,323	89.4%	10,981	—	105	40	2	147

平成27年度において、調査未実施数の内容は全て廃止ケースであり、当該廃止ケースについては、調査が困難であるため、調査対象から外すことを決定している。

令和元年度については、調査率は99.96%と100%に近い実施率となっており、問題ありの場合の年度内処理未了件数も0となっており、適切に課税調査が遂行されているものと思慮する。

#### (3) 監査結果

那覇市における課税調査は適正に行われていることが認められ、特に意見はない。

### 3 資産調査（不動産）

#### (1) 不動産調査の概要

##### (a) 不動産調査の意義

生活保護法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されており、資産を保有している者は、その資産を活用することが求められている。

被保護者名義の不動産は重要な資産であり、補足性の原理との関係から、当該不動産を速やかに処分すべきか、あるいは、その保有を認めたうえで活用すべきなのかを判断するうえで不動産調査は重要な意義がある。

##### (b) 関係通知等

不動産の保有については、主に土地と家屋とがあるものと考えられ、不動産の保有の当否につき、局長通知等は以下のとおり定めている。

#### 1 土地

##### (1) 宅地

次に掲げるものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

ア 当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地で、建築基準法第52条及び第53条に規定する必要な面積のもの

イ 農業その他の事業の用に供される土地で、事業遂行上必要最小限度の面積のもの

##### (2) 田畠

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 当該地域の農家の平均耕作面積、当該世帯の稼働人員等から判断して適当と認められるものであること。

イ 当該世帯の世帯員が現に耕作しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に耕作することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

##### (3) 山林及び原野

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 事業用(植林事業を除く。)又は薪炭の自給用若しくは採草地用として必要なものであって、当該地域の低所得世帯との均衡を失すことにならないと認められる面積のもの。

イ 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

## 2 家屋

### (1) 当該世帯の居住の用に供される家屋

保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

なお、保有を認められるものであっても、当該世帯の人員、構成等から判断して部屋数に余裕があると認められる場合には、間貸しにより活用させること。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

### (2) その他の家屋

ア 事業の用に供される家屋で、営業種別、地理的条件等から判断して、その家屋の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失すことにならないと認められる規模のものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

イ 貸家は、保有を認めないこと。ただし、当該世帯の要保護推定期間(おおむね3年以内とする。)における家賃の合計が売却代金よりも多いと認められる場合は、保有を認め、貸家として活用させること。

(生活保護法による保護の実施要領について (昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知) 第3資産の活用 1 土地、2 家屋)

持ち家を有する人が次の要件に当てはまる場合、生活保護を受ける前に、各都道府県の社会福祉協議会による「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」（いわゆるリバースモーゲージ）を求める扱いになっている。

- ① 概ね500万円以上の資産価値の居住用不動産を所有していること
- ② 所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと
- ③ 本人及び配偶者が原則として65歳以上であること
- ④ 当該世帯が、本制度を利用しなければ、生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関が認めた世帯であること

（生活福祉資金の貸付けについて（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知生活福祉資金貸付制度要綱）第4・4）

単に財産的価値だけでなく、処分の可能性、世帯の移転可能性、健康状態・生活歴・近隣との関係、自立の可能性など多角的に検討をようする。

## （2）那覇市の状況

不動産の当否についての過去5件間の件数は以下のとおりである。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保有容認件数	516件	1,001件	1,603件	2,330件	2,368件
保有否認件数	1,212件	1,304件	1,535件	1,481件	1,460件

上記の表から不動産の保有の当否について検討が必要な件数は年々増加傾向にあり、保有容認件数の割合が増加していることがわかる。

また、那覇市での保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付けを決定した案件は令和元年度では0件であり、平成30年度では1件と制度の活用例は少ない状況にある。

## （3）監査結果

### ① 【意見】不動産に関する手続きについて

不動産の保有に関して、亡父名義の土地の評価額が1,000万円を超えており、不動産会社へ売却見積を行ってもらったところ、売れる見込みがないから買取りできないとのことであり、当該連絡を受けた後、とくにフォローがされていなかった。

評価額が1,000万円を超える土地が買取り不可となることについて、仮に事実であったとしても、一定の懐疑心を抱くべきであり、複数の不動産会社から見積をとつてもらうなどの積極的な対応が望まれる。

## ② 【意見】登記事項証明書の取得

不動産保有案件であるが、登記事項証明書が取得されていない（ケース記録にない）案件があった。登記事項証明書は、当該不動産の概要、所有者が分かるだけでなく、過去の所有者（現在の所有者の取得原因）、抵当権設定の有無（過去の借入の状況）、共同担保目録があれば他に所有する不動産、など実際に多くの情報を得ることができる。現在はインターネットから容易かつ安価に取得できる。

もれなく取得して頂きたい。

## 4 資産調査（自動車）

### (1) 自動車調査の概要

#### (a) 自動車調査の意義

補足性の原理（法第4条第1項）から、被保護者世帯の資産の保有が認められるか検討される場面として、自動車保有の当否の問題がある。

自動車は、原則として売却等の処分による資産活用が求められる。しかし、最低限度の生活維持のために活用され、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持および自立の助長に役立つと認められる一定の場合、保有が認められることがある。

#### (b) 関係通知等

自動車保有が認められるか否かの判断につき、通達は次のとおり定めている。

### 【事業用品として保有する場合】

生活保護法による保護の実施要領について

（昭和38年4月1日 社発246号

厚生省社会局通知）

（一部抜粋）

#### 第3 資産の活用

##### 3 事業用品

次のいずれに該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

（1）事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であって、営業種目、地理条件等から判断して、これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失

することになると認められる程度のものであること。

- (2) 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となるものが、おおむね1年以内（事業設備については3年以内）に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するもの。

### 【生活用品として保有する場合】

#### 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて

(昭和38年4月1日 社保34号)

厚生省社会局保護課長通知)

(一部抜粋)

### 第3 資産の活用

問9 次のいずれかに該当する場合であって、自動車による以外通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適當としないもの」として通勤用自動車の保有を認めてよいか。

- 1 障害者が自動車により通勤する場合
- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合
- 3 公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合
- 4 深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合

答 お見込みのとおりである。

なお、2、3及び4については、次のいずれに該当する場合に限るものとする。

- (1) 世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること。
- (2) 当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること。
- (4) 当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。

問12 次のいずれかに該当する場合は自動車の保有を認めてよいか。

- 1 障害者（児）が通院、通所、通学（以下「通院等」という。）のために自動

車を必要とする場合

- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合

答 次のいずれかに該当し、かつ、その保有が社会的に適當と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適當としないもの」としてその保有を認めて差しつかえない。

- 1 障害（児）者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合

- (1) 障害（児）者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。
- (2) 当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用するすることが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービスの活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2000CC以下）であること。
- (4) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。
- (5) 障害者自身が運転する場合又は専ら障害（児）者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。なお、以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。

- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合

- (1) 当該者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。
- (2) 他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービスの活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であること

が明らかに認められること。

- (3) 自動車の処分価値が小さく、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね 2000cc 以下）であること。
- (4) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなかわれる見通しがあること。
- (5) 当該者自身が運転する場合又は当該者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

### 【オートバイ・原動機付自転車の場合】

総排気量 125cc を超えるオートバイについては、生活用品としての必要性は低く、自動車の取扱いに準じて取り扱うべきで、原則として認められない。

総排気量 125cc 以下のオートバイ・原動機付自転車については、その処分価値及び主な使途等を確認したうえで、次のすべての要件を満たすものについては保有を認めて差し支えない。

- ① 当該オートバイ等が現実に最低生活維持のために活用されており、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立助長に実効があがっていると認められること。
- ② 保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失すことにならないと認められること。
- ③ 自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していること。
- ④ 保険料を含む維持費についての捻出が可能であると判断されること。

（生活保護手帳別冊問答集、問 3-23）

## (2) 那覇市の状況

那覇市においては自動車に関する調査手続きについての手引き等はなく、上記の通知や生活保護手帳別冊問答集により自動車の保有の当否について判断している。ただし、令和元年度における沖縄県からの監査での指摘により保有容認自動車の定期的な審査を行うためのマニュアルについて作成を行っている。

## (3) 監査結果

- ① 【指摘】原動機付自転車保有の当否の検討について  
保護開始時に被保護者は原動機付自転車(49cc)を保有していたが、その後保有の要否について検討されていない案件が見受けられる。

生活保護手帳別冊問答集問3-23において、総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車については、その処分価値及び主な使途等を確認したうえで、一定の要件をすべて満たすものについては保有を認めて差し支えないとされている。

当案件においては、保有の要否についてなんら検討はされておらず、適切に保有の要否を検討し、その検討結果をケース記録に記載すべきである。

## ② 【指摘】自動車保有要件の適用誤りについて

自動車の保有について当初は容認とされていたものの、自動車保有の要件を誤って適用したことが後に判明し、保有否認とされた案件が見受けられた。

自動車保有の要否については、検討対象案件も少なくはなく、補足性の原理を担保するためにも保護の実施要領及び厚生省の関連通知の趣旨・内容を勘案し、その要否を慎重に判断するべきである。

## ③ 【意見】自動車処分の指示後のフォローについて

自動者保有要件が被保護者の仕事の継続とされており、その後、被保護者が退職した際に車処分の指示を行っているが、その後、約半年の間、フォローがされていない案件が見受けられた。

自動車の保有が否認される場合、補足性の原理における資産活用としても、また、保有を許されない被保護者による自動車の使用を防ぐためにも、自動車を早急に処分させる必要がある。そのため、期間を空けることなく適時に指導を行い、処分指導に応じない被保護者に対しては、保護の停廃止を視野に入れた適切な指導指示を行った上、自動車の早急な処分につなげるべきである。

## 5 債務調査

今回のサンプル調査で、検討項目としてあげていた訳ではないが、被保護者に金融機関への負債がある場合、担当者において聴き取りを行い、法テラスへの相談などを案内している様子である。保護費からの返済は認められていないのであるから、債務がある場合専門家に相談し適切な処理を行うよう指導することは適切である。

この点、負債の内容まで踏み込んで確認をしている様子ではないようである。

ただ、消費者金融やクレジット会社の負債がある場合、いわゆる過払い金が発生しているケースがある。確かに最近は過払い金が発生しているケースはかなり減少している様子であるが、長期間にわたって真面目に支払を継続している債務者であれば相当額の過払い金が発生している可能性がある。

### 【意見】借入開始時期の確認

貸金業法が改正される平成 22 年以前（すなわち過払い金発生の原因となる利息制限法と貸金業法の狭間であるグレーゾーン金利が存在している）から借入が始まつていれば過払い金が発生している可能性があるから、借入を始めた時期を聴き取ることを加えることを検討頂きたい。

## 第8章 保護費（医療扶助以外）

### 1 保護費の種類と支給実績

#### (1) 保護費の種類

##### (a) はじめに

生活保護法

(種類)

第 11 条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

以上のとおり、生活保護法には、8種類の生活保護費が規定されている（生活保護法第11条第1項）。具体的には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類である。

それぞれの生活保護費の概要は、以下のとおりである。

##### (b) 生活扶助

生活保護法

(生活扶助)

第 12 条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
- 二 移送

生活扶助は、いわゆる生活費として計上されるものであり、経的な一般生活需要（衣食）を満たすための費用である基準生活費と基準生活費において配慮されていない個別的な特別需要を補填するための各種加算に分けられる。

各種加算には、障害者加算、母子加算、児童扶養加算、妊産婦加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算及び介護保険料加算がある。

る。

(c) 教育扶助

生活保護法

(教育扶助)

第 13 条 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品
- 二 義務教育に伴って必要な通学用品
- 三 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの

教育扶助は、義務教育に必要な教科書その他学用品、通学用品、学校給食、その他義務教育に伴って必要な範囲内において行われる。

なお、高等学校等就学費は、後述する生業扶助において行われることとなる。

(d) 住宅扶助

生活保護法

(住宅扶助)

第 14 条 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 住居
- 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの

住宅扶助は、住まいの確保及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われる。大きく分類すれば、家賃等と住宅維持費に分類できる。

家賃等は、居住する住居が借家や借間であり、家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定することになる。

住宅維持費は、家屋の破損により住居としての機能に障害が生じた場合の小規模な補修費を保証するものであり、改善、拡張、改造等を内容とする大修理を目的とするものではない。

(e) 医療扶助

医療扶助については、第 9 章で概要の説明も含めてまとめて検討することとする。

(f) 介護扶助

生活保護法

(介護扶助)

第 15 条の 2 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 3 項に規定する要介護者をいう。第 3 項において同じ。）に対して、第 1 号から第 4 号まで及び第 9 号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第 4 項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第 6 項において同じ。）に対して、第 5 号から第 9 号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第 8 号及び第 9 号に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
  - 二 福祉用具
  - 三 住宅改修
  - 四 施設介護
  - 五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
  - 六 介護予防福祉用具
  - 七 介護予防住宅改修
  - 八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）
  - 九 移送
- （略）

介護扶助は、介護保険法に規定する要介護者や要支援者に対し、居宅介護、福祉用具、住宅改修及び施設介護等の範囲内において行われる。

介護扶助は、原則、申請に基づき、現物給付の形で行われる。生活保護法による指定を受けている指定介護機関が、介護扶助のための介護を担当することになる。

(g) 出産扶助

生活保護法

(出産扶助)

第 16 条 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 分べんの介助

- 二 分べん前及び分べん後の処置
- 三 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

出産扶助は、病院での出産及び居宅での出産に必要な費用について、基準額の範囲内において行われる。

(h) 生業扶助

生活保護法
(生業扶助)
第 17 条 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによって、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。
一 生業に必要な資金、器具又は資料
二 生業に必要な技能の修得
三 就労のために必要なもの

生業扶助は、要保護者の稼働能力を引き出し、それを助長することによって、その者の自立を図ることを目的として、生業費、技能習得費及び就職支度費がある。

上述のとおり、高等学校等就学費は、技能習得費に含まれることとなる。

(i) 葬祭扶助

生活保護法
(葬祭扶助)
第 18 条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。
一 検案
二 死体の運搬
三 火葬又は埋葬
四 納骨その他葬祭のために必要なもの
2 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。
一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がないとき。
二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

葬祭扶助は、検案料、死体の運搬費用、火葬又は埋葬費用、納骨費用及び

その他葬祭のために必要なもの（死亡診断書、棺、骨壺、位牌、祭壇、経読料等）が対象となる。

なお、葬祭扶助は、実際に必要となる葬儀費用が基準額の範囲内である場合に支給可能となるのであって、基準額を超える場合でも基準額の範囲内で支給を受けることができるわけではない。また、支給可能と判断された場合でも、基準額に対し、後述の遺留金、香典収入及び扶養義務者の援助金等を充当することにより、実際の支給額を決定することとなる。

## (2) 保護基準

(1)でみた保護費については、法8条（基準及び程度の原則）に基づき、厚生労働大臣が定める基準に基づいて定められる。

この基準は「生活保護による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）に定められている。

同基準では、別表第9において、地域の級地区分として、1級地から3級地、それぞれ1、2と6区分に分類されている。

那覇市は、2級地－1に分類されている。

## (3) 生活保護費の種類ごとの過去5年間の支給実績

生活保護費の主要な種類ごとの過去5年間の支給実績は、以下のとおりである。なお、以下の支給額には、支援給付費等の支給額も含まれている。

	支給額（千円）				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
生活扶助	6,402,180	6,350,699	6,466,106	6,443,840	6,412,807
教育扶助	111,566	109,061	102,031	101,108	86,997
住宅扶助	2,853,502	2,950,748	3,051,309	3,126,332	3,199,856
医療扶助	10,196,247	10,793,038	10,734,764	11,311,959	11,488,801
介護扶助	579,282	604,871	634,020	634,738	652,425
その他扶助	87,339	88,856	87,941	92,068	99,843

以上のとおり、那覇市においては、医療扶助が支給実績の約5割を占めているが、医療扶助については、第9章で検討を行うこととし、本章においては、医療扶助を除く生活保護費に共通の支給手続を中心に検討を行うこととする。

## 2 生活保護費の支給手続

### (1) 支給手続の概要

#### (a) 支給手続の種類

那覇市における生活保護費の支給手続には、口座払い、窓口払い、緊急払い、現金書留支給及び居宅支給が存在する（生活保護費支給事務及び現金取扱要領）。

しかし、過去5年間において、緊急払いの支給実績はないとのことである。那覇市においては、この緊急払いに替わって、緊急に生活資金等を必要とする市民に対し、那覇市退職職員等による緊急市民支援基金からの緊急貸付けを行っているとのことである（後述(4)のとおり）。

以下においては、それぞれの支給手続に共通の支給時期の問題及び決裁手続の検討の後に、支給手続の中心となっている口座払い及び窓口払いに加えて、緊急貸付けについても検討を行う。

#### (b) 支給時期の種類

那覇市における生活保護費の支給時期は、大きく分類して、定例支給日と定例外支給日がある。

口座払いでは、定例支給日が毎月5日になっている。窓口払いでは、定例支給日が毎月8日から10日までの3日間となっており、定例外支給日として、その約1週間後に1度目の追給日があり、さらにその約1週間後に2度目の追給日を設けている。なお、これら支給日が休日に該当する場合は、直前の平日を支給日としているとのことである。

#### (c) 決裁手続

これらの保護費の支給に先立つ決裁手続は、以下のとおりである。

①ケースワーカーがシステム上に隨時入力する。



②システムから打ち出された調書上で、ケースワーカーの押印の横に、班長（査察指導員）、課長、参事（新規の場合のみ）の順に押印する形で、決裁を行う。

#### (d) 監査結果

##### ①【意見】追給日の設定について

窓口払いの追給日については、定例支給日の約1週間後とそのさらに約1週間後に追給日を設けているとのことであった。その趣旨は、新規を含めた保護受給者に対する迅速な保護費の支給にあると考えられる。この観点からは、仮に2度の追給日を設けるのであれば、その追給日の

設定は、できるだけ均等に分散させた日程とすることが望ましい。

しかし、実際の追給日の設定は、休日の日取りとの関係があることは理解できるが、1週間のうちの月曜日と火曜日を1度目の追給日とし、同一週の木曜日と金曜日を2度目の追給日としている例が存在した。以上の追給日設定の趣旨からすれば、休日を挟む場合は、休日後に追給日を設定することが望ましい。

## ②【意見】決裁手続における代印について

決裁手続は、調書上で、班長、課長、参事（新規の場合のみ）が押印する形で行われているが、代印が使用されている例が存在した。具体的には、参事欄に課長の押印があり、その上に「代」の記載がなされていた。

迅速な保護費支給の必要性がある場合は当然に想定され、そのような場合にまで代印による処理（事前に押印までは必ずしも必要ないとする処理）が否定されるべきではないと考える。しかし、このような場合でも、本来的に参事決裁が必要であれば、事前に参事の了解を得るという意味での決裁を得た上で、その決裁を得たことを調書上に残すためにも、少なくとも事後的には、参事の押印等の措置を実施することが望ましい。

### (2) 口座払い

#### (a) 口座払いの過去5年間の支給実績

口座払いがなされた過去5年間の生活保護費の種類ごとの支給実績は、以下のとおりである。

	支給額（千円）				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生活扶助	5,983,887	6,069,575	6,048,903	6,006,488	5,971,975
教育扶助	69,114	64,271	63,508	51,653	40,620
住宅扶助	2,549,144	2,569,843	2,578,293	2,578,468	2,568,587
医療扶助	3,152	4,419	4,732	4,933	5,174
介護扶助	5,329	6,051	5,916	630	17
出産扶助	2,154	1,642	2,236	4,160	2,946
生業扶助	49,972	48,596	46,133	40,668	31,731
葬祭扶助	16,001	14,478	17,657	18,965	18,480
合計	8,678,753	8,778,875	8,767,378	8,705,965	8,639,530

生活保護費の多くは、以下の生活保護費支給事務及び現金取扱要領の原則に従い、口座払いによって支給されている。

(b) 口座払いの支給手続

生活保護費支給事務及び現金取扱要領

2 生活保護費の支給について

(1) 口座払い

保護費の支給は、支払時の事故防止、支給対象者のプライバシー保護の観点から、原則として、支給対象者名義の金融機関口座への振込（以下「口座払い」という。）により行うものとする。この場合において、支給対象者から事前に生活保護費口座振込申込書（新規・変更・廃止）（第1号様式）を提出させるものとする。

口座払いの支給手続は、概要、以下のとおりである。

① 経理担当者が指定金融機関に「支払通知書」を提出する。



② 指定金融機関が被保護者の振込先口座に振り込む。

(c) 監査結果

特に問題とすべき事項は見当たらなかった。

(3) 窓口払い

(a) 窓口払いの過去5年間の支給実績

窓口払いがなされた過去5年間の生活保護費の種類ごとの支給実績は、以下のとおりである。

	支給額（千円）				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生活扶助	239,288	257,968	246,221	249,901	241,060
教育扶助	3,781	2,486	2,687	2,187	1,207
住宅扶助	86,269	95,199	88,650	88,948	82,010
医療扶助	1,157	84	411	223	129
介護扶助	0	81	27	3	0
出産扶助	3,121	2,706	4,337	3,556	4,682
生業扶助	1,850	1,286	829	1,148	558
葬祭扶助	11,581	15,857	17,149	21,650	19,364
合計	347,047	375,667	360,311	367,616	349,010

上述のとおり、生活保護費の多くは口座払いによって支給されて

いるとしても、なお毎年合計3億円以上の生活保護費が、窓口払いにより支給されている。単純計算すれば、毎月、約3000万円の生活保護費が窓口払いにより支給されていることになる。

#### 令和2年8月定例支給分における窓口払いの理由別内訳

新規開始		28
口座作成不可・口座利用不可		53
その他	安定した居所が確定しない	41
	返還金納付指導、就労指導	36
	電話・訪問等で連絡とれず	28
	廃止又は廃止予定	15
	拘置又は拘留中	4
	口座支給への変更誤り	4
	本人要望	2
	金銭管理に留意が必要	1
		212

#### (b) 窓口払いの支給手続

##### 生活保護費支給事務及び現金取扱要領

###### 2 生活保護費の支給について

(略)

###### (2) 窓口払い

前号の規定にかかわらず、被保護者の自立に向けた指導や支援等を行う上で、真にやむを得ない事由がある場合は、以下の判断基準・手順に従い、組織的な管理の下で福祉事務所窓口での保護費の直接払い（以下「窓口払い」という。）を行うものとする。

###### ア 窓口払い対象者

保護費の窓口払いを認める者は、次のとおりとする。

① 口座を開設していないなど、被保護者の状況から窓口払いによらなければ保護費支給が困難な者

② 新規開始後の初回保護費受給者

③ その他、課長が窓口払いにする必要があると認める者

###### イ 窓口払い事例の決定方法

上記窓口払いの対象者（②を除く。）について窓口払いを行う場合は、課長と調整し、その可否を検討した上で決定を行うものとする。

###### ウ 窓口払いの実施方法

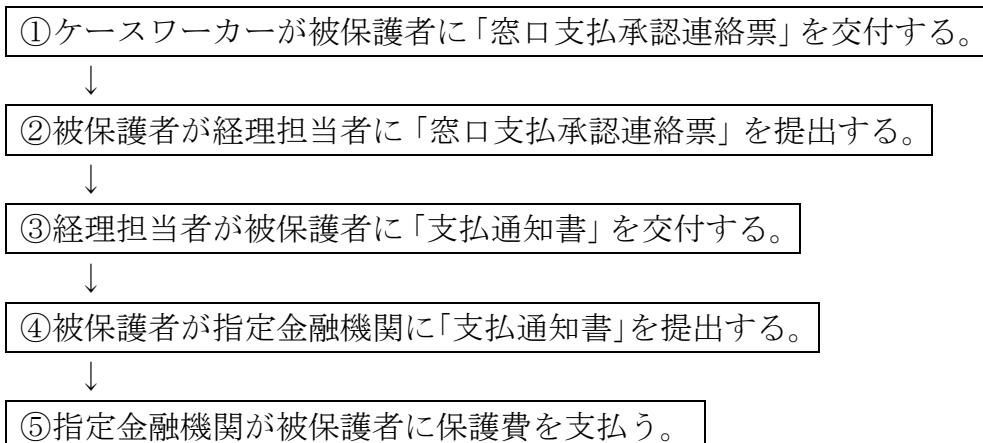
福祉事務所の所定場所において、収納取扱員等は、被保護者が持参した「窓口支払

「承認連絡票」を確認の上、生活保護費支給明細書兼領収書（第2号様式）及び「支払通知書」に押印し、被保護者に「支払通知書」を交付する。被保護者は、那覇市役所内の指定金融機関においてこれを換金し、保護費を受領するものとする。

#### エ 窓口払いから口座払いへの変更

窓口払いを行っている被保護者について、「窓口払い」の必要がなくなったと地区担当員が判断した場合は、課長と調整の上、速やかにこれを終了し、口座払いに変更するものとする。

葬祭扶助を除いた窓口払いの支給手続は、概要、以下のとおりである。なお、被保護者が支払通知書を提出する指定金融機関は、上記の生活保護費支給事務及び現金取扱要領の規定のとおり、那覇市役所内に出張所を設けている。



以上のとおり、那覇市においては、窓口払いの際に、ケースワーカーも経理担当者も現金を扱わない運用となっている。生活保護費支給事務及び現金取扱要領において口座払いが原則とされている趣旨に、支払時の事故防止があるが、現金を扱わないこの運用は、口座払いが原則とされている趣旨にも合致し、望ましい運用であると評価できる<sup>1</sup>。このような運用もあって、那覇市においては、小口現金の管理及び処理に関する要綱等は作成されていないとのことであった。

#### (c) 監査結果

##### ①【指摘】窓口払いの実施について

窓口払いにより、毎年、合計3億円以上の生活保護費が支給されている。この点については、沖縄県の監査においても、度々、真に

<sup>1</sup> 「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成21年3月9日社援保発第0309001号）の1(2)でも現金を扱う窓口払いの可能な限りの縮減を求めている。

やむを得ない場合を除いて原則口座払いとし、窓口払いを減縮するように指摘されてきたところである。しかし、支給額の推移からは、改善の傾向が見られない。

この点、病院に対する出産扶助の支給及び葬儀会社に対する葬祭扶助の支給にあたり、病院や葬儀会社に直接支払うことができないため、申請者に対し窓口払いを行い申請者がその場で病院や葬儀会社に支払う例はあるとのことでやむを得ない場合は存在する。

一方でそもそも、生活保護費支給事務及び現金取扱要領上、窓口払いは、①預金口座を開設していない者等、②新規の保護受給の場合、③窓口払いにする必要があると認める者となっている。

そして電話にて連絡を取ることができないという理由で、複数回に渡って窓口支給に切り替えていた例も存在した。この例では、特に電話連絡以外に窓口支給を回避する方策は取られていなかった。指導指示及び面談は、本来的には、ケースワーカーが訪問調査によって生活状況等を把握する形で行われるべきものである。この例においても、窓口払いに切り替える前に、少なくとも訪問調査等を行うべきであり、安易な窓口払いへの切替えは、後述の指摘事項②のプライバシー保護の観点からも、厳に慎むべきである。

## ② 【指摘】支払通知書等の授受方法について

被保護者から経理担当者に対する窓口支払承認連絡票の提出及び経理担当者から被保護者に対する支払通知書の交付は、吹抜けに面した通路上の通常の保護課の窓口で実施されていた。一見して保護課の窓口と分かる場所であり、誰からも見ることができる状態であって、特に衝立等の配慮もなされていなかった。包括外部監査人らも実際に現地調査を行ったが、その際も、窓口は1か所のみであり、職員も1人で対応していたこともある、複数の被保護者が通路に列をなして並んでいる状態であった。

生活保護費支給事務及び現金取扱要領において口座払いが原則とされている趣旨に、被保護者のプライバシーの保護がある。現在の支払通知書等の授受方法では、被保護者のプライバシーに対する配慮が全くなされていない。被保護者であるということを他人に知られたくないと思う被保護者は少なくないと考えられ、このような支払通知書等の授受方法自体が、被保護者に対し、精神的苦痛を与えている可能性も否定できない。

支払通知書等の授受方法については、早急に改善するべきである。具体的には、最低限、授受場所を吹抜けに面した通路ではなく、そこから

奥に進んだ場所等に改めるべきである。その上で、衝立等の目隠しを設置し、職員の配置を増やすことによって、被保護者の待ち時間を減らして、被保護者が列を作ることがないようにする等、施設・設備・人員面での制約の中での最大限の配慮をなすべきである。

(3) 【意見】窓口払いに来なかった者のフォロー

上記のとおり、窓口払いは縮減する方向性が求められている。

一方で、窓口払いであるにもかかわらず、受取に来所しない被保護者についてフォローする体制が必要である。

他府県ではあるが、近時、窓口払いに訪れなかった被保護者について十分なフォローができなかった事例が発生している<sup>2</sup>。

保護費の受取がない、ということは被保護者の身に重大な事変が生じていることをうかがわせるものであるから、より慎重な確認作業が求められるところである。

関係機関との連携や担当者によるフォローフォローフォロー体制ができているか、確認頂くとともに、共通認識を持つよう職員への指導を徹底願いたい。

(4) 緊急貸付け

(a) 制度の概要

那覇市では、生活保護等の相談に訪れた市民が、今日の食費や寝る場所にも困るほど手持ちのお金がない場合のため、緊急貸付や食糧品の提供を行う制度がある。

貸付金は、退職する職員の寄付が原資になっている。

管理方法について、通帳は福祉部統括課である福祉政策課にて保管している。

出納簿の作成、管理状況について、各貸付について借用書を作成し、出納簿に記載し、返済者リストも作成している。毎月月初に同返済者リストに基づき状況をチェックして決裁にまわしている。4月に前年分の実績報告を、10月には上半期の実績報告をし、課内に回覧している。

月3回、借用証、受領証、通帳写し及び現金残高と出納簿を照合しており、出納簿と現金残高の不一致確認された事例はない、とのことであった。

(b) 緊急貸付けの過去5年間の貸付実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
--	--------	--------	--------	--------	-------

<sup>2</sup> 大阪府八尾市において、窓口払いの被保護者が2ヶ月保護費の受取に来なかったケースで、本人の所在確認が不十分だったことから、亡くなった後に発見されたというケースが報道されている（朝日新聞令和3（2021）年1月11日朝刊）。この事案では、ケースワーカーによる自宅訪問が複数回行われ、緊急連絡先への確認が行われていたが、行方が分からず、最終的には失踪扱いとしたとのことである。さらに水道が停止されたにもかかわらず市水道局から生活保護の担当部局に連絡がなかったとのことである。

支給額 (円)	6,642,700	8,687,320	7,813,560	10,989,550	11,692,000
------------	-----------	-----------	-----------	------------	------------

近年、生活保護申請件数の増加に伴って、緊急貸付けの支給額も大幅な増加傾向にある。毎月100件程度の貸付件数があるとのことである。

(c) 緊急貸付けの支給手続

那覇市退職職員等による緊急市民支援基金運営要綱

(支援の対象者)

第3条 支援基金による支援の対象者（以下「支援対象者」という。）は、やむを得ない事情により生活資金等を緊急に必要とする者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護申請中の者で、初回支給予定日までの間の生活費及び宿泊費を要するもの。

(2) 前号の他、現に緊急な支援を要すると認められる者。

(支援の内容)

第4条 支援の内容は、支援対象者に対し必要な資金の貸付又は食糧品等の現物給付（以下「現物給付」という。）を行うこととする。

2 貸付の額は、1世帯につき1ヶ月7万円を超えない額で、必要性の緊急度、支援対象者の資力及び金銭管理能力等を勘案して貸付の日の属する月の翌月に返済することができる範囲内の額とする。ただし、特別の事情により7万円を超える額の貸付が必要と認められるときは、この限りでない。

(略)

緊急市民支援基金の貸付等に関する事務処理要領

(支援対象者)

第2条 要綱第3条第2号の現に緊急な支援を要すると認められる者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護受給中の者で、金銭を費消または紛失するなどし、生活費を要する者。

(2) 生活保護の相談中の者で、扶養義務者その他の確実な引取り先がみつかり、その場所までの移送費を要する者。

(3) 火災、台風等の小規模な災害に遭い災害見舞金受給までの生活費及び宿泊費を要する者。

(4) 前各号の他、現に緊急な支援を要すると認められる者。

(支援の決定)

第3条 支援の内容は、支援基金による現金貸付（以下「貸付」という。）とする。

2 貸付を必要とする者は、緊急市民支援基金借用証（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を、支援事務を担当する職員（以下「支援担当者」という。）に提出しなければならない。

(略)

(返済)

第5条 支援担当者は、貸し付けた支援基金を貸し付けた日の属する月の翌月までに、現金にて返済させなければならない。

(略)

3 第1項の規定により返済することができない者で、生活保護受給中のものに対しては、完済するまでの間、生活保護費の支給方法を窓口支給にして返済を促すものとする。ただし、所属長が特にやむを得ない事情があると認めるとときは、この限りではない。

なお、緊急市民支援基金の貸付等に関する事務処理要領第3条第2項に基づく誓約書（様式第2号）には、以下の内容が記載されている。

1 借用した基金は、初回の生活保護費受給時または借用した月の翌月までに一括返済すること。

2 借用した基金を完済するまでの間は、生活保護費の支給方法が那覇市福祉事務所保護管理課窓口での支給となること。

3 借用した基金を完済するまでの間は、新たに基金を借用できること。ただし、当初から複数回に分けて借用する約束の場合はこの限りではない。

4 生活保護を受けている間は、新たに基金を借用できること。

緊急貸付けの貸付手続は、概要、以下のとおりである。緊急貸付けを受ける度に、誓約書の内容に従った誓約を行うことになっている。

①被保護者等がケースワーカーに「緊急市民支援基金借用証」及び「誓約書」を提出する。



②ケースワーカーが経理担当者に「緊急市民支援基金借用証」及び「誓約書」を提出し、出納簿へ必要事項を記入する。

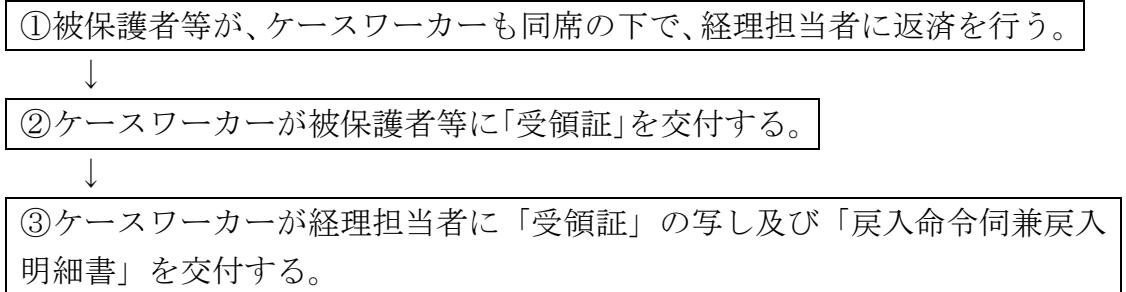


③経理担当者がケースワーカーに現金を交付する。



④ケースワーカーが被保護者等に現金を交付する。

緊急貸付けを受けた後の返済手続は、概要、以下のとおりである。



(d) 監査結果

① 【意見】生活保護受給後の新たな緊急貸付けについて

上記のとおり、緊急市民支援基金の貸付等に関する事務処理要領第3条第2項に基づく誓約書（様式第2号）には、「生活保護を受けている間は、新たに基金を借用できない」旨の規定がある。

しかし、初回保護受給後に新たな借用を行っている例が存在した。この点については、生活保護受給後に新たな緊急貸付けが必要となる場面は容易に想定でき、実際、上記の那覇市退職職員等による緊急市民支援基金運営要綱及び緊急市民支援基金の貸付等に関する事務処理要領のいずれにおいても、本文では特に生活保護受給後の新たな緊急貸付けを禁止する規定は存在しない。むしろ、緊急市民支援基金の貸付等に関する事務処理要領第2条第1号においては、生活保護受給後も新たな緊急貸付けを受け得る旨の規定が存在する。

以上より、生活保護受給後の新たな緊急貸付けについては、むしろ誓約書（様式第2号）の規定の方を見直し、誓約書（様式第2号）から「生活保護を受けている間は、新たに基金を借用できない」旨の規定を削除することも含めて、緊急市民支援基金の貸付等に関する事務処理要領の規定を整備することが望ましい。

### 3 住宅扶助

#### (1) 住宅扶助の過去5年間の支給実績

住宅扶助の過去5年間の支給額に基づく支給実績は、本章の第1項の(2)に記載のとおりであるが、受給世帯数及び受給人員数に基づく支給実績は、以下のとおりである。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給世帯数（世帯）	97,572	100,595	102,439	104,768	106,941
受給人員数（人）	133,652	135,420	135,899	137,508	138,781

住宅扶助については、支給額、受給世帯数及び受給人員数とともに、緩やかな増加傾向にある。

#### (2) 住宅扶助の支給手続

生活保護法

(住宅扶助の方法)

第33条（略）

4 住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。

(保護の方法の特例)

第37条の2 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、(略)  
第33条第4項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護  
金品(略)のうち、介護保険料（介護保険法第129条第1項に規定する保険料をい  
う。）その他の被保護者（教育扶助のための保護金品にあっては、その親権者又は未  
成年後見人を含む。以下この条において同じ。）が支払うべき費用であって政令で定  
めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払  
うことができる。この場合において、当該支払があったときは、これらの規定により  
交付すべき者に対し当該保護金品の交付があったものとみなす。

生活保護法施行令

(保護の方法の特例)

第3条 法第37条の2に規定する被保護者（同条に規定する教育扶助のための保護  
金品にあっては、その親権者又は未成年後見人を含む。）が支払うべき費用であって  
政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる費用とし、同条に規定する政令で定め

る者は、同表の上欄に掲げる費用の額に相当する金銭について、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

(略)	(略)
法第 33 条第 4 項の規定により交付する 保護金品	当該被保護者に対し法第 14 条各号に掲 げる事項の提供に係る債権を有する者
(略)	(略)

#### 那覇市生活保護法による民間住宅家賃等代理納付実施要綱

##### (代理納付の対象者)

第 2 条 代理納付の対象者は、次に定める者とする。

- (1) 現に家賃等を滞納している者又はそのおそれがあると福祉事務所長が判断した者
- (2) 被保護者の事理を弁識する能力又は金銭管理能力等を総合的に勘案し、福祉事務所長が代理納付を行うことが適当であると判断した者
- (3) その他福祉事務所長が必要と認めた者

##### (代理納付の額)

第 3 条 代理納付の額は、家賃及び地代は住宅扶助として認定された額、共益費は生活扶助の範囲内で共益費として認定された額とし、滞納分、管理費及び光熱水費等を含まないものとする。

##### (依頼)

第 4 条 代理納付を希望する家主等は、「生活保護法による民間住宅家賃等代理納付依頼書」(様式 1)により、福祉事務所長に代理納付の依頼を行うものとする。

住宅扶助については、家主等に家賃等を直接納付する代理納付が広く行われている。住宅扶助における代理納付による支給実績は、以下のとおりである。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
支給額 (円)	311, 838, 053	382, 148, 964	455, 482, 181	528, 133, 574	608, 548, 380

那覇市においても、住宅扶助における代理納付が積極的に活用されており、過去 5 年間で、住宅扶助における代理納付による支給額はほぼ倍増している。

なお、住宅扶助における代理納付を行うためには、生活保護法による民間住宅家賃等代理納付依頼書が必要になる(那覇市生活保護法による民間住宅家賃等代理納付実施要綱第 4 条)ため、家主等とは相談を行うが、被保護者

の意向とは特に関係なく、代理納付による支給を行っているとのことであった。実際には、家主等から、代理納付の依頼がある場合が多いとのことであった。

### (3) 無料低額宿泊所について

#### (a) 制度概要

無料低額宿泊所とは、社会福祉法第2条第3項で定める第二種社会福祉事業のうち、第8号の「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸付け、又は宿泊所その他の施設を利用する事業」を実施する施設である。

主に、ホームレスなどに現に安定した居所が確保されていない者であって、直ちに居宅での生活を送ることが困難な者が、居宅生活へ移行するまでの間の居所の場として利用されるもの。

社会福祉法68条の5第1項の規定に基づき、その設備及び運営に関する基準を条例で定めるとともに、当該基準に適合しないと認められたときは、社会福祉法71条の規定による改善命令を行うこととされるなど規制強化が図られている。

無料低額宿泊所においては、劣悪な環境に生活保護受給者を居住させ、金銭管理を施設側が行い、保護費を搾取するという貧困ビジネスの温床になることが指摘されている。かかる状況は被保護者の人権が脅かされる状況であり放置することは許されない。

#### (b) 法令等

無料低額宿泊所については、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年8月19日厚生労働省令第34号)、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について」(令和元年9月10日社援発0910第3号)が発出されている。これらの通知を受け、那覇市では、「那覇市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」が制定され(令和2年4月1日施行)、無料低額宿泊所の設備・運営に関する最低基準が定められている。なお上記厚生労働省の基準とは浴槽設置の有無に違いがあるのみとのことである。

那覇市の基準の概要(那覇市のホームページより)

規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5名以上の人員を入居させることができる（サテライト型住居を除く）。</li> </ul>
居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室は原則個室とし、面積は7.43平方メートル（地域の事情によって4.95平方メートル）とする。</li> <li>・居室、炊事設備、洗面所、トイレ、浴室、洗濯室等を設ける。</li> <li>・定員を超えて入居させない。</li> </ul>
防火・防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がかからない場合も防火に係る設備の整備に努める。</li> <li>・非常災害に対する具体的計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。</li> </ul>
利用手続き・利用料金の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供等のサービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、市に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。</li> <li>・入居申込者に対しては、運営規程の内容を文書で説明し、利用契約を文書により締結する。</li> </ul>
職員の配置・資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長は、社会福祉士等若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であること。</li> <li>・その他の職員は、入居者数及び提供するサービス内容に応じた人数を配置することとし、できる限り施設長と同様の資格を有する者とする。</li> </ul>

#### (c) 現状

那覇市議会での発言によると<sup>3</sup>、ケースワーカーからの情報では、被保護者が生活する施設のうち、那覇市内に無料低額宿泊所に該当すると思われる施設が10箇所程度あるとのことである。

しかし、現在（令和3年2月18日）までに届け出は0件のことである。那覇市からは上記施設に対し、届け出を促す連絡を2度しているが、未だないとのことであった。

#### (d) 監査結果

##### 【意見】

厚生労働省の「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針について」（令和2年3月27日厚生労働省社会・援護局通知 社援発0325第14号）によれば、届け出の徹底が求められており、生活保護関係全国係

<sup>3</sup> 令和2年2月定例会2月18日-02号 福祉部長の回答

長会議（令和2年3月5日実施予定）でも「無料低額宿泊所の届出の推進」が求められている。

那覇市においては、貧困ビジネスの疑いのある施設は確認されていない、とのことである。

条例に基づく最低基準を満たしていない無料低額宿泊所に対しては、社会福祉法70条による調査、同71条の改善命令を出すことができる（70条の調査は登録がなくとも実施可能）。調査によっては、条例に適合しない状況が明らかになる可能性もある。

生活保護受給者の適正な居住環境を確保するためにも全ての事業所からの届出が速やかに行われるよう早期に進めて頂きたい。

#### (4) 住宅セーフティーネット

##### (a) 制度の概要

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく制度である。

高齢者、障がい者など住宅の確保に配慮が必要な人が今度も増加する見込みであるところ、公営住宅は大幅な増加が見込めない一方、空き家が増加する民間住宅を活用しようという制度である。平成29年10月からスタートしている。

施策の一つとして、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がい者など）の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度があり、賃貸人はこの制度に登録することで、ホームページ<sup>4</sup>に物件が掲載され、対象者は同ホームページより入居物件を探すことができる。賃貸人には改修費用の支援策が受けられる。

要保護者にとっては、住まいを確保することが安定した生活を送る上で必要不可欠であり、同制度の充実はまさに生活保護制度の上で重要である。

##### (b) 運用状況

前記の住宅セーフティーネットのホームページでは、全国の登録物件が検索できる。

令和3年2月25日時点で全国の総登録戸数290,409戸となっている。都道府県別の登録戸数の上位と下位は以下のとおりである。

（上位）

- 1位 愛知県 55,830
- 2位 埼玉県 41,361
- 3位 千葉県 30,288

---

<sup>4</sup> <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

4位 大阪府 28,073

5位 東京都 22,716

(下位)

43位 宮崎県 29

44位 奈良県 17

45位 佐賀県 16

46位 高知県 14

47位 沖縄県 11

沖縄県は47都道府県中最下位となっている。大都市圏の登録件数が多いことは当然かもしれないが、九州では熊本県が12,977件の登録数となっており、県によって温度差がかなりあることが分かる。

### (c) 監査結果

#### 【意見－提案】

沖縄県の11件という件数は、この制度が全く機能していないと評価されるものである。

沖縄県内、あるいは那覇市内には、生活保護の住宅扶助金額相当の家賃設定の賃貸物件が豊富にあるので支障はない、ということかもしれないが、入居を断られるなど住まい探しに労力を要するケースも実際にはある。また、住宅セーフティーネットが充実していれば、例えば、保護受給者が賃貸人より転居を求められた際（家賃が低額な賃貸住宅はかなりの築年数が経過している物件が多く、老朽化を理由に退去を求められるケースがある）、職員は住宅セーフティーネットのホームページを案内することが可能である。

少なくともこの制度が活用できれば、効率的な運営に資するはずである。

同制度は沖縄県の所管であり、那覇市が直接関与できる訳ではないと思われるが、那覇市を含む沖縄県においては、保護率の高さ（令和元年11月時点で、全国平均1.64%のところ、沖縄県は2.62%）を踏まえ、生活保護施策の一環として住宅セーフティーネットの充実を沖縄県に働きかけるなどが必要と思われる。

なお、平成29年10月25日に施行された改正法の中に、住宅扶助費の代理納付の円滑な活用を目的とした事項が追加されている<sup>5</sup>。

---

<sup>5</sup> 生活保護関係全国係長会議資料（令和2年3月5日実施予定だったもの）の「連絡事項」の第1の「3 住宅扶助の代理納付の活用について」

## (5) 被保護者への転居先の案内

ケース記録を閲覧していると、賃貸人から、「入居している物件は老朽化が激しく、今後大規模な修繕を行わないこと、万が一建物の老朽化に伴い入居者に損害が発生しても一切異議を申し出ない」旨の書面に署名・捺印が求められているケース（当該ケースでは上記書面は差し入れていない様子である）があった。

確かに、住宅扶助費で入居できる賃貸物件は、築 40 年以上経つ物件も多く、賃貸人側の事情も理解できなくはないが、いずれにせよ賃借人である保護受給者は弱い立場に置かれている様子が見て取れた。

また、実際に建替が必要ということで、退去を求められるケースもあると思われる。

### 【意見 一提案一】

このように転居が必要となったとき、定期借家賃貸借契約ではなく、普通賃貸借契約の物件を契約するようアドバイスされることを提案する。

定期借家賃貸借契約は、その名のとおり、期限が来たら当然に賃貸借契約が終了するものである（賃貸人が応じれば再度の契約という形を取ることで継続して入居することは可能である。）

一方、普通借家契約は、契約期間が来ても、賃貸人側に正当な理由（自己が利用する必要など）がない限り、賃貸借契約は更新されるというものである。当然のことながら、普通賃貸借契約の方が、賃借人の保護に厚い。

賃貸人（大家）からすると、定期建物賃貸借契約の方が使い勝手がよいことから、最近では、住居、事務所を問わず、定期建物賃貸借契約が増えているという印象がある。

定期建物賃貸借契約だと、やっと転居できたと思ってもまた引越を余儀なくされるということもでてくる。

住宅扶助費相当の物件候補は多くはなく、選択肢が限られるかもしれないが、もし選択が可能であるならば、普通賃貸借契約を締結するよう受給者にはアドバイス頂きたい。

## 4 葬祭扶助

### (1) 葬祭扶助の過去5年間の支給実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支給額 (円)	27,581,979	30,334,516	34,806,729	40,616,943	37,843,810
受給人 員数 (人)	134	144	142	167	154

近年、那覇市における高齢者世帯の増加に伴って、葬祭扶助の支給額も受給世帯数も増加傾向にある。なお、那覇市における被保護者死亡による保護廃止の件数も、以下のとおり、増加傾向にある。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数 (件)	225	359	380	379	427

葬祭扶助の支給額を算定する際の算定の前提となる遺留金品の取扱いについては、第5項において検討することとし、本項においては、葬祭扶助の支給手続全般を中心に検討を行うこととする。

### (2) 葬祭扶助の支給手続

生活保護法

(遺留金品の処分)

第76条 第18条第2項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

(略)

生活保護法施行規則

(遺留金品の処分)

第22条 保護の実施機関が法第76条第1項の規定により、遺留の物品を売却する場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により契約を締結しなければならない。

(略)

## 遺留金品の処分に関する取扱要綱

### (定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 遺留金品 被保護者が死亡した場合に、当該死亡した被保護者が生前に所有権を有し、かつ、相続人がいないか又は明らかでない現金、有価証券、預貯金通帳等のことをいう。

(2) 遺留金 前号の現金のことをいう。

(3) 遺留品 遺留金品から遺留金を除いたものをいう。

### (処理)

第 3 条 遺留金品の処理は、次条から第 12 条までの規定による。

2 遺留金品の処理に係る遺留金、預貯金通帳、有価証券等は、担当員が取り扱わず、経理担当職員が取り扱うものとする。

### (葬祭費の充当)

第 7 条 生活保護法（以下「法」という。）第 18 条第 2 項の規定により葬祭扶助を行なう場合においては、那覇市福祉事務所長（以下「所長」という。）は当該死亡者の遺留金を葬祭費に充て、なお足りないときは、遺留品を売却してその代金を葬祭費に充てることができる。

### (遺留品の処分)

第 8 条 前条の規定により遺留品を売却する場合は、生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「生保規則」という。）第 22 条第 1 項の規定により競争入札に付さなければならない。

### (略)

葬祭扶助における口座払いの支給手続は、他の生活保護費における口座払いの支給手續と同様である。

葬祭扶助における窓口払いの支給手續は、概要、以下のとおりである。基本的には他の生活保護費における窓口払いの支給手續と同様であるが、遺留金の取扱いがある点が他の生活保護費における窓口払いの支給手續と異なる。なお、遺留金の口座払いは行っていないとのことであった。

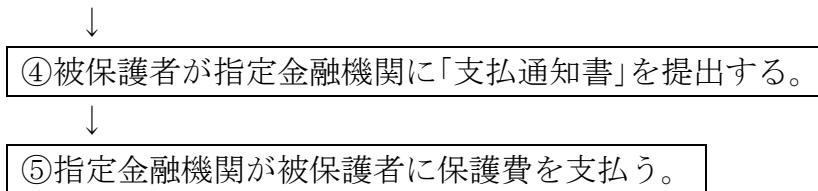
①ケースワーカーが被保護者に「窓口支払承認連絡票」を交付する。



②被保護者が経理担当者に「窓口支払承認連絡票」を提出する。



③経理担当者が被保護者に「支払通知書」を交付するとともに、遺留金も渡している。



### (3) 監査結果

#### ①【意見】葬祭扶助の第三者申請における被保護者情報の誤記について

病院等が葬祭扶助を申請する際の葬祭扶助の第三者申請において、被保護者に該当する病院の院長の生年月日に明らかな誤記があった。その結果、おそらくシステム上において自動入力される年齢まで通常であれば考えられない年齢が表示される誤記が複数か所で見られた。複数の職員が決裁を行う中で確認する保護決定調書上においても、このように一見して明確な誤記が見られた。

確かに、葬祭扶助の第三者申請における被保護者は、他の生活保護費における被保護者とは異なって、継続的な関係が構築されることがそもそも予定されておらず、年齢等が生活保護の要件と関係することもない。しかし、そうであったとしても、それとは関係なく、文書は正確に作成されるべきである。少なくとも、このように一見して明確な誤記については、気付いた職員が直ちに修正することが望まれる。仮に生年月日が不明の際の便宜上の処理であるとしても、システム上においても生年月日が不明のままで処理できる（年齢も不明のままで処理できる）システムを導入することが望ましい。

## 5 遺留金品

### (1) 葬祭扶助における過去5年間の遺留金品による充当実績

那覇市においては、遺留金の一括管理を行っておらず、葬祭扶助認定時に遺留金がある場合に、ケースワーカーが葬祭費用等から遺留金の金額を控除した金額を葬祭扶助として認定している（遺留金品の処分に関する取扱要綱第7条）ため、充当実績を把握しておらず、算出することも困難であるとのことであった。

また、遺留品についても、これまで競争入札（遺留金品の処分に関する取扱要綱第8条第1項）に付したことではないとのことであった。

なお、過去5年間において、相続財産管理人の選任申立を行ったこともないとのことであった。

### (2) 遺留金品の管理手続

民法

（相続財産法人の成立）

第951条 相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

（相続財産の管理人の選任）

第952条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。

（略）

生活保護法施行規則

（遺留金品の処分）

第22条（略）

2 保護の実施機関が法第76条の規定による措置をとった場合において、遺留の金品を保護費に充当して、なお残余を生じたときは、保護の実施機関は、これを保管し、速やかに、相続財産管理人の選任を家庭裁判所に請求し、選任された相続財産管理人にこれを引き渡さなければならない。ただし、これによりがたいときは、民法第494条の規定に基づき当該残余の遺留の金品を供託することができる。

（略）

遺留金品の処分に関する取扱要綱

（確認及び引渡し）

第4条 被保護者が死亡した場合は、次のとおり処理する。

（1）医療機関及び社会福祉施設等（以下「医療機関等」という。）で死亡した場合

（ア）医療機関等において、死亡者の遺留金品を管理しているときは、当該医療機関等の管理者等から遺留金品の状況を明らかにした遺留金品引渡書（第1号様式。以下

「引渡書」という。)により引渡しを受け、遺留金品受領書(第2号様式)を交付する。

(イ) 医療機関等において、死亡者の遺留金品を管理していないときは、当該医療機関等の管理者等の立会いを求め、遺留金品確認書(第3号様式。以下「確認書」という。)により遺留金品の確認を行う。

(2) 自宅で死亡した場合

家主又は民生委員等の立会いを求め、確認書により遺留金品の確認を行う。

(残余遺留金の取扱い)

第9条 所長は、第7条の規定により遺留金を葬祭費に充当後、その残余金が1万円以下の場合には、当該残余金を葬祭関連経費(通夜費用又は死者の供養を行うための費用等)として葬祭を執り行う者に交付することができる。この場合において、葬祭費精算書(第6号様式)を徴するものとする。

(相続財産管理人の選任申立て)

第10条 所長は、遺留金を葬祭費に充て、その残余金が50万円以上で、かつ、相続人が不明な場合は、家庭裁判所へ相続財産管理人の選任申立てを行う。

(市に帰属する遺留金の処理)

第12条 保管を開始した日の翌日又は歳入歳出外現金として一時保管を開始した日の翌日から起算して10年を経過し、かつ、1件当たりの金額が50万円未満の遺留金は、消滅時効の援用により市の歳入として処理できる遺留金として速やかに予算に計上上の上、歳入に繰入れなければならない。

(略)

遺留金品の保管場所等については説明を受けた。セキュリティー上の問題から本報告書への記載は省略する。

(3) 監査結果

①【指摘】遺留金に関する情報管理について

那覇市においては、遺留金の一括管理を行っていないため、遺留金の葬祭扶助への充当実績を把握していないとのことであった。

しかし、上述のとおり、遺留金については、生活保護法上も葬祭扶助への充当が予定されている。葬祭扶助が適正に支給されているかの検証には、支給額を算定する際の前提として、遺留金の金額及びそれが適正に充当されているかの検証が不可欠である。相続人がいないか、相続人が明らかでない例(遺留金品の処分に関する取扱要綱第2条第1号)も決して少なくないと考えられる。那覇市においても、葬祭扶助に充当する場合は遺留金を保管しているのであって、金庫の出納簿という形で情報管理することは十分に可能である。

後述の指摘事項②のそもそも遺留金品の確認が不十分であることと

相俟って、遺留金品全般の取扱いに関する意識が不十分であり、早急に改善すべきである。

②【指摘】遺留金品の確認方法について

上述のとおり、被保護者が医療機関等で死亡した場合であっても、自宅で死亡した場合であっても、相続人がいないか、相続人が明らかでない場合は、遺留金品の確認を行う必要がある。その上で、遺留金品の有無に応じて、遺留金品引渡書を受領するか、遺留金品確認書を作成する必要がある（遺留金品の処分に関する取扱要綱第4条）。

しかし、実際には、遺留金品引渡書も遺留金品確認書も存在しない例が散見された。具体的には、以下の例が存在した。

- ・ 葬祭扶助の第三者申請の例で、遺留金が葬祭扶助に充当されているにもかかわらず、遺留金品引渡書が存在しなかった。
- ・ 葬祭扶助の第三者申請の例で、財布の中に金銭が入っていないことを確認しているにもかかわらず、遺留金品確認書が存在しなかった。
- ・ 葬祭扶助の第三者申請の例で、遺留金品の引渡しを受けていないにもかかわらず、遺留金品確認書も遺留金品引渡書も存在しなかった。なお、この例では、遺留品は存在したが、葬儀会社から引渡しの申出がなかつたため、引渡しを受けていないとのことであった。

また、遺留金品引渡書が存在する例であっても、その内容の確認が不十分な例が存在した。具体的には、以下の例が存在した。

- ・ 葬祭扶助の第三者申請の例で、故人の死亡の約1か月後と約2か月後に預貯金口座から2回に分けて合計十数万円が引き出されており、金銭管理者からの聞取りによれば、遺留金は家賃、光熱費及び家財処分費として支払ったとのことであったが、当該預貯金口座からは故人の死亡後に水道光熱費及び電話料金が自動引落しされていた。なお、この例では、遺留金として数百円のみが葬祭扶助に充当されていた。

以上からも明らかなどおり、那覇市においては、遺留金品を葬祭扶助に充当し得る場合の遺留金品の確認が不十分である。特に故人の死亡後においては、相続人がいないか、相続人が明らかでない場合であれば、預貯金口座を含めた遺留金品の変動は本来的にはないはずである。少なくとも故人の死亡後の遺留金品の変動については、より詳細な確認を行う必要があると考える。葬祭扶助を適正に支給するためには、遺留金品を適正に確認する必要があるのであって、遺留金品引渡書の受領及び遺留金品確認書の作成を徹底することも含めて、遺留金品の確認方法は早急に改善するべきである。

③【意見】相続財産管理人の選任申立について

過去5年間において、相続財産管理人の選任申立を行ったことはないとのことであったが、過去5年間に50万円以上の遺留金が存在した例はあ

り、ただその例では相続人の全員が相続の放棄を行っていたため、相続財産管理人の選任申立を行わなかったとのことであった。

この点については、民法 951 条の「相続人があることが明らかでないとき」とは、相続人であった者が家庭裁判所に相続の放棄の手続を取ったため、相続人でなくなり、最終的に相続人が存在しなくなった場合も該当すると考えられている。

遺留金品の処分に関する取扱要綱第 10 条においては、遺留金の残余金が 50 万円以上である場合に相続財産管理人の選任申立を行うことが規定されているが、民法 951 条及び生活保護法施行規則第 22 条第 2 項の規定からすれば、相続財産管理人の選任申立を遺留金品のうちの遺留金の残余金に限定する必要はないと考えられる。実際、遺留金品の中に額面金額の単純な合計ではあるが 50 万円を超える特別弔慰金国庫債券が含まれる例が存在した。このような例においても、相続財産管理人の選任申立を行うべき要請は変わらないのであって、この点については、遺留金品の処分に関する取扱要綱の改正も含めた検討が望ましい。

## 第9章 医療扶助

### 1 医療扶助の概要

#### (1) 医療扶助の基本法令

##### (a) 医療扶助の範囲

医療扶助は、以下の範囲で実施されている（法 15 条）。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑥ 移送

##### (b) 医療扶助の方法

医療給付は、原則として現物給付によって行われることとなっている（法 34 条 1 項）ため、被保護者が医療機関を利用する際は、原則として被保護者による窓口扱はない。

また、被保護者が適切な医療扶助を受けることを可能にするため、医療の給付を一定の医療機関に限定されている（法 34 条 2 項）。

さらに、医療扶助のための保護金品（例えば、薬剤、治療材料等）は、被保護者に直接交付される（法 34 条 6 項）。

##### (c) 他の医療保険制度との関係

###### ① 国民健康保険との関係

国民健康保険に加入していた者が生活保護法による保護を受けるに至った場合は、国民健康保険から脱退し（国民健康保険法 6 条 9 号）、医療費の全額について医療扶助の対象となる。

###### ② 後期高齢者医療制度との関係

生活保護受給世帯は、後期高齢者医療制度の加入対象から外れるため、医療費の全額について、医療扶助の対象となる。

###### ③ 国民健康保険以外の医療保険との関係

国民健康保険以外の医療保険においては、生活保護を受けるに至っても資格を喪失しない。そして、「保護の補足性」（法 4 条）により、他方他制度の適用がある場合には、その法律・制度を活用すべきこととなるため、当該医療による給付を受け、自己負担部分が医療扶助の対象となる。

#### (2) 通知等

医療扶助の主な通知は以下のとおりである。

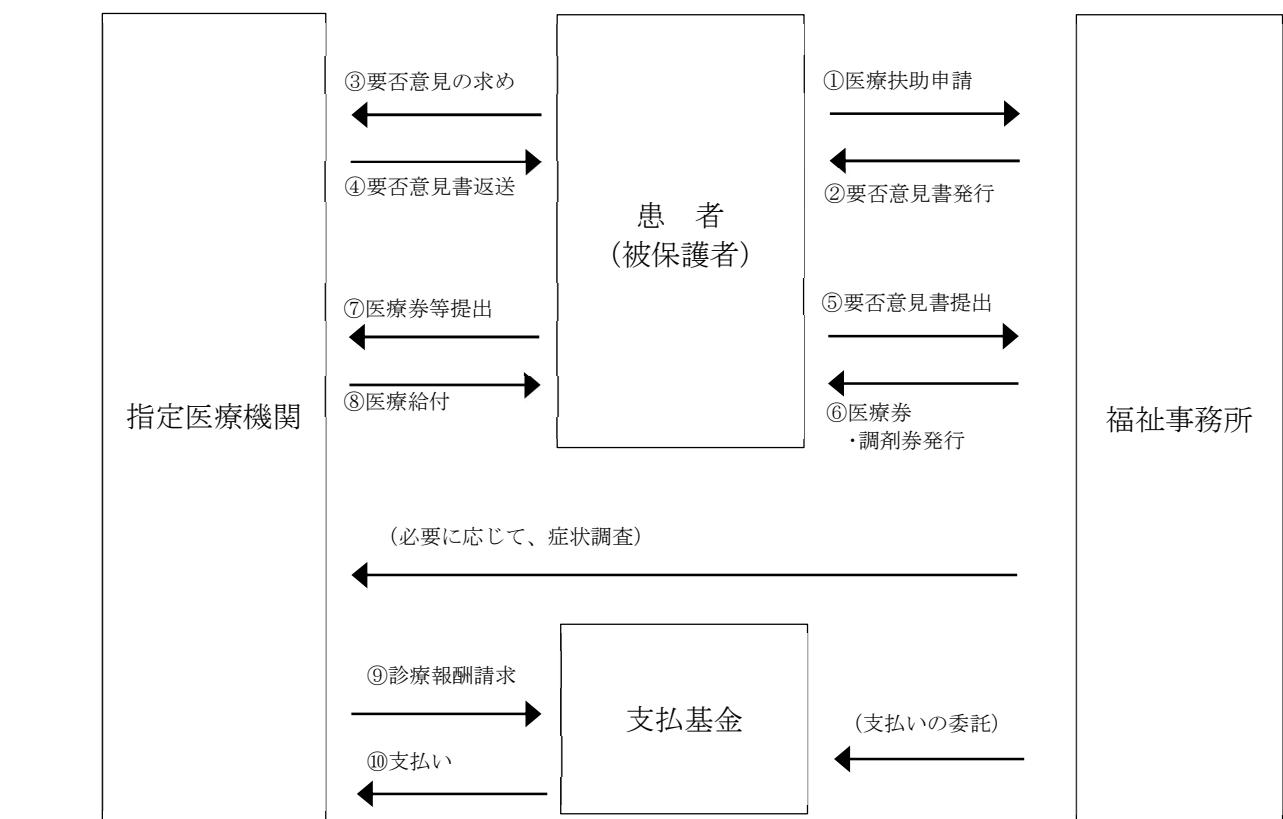
##### ① 「生活保護法による医療扶助運営要領について」

（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号、厚生省社会局通知）

- ②「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」  
 (昭和 45 年 4 月 1 日社保第 72 号、厚生省社会局保護課長通知)
- ③「医療扶助における長期外来患者の実態把握について」  
 (昭和 46 年 4 月 1 日社保第 59 号、厚生省社会局保護課長通知)
- ④「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について」  
 (平成 12 年 12 月 14 日社援保第 72 号、厚生省社会・援護局保護課長通知)
- ⑤「頻回受診者に対する適性受診指導について」  
 (平成 14 年 3 月 22 日社援保発第 0322001 号、厚生労働省社会・援護局保護課長通知)
- ⑥「生活保護法の医療扶助の適正な運営について」  
 (平成 23 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 5 号、厚生労働省社会・援護局保護課長通知)
- ⑦「医療扶助における転院を行う場合の対応及び頻回転院患者の実態把握について」  
 (平成 26 年 8 月 20 日社援保第 0820 第 1 号、厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

### (3) 医療扶助の流れ

医療扶助の流れは、以下の図のとおりである<sup>1</sup>。



<sup>1</sup> 「生活保護法の解釈と実務」栃木県弁護士会編（ぎょうせい）

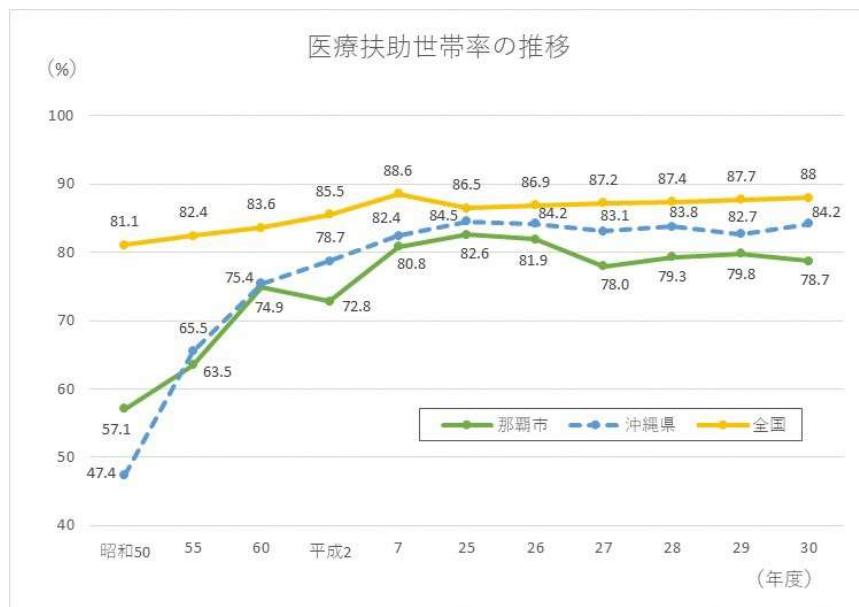
なお、一般医療保険制度においては、令和3年3月より、保険証の代わりに個人番号カード（マイナンバーカード）を医療機関の窓口に提示する「オンライン資格確認」が導入される予定であり、これと同様に医療扶助においても、令和元年12月20日に閣議決定された「新デジタル・ガバメント実行計画」において、個人番号カードを利用したオンライン資格確認が、令和5年度中の導入を目指しているとのことである<sup>2</sup>

## 2 那覇市における医療扶助の概要

### (1) 医療扶助世帯の年次推移

平成30年度の那覇市の医療扶助受給世帯は、被保護世帯の78.7%を占める。

年度	医療扶助世帯（那覇市）		生活保護世帯（那覇市）		医療扶助世帯の割合		
	実数	指数	実数	指数	那覇市	沖縄県	全国
昭和50	1,311	100.0	2,295	100.0	57.1	47.4	81.1
55	2,238	170.7	3,524	153.6	63.5	65.5	82.4
60	2,795	213.2	3,734	162.7	74.9	75.4	83.6
平成2	2,374	181.1	3,263	142.2	72.8	78.7	85.5
7	2,807	214.1	3,476	151.5	80.8	82.4	88.6
25	6,982	532.6	8,457	368.5	82.6	84.5	86.5
26	7,186	548.1	8,773	382.2	81.9	84.2	86.9
27	7,098	541.4	9,096	396.3	78.0	83.1	87.2
28	7,447	568.0	9,388	409.1	79.3	83.8	87.4
29	7,667	584.8	9,608	418.6	79.8	82.7	87.7
30	7,745	590.8	9,836	428.6	78.7	84.2	88



<sup>2</sup> 生活保護関係全国係長会議資料（令和2年3月5日実施予定のもの）68頁

## (2) 医療扶助人員・医療扶助率・入院率

平成30年度の被保護人員 12,745人のうち医療扶助受給人員は9,106人で、医療扶助率は 71.4 パーセントとなっている。医療扶助人員は、平成2年以降概ね増加傾向にある。

年度	被保護人員		医療扶助人員		医 療 扶 助 率 (B/A)	入院			入院外			入 院 外 受 診 率 (%) D/(A-C)	
	実 数 (A)	指 数 (B)	実 数 (B)	指 数 (C)		総 数 (C)	精 神 病 (D)	そ の 他 (E)	（% 入 院 率 (C/B)	総 数 (D)	精 神 病 (F)	そ の 他 (G)	
昭和50	6,656	100	1,549	100.0	23.3	206	108	98	13.3	1,343	7	1,336	20.8
55	9,146	137.4	3,452	222.9	37.7	570	270	300	16.5	2,882	18	2,864	33.6
60	8,485	127.5	4,156	268.3	49.0	679	324	355	16.3	3,477	16	3,461	44.5
平成2	6,295	94.6	3,255	210.1	51.7	647	308	339	19.9	2,608	8	2,600	46.2
7	5,925	89.0	3,740	241.4	63.1	577	299	278	15.4	3,163	0	3,163	59.1
25	11,562	173.7	8,525	550.4	73.7	792	359	433	9.3	7,733	17	7,716	71.8
26	11,836	177.8	8,691	561.1	73.4	746	345	400	8.8	7,945	14	7,932	71.7
27	12,241	183.9	8,447	545.3	69.0	679	340	339	8.0	7,768	4	7,765	67.2
28	12,434	186.8	8,842	570.8	71.1	717	358	359	8.1	8,125	5	8,120	69.3
29	12,551	188.6	9,071	585.6	72.3	695	345	350	7.7	8,376	4	8,372	70.6
30	12,745	191.5	9,106	587.9	71.4	675	330	345	7.4	8,431	3	8,428	69.9





### (3) 医療扶助単給・併給別人員の推移

平成 30 年度の医療扶助人員を単給・併給別に見ると、医療単給が 362 人 (4.0%)、医療扶助併給が 8,744 人 (96.0%) となっており、併給が増加傾向にある。また、単給と併給では、精神病の占める比率に差があり、単給では 48.6% であるのに対して、併給では 1.8% となっている。

年度	医療扶助 単給				医療扶助 併給			
	総数	指数	精神病	その他	総数	指数	精神病	その他
昭和47	176	100	68	108	864	100	147	717
50	109	61.9	61	48	1,440	166.7	54	1,386
55	297	168.8	150	147	3,155	365.2	138	3,017
60	421	239.2	211	210	3,735	432.3	129	3,606
平成2	411	233.5	199	212	2,844	329.2	118	2,726
7	349	198.3	151	198	3,391	392.5	148	3,243
25	370	210.3	187	184	8,155	943.8	189	7,966
26	378	215.0	187	192	8,313	962.1	172	8,140
27	332	188.4	177	155	8,116	939.4	166	7,950
28	355	201.9	191	164	8,487	982.3	172	8,315
29	376	213.8	189	188	8,695	1006.3	160	8,534
30	362	205.8	176	186	8,744	1012.1	157	8,587

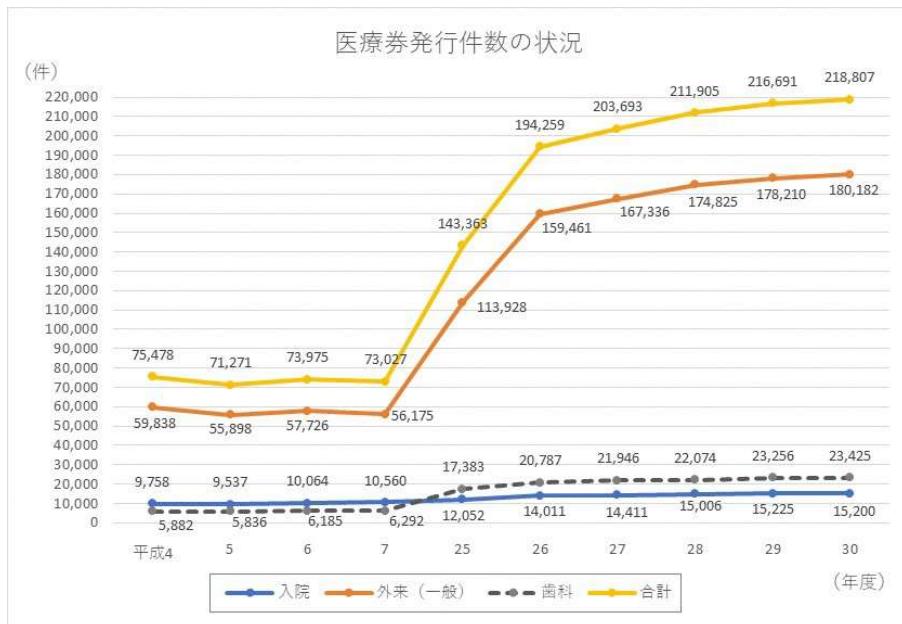
(年度平均)



#### (4) 医療券発行の状況

平成 30 年度の医療券発行状況は、総数で 218,807 件となっており、月平均にすると 18,234 件（対前年度比 1.0% [176 件] 増）であり、その内訳は、入院が 1,267 件、入院外が 16,967 件となっている。

年度	入院		入院外				合計	
	医療扶助人員	発行件数	医療扶助人員	一般	歯科	発行件数	医療扶助人員	発行件数
総数	平成4	6,269	9,758	39,844	59,838	5,882	65720	46,113
	5	6,807	9,537	38,113	55,898	5,836	61,734	44,920
	6	7,575	10,064	39,086	57,726	6,185	63,911	46,661
	7	6,920	10,560	37,952	56,175	6,292	62,467	44,872
	25	9,501	12,052	92,795	113,928	17,383	131,311	102,296
	26	8,949	14,011	95,344	159,461	20,787	180,248	104,293
	27	8,148	14,411	93,221	167,336	21,946	189,282	101,369
	28	8,605	15,006	97,500	174,825	22,074	196,899	106,105
	29	8,343	15,225	100,508	178,210	23,256	201,466	108,851
	30	8,098	15,200	101,179	180,182	23,425	203,607	109,277
月平均	平成4	522	813	3,320	4,987	490	5,477	3,843
	5	567	795	3,176	4,658	486	5,145	3,743
	6	631	839	3,257	4,811	515	5,326	3,888
	7	577	880	3,163	4,681	524	5,206	3,739
	25	792	1,004	7,733	9,494	1,449	10,943	8,525
	26	746	1,168	7,945	13,288	1,732	15,021	8,691
	27	679	1,201	7,768	13,945	1,829	15,774	8,447
	28	717	1,251	8,125	14,569	1,840	16,408	8,842
	29	695	1,269	8,376	14,851	1,938	16,789	9,071
	30	675	1,267	8,432	15,015	1,952	16,967	9,106



(医療統計月報より)

### 3 那覇市における医療扶助の実施状況

#### (1) 医療扶助における人員体制について

医療扶助は、「生活保護法における医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日）に基づき運営されている。

那覇市における医療扶助の人員体制は次のとおりである。18 名の医療班で構成されており、内訳は、正規職員（医療係）4 名、会計年度任用職員 14 名（介護扶助担当 3 名、医療事務担当 3 名、窓口担当 1 名、発券業務担当 1 名、レセプト点検担当 6 名）である。また、嘱託医は 4 名配置されており、内訳は、精神科医、内科医、整形外科医、個別指導担当医各 1 名とのことであった。

#### (2) 嘱託医について

##### (a) 実施要領について

医療機関那覇市福祉事務所嘱託実施要領に基づき、精神科医 1 名、内科医 1 名、整形外科医 1 名の嘱託医を配置しており、医療機関個別指導等嘱託医設置要綱に基づく個別指導等嘱託医 1 名を配置している。

##### (b) 配置基準

嘱託医の設置は、市長が、那覇市福祉事務所嘱託医実施要領の設置基準、医療機関個別指導等嘱託医設置要綱に基づき、那覇市医師会から推薦を受けた医師に委嘱して行っている。

##### (c) 任期

任期は一年となっており、再任は妨げないものとされている。

##### (d) 職務内容

ア 医療機関那覇市福祉事務所嘱託実施要領に基づき配置された嘱託医の職務内容は、以下のとおりである。

- (ア) 医療扶助に関する各申請書及び各給付要否意見書等の内容についての検討。
- (イ) 要保護者についての調査、指導又は検診。
- (ウ) 診療報酬請求明細書等の内容についての検討。
- (エ) 次の事項についての所員に対する援助。
- i 所員に対する医療の基礎知識の付与。
- ii 所員等からの問題提起に応え、必要な助言・指導。
- (オ) 医療扶助以外の扶助についての専門的判断及び必要な助言・指導
- イ 医療機関個別指導等嘱託医設置要綱に基づく個別指導等嘱託医の職務内容は以下のとおりである。
- (ア) 指定医療機関に対する個別指導
- (イ) 指定医療機関に対する検査
- (e) 勤務時間
- 那覇市福祉事務所嘱託医実施要領には、勤務時間についての定めはなかつたが、医療機関個別指導等嘱託医要綱には、個別指導等嘱託医の勤務日及び時間について、以下のとおり定められている。
- ア 勤務日 保護管理課長が指定する個別指導及び検査を実施する日
- イ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分までの間で、保護管理課長  
　　が指定する時間
- (f) 嘱託医の勤務状況
- 嘱託医の勤務状況についてヒアリングを行ったところ、整形外科医の嘱託医は毎週月曜日午後2時から、内科医は毎週火曜日午後1時から、精神科医は毎週木曜日午後2時時からそれぞれ、勤務を開始し、1時間半から2時間程度業務行っているとのことであった。個別指導等嘱託医は、固定の勤務日はないとのことであった。
- また、タイムカード等で出退勤管理を行っておらず、嘱託医勤務日誌により、出退勤管理を行っているとのことであった。嘱託医勤務日誌には、勤務時間の記載がないため、勤務時間の把握ができない。
- (g) 監査結果
- 勤務時間の記録【意見】
- 勤務時間を明確にするため、勤務簿などで勤務時間を明記して出退勤管理を行うことが望ましい。

## 4 レセプトチェック

### (1) 法令等

厚生労働省は、レセプトチェックについて、「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について」（平成12年12月14日付け社援保第72号、社会・援護局保護課長通知）別紙において、「診療報酬明細書等の点検事務処

理要領」を定めている。

また、「生活保護法の医療扶助の適正な運営について」(平成23年3月31日社援保発0331第5号)において、医療関連情報の指導援助への活用及びレセプト点検の徹底を求めている。

### (2) 那覇市の状況

那覇市においては、レセプト点検について外部委託を行っておらず、主任レセプト点検職員1名、レセプト点検職員5名でレセプトチェックを行っている。点検業務は、①内容点検(診療報酬・調剤報酬等の算定方法、算定点数の点検、単月点検、突合点検、縦覧点検、重複点検等)、②資格審査(当該レセプトが、福祉事務所が発行した医療券、調剤券に基づく有効なレセプトであるか否かを審査するもの。)である。

### (3) 監査結果

#### 【意見】マニュアルの作成

ヒアリングによると、チェック方法については、特段マニュアル等は作成されておらず、個々の職員の経験に委ねられているとのことであった。職員の入れ替わりもあることから、レセプトチェックが適正に行われることを担保する観点から、点検方法に関するマニュアルを作成することが望ましい。

## 5 長期入院患者について

### (1) 法令等

「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」(昭和45年4月1日社保第72号社会局保護課長通知)によると、医療扶助による入院患者であって、その入院期間が180日を超えた場合は、当該入院患者を実態把握名簿に登載し、嘱託医の書面検討、主治医等との意見調整、長期入院患者の実態把握、その結果に基づく措置といった手順やそれらの方法・内容を示し、被保護者の実態に即した適切な措置を講ずることとされている。

### (2) 那覇市の状況

那覇市においては、レセプト管理システムを利用して、対象者を抽出し、長期入院患者実態把握対象者名簿を整備している。

直近4年間の長期入院総数等は以下のとおりである。

	長期入院総数	主治医と意見 調整した数	医療扶助の 必要がない人	措置状況				
				居宅保護	施設	他方	その他	未措置
H28	363	144	62	19	3	0	7	33
H29	330	102	58	11	2	0	5	40
H30	297	146	32	7	1	0	1	23
H31	344	67	37	9	1	0	6	21

### (3) 監査結果

「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」(昭和45年4月1日  
社保第72号)に従った処理を行っているかどうか確認するため、被保護者10名のサンプル調査を行った。

#### 【意見】嘱託医の判断

那覇市福祉事務所嘱託医設置要綱によると、嘱託医の職務内容は以下のとおりである。

- ① 医療扶助に関する各申請書及び各給付要否意見書等の内容についての検討
- ② 要保護者についての調査、指導又は検診
- ③ 診療報酬請求明細書等の内容についての検討
- ④ 次の事項についての所員に対する援助
  - ア 所員に対する医療の基礎知識の付与
  - イ 所員等からの問題提起に応え、必要な助言・指導

また、「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」(昭和45年4月1日社保第72号)の別紙「長期入院患者実態把握実施要領」において、「5 実施方法 (3) 実地検討 ア 主治医等との連絡(ア)」において、「必要に応じて福祉事務所嘱託医又は精神科業務委託医師の同行訪問を求める」と定められている。

この点、サンプル調査を実施したところ、嘱託医は、書面による意見書等の検討を行っていたものの、嘱託医が、長期入院患者や担当医、看護師等と面ないし協議を行っている形跡がなかった。

そこで、嘱託医が長期入院患者等と面談又は協議を行うことはあるかヒアリングをしたところ、嘱託医が面談、協議を行うことはないとのことであった。

上記那覇市福祉事務所嘱託医設置要綱記載の職務内容や「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」(昭和45年4月1日社保第72号)の別紙「長期入院患者実態把握実施要領」からも明らかにおり、「要保護者についての調査、指導又は検診」、同行訪問も嘱託医の職務内容に含まれるのであって、嘱託医の職務は書面審査に限られるものではない。

医療扶助を受給している被保護者すべてについて、嘱託医の面談を行う必要はないが、長期入院患者については、慎重な判断が必要であるから、必要に応じて嘱託医による面談や協議、同行訪問の実施を検討頂きたい。

## 6 頻回受診について

### (1) 法令等

被保護者のうち、診療日数が過度に多い外来患者に対しては、「頻回受診者

に対する適正受診指導について」（平成 14 年 3 月 22 日社援保発第 0322001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、福祉事務所は適正な受診回数を把握した上で指導助言を行い、頻回受診者の処遇の充実を図るとともに、適正な保護の実施を確保することとなっており、指導要綱が定められている。

### (2) 那覇市の状況

那覇市においては、指導要領に基づき頻回受診者通院台帳・指導台帳が作成されていることから同台帳の閲覧を行った。また、頻回受診者通院台帳・指導台帳に登載された者から 10 件抽出し、保護記録のサンプル調査を行った。

那覇市における過去 4 年間の頻回受診総数等は以下のとおりである。

	頻回受診総数 (人)	指導対象となっ た数(人)	改善された数 (人)	改善の内容		
				効果月数	効果日数	日／月
H28	15	3	3	7.0	58.1	8.3日
H29	8	3	2	3.5	43.3	12.4日
H30	18	5	4	2.8	33.8	12.0日
H31	16	5	4	3.5	30.2	8.6日

### (3) 監査結果

#### 【意見】嘱託医の意見

サンプル調査を行った結果、頻回受診調査票において、嘱託医の意見書の記載がないものが散見された。嘱託医の意見書の記載がない理由についてヒアリングを行ったところ、生活保護管理システムへの入力漏れや、「先生が多忙のため調査票の記入ができない」との理由により回答を受理していないとのことであった。

後日検証する資料として、頻回受診調査票は重要であるから、生活保護管理システムへの入力を徹底すべきであり、頻回受診調査票を提出しない医療機関に対しては、頻回受診調査票の提出を徹底させるべきである。

## 7 向精神薬重複処方について

### (1) 法令等

「生活保護法の医療扶助の適正な運営について」（平成 23 年 3 月 31 日社援保発第 0331 第 5 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、福祉事務所は電子レセプトの活用等により被保護者が同一薬を複数の医療機関から重複して処方されていないか確認を徹底するとともに、向精神薬の処方については、処方した診療科名、処方量・種類等について的確に実態把握を行うこととされている。

さらに、「生活保護の医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化等について」（平成 28 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 12 号社会・援護局保護課長通知）

において、医療扶助の給付と精神通院医療の給付の間における向精神薬の重複処方の対応について定めている。

## (2) 那覇市の状況

那覇市では、上記各通知に基づき、電子レセプトシステムにより抽出作業を行って、向精神薬重複処方の事案を把握している。

過去5年間の向精神薬の重複処方の改善状況は以下のとおりである。

	①適切な受診であった者（人）	不適切な受診であった者（人）				合計
		②被保護者へ指導を行い、すでに改善した場合	③被保護者へ指導中の場合	④保護廃止等により指導するに至らなかった場合		
H27	0	4	0	0	4	
H28	0	7	0	1	8	
H29	0	10	1	2	13	
H30	0	10	3	3	16	
H31(R1)	1	11	3	2	17	

## (3) 監査結果

特段、指摘・意見はない。

# 8 後発医薬品について

## (1) 法令等

法第34条第3項において、「前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。」と定められている（平成30年10月1日施行）。このように後発医薬品の使用の原則化が法律に定められている。

また、「生活保護法の医療扶助の適正な運営について」（平成23年3月31日社援保発0331第5号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、福祉事務所においては、電子レセプトの活用により、後発医薬品のある先発医薬品を使用している被保護者を的確に把握し、後発医薬品の使用に関する被保護者の理解が得られるよう取り組みを講じることとされ、「生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進について」（平成30年9月28日社援保発

0928 第6号社会・援護局保護課長通知)において、後発医薬品の使用促進の周知徹底を図っている。

そして、国は医療扶助における後発医薬品の使用割合として、「2018年度以降の毎年度において80%」を掲げている。

## (2) 那覇市の状況

那覇市から提供を受けたデータを確認したところ、那覇市における直近5年間の院外処方に関する後発医薬品の使用割合は以下のとおりである。

レセプト (基金処理月)	使用割合	院外処方	院内処方		
			医科入院	医科入院外	歯科
H27年6月	79.4%	79.7%	77.3%	78.1%	58.4%
H28年6月	83.5%	84.1%	79.7%	79.7%	58.1%
H29年6月	85.4%	86.1%	80.6%	80.7%	86.1%
H30年6月	89.0%	90.0%	84.0%	80.7%	69.8%
H31(R1)年6月	91.4%	92.4%	88.7%	81.0%	65.9%

上記のとおり、使用率は国の目標値を上回る90%超となっており、十二分な推進活動が行われた成果が表れている。

なお、平成28年6月審査分での数値であるが、沖縄県は使用割合(数量ベース)で81%と47都道府県で最も高い数値であった(全国平均69%)<sup>3</sup>。

## (3) 監査結果

指摘・意見はない。

# 9 移送費について

## (1) 支給要件

「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知)によれば、移送の給付については、個別にその内容を審査し、療養に必要な限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費を支給することとされており、原則として事前の申請や領収書等の提出が必要とされている。また、「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」(平成20年4月4日社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通)において、給付対象となる交通機関の適否について、一般世帯の通院手段と被保護者の病状・障害等の状況等に照らして判断することが基本となり、タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるかを検討することとしている。

<sup>3</sup> 社会保障審議会生活困窮自立支援及び生活保護部会(第1回)(平成29年5月11日)資料4より

## (2) 監査結果

那覇市の現状について調査するため、資料の提供、職員のヒアリング、被保護者のサンプル調査を行った。

調査の結果、那覇市の移送費の給付について、「生活保護法による医療扶助実施要領について」における定めに従って行われているものの、タクシー利用の移送費の支給に関して、以下の点に改善の余地があると思われる。

### 【意見】通院・往診証明書の取得方法

「通院・往診証明書」の医者（病院）への交付方法、医者（病院）からの「通院・往診証明書」の交付方法について、被保護者から、医者（病院）へ「通院・往診証明書」を交付し、医者（病院）からの被保護者に「通院・往診証明書」の交付を行っていることであった。

この点、市役所と医療機関との間で、メール等電子的方法で書式のやり取りを行うことができない規定となっているか確認したところ、特段のそのような規定はなかった。

今後も新型コロナ禍の状況が生じうることを考えると、極力対面での書類の授受を避けるべきであり、ひいては、疾病の予防による医療扶助費の削減も可能であることを考えると、必要に応じメール等電子的方法で書式のやり取りを検討頂きたい。

## 10 新たな施策

### (1) 被保護者健康管理支援事業

平成 30 年の生活保護法の改正により「被保護者健康管理支援事業」が創設され、令和 3 年 1 月から必須事業として施行されている。

これは、健康問題を抱える被保護者に対し、経済的自立のみならず、日常生活自立のみならず日常生活自立・社会的自立といった観点から、医療と生活の両面から支援を行う必要があるという考え方により、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化要望等を推進するものである。

具体的には

- ① 自治体毎に現状の医療・健康情報を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握する
- ② それに基づき事業方針を策定（以下の取組例のオに加えア～エから一つ以上選択）
  - ア 健診受診勧奨
  - イ 医療機関受診勧奨
  - ウ 生活習慣病に関する保健指導・生活支援
  - エ 主治医と連携した保健指導・生活支援
  - オ 頻回受診指導（同行受診指導や、医療券発行の際の指導を含む）

- ③ リスクに応じた階層化を行い、集団又は個人への介入を実施
- ④ 事業評価を行い事業方針に反映

具体的な施策は各自治体に委ねられるところであり、被保護者の健康増進に向けた活動が期待される。

## (2) マイナンバーカードの医療券利用

### 【意見】

前述したとおり、令和5年度からは、医療扶助の際に、医療券に代えてマイナンバーカードを利用する制度が導入予定とのことである。

前記のとおり、医療券の発行は月平均にすると 18,234 件にも及んでおり、その事務作業を軽減する必要性は高い。

現在、個人番号（マイナンバー）は、保護申請書の記載事項として位置づけられており（法 24 条 1 項 5 号、法施行規則 1 条 3 項 2 号）、申請書を受理する際には、所定の欄にマイナンバーを記載するよう申請者に求められている（厚生労働省社会・援護局保護課長通知 平成 27 年 9 月 16 日社援保発 0916 第 1 号）。

これを受け、那覇市の「保護申請書」には個人番号を記載する欄が設けられている。

今回の監査では特に確認していないが、マイナンバーカードの普及率は低迷している現状であるから、保護申請者が個人番号を記入するケースはそれほど多くないのではないかと思われる。

しかし、上記のとおり 2 年後には、医療扶助の際には医療券に代えてマイナンバーカードを利用することが可能となる。かかる状況は事務が効率化されると思われる（従前の医療券方式との併用となると事務作業が増加する可能性もあるが）ことから、マイナンバーの取得を今から始めてよいのではないかと思われる所以検討頂きたい。

被保護者のマイナンバーの管理には厳重な安全管理体制が要求されるので、合わせて検討頂きたい。

## 第10章 自立支援事業

### 1 概要

法は、国民に最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている（1条）。

平成27年4月より、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図るため、生活困窮者自立支援法が施行された。同法の概要は次のとおりである。

#### (1) 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）である。

福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

#### (2) 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。

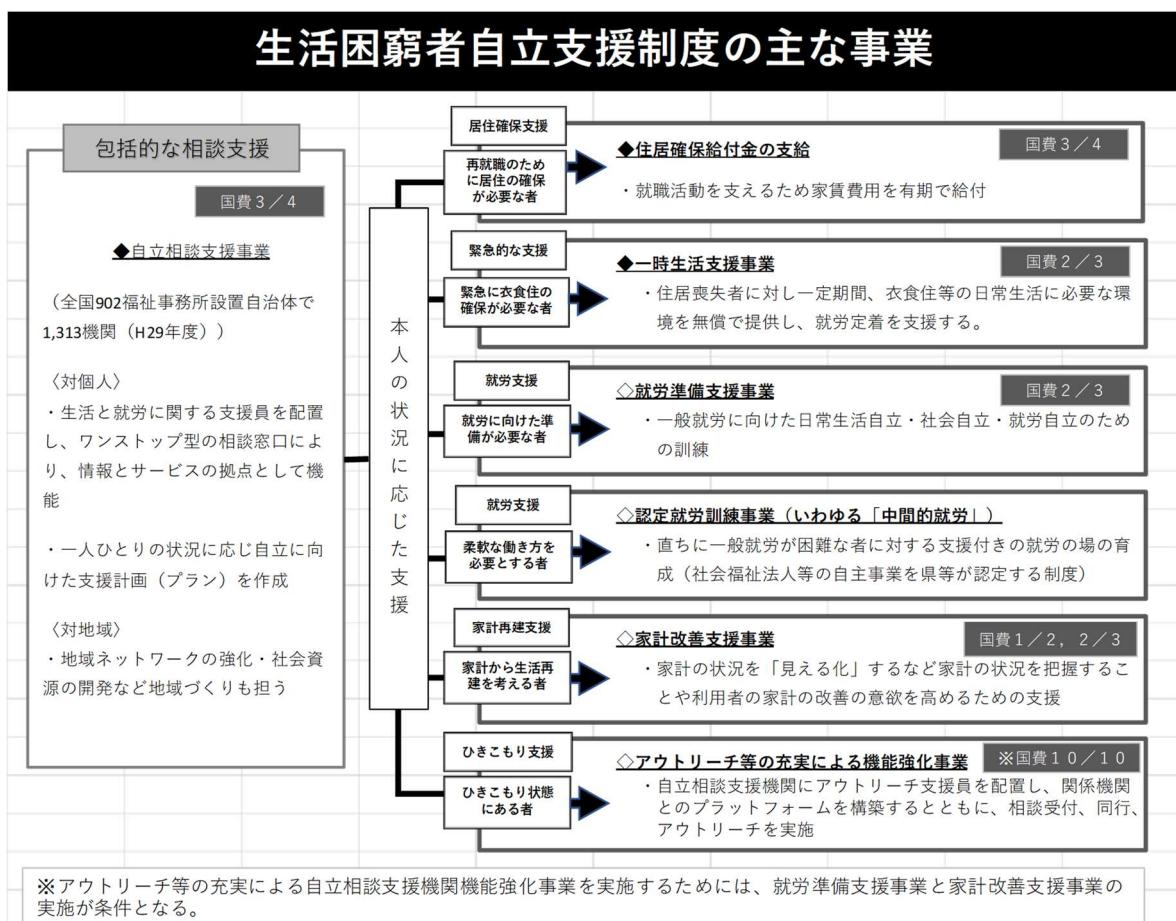
- ・就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
- ・住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
- ・家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
- ・生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

#### (3) 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

#### (4) 費用

- ・自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担 3／4
  - ・就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助 2／3
    - ・家計改善支援事業（※）学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助 1／2
- ※家計改善支援事業は、就労準備支援事業との一体的実施で国庫補助 2／3



## 2 那覇市の現状

### (1) パーソナルサポートセンターについて

那覇市では、那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター（公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会）に業務委託しており、同センターでは、上記自立支援事業のうち、①自立相談支援事業②住居確保給付金事業③一時生活支援事業④中間的就労支援事業をおこなっている。

(a) 平成29年度の支援状況、実績

支援状況詳細

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
稼働日数	20	20	21	20	23	20	21	20	20	19	19	21	241
新規	98	117	88	103	73	101	74	116	81	80	72	73	1076
事前相談	9	15	7	32	45	9	33	18	17	18	30	14	261
リピーター	1097	1341	1529	1362	1206	1335	1415	1222	1224	1252	1360	1423	15766
のべ件数	1204	1473	1624	1497	1324	1445	1522	1356	1322	1350	1462	1510	17089
1日平均	60.2	73.7	77.3	74.9	57.6	72.3	72.4	67.8	66.1	71.0	77.0	72.0	70.2
1人1日平均	5.5	6.7	7.0	6.8	5.2	6.6	6.6	6.2	6.0	6.4	7.0	6.5	6.4

男女別

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
男性	47	59	48	50	38	48	42	50	41	39	39	30	531
女性	48	51	39	53	35	53	30	66	40	41	32	43	531
不明	3	7	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	14
合計	98	117	88	103	73	101	74	116	81	80	72	73	1076

年代別

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
～10代	1	2	0	0	0	1	0	1	0	0	1	3	9
20代	10	4	7	6	7	4	5	8	7	6	5	8	77
30代	14	13	21	14	10	6	11	10	14	8	10	5	136
40代	22	20	20	19	15	22	18	21	15	17	15	18	222
50代	15	23	8	20	10	15	13	20	15	16	16	12	183
60～64歳	8	7	7	11	11	11	10	10	2	7	4	8	96
65歳～	14	20	7	20	9	20	8	30	9	11	8	12	168
不明	14	28	18	13	11	22	9	16	19	15	13	7	185
合計	98	117	88	103	73	101	74	116	81	80	72	73	1076

### 新規相談数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
電話相談	14	1	18	12	10	21	10	16	9	12	10	5	138
訪問・同行支援	0	3	4	1	0	0	3	1	13	5	3	0	33
来所相談	76	90	62	88	63	79	61	96	57	62	55	67	856
他機関電話照会	7	23	2	1	0	1	0	2	1	1	2	1	41
その他	1	0	2	1	0	0	0	1	1	0	2	0	8
合計	98	117	88	103	73	101	74	116	81	80	72	73	1076

### リピーター相談数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
電話相談	288	365	399	350	310	448	446	374	366	408	469	507	4364
訪問・同行支援	118	124	125	112	124	120	159	87	95	126	108	121	1324
来所相談	232	240	290	271	191	202	234	196	232	205	203	222	2486
所内会議	113	186	232	219	181	153	182	193	203	160	195	150	1964
支援調整会議	57	62	61	66	62	59	63	59	55	101	81	134	676
他機関との会議	34	47	59	50	50	44	47	60	47	43	71	63	667
他機関電話照会	217	245	321	262	245	190	239	214	186	146	196	203	2478
セミナー	4	28	41	24	34	67	34	29	29	42	26	13	342
その他	34	44	1	8	9	52	11	10	11	21	11	10	200
合計	1097	1341	1529	1362	1206	1335	1415	1222	1224	1252	1360	1423	15766

相談内容・問題要因 ※新規対象者の内、複数回答あり

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
一時生活支援	8	7	13	6	8	11	10	6	7	6	10	10	102
住居確保給付金の相談	18	16	6	5	10	9	7	12	11	8	9	10	121
社協貸付相談	14	9	5	8	8	9	8	19	11	12	4	3	110
労福協貸付	1	0	1	2	0	0	1	0	0	0	1	0	6
本土出身者(県内住民票無)	0	1	0	0	1	2	0	0	2	2	4	1	13
生活保護	11	9	11	12	14	9	8	10	10	4	4	7	109
学習支援事業	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	1	5
企業実習・就職活動	1	2	0	4	2	4	3	10	2	3	1	2	34
HW	1	3	1	6	2	3	3	6	1	4	3	5	38
HW訓練	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	4
食糧支援	17	20	16	9	9	16	10	11	10	13	8	13	152
仕事をめぐる問題	37	44	35	37	23	34	21	18	30	31	34	27	371

生活をめぐる問題（衣食住の欠如など）	64	47	35	38	29	53	41	35	46	45	42	41	514
家計管理の問題	4	6	4	2	5	3	2	5	2	6	2	6	47
健康をめぐる問題（疾患、けがなど）	23	28	21	27	12	21	19	10	14	26	19	10	230
メンタルヘルスをめぐる問題（うつ、発達障がい、依存症など）	11	20	20	9	12	14	12	11	15	18	11	15	168
家族や地域との関係をめぐる問題（DV、虐待、暴力、被害等）	20	16	10	14	13	18	17	23	14	20	20	21	206
教育をめぐる問題	1	0	1	1	1	3	1	1	0	1	1	1	12
法律、経済的な問題（事業不振、多重債務、滞納など）	5	18	7	13	6	5	8	24	4	10	6	8	114
ホームレス	3	1	1	3	4	8	3	2	10	4	2	1	42
刑余者	4	0	5	5	3	1	4	2	4	2	2	6	38
反社会的勢力（暴力団）等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運転免許なし	5	3	3	3	1	6	6	5	2	4	2	2	42
高齢者（年金、介護等）	2	4	5	4	9	6	10	35	16	13	12	13	129
その他の問題	8	16	7	9	6	5	5	8	5	5	4	3	81
合計	258	273	207	221	178	242	200	254	216	237	201	206	2693

#### 住居確保給付金決定者数及び就職決定者数その他

月	年継	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	合計	
新規決定		14	3	2	4	2	2	1	3	1	4	1	4	2	29	43
就職決定		7	5	2	4	3	1	1	2	0	2	0	1	4	25	32
離職者			2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
中止（自己）			1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1	6	6
中止（収入）			0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	4	4
未就職終了			0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	5	5
累計就職率	50.00%	70.60%	73.70%	78.30%	84.00%	81.50%	82.10%	80.60%	78.10%	75.00%	73.00%	68.30%	74.40%		74.40%	
累計就職率2	50.00%	58.80%	63.20%	65.20%	72.00%	70.40%	71.40%	71.00%	68.80%	66.70%	64.90%	61.00%	67.40%		67.40%	
年度就職率		166.70%	140.00%	122.20%	127.30%	115.40%	114.30%	105.90%	100.00%	90.90%	87.00%	77.80%	86.20%	86.20%		

\*累計就職率は年度継続者を含めている。累計就職者数2は、就職決定者数から離職者数を引いて求めている。

一時生活支援事業 (人数は延べ)

宿泊先	詳細	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
朝日のあたる家 (男性用)	人数	5	6	7	4	5	3	4	3	3	4	3	0	47
	泊数	90	81	80	66	56	62	78	87	77	54	52	0	783
ふあみりーハウス (男性用)	人数	4	3	3	3	3	6	3	3	3	3	5	4	43
	泊数	59	93	90	93	93	88	93	90	93	93	79	84	1048
わった一家 (女性用)	人数	1	4	4	6	4	3	3	3	4	3	3	4	42
	泊数	30	68	91	77	114	84	31	43	69	93	84	61	845
簡易宿泊所 (男性)	人数	4	6	9	10	9	5	12	5	9	11	13	8	101
	泊数	100	117	146	211	115	92	183	107	174	209	183	129	1766
簡易宿泊所 (女性)	人数	0	1	3	5	4	1	1	1	2	3	3(1)	2	27(1)
	泊数	0	2	38	103	94	30	31	30	19	7	56(2)	49	459(2)

(b) 平成30年度の支援状況、実績

支援状況詳細

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
稼働日数	20	21	21	21	23	18	22	21	19	19	19	20	244
新規	80	82	108	83	87	71	88	92	97	79	100	65	1032
事前相談	12	23	24	7	3	15	16	11	9	12	8	10	150
リピーター	1319	1717	1732	1610	1700	1365	1725	1879	1558	1473	1478	1517	19073
のべ件数	1411	1822	1864	1700	1790	1451	1829	1982	1664	1564	1586	1592	20255
1日平均	70.6	86.8	88.8	81.0	77.8	80.6	83.1	94.3	87.5	82.8	83.4	79.6	83.0
1人1日平均	6.4	7.9	8.1	7.4	7.1	7.3	7.6	8.5	7.9	7.5	7.5	7.2	7.5

男女別

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
男性	46	52	60	41	45	33	41	45	45	30	49	23	510
女性	34	30	48	42	42	38	47	46	52	49	50	42	520
不明	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
合計	80	82	108	83	87	71	88	92	97	79	100	65	1032

### 年代別

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
～10代	0	1	1	1	2	1	1	1	0	0	0	1	9
20代	4	7	9	3	7	8	9	6	5	13	11	3	85
30代	11	12	15	15	12	8	11	18	8	10	10	13	143
40代	14	19	22	24	20	15	13	18	18	18	16	15	212
50代	21	13	23	17	10	19	12	11	16	14	16	9	181
60～64歳	9	4	11	5	8	6	10	9	8	2	9	9	90
65歳～	9	11	16	12	20	7	22	12	30	9	30	12	190
不明	12	15	11	6	8	7	10	17	12	13	8	3	122
合計	80	82	108	83	87	71	88	92	97	79	100	65	1032

### 新規相談数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
電話相談	9	11	10	3	8	8	8	9	10	10	7	4	97
訪問・同行支援	1	0	34	1	13	0	25	0	31	1	39	0	145
来所相談	66	69	63	78	66	62	51	75	56	63	52	61	762
他機関電話照会	4	1	1	1	0	1	4	4	0	4	2	0	22
その他	0	1	0	0	0	0	0	4	0	1	0	0	6
合計	80	82	108	83	87	71	88	92	97	79	100	65	1032

### リピーター相談数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
電話相談	550	636	642	582	599	471	548	625	466	483	470	494	6566
訪問・同行支援	106	146	132	128	141	100	161	154	197	110	133	139	1647
来所相談	214	255	224	215	285	212	251	309	246	231	212	224	2878
所内会議	154	235	193	188	193	178	242	231	185	213	192	199	2403
支援調整会議	69	64	73	70	72	77	88	89	81	78	92	122	975
他機関との会議	50	79	74	64	73	37	81	92	54	91	59	91	845
他機関電話照会	157	279	317	321	310	269	335	337	301	232	297	212	3367
セミナー	14	32	54	23	21	17	12	33	20	18	16	42	302
その他	5	14	23	19	6	4	7	9	8	17	14	4	130
合計	1319	1717	1732	1610	1700	1365	1725	1879	1558	1473	1478	1517	19113

相談内容・問題要因 ※新規対象者の内、複数回答あり

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
一時生活支援	12	6	5	12	10	3	9	7	2	4	5	6	81
住居確保給付金	13	10	10	7	11	12	6	11	7	6	13	9	115
社協貸付	7	8	6	12	6	6	7	6	3	4	5	7	77
繰り返しの相談者(年度をまたぐ、支援が長期化)	3	11	8	9	4	5	8	6	2	8	1	9	74
本土出身者（沖縄県に住民票を異動していない）	0	0	1	1	3	3	0	0	0	0	2	2	12
那覇市生活保護課へ繋いだ・繋がった	7	10	14	10	7	10	7	6	7	9	10	7	104
子どもの学習支援へ繋いだ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
おしごと応援センターone×one	2	2	8	1	5	2	5	2	8	0	10	1	46
HWや職業訓練に繋いだ・繋がった	3	1	4	4	5	3	2	4	3	5	5	1	40
若年者(15-34歳)	11	13	17	11	11	12	18	16	7	8	15	9	148
食べるものがいる	15	14	9	11	7	6	7	11	3	7	3	7	100
仕事をめぐる問題（失業、労働問題など）	31	35	38	44	34	39	37	39	28	32	35	26	418
生活をめぐる問題（衣食住の欠如など）	45	52	51	47	48	39	42	53	43	48	32	36	536
家計管理の問題	15	20	25	30	9	9	4	10	5	14	4	11	156
健康をめぐる問題(疾患,けがなど)	15	14	18	18	16	13	9	26	18	19	12	11	189
メンタルヘルスをめぐる問題(うつ、発達障がい、依存症など)	13	13	18	17	14	14	17	26	15	28	14	9	198
家族や地域との関係をめぐる問題(DV、虐待、暴力、被害など)	16	14	21	21	21	15	14	17	33	18	16	23	229
教育をめぐる問題(不登校、いじめ、中退、基礎学力未習熟など)	1	1	1	2	1	2	1	1	1	0	0	0	12
法律、経済的な問題(事業不振、多重債務、滞納など)	9	6	10	10	9	9	17	11	23	12	23	8	147
ホームレス	3	7	3	3	0	1	1	3	1	0	0	3	25
刑余者	2	3	4	3	2	2	1	2	2	2	1	3	27
元暴力団	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
運転免許なし	3	2	4	4	1	1	4	1	0	1	4	1	26

高齢者（年金、介護等）	14	13	22	17	21	9	24	17	34	8	14	6	199
その他の問題	2	3	6	4	5	5	8	7	14	5	8	3	70
合計	243	258	303	298	251	220	248	282	260	239	232	198	3032

### 住居確保給付金決定者数及び就職決定者数その他

月	年継	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	合計	
新規決定		10	1	1	2	4	1	0	2	0	4	2	0	2	19	29
就職決定		4	2	2	1	0	0	2	0	2	1	1	0	1	12	16
離職者		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
中止（自己）		1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2
中止（収入）		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2
未就職終了		0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	0	2	1	7	7
累計就職率	40.00%	54.50%	66.70%	64.30%	50.00%	47.40%	57.90%	52.40%	61.90%	56.00%	55.60%	55.60%	55.20%		55.20%	
累計就職率2	40.00%	54.50%	66.70%	64.30%	50.00%	47.40%	57.90%	52.40%	61.90%	56.00%	51.90%	51.90%	51.70%		51.70%	
年度就職率		200.00%	200.00%	125.00%	62.50%	55.60%	77.80%	63.60%	81.80%	66.70%	64.70%	64.70%	63.20%	63.20%		

※累計就職率は年度継続者を含めている。累計就職者数2は、就職決定者数から離職者数を引いて求めている。

### 一時生活支援事業（延べ人数）

宿泊先	詳細	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
		人数	泊数	人数	泊数	人数	泊数	人数	泊数	人数	泊数	人数	泊数	
わった一家（女性用）	人数	3	4	3	2	4	4	0	4	4	3	2	4	37
	泊数	86	87	75	62	92	27	0	85	110	45	31	116	816
ふあみりーハウス（男性用）	人数	3	4	4	3	4	3	3	3	4	3	2	3	39
	泊数	71	74	78	88	78	47	83	82	95	77	31	69	873
ABA古波蔵（男性用）	人数	3	5	4	4	3	3	5	4	3	4	3	3	44
	泊数	54	51	29	59	81	90	100	54	73	87	84	82	844
簡易宿泊所（男性）	人数	7	8	4	6	10	6	11	7	6	5	1	1	72
	泊数	84	172	70	41	171	126	206	173	150	102	14	31	1,340
簡易宿泊所（女性）	人数	4	5	3	2	2	2	2	1	1	0	1	1	25
	泊数	78	110	42	33	62	42	39	4	31	31	0	5	477

(c) 令和元年度の支援状況、実績

支援状況詳細

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
稼働日数	21	19	20	22	21	19	19	20	20	19	18	21	241
新規	68	83	100	74	104	67	99	69	102	79	104	86	1,035
事前相談	41	76	32	19	19	22	20	15	22	18	20	23	327
リピート	1,325	1,570	1,510	1,799	1,702	1,516	1,589	1,360	1,496	1,527	1,475	1,764	18,633
のべ件数	1434	1,729	1,642	1,892	1,825	1,605	1,708	1,444	1,620	1,624	1,599	1,873	19,995
1日平均	68.3	91.0	82.1	86.0	86.9	84.5	81.3	72.2	81.0	85.5	88.8	89.2	83.0
1人1日平均	6.2	8.3	7.5	7.8	7.9	7.7	7.4	6.6	7.4	7.8	8.1	8.1	7.5

男女別

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
男性	38	46	43	36	46	29	42	39	52	44	43	35	493
女性	30	37	56	38	58	38	57	29	50	35	61	51	540
不明	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
合計	68	83	100	74	104	67	99	69	102	79	104	86	1,035

年代別

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
~10代	2	0	2	1	1	0	0	0	1	0	2	0	9
20代	10	6	8	9	7	9	7	10	14	15	11	10	106
30代	16	10	11	11	14	7	18	9	10	14	18	14	152
40代	11	22	26	15	19	16	18	17	17	20	17	17	215
50代	11	15	12	12	15	16	18	13	19	19	16	12	178
60~64歳	6	1	15	7	10	3	11	7	9	8	6	12	95
65歳~	8	23	24	14	34	15	23	11	31	13	30	20	246
不明	4	6	2	5	4	1	4	2	1	0	4	1	34
合計	68	83	100	74	104	67	99	69	102	79	104	86	1,035

新規相談数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
電話相談	3	7	2	6	5	4	2	1	2	3	4	1	40
訪問・同行支援	0	3	35	2	31	1	15	6	32	3	34	4	166
来所相談	64	70	62	66	66	62	80	60	68	72	65	81	816

他機関電話照会	1	3	0	0	1	0	2	2	0	0	1	0	10
その他	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
合計	68	83	100	74	104	67	99	69	102	79	104	86	1,035

#### リピーター相談数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
電話相談	364	475	507	576	546	475	493	380	485	471	437	550	5,759
訪問・同行支援	166	212	178	243	170	186	205	195	152	179	149	221	2,256
来所相談	180	164	188	217	206	186	218	153	181	222	231	218	2,364
所内会議	207	258	206	223	233	202	242	220	252	224	190	271	2,728
支援調整会議	39	45	50	53	57	40	47	50	36	33	69	79	598
他機関との会議	65	56	43	77	91	68	53	53	51	89	72	76	794
他機関電話照会	265	310	284	358	340	314	288	261	301	257	293	322	3,593
セミナー	34	33	40	40	54	42	8	33	30	37	29	25	405
その他	5	17	14	12	5	3	35	15	8	15	5	2	136
合計	1,325	1,570	1,510	1,799	1,702	1,516	1,589	1,360	1,496	1,527	1,475	1,764	18,633

#### 相談内容・問題要因 ※新規対象者の内、複数回答あり

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
一時生活支援	5	5	2	3	7	3	7	4	6	8	3	2	55
住居確保給付金	10	11	10	9	10	11	15	13	10	14	14	9	136
社協貸付	8	9	4	9	9	5	10	7	10	2	4	14	91
繰り返しの相談者 (年度をまたぐ、支援が長期化)	4	4	6	2	10	3	5	4	2	0	4	5	49
本土出身者(沖縄県に住民票を異動していない)	5	2	2	1	2	0	2	1	3	0	1	0	19
那覇市生活保護課へ繋いだ・繋がった	4	7	9	6	17	9	12	12	10	12	12	8	118
子どもの学習支援へ繋いだ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おしごと応援センターone×one	5	1	6	2	7	2	2	1	7	1	2	1	37
HWや職業訓練に繋いだ・繋がった	4	1	2	4	15	1	5	2	8	10	8	1	61
若年者(15-34歳)	8	4	13	13	14	10	17	15	15	10	24	17	160
食べるものが無い	7	7	6	8	9	6	4	5	5	10	3	9	79
仕事をめぐる問題 (失業、労働問題など)	32	31	39	31	35	26	39	41	30	44	44	38	430

生活をめぐる問題 (衣食住の欠如など)	41	40	29	33	37	27	43	32	49	50	34	49	464
家計管理の問題	7	17	16	10	15	11	7	8	6	7	4	9	117
健康をめぐる問題 (疾患、けがなど)	8	15	15	17	17	20	10	10	17	16	10	13	168
メンタルヘルスをめぐる問題(うつ、発達障がい、依存症など)	19	25	26	14	22	14	17	9	13	18	12	15	204
家族や地域との関係をめぐる問題 (DV、虐待、暴力、被害など)	15	28	35	24	29	19	20	17	22	22	25	17	273
教育をめぐる問題(不登校、いじめ、中退、基礎学力未習熟など)	0	0	3	1	0	1	1	2	3	3	1	0	15
法律、経済的な問題 (事業不振、多重債務、滞納など)	9	9	17	9	20	6	8	12	21	5	11	14	141
ホームレス	4	4	2	1	1	4	2	1	1	0	0	3	23
刑余者	2	4	3	2	2	1	0	3	0	1	1	0	19
元暴力団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運転免許なし	2	3	4	5	1	4	3	4	5	3	2	1	37
高齢者（年金、介護等）	10	17	28	17	35	17	26	12	23	17	35	23	260
新型コロナウィルスによる影響													20
その他の問題	3	3	12	5	11	6	3	2	13	1	24	6	89
合 計	212	247	289	226	325	206	258	217	279	254	278	274	3,065

### 住居確保給付金決定者数及び就職決定者数その他

月	年継	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	合計
新規決定	4	2	2	1	6	2	2	2	2	6	3	2	2	32	36
就職決定	0	1	3	1	2	3	2	2	1	2	6	0	2	25	25
離職者		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	2
中止（自己）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
中止（収入）		0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	3	3
未就職終了		1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	4
累計就職率	0.00%	16.70%	50.00%	55.60%	46.70%	58.80%	63.20%	66.70%	65.20%	58.60%	71.90%	67.60%	69.40%		69.40%
累計就職率2	0.00%	16.70%	50.00%	55.60%	46.70%	52.90%	57.90%	61.90%	60.90%	55.20%	68.80%	64.70%	63.90%		63.90%
年度就職率		50.00%	100.00%	100.00%	63.60%	76.90%	80.00%	82.40%	78.90%	68.00%	82.10%	76.70%	78.10%	78.10%	

※累計就職率は年度継続者を含めている。累計就職者数2は、就職決定者数から離職者数を引いて求めている。

### 一時生活支援事業

宿泊先	詳細	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	人数	4	3	2	2	2	2	0	2	1	4	3	3	28

ふあみりーハウス (男性用)	泊数	90	80	58	48	62	39	0	60	31	67	87	65	687
ABA古波蔵 (男性 用)	人数	4	3	3	4	4	4	4	2	3	4	3	2	40
	泊数	84	93	90	80	71	85	77	40	90	87	68	34	902
わった一家 (女性 用)	人数	3	3	2	2	2	1	2	1	2	1	0	0	19
	泊数	90	93	37	55	44	30	24	30	35	10	0	0	448
簡易宿泊所 (男性)	人数	2	4	4	3	4	5	4	2	1	4	4	3	40
	泊数	34	63	49	65	65	115	101	51	5	23	97	78	746
簡易宿泊所 (女性)	人数	2	1	2	2	1	1	1	0	3	4	4	2	23
	泊数	31	31	43	48	31	15	1	0	15	94	116	20	445

## (2) 子どもへの学習支援について

那覇市では、子どもの学習・生活支援事業において、5名の児童自立支援員5名を配置し、主に生活保護世帯の中学生を支援（なお、このほか平成28年度から実施している沖縄子供の貧困対策支援事業にて子ども自立支援員8名を配置し、主に生活保護世帯の子ども（小学5・6年生や高校進学者のうち中退予防等で支援が必要な概ね18歳までを支援）している。

沖縄県全体でも、いわゆる貧困の連鎖があり、生活保護世帯の進学率が低い。自立するためにも、また、高校を卒業した方が職業選択の幅が広がり、貧困の連鎖を断ち切ることに繋がることから、高校進学率の向上及び居場所確保の観点から、居場所型学習支援事業（NPO法人エンカレッジに委託）をおこなっている。

那覇市の支援員は、学校の訪問や家庭訪問により、生活保護全世帯の子供について調査し、アセスメントシートを作成し、課題、ニーズを把握し、どんな支援が必要か検討した上で、不登校や学力の問題がある場合は、子供本人と保護者にアプローチして、上記居場所型学習支援事業により開塾されている無料塾につなげている。

## 【過去3年の学習支援の実績】

### ○平成29年度

- ・支援した人数 315人（中学1年96人、中学2年79人、中学3年105人、既卒生35人）
- ・支援員の支援実績 5,298件
- ・支援により学習支援事業を受けた人数 82人（中学1年12人、中学2年24人、中学3年46人）
- ・高校進学の実績 受験者数104人、未受験者5人、合格者101人 高校進学率93%

### ○平成30年度

- ・支援した人数 306人（中学1年82人、中学2年103人、中学3年86人、既卒生35人）
- ・支援員の支援実績 3,417件
- ・支援により学習支援事業を受けた人数 77人（中学1年17人、中学2年29人、中学3年30人、既卒生1人）
- ・高校進学の実績 受験者数78人、未受験者4人、合格者78人 高校進学率95%

### ○令和元年度

- ・支援した人数 215人（中学1年36人、中学2年34人、中学3年98人、既卒生47人）
- ・支援員の支援実績 3,998件
- ・支援により学習支援事業を受けた人数 94人（中学1年17人、中学2年29人、中学3年46人、既卒生2人）
- ・高校進学の実績 受験者数92人、未受験者6人、合格者92人 高校進学率93.9%

(3) 過去3年の各事業（5種類）にかかる年度ごとの委託先、委託料等及び国庫負担の割合

事業名	年度	委託先	委託料（予算現額）	委託料（支出済額）	国庫負担割合
生活困窮者自立相談支援事業	平成29年度	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会	¥61,238,000	¥60,071,004	3/4
//	平成30年度	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会	¥61,235,000	¥60,847,609	3/4
//	令和元年度	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会	¥62,370,000	¥61,802,546	3/4
生活困窮者一時生活支援事業	平成29年度	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会	¥10,110,000	¥9,331,081	2/3
//	平成30年度	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会	¥9,249,000	¥8,690,803	2/3
//	令和元年度	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会	¥9,418,000	¥7,413,538	2/3
居場所型学習支援事業（本庁・小禄地区）	平成29年度	特定非営利活動法人 エンカレッジ	¥22,932,033	¥21,765,568	10/10
居場所型学習支援事業（首里・真和志地区）	平成29年度	特定非営利活動法人 エンカレッジ	¥22,504,353	¥21,315,745	10/10
居場所型学習支援事業	平成30年度	特定非営利活動法人 エンカレッジ	¥62,161,521	¥53,037,681	10/10
//	令和元年度	特定非営利活動法人 エンカレッジ	¥61,796,412	¥61,565,238	9/10
子どもの包括的自立促進支援事業	平成29年度	特定非営利活動法人 沖縄青少年自立支援センターちゅらゆい	¥24,154,979	¥24,151,796	10/10
//	平成30年度	特定非営利活動法人 沖縄青少年自立支援センターちゅらゆい	¥24,269,243	¥23,969,243	10/10
//	令和元年度	特定非営利活動法人 沖縄青少年自立支援センターちゅらゆい	¥23,959,000	¥23,930,503	10/10
子どもの貧困ソーシャルワーク研修事業	平成29年度	学校法人 沖縄大学	¥500,000	¥459,076	10/10
//	平成30年度	学校法人 沖縄大学	¥500,000	¥449,300	10/10
//	令和元年度	学校法人 沖縄大学	¥499,765	¥362,481	9/10
被保護者就労支援事業	平成29年度	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会	¥17,291,687	¥17,192,885	3/4
//	平成30年度	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会	¥17,298,876	¥17,275,281	3/4
//	令和元年度	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会	¥23,863,330	¥23,333,710	3/4
被保護者就労準備支援事業	平成29年度	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会	¥9,396,154	¥9,323,784	2/3
//	平成30年度	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会	¥9,399,194	¥9,393,686	2/3
//	令和元年度	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会	¥9,572,972	¥9,485,250	2/3

事業名	年度	委託先	扶助費（予算現額）	扶助費（支出済額）	国庫負担割合
生活困窮者住居確保付金事業	平成29年度	給付金（扶助費）のため、委託業務はなし。	¥5,000,000	¥4,559,300	3/4
//	平成30年度	給付金（扶助費）のため、委託業務はなし。	¥3,000,000	¥2,601,800	3/4
//	令和元年度	給付金（扶助費）のため、委託業務はなし。	¥3,711,600	¥3,681,600	3/4

### 3 監査結果

(1) パーソナルサポートセンターについて

同センターの視察及び平成29年度から令和元年度の那覇市生活困窮者自立相談支援事業等委託業務の実績報告書の提出を受け、必要に応じて担当者に質問する方法で、自立支援事業が適切になされているか監査した。

**【意見】コロナ禍における支援方法**

- ・過去3年間の相談実績は、年間新規相談が1076件～1032件であるが、コロナ禍の影響で令和2年は4月から10月までの間で3000件を超えており、コロナ禍の収束が予測できない現状においては、今後も相談件数が増加することが見込まれる。コロナ禍に対する多方面における支援制度について、相談員が迅速に把握し、相談対応できるように、情報を収集し、共有する仕組みを作ることを検討されたい。

**【意見】パーソナルサポートセンターの広報拡充**

- ・パーソナルサポートセンターは、沖縄県が公益財団法人沖縄県労働者福祉

基金協会に委託し運営するグッジョブセンター沖縄の中にある。この施設はモノレール駅に直結する建物のワンフロアにある。①沖縄県おしごと応援センター ②就職・生活支援パーソナルサポートセンター ③就労サポートセンター ④沖縄県キャリアセンター ⑤グッジョブ相談ステーション ⑥沖縄県女性就業・労働相談センター ⑦ハローワークが同居している。対象者のニーズに合わせてきめ細かいサポートが受けられる。

ここに訪れれば、総合案内で適切な窓口を紹介してもらえるが、上記のとおり多様なサポートが有り、パンフレットを見ただけでは判然としない。パンフレットの作成は那覇市の責任で行っているものではないと思われるが、検討課題としてあげて頂きたい。

- ・広報活動としては、イベントの都度チラシ配布等をしているが、さらに日常的に市民の目につく方法（例えば、コンビニエンスストアやスーパーへのチラシ設置）も検討されたい。

## (2) 子どもへの学習支援について

無料塾の視察及び平成29年度から令和元年度の学習支援の実績報告を受け、必要に応じて担当者に質問する方法で、学習支援事業が適切になされているか監査した。

### 【意見】無料塾の拡充

- ・無料塾では、各自の自主性を尊重し、学習については、基本的に自習形式でおこなっており、それは子どもの居場所確保の観点からは、有益な方法であると思料されるが、他方、進学率向上の観点からは、例えば、中学3年生を対象に月1回程度受験対策アドバイス講座のようなものを実施しても良いのではないか、検討されたい。

## 第11章 助言、指導・指示

### 1 法令等

#### 法 27 条

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

- 2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度にとどめなければならない。
- 3 第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

#### 法 62 条

被保護者は、保護の実施機関が、・・・第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

- 2 略
- 3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

### 2 保護申請時における助言指導

法27条は、「被保護者」に対して行われるものである。

保護申請段階は、局長通知「第11 保護決定実施上の指導指示及び健診命令」「1 保護申請時における助言指導」に従うことになる。

- ・保護開始の申請をした要保護者に対し、権利と義務について十分な説明を行い、適切な指導を行うこと
- ・要保護者が利用し得る資産、能力の活用を怠っていると認められる場合は、適切な助言指導を行い、これに従わないときは申請を却下する  
とされる。

### 3 保護受給中における指導指示（局長通知第11の2）

#### (1) 指導指示を行う場面

- ・就労不能であった者が、就労可能とするに至ったとき
- ・就労中の者が、更なる增收が可能であると判断されるとき
- ・資産、扶養、他法他施策措置等の活用を怠っているとされたとき
- ・収入申告、資産申告、世帯変動に関する報告を怠ったとき
- ・主治医の意見に基づき、入退院等の必要があるとされたとき
- ・施設への入退所の必要があるとされたとき
- ・その他特に必要があると認められるとき

## (2) 指導指示の方法

・原則は、口頭により行う。但し、口頭指導によっては目的を達せられなかつたときなどは、文書による指導を行う。

文書による指導指示は、ケース診断会議に諮った上で行う。但し、年金遡及受給、年金担保禁止、資産の無償譲渡禁止及び課税調査による未申告収入に関する指導指示は、ひな形を参考に三者協議（課長、班長、担当員）で行う。

文書指示に従わない場合は、弁明の機会を付与した上で（法 62 条 4 項）、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（法 62 条 3 項）。

なお、フローチャート図を 131 頁に掲載。

## (3) 監査結果

**【指摘事項】** 文書指示を行う前のケース診断会議開催の徹底について  
土地の保有に関して、無償譲渡を行わないこと等の文書指示が行われた案件で、事前にケース診断会議（三者協議）が開催されていない案件が見受けられた。

那覇市福祉事務所「生活保護実務の手引き」第6章 指導指示では、「この指導指示は、制裁的処分（行政処分）を予定する強い性格を具えているものであるから、実施にあたっては、可能性・実施方法・実施時期等について、福祉事務所として、事前に十分な検討要する」と記載されており、また、「文書指示は事前にケース診断会議に諮ったうえで福祉事務所としての方針を決定するなど慎重に行うこと。」とされている。

指導指示の内容の相対的な軽重は関係なく、上記の趣旨を鑑み、文書指示を行うには事前にケース診断会議に諮ることを徹底するべきである。

### 【意見一提案】ギャンブルによる浪費

被保護者の中には、ギャンブルによる浪費をする者がいると思われる。これが生活に支障のない範囲で行われているのであれば、趣味嗜好ともいえ被保護者の自由といえる（法 27 条 2 項）。

しかし、過度の浪費と認められる場合は、指導・指示の対象となる。

（那覇市の平成 25 年 7 月 3 日班長会議「車両保有・運転及びパチンコ等のギャンブルの確認と指導・指示について」でも、「頻繁に出入りしていることや 1 回の浪費した金額が大きい等の確認が必要で、過度に浪費していると認められなければ、処分まで至ることは困難である。」としている）。

この点、平成 30 年、厚生労働省はギャンブルに関する指導指示等の状況（平成 28 年度）について、全国の自治体に調査した結果を次のとおりまとめ

ている<sup>1</sup>。

① ぱちんこ等を行うことに対する助言、指導・指示を行った件数

	合計	ぱちんこ	競馬	競輪・オートレース	競艇	宝くじ等	その他
件数(件)	3,100	2,462	243	110	118	132	35

② ぱちんこ等による収入の収入申告の件数等

	合計	ぱちんこ	競馬	競輪・オートレース	競艇	宝くじ等	その他
件数(件)	464	145	79	11	10	215	4
合計金額(万円)	40,260	333	1,146	33	70	38,675	1
1件当たり金額(万円)	86.8	2.3	14.5	3.0	7.0	179.9	0.3

③ ぱちんこ等による収入を不正受給として被保護者から徴収した件数等

	合計	ぱちんこ	競馬	競輪・オートレース	競艇	宝くじ等	その他
件数(件)	100	3	56	8	19	12	2
合計金額(万円)	3,056	287	2,266	178	211	113	2
1件当たり金額(万円)	30.6	95.7	40.5	22.3	11.1	9.4	1.0

②、③の1件当たり金額は、外部監査人において計算した。

指導指示の件数は、ぱちんこによるものが最も多く（全体の79.4%）、その次が競馬である。被保護者自身が収入として申告したものは宝くじが件数、金額とも多い。当選した金額が大きいものがあったものと思われ、平均額が飛び抜けて高くなっている。不正受給徴収は、件数としては競馬が最も多い（56%）。行う者が多く、また痕跡が残るからと思われる。

ぱちんこの場合は現金のやりとりとなるので、痕跡が残らず、指導員らの現認が必要となる（今回サンプル調査で見たケース記録の中にも適正班員による調査が行われているものがあった）。

これに対し、競馬の場合、沖縄県内には場外馬券売り場はないため、馬券を購入する場合は、電話又はインターネットによる投票を行うことになる<sup>2</sup>。

そして、日本中央競馬会の規約によれば、被保護者はインターネット投票等の会員になることはできないとされている<sup>3</sup>。競馬法上、馬券の購入が禁止され

<sup>1</sup> 厚生労働省社会・援護局保護課作成の「生活保護関係全国係長会議資料平成30年3月2日」

<sup>2</sup> 日本中央競馬会（JRA）のホームページによると、インターネット、電話、クレジットカードを利用する会員登録方法がある。

<sup>3</sup> 「日本中央競馬会インターネット投票に関する約定（即PAT会員）」第26条1項(6)。電話・クレジットカードによる方法も同様。各約定はJRAのホームページより確認できる。

ているのは未成年者のみであり（28条）、被保護者も競馬場や場外馬券売り場で購入することは制限されていない。インターネット等による馬券の購入は手軽にできるため、浪費に陥りやすいので制限しているということであろうか。

いずれにせよ、インターネットにより馬券を購入している場合、銀行口座の履歴から判明するので、ケースワーカーからすると容易に発見することができる。

そして、馬券の購入が頻繁で多額になっていれば、指導、指示で対応し、仮に指示に至らなくとも、上記規約をもとに、馬券の購入を止めるよう指導することができるのではないだろうか。規約はあくまで利用者とJRAとの関係を規律するものではあるが、本来購入が許されないものであり、浪費に至る可能性があるものであり（依存症に至ることもありうる）、その防止という目的からすると必要と思われる<sup>4</sup>。

なお、電話又はインターネットによる馬券購入の場合、その履歴は銀行口座から明らかとなる（馬券の購入及び当選金の振り込み）。当選金の振り込みがあった場合は、収入として認定されることになる（収入かどうか一応争いにはなる）。このときその計算方法（馬券の購入費用が経費に該当するのか等）については色々考えられるところであるが、以下の過去の裁決例が参考になると思われる（いずれも行政不服審査裁決・答申検索データベースより）。

- ・大阪府大阪市令和2年8月26日
- ・大阪府大阪市令和元年5月9日

---

<sup>4</sup> 但し、突き詰めて考えると、JRAの規約上保護受給者はインターネット投票の会員資格を認められてないのであり、当選金は本来手にすることができるない金銭である。これを収入として、徴収金の対象とすることが可能なのか（借入金とは異なると思われる）、疑問の余地もある。このような検討はおそらくどこもしていないと思われ（当然収入として認定しているため）、今後もし問題となることがあった場合は、厚生労働省の見解を確認してはどうか。

## 第12章 停止・廃止

### 1 概要

#### (1) 生活保護の停止・廃止の根拠

生活保護は、次の場合に停止又は廃止される。

- ① 被保護者が保護を必要としなくなったとき（法第26条）
- ② 立入調査を拒否し、又は検診命令に従わないとき（法第28条5項）
- ③ 生活保護施設等に入らないとき、又は生活保護施設の管理規定に従わないとき、あるいは、指導・指示に従わないとき（法第62条3項）
- ④ 管外へ転出したとき、又は居所不明のとき（法第19条1項）
- ⑤ 死亡
- ⑥ 保護の辞退

#### (2) 被保護者への通知

保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする（法26条）

#### (3) 取り扱いにおける留意点等（生活保護実務の手引き）

##### ① 法第26条のケース

保護の停止と廃止の判断について

##### 【停止】

- ・一時的に保護を必要としなくなった場合であって、その世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になると予想される場合。
- ・定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な現象等により、一応保護を要しなくなったが、その状態が今後継続することの確実性を欠き、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要がある場合。

##### 【廃止】

- ・臨時的な収入の増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続する場合。
- ・定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由がない限り、保護を再開する必要が無い場合。

② 法第28条5項のケース

(a) 保護課による調査を拒否し従わないとき

【新規ケース】

その調査が必要な理由等について丁寧に説明し、それでも尚協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとならないから、事実上保護の決定ができないので保護の決定を行うべきでなく、要保護者が調査を拒み続ける時は、診断会議に諮り、保護の申請の却下の検討を行う。

【継続ケース】

調査に応じない者に対しては、診断会議に諮り文書による指導指示の検討を行う。指示後、改善されない際は診断会議に諮り保護の変更停止廃止の処分の検討を行う。

※ 被保護者が面談を拒否し、文書による指導指示が行えない場合

は、「内容証明郵便による郵送」にて指導指示書を郵送することにより文書による指導指示を行う。尚、指導指示書の郵送後も調査を拒否するものや、指導指示書の受け取りがされなかつたと指導指示書が返戻されてきた者については後日、診断会議にて対応の検討を行う。

(b) 被保護者が検診命令を拒否し従わないとき

【新規ケース】

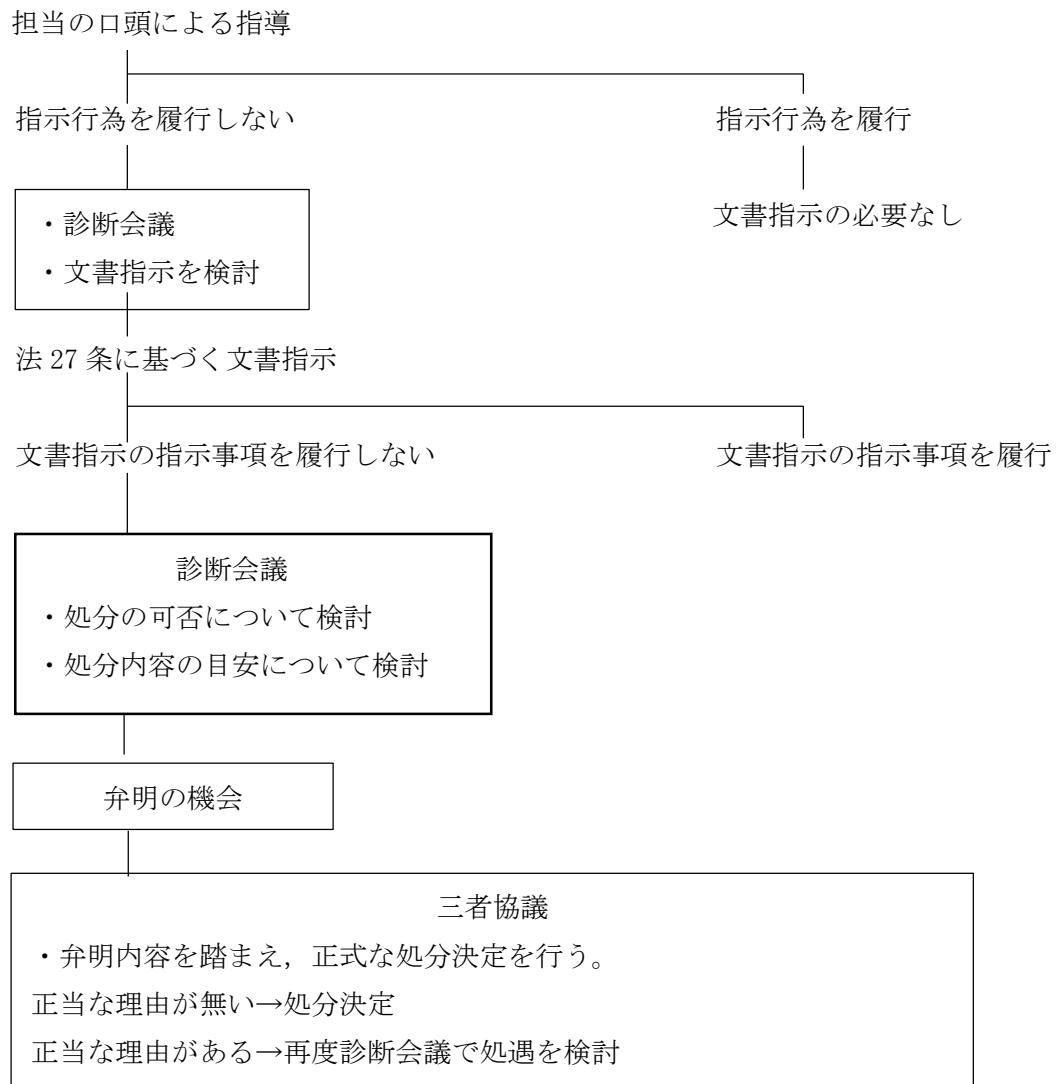
検診命令が必要な理由等について丁寧に説明し、それでも尚協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとならないことから、事実上保護の決定ができないため保護の決定を行うべきでなく、要保護者が調査を拒み続ける時は、診断会議に諮り、保護申請の却下を検討する。

【継続ケース】

検診命令に応じない者に対しては、診断会議に諮り保護の停止廃止を検討する。また、この際、処分決定後における弁明の機会の付与は必要としない。

### ③ 法62条3項のケース

#### (a) 法第62条3項に基づく处分までの流れ（フローチャート）



#### (b) 弁明の機会の付与

指導指示違反により被保護者へ処分を行う際は、査察指導員とも検討の上、診断会議にて慎重かつ公正な判断のもとに決定する。また、指導指示違反による処分の場合、処分の相手となる被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。

##### ※ 弁明の機会を付与する際の注意事項

- ・弁明通知書には処分をしようとする理由、弁明すべき日時及び場所も記載する。また、弁明通知書は必ず弁明実施日の10日前には、発送する。

(c) 弁明後の三者協議

被保護者の弁明の内容を踏まえ、正式な処分決定を行う。弁明内容に正当な理由が無い場合は処分決定を行い、正当な理由がある場合は再度診断会議を開催し、処遇の再検討を行う。弁明日に来所がなかった場合、理由について確認し判断する。

(d) 保護の停止と廃止の判断について

【停止】

保護費の変更による処分が適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。

※なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合は、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、保護を廃止する。

【廃止】

下記に該当するものは廃止について検討を行う。

- ・最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否もしくは検診命令違反があった場合。
- ・法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにも関わらず、これに従わなかった場合。
- ・保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難と認められる場合。

④ 法第19条1項のケース

(a) 被保護者が管外へ転出したとき

被保護者からの聞き取りと世帯状況変動届書に基づき保護の廃止を決定する。

※ 転居先でも保護を要する見込みのある者には、転居時に転居先の市町村での保護の申請について相談へ行くよう助言を行う。

(b) 居所不明（失踪）

被保護者の居所が不明であり、窓口支給へ変更しても保護費を取りに

来ない等、音信不通の状態が続く際は、診断会議にて保護の廃止を検討する。

⑤ 死亡のケース

単身の被保護者が死亡した場合は、生活保護法第26条に基づく保護の廃止決定ではなく、単に「死亡」という事実発生のみによって保護の適用関係が当然に効力を失うものであり、行政客体の消滅による「行政行為の失効」となる。

⑥ 保護辞退のケース

(a) 辞退廃止とは

生活保護の辞退とは、本来、保護を必要とする状態にある者が、自らの意思で生活保護を受給する権利を放棄する行為であり、「辞退届」の提出による保護の廃止は、生活保護法に規定されていない例外的な取扱いになる。

(b) 保護の辞退における取り扱いの注意点

- ・被保護者より提出された「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものである必要があり、保護の実施期間は保護の辞退を強要してはならない。
- ・要否判定を行えば保護廃止となる場合や転出による廃止といった、本来辞退届の提出が不必要なケースである場合には辞退届の提出があつても受け取らず、要否判定による廃止、転出による廃止を行う。
- ・辞退廃止後の世帯が直ちに急迫した状況に陥らないか、受給者に具体的に聴取し、状況に応じて関係者にも聴取し確認すること。

## 2 那覇市の現状

(1) 保護の停止について

(a) 那覇市の過去5年間の停止件数の推移は次表のとおりである。

	停止
平成27	208
平成28	133
平成29	135
平成30	200
平成31	165

(b) 那覇市の令和元年度の月別保護世帯数と停止件数は次表のとおりである。

	被保護世帯	停止
4月	9,980	15
5月	10,016	15
6月	10,044	15
7月	10,067	17
8月	10,094	20
9月	10,134	16
10月	10,151	15
11月	10,151	13
12月	10,167	15
1月	10,183	10
2月	10,162	8
3月	10,207	6
年 度 計	121,356	165

## (2) 保護の廃止について

(a) 那覇市の過去5年間の廃止理由別世帯数の推移は次表のとおりである。

理由別	H27	H28	H29	H30	R01
傷病治癒	0	0	0	1	0
働きによる収入増加	75	77	58	72	66
働き手の転入	2	3	5	3	1
死亡・失踪	346	369	394	388	437
年金増加	12	21	21	18	23
仕送り増加	0	1	0	1	1
引取り	6	2	6	3	2
施設入所	3	3	1	11	4
医療費の他法負担	0	4	2	1	0
その他	274	282	261	212	222
転出	134	140	147	135	146
合計	852	902	895	845	902

なお、「その他」の中で一番多いのは「辞退廃止」で、その次に多いのは「葬祭扶助支給による終了」で、その次は警察への留置（逮捕・勾留等）で

ある。

葬祭扶助支給による終了は、例えば身内がいない人が亡くなったケースで、民生委員等の第三者が葬祭扶助の申請をして、それが支給されれば終了となるケースがある。

廃止理由の把握の端緒は、受給者本人や家族からの申し出による把握することがほとんどであるが、失踪の場合は家主からの情報で把握することもある。転出の場合、本人の申し出のほか、住民データ台帳で把握する。他の社会福祉事務所から本人が来ている旨の連絡を受けて把握することもある。収入増については、本人の申告に基づいて把握するが、課税調査で把握することもある。

(b) 那覇市の過去5年間の世帯類型別廃止世帯数の推移は次表のとおりである。

世帯別	H27	H28	H29	H30	R01	総計
その他世帯	170	182	156	143	142	454
高齢者世帯	367	403	420	425	480	1,832
傷病者世帯	122	135	138	122	115	466
障害者世帯	149	141	137	113	121	452
母子世帯	44	41	44	42	44	179
合計	852	902	895	845	902	3,383

(c) 那覇市の令和元年度の月別保護世帯数と廃止件数は次表のとおりである。

令和元年度	被保護世帯	廃止
4月	9,980	51
5月	10,016	65
6月	10,044	72
7月	10,067	69
8月	10,094	76
9月	10,134	72
10月	10,151	79
11月	10,151	68
12月	10,167	73
1月	10,183	101
2月	10,162	77
3月	10,207	99
年度計	121,356	902

(3) 保護の辞退について

(a) 那覇市の過去5年間の辞退件数の推移は次表のとおりである。

過去5年	辞退
平成27	74
平成28	119
平成29	103
平成30	85
平成31	90

(b) 那覇市の令和元年度の月別保護世帯数と辞退件数は次表のとおりである。

令和元年度	被保護世帯	辞退
4月	9,980	3
5月	10,016	7
6月	10,044	6
7月	10,067	11
8月	10,094	8
9月	10,134	5
10月	10,151	5
11月	10,151	9
12月	10,167	4
1月	10,183	15
2月	10,162	6
3月	10,207	11
年度計	121,356	90

### 3 監査結果

(1) 令和元年度の生活保護法第26条に基づく停止・廃止のケース記録のうちサンプルを10件抽出し、ケース記録を閲覧し、必要に応じて担当者に質問する方法で、停止・廃止の判断が適切になされているか監査した。

#### 【指摘事項】通知書の日付漏れ

・廃止決定通知書の作成日付が空欄のものがあった。作成日付は、処分行為を特定する重要な要素であり、正確に記入されたい。

- (2) 令和元年度の生活保護法第62条3項に基づく停止・廃止のケース記録のうちサンプルを1件抽出し、ケース記録を閲覧し、必要に応じて担当者に質問する方法で、停止・廃止の判断が適切になされているか監査した（事例自体1件のみであった）。

**【意見】高額不動産にかかる指示後のフォロー**

・本件は、亡母名義の遺産である土地があったことから、遺産分割協議等により利益を得ることになった場合、10日以内に報告するよう文書指示を受けていたにもかかわらず、報告せずに、土地売却代金約2700万円を消費した事例であった。受給者が売却代金を受領した日から、2年2ヶ月後に発覚しているところ、高額案件であるため、早期に発見できるような対策が必要である。例えば、ある程度高額の不動産を保有するケースでは、年に1回、登記簿謄本を確認して、無断売却していないか確認する、少なくとも年に1回は通帳調査をして入金の有無を確認する等の対策を検討されたい。

**【意見】指示違反後のケース診断会議の早期の実施**

・文書指示違反の発覚から5ヶ月後にケース診断会議が開かれ、その4ヶ月後に大診断会議が開かれているが、処分を検討する会議の開催がいずれも遅すぎる。受給者に文書指示違反の重大性を自覚させるためにも、可能な限り、速やかに会議を実施し、廃止決定通知をすべきである。

**【意見】書面記録の正確化**

・作成日付の異なる廃止決定通知書が2通あり、どちらを受給者に送付したのか、書面上、明らかでないものがあった。廃止日が変更になったものではなく、受給者への影響はないが、送付しなかった通知書には×印を付けるなど、受給者へどちらを送付したか明確にした方が良い。

- (3) 令和元年度の生活保護法第28条5項に基づく停止・廃止のケース記録のうちサンプルを2件抽出し、ケース記録を閲覧し、必要に応じて担当者に質問する方法で、停止・廃止の判断が適切になされているか監査した。

**【指摘事項】 保護停止通知書の未通知**

・世帯員の一人（子）が検診命令書を履行しなかったことから、世帯員停止となり、保護変更決定通知書（その他の理由により：（子）検診命令に従わないことによる保護停止と記載）のみで、停止決定通知書は通知されなかった件があった。保護の停止の決定は、書面をもってこれを被保護者に通知しなければならず（法第26条）、これは厳格に遵守すべきである。

**【指摘事項】 検診命令前の嘱託医の意見聴取**

- ・検診命令を命ずべき場合、事前に嘱託医の意見を聴取することになっているが、嘱託医の意見聴取が事後になった件があった。事前の意見聴取を実施すべきである。

**【指摘事項】 押印漏れ**

- ・就労指導経過報告書に課長印の漏れが散見された。課長、査察指導、担当者すべての印が漏れているものも、いくつかあったので、押印の確認も徹底すべきである。

**【意見】 保護停止解除の通知方法**

- ・保護停止解除について、口頭による知らせに留まっているが、停止解除は被保護者の利益に直結する事項であり、書面で通知することを検討されたい。

(4) 令和元年度の法第19条1項に基づく停止・廃止のケース記録のうち転出のサンプルを2件、失踪のサンプルを2件抽出し、ケース記録を閲覧し、必要に応じて担当者に質問する方法で、停止・廃止の判断が適切になされているか監査した。

**【指摘事項】 保護廃止日**

- ・転出日の翌日付で廃止とすべきであるのに、転出日当日付で廃止とした件があったので、この点、廃止日について、手引きの運用を徹底すべきである。

(5) 令和元年度の辞退廃止のケース記録のうちサンプルを5件抽出し、ケース記録を閲覧し、必要に応じて担当者に質問する方法で、停止・廃止の判断が適切になされているか監査した。

**【指摘事項】 保護辞退の例外的扱い**

- ・要否判定の結果、収入充当額が最低生活費を上回り保護を要しない場合で、辞退廃止となった件があった。辞退廃止は生活保護法に規定のない例外的取り扱いであるため、要否判定により保護廃止となる場合は、辞退届の提出があっても受け取らず、要否判定による廃止を行うべきである。

**【指摘事項】 理由の記載**

- ・辞退廃止であるにもかかわらず、廃止決定通知書の理由に「年金等の増加

のため」と記載されたものがあった。処分を受ける被保護者に正しく通知するため、廃止決定通知書の理由欄は正しく記載すべきである。また、「年金等の増加のため」という記載は理由不備とされるおそれが高いといえる。

**【指摘事項】廃止決定通知書の日付記載漏れ**

- ・廃止決定通知書の作成日付が空欄のものが散見された。作成日付は、受給者にいつ送付したかを判断する目安になることから、きちんと記入すべきである。

**【意見】ケース会議議事録の日付記載**

- ・ケース会議議事録に開催日が未記入のものがあったので、いつ開催されたか明確にすべく、記入漏れがないよう確認すべきである。

**【意見】保護辞退の判断**

- ・結婚予定であり、結婚相手に養ってもらうため辞退の申し出があった件で、結婚相手の申出書による結婚相手の収入額と最低生活費がほぼ同額であったことから、生活に不安が残るため、辞退廃止の判断のために客観的な収入資料の提出をもう少し粘り強く要求しても良かったのではないかと思料される（辞退廃止は例外的な取り扱いであるため、慎重な判断が望まれるため）。

**【意見】辞退理由の確認**

- ・仕事を増やして、年金と給料で生活していきたいという理由で辞退廃止とした件があったが、ケース記録を見ると、親族が亡くなり弁護士から連絡が来たという事情もあるようで、遺産を取得した可能性もあるが、これについて確認した形跡がなかった。遺産等の財産が入るケースで、辞退したいと申し出る受給者も相当数いると考えられることから、遺産等の財産が入る可能性がある場合は、安易に辞退廃止とせず（被相続人が亡くなった時点が資力の発生時点であり保護費の返還可能性がある）、その点をきちんと確認して、ケース記録に記載すべきであると考えるが、検討されたい。

- (6) 令和元年度の単身世帯の被保護者が死亡したケース記録のうちサンプルを2件抽出し、ケース記録を閲覧し、必要に応じて担当者に質問する方法で、停止・廃止の判断が適切になされているか監査した。

**指摘事項・意見 特になし**

## 第13章 保護費の返還・徴収

### 1 概要

#### (1) 法第63条に基づく費用返還について

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

不正受給に至った経緯が悪質ではないと認められた場合に適用される。また、システムの関係等で生活保護費を多く支給してしまった場合も返還金として取り扱われる。

原則、全額返還対象であるが、例外として勤労控除や自立更生費の控除が認められる場合がある。

#### (2) 法第78条に基づく費用徴収について

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる（法第78条第1項）。

徴収金は、不正受給に至った経緯が悪質であると認められた場合に適用され、返還金との違いは、控除が一切認められない。

なお、徴収金への加算措置については、那覇市生活保護法第78条に規定する徴収金への加算措置取扱要領に従う。

#### (3) 消滅時効について

法第63条返還金及び法第78条徴収金は、地方自治法第236条の規定で時効が5年とされており、この時効は絶対的消滅時効で、時効成立に援用を要せず、債務者が承認しても徴収できないので、債務者が時効完成を知らずに弁済した場合には、還付しなければならない。

5年を経過した債権は時効となり、時効が完成した年度の年度末に不納欠損処理され消滅する。

なお、時効は、承認（履行延期申請及び債務の一部返済を含む）や納入通知書の到達、督促状の到達、訴訟手続による履行請求により中断することになっている。

#### (4) 不納欠損について

時効が到来し、返還金等を返してもらえない場合は、不納欠損となる。

しかし、不納欠損となつても、市にお金が入つてくる方法がある。  
市が支出した生活保護費のうち4分の3は国から負担金として歳入に入つてくるため、実質的に負担するのは4分の1である。

不納欠損分についても、そのうち適正な債権管理がされているものについては、4分の3が負担金として国から補填される。

## 2 那覇市の現状

以下は、那覇市より提供を受けた数値である。

- (1) 那覇市の過去3年の法第63条の適用状況は次表のとおりである。

区分	63条				
	件数	返還対象額	返還決定額	返還済額	返納率
	件	円	円	(~9/30まで) 円	
平成29年度	992	222,493,460	212,133,432	156,515,356	73.8%
平成30年度	986	210,641,151	201,228,573	141,766,884	70.5%
令和元年度	852	242,327,529	229,365,499	139,560,167	60.8%

(理由別内訳)

平成29年度

理由別	適用件数	左の内訳											
		全額返還				一部返還				0円返還			
		件数	返還対象額 (返還決定額)	返還済額 (~9/30収納分)	履行延 期件数	件数	返還対象額 (必要経費、自立更生)	返還免除額	返還決定額 (~9/30収納分)	返還済額 (~9/30収納分)	履行延 期件数	件数	返還対象額 (免除額)
1 各種年金の遅延受給	109	107	83,708,560	70,464,481	33	2	262,393	39,970	222,423	222,423	1	0	0
2 保険の解約返戻金	22	16	2,334,298	2,136,318	6	6	2,063,002	111,420	1,951,582	1,711,120	2	0	0
3 資産売却	8	3	5,040,125	3,970,995	0	5	12,388,415	2,427,110	9,961,305	4,404,660	1	0	0
4 交通事故の補償金	28	6	9,451,323	9,250,549	4	22	6,288,397	488,612	5,799,785	5,025,978	6	0	0
5 介護保険償還金	148	148	4,886,317	4,886,317	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 雇用保険給付金	1	1	248,230	16,000	1	0	0	0	0	0	0	0	0
7 入院給付金	1	0	0	0	0	1	305,000	185,400	119,600	111,600	1	0	0
8 高額療養費償還金	9	5	348,414	348,414	1	4	399,113	56,000	343,113	331,562	1	0	0
9 扶助費算定誤り	60	60	5,306,282	2,972,943	25	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他	606	513	61,784,004	39,822,092	207	93	27,679,587	7,051,516	20,628,071	10,839,904	38	0	0
① 年金収入・年金担保完済の申告遅れ	112	110	11,076,335	7,111,299	41	2	346,467	46,578	299,889	42,000	1	0	0
② 就労収入の申告遅れ及び収入認定除外の非該当	91	52	5,413,667	1,548,251	27	39	8,929,693	3,592,382	5,337,311	866,781	12	0	0
③ 選付金・仕送り援助・解約返戻金・児童手当など	140	100	21,394,564	16,887,875	37	40	15,997,128	2,863,210	13,133,918	8,274,444	20	0	0
④ 世帯及び世帯員の停廃止及び留置拘留により収入充當が不可	148	142	11,632,140	4,706,323	58	6	1,506,521	86,147	1,420,374	1,340,100	2	0	0
⑤ 家賃変動の申告遅れ・転居費用過払い	45	41	2,480,604	1,363,852	20	4	806,000	400,090	405,910	285,910	2	0	0
⑥ 入院及び入所による生活タイプ変更	31	31	2,897,809	2,203,511	10	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 開始時預貯金の申告漏れ	16	16	5,285,913	4,766,166	3	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 就学奨励費等・生業扶助費・家具什器費等の申告漏れ	23	21	1,602,972	1,234,815	11	2	93,778	63,109	30,669	30,669	1	0	0
計	992	859	173,107,553	133,868,109	277	133	49,385,907	10,360,028	39,025,879	22,647,247	50	0	0

## 平成30年度

理由別	適用件数	左の内訳											
		全額返還				一部返還						0円返還	
		件数	返還対象 (返還決定額)	返還済額 (~9/30収納分)	履行延期 件数	件数	返還対象額 (必要経費、自己負担)	返還免除額	返還決定額	返還済額 (~9/30収納分)	履行延期 件数	件数	返還対象 (免除額)
1 各種年金の遡及受給	256	254	85,593,261	69,587,523	85	2	722,667	108,060	614,607	614,607	0	0	0
2 保険の解約返戻金	16	12	2,378,498	1,940,140	2	4	1,111,800	269,120	842,680	253,680	2	0	0
3 資産売却	11	3	8,249,841	8,249,841	0	8	2,460,131	97,170	2,362,961	2,362,961	4	0	0
4 交通事故の補償金	17	4	2,407,959	1,986,459	1	13	10,139,016	877,560	9,261,456	8,741,510	5	0	0
5 介護保険償還金	37	37	1,689,050	1,689,050	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 雇用保険給付金	12	12	2,568,441	1,010,350	6	0	0	0	0	0	0	0	0
7 入院給付金	5	0	0	0	0	5	1,365,288	48,000	1,317,288	559,000	2	0	0
8 高額療養費償還金	30	30	2,072,217	1,951,902	11	0	0	0	0	0	0	0	0
9 扶助費算定誤り	54	53	5,891,441	1,429,550	35	1	171,000	146,038	24,962	24,962	0	0	0
10 その他	548	483	66,476,631	34,098,605	221	65	17,343,910	7,866,630	9,477,280	7,266,744	28	0	0
① 年金収入・年金担保完済の申告遅れ	114	114	12,734,864	5,511,268	58	0	0	0	0	0	0	0	0
② 就労収入の申告遅れ及び収入認定除外の非該当	102	70	6,024,159	1,432,810	33	32	3,486,793	1,588,725	1,898,068	648,273	16	0	0
③ 選付金・仕送り援助・解約返戻金・児童手当など	94	67	28,867,464	19,506,725	32	27	13,399,334	6,116,320	7,283,014	6,338,433	11	0	0
④ 世帯及び世帯員の停廃止及び留置拘留により収入充当が不可	159	154	12,761,914	3,943,227	61	5	342,894	109,530	233,364	217,204	1	0	0
⑤ 家賃変動の申告遅れ、転居費用過払い	25	25	1,680,885	1,090,574	16	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 入院及び入所による生活タイプ変更	25	25	2,030,305	1,042,381	9	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 開始時預貯金の申告漏れ	15	14	1,651,164	1,256,694	5	1	114,889	52,055	62,834	62,834	0	0	0
⑧ 就学奨励費等・生業扶助費・家具什器費等の申告漏れ	14	14	725,876	314,926	7	0	0	0	0	0	0	0	0
計	986	888	177,327,339	121,943,420	361	98	33,313,812	9,412,578	23,901,234	19,823,464	41	0	0

## 令和元年度

理由別	適用件数	左の内訳											
		全額返還				一部返還						0円返還	
		件数	返還対象 (返還決定額)	返還済額 (~9/30収納分)	履行延期 件数	件数	返還対象額 (必要経費、自己負担)	返還免除額	返還決定額	返還済額 (~9/30収納分)	履行延期 件数	件数	返還対象 (免除額)
1 各種年金の遡及受給	173	170	99,330,931	76,302,928	64	3	6,055,370	56,790	5,998,580	1,040,000	1	0	0
2 保険の解約返戻金	14	10	3,091,000	2,362,242	2	4	996,122	128,000	868,122	727,874	2	0	0
3 資産売却	9	6	16,061,120	6,644,928	1	3	9,500,000	2,009,582	7,490,418	6,860,800	1	0	0
4 交通事故の補償金	16	7	8,599,390	7,024,408	2	9	3,537,496	676,872	2,860,624	858,080	4	0	0
5 介護保険償還金	4	4	519,843	519,843	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 雇用保険給付金	7	7	1,155,130	699,804	2	0	0	0	0	0	0	0	0
7 入院給付金	4	1	665,000	0	0	3	335,000	24,000	311,000	226,000	1	0	0
8 高額療養費償還金	22	21	1,382,300	558,168	9	1	13,860	8,000	5,860	5,860	1	0	0
9 扶助費算定誤り	46	45	4,571,625	779,443	24	1	158,000	57,512	100,488	0	0	0	0
10 その他	557	477	65,020,847	30,430,670	194	80	21,334,495	10,001,274	11,333,221	4,519,119	53	0	0
① 年金収入・年金担保完済の申告遅れ	122	121	14,177,021	4,090,255	45	1	37,840	8,000	29,840	29,840	20	0	0
② 就労収入の申告遅れ及び収入認定除外の非該当	115	75	7,475,781	1,180,887	33	40	8,875,915	3,999,624	4,876,291	637,003	20	0	0
③ 選付金・仕送り援助・解約返戻金・児童手当など	118	83	23,517,603	17,587,052	37	35	11,729,482	5,787,311	5,942,171	3,832,276	12	0	0
④ 世帯及び世帯員の停廃止及び留置拘留により収入充当が不可	147	143	11,655,175	3,715,547	53	4	691,258	206,339	484,919	20,000	1	0	0
⑤ 家賃変動の申告遅れ、転居費用過払い	16	16	1,959,813	469,404	8	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 入院及び入所による生活タイプ変更	22	22	3,204,527	1,256,166	11	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 開始時預貯金の申告漏れ	10	10	2,662,103	2,075,128	3	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 就学奨励費等・生業扶助費・家具什器費等の申告漏れ	7	7	368,824	56,231	4	0	0	0	0	0	0	0	0
計	852	748	200,397,186	125,322,434	298	104	41,930,343	12,962,030	28,968,313	14,237,733	63	0	0

(2) 那覇市の過去3年間の生活保護法第78条の適用状況は次表のとおりである。

区分	78条			
	件数	金額	返還済額	返納率
	件	円	(～9/30まで) 円	
平成29年度	244	84,839,337	16,176,651	19%
平成30年度	137	57,548,491	7,514,965	13%
令和元年度	157	66,072,927	4,735,281	7%

(理由別内訳)

平成29年度

理由別	件数	費用徴収決定額	徴収済額 (～9/30 収納分)	履行延期 申請件数
				件
稼働収入の無申告	143	41,993,118	8,957,039	94
援助収入の無申告	45	31,300,561	3,710,396	32
各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告	32	5,908,716	1,863,594	18
交通事故の補償に係る収入の無申告	8	4,281,338	769,310	7
住宅扶助の無申告	4	686,885	394,885	2
稼働収入の過少申告	4	366,806	262,431	3
保険解約返戻金	3	221,369	154,422	2
還付金等の無申告	3	40,574	40,574	0
高校留年の無申告	1	12,270	0	1
一時扶助費の目的外使用(家具什器費)	1	27,700	24,000	1
計	244	84,839,337	16,176,651	160

平成30年度

理由別	件数	費用徴収決定額	徴収済額 (～9/30 収納分)	履行延期 申請件数
				件
稼働収入の無申告	102	41,211,202	4,286,800	82
各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告	16	5,022,393	1,147,965	11
仕送りの無申告	10	5,157,857	1,451,200	11
預貯金等の無申告	2	112,973	59,000	2
任意保険金等の無申告	1	4,468,186	288,000	1
交通事故の補償に係る収入の無申告	1	750,000	105,000	1
住宅扶助の無申告	1	476,560	21,000	1
失業手当の無申告	1	201,264	120,000	1
留置期間の無申告	1	86,998	18,000	1
住宅扶助の無申告	1	43,058	0	0
資産収入の無申告	1	18,000	18,000	0
計	137	57,548,491	7,514,965	111

## 令和元年度

理 由 别	件 数	費 用 徴 収 決 定 額	徵 収 済 額		履行延期
			円	( ~ 9/30 収 納 分 )	
稼働収入の無申告	104	34,741,664		3,686,525	66
稼働収入の過少申告	3	224,627		0	0
労災補償金等の無申告	2	2,605,854		230,000	2
任意保険金等の無申告	3	3,085,793		16,000	2
各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告	32	8,092,842		388,256	15
預貯金等の無申告	1	110,476		4,000	1
資産収入の無申告	1	14,171,793		5,000	1
交通事故の補償に係る収入の無申告	2	1,427,307		260,000	1
仕送金の無申告	6	549,500		65,500	3
借入金の無申告	2	978,980		10,000	2
おむつ代の虚偽申請	1	84,091		70,000	1
計	157	66,072,927		4,735,281	94

(3) 那覇市の過去3年間の各年度における不納欠損処理状況は次表のとおりである。

2017	件数	調定額	収納済み額	不納欠損額	回収率
63条	125	33,272,865	11,196,797	22,076,068	33.7%
78条	52	23,813,806	6,831,573	16,982,233	28.7%
合計	177	57,086,671	18,028,370	39,058,301	31.6%

2018	件数	調定額	収納済み額	不納欠損額	回収率
63条	101	13,200,789	3,411,312	9,789,477	25.8%
78条	27	15,203,877	1,667,957	13,535,920	11.0%
合計	128	28,404,666	5,079,269	23,325,397	17.9%

2019	件数	調定額	収納済み額	不納欠損額	回収率
63条	192	52,150,668	10,162,475	41,988,193	19.5%
78条	120	87,222,265	11,241,492	75,980,773	12.9%
703条	2	202,990	0	202,990	0.0%
合計	314	139,575,923	21,403,967	118,171,956	15.3%

- (4) 那覇市が令和元年度実施した不納欠損処理額の発生年度別内訳は次表のとおりである。

発生年度		件数	不納欠損額
西暦	和暦		
2003	H15	2	442,023
2004	H16	2	2,153,743
2005	H17	0	0
2006	H18	4	1,597,650
2007	H19	3	2,128,844
2008	H20	13	13,532,089
2009	H21	9	14,737,772
2010	H22	23	7,188,015
2011	H23	43	12,480,350
2012	H24	64	22,244,950
2013	H25	48	18,561,939
2014	H26	95	21,324,500
2015	H27	5	798,059
2016	H28	0	0
2017	H29	0	0
2018	H30	2	878,642
2019	H31	1	103,380
		総計	118,171,956

### 3 監査結果

- (1) 令和元年度の生活保護法第63条が適用されたケース記録のうちサンプルを5件抽出し、ケース記録を閲覧し、必要に応じて担当者に質問する方法で、費用返還の判断が適切になされているか監査した。

#### 【指摘事項】 年金遡及受給時の指導

- ・遡及受給した年金約106万円について、法63条返還となり、年金の入金から約3週間後に、被保護者に消費しないよう指導したが、被保護者は消費してしまい、一括返還が困難となった事例があった。法63条返還の回収率を上げるために、年金の裁定請求を行うよう指導した際に、併せて、入金されても消費しないよう指導すべきである。

**【指摘事項】 ケース会議の速やかな開催**

- ・未認定分の企業年金の振込みを把握してから、法63条適用判断のためのケース会議が開催されたのが約1年後という事例があった。返還決定が遅くなれば、その分消費されやすく、回収困難となるため、可及的速やかにケース会議を開き、返還決定すべきである。

- (2) 令和元年度の生活保護法第78条が適用されたケース記録のうちサンプルを5件抽出し、ケース記録を閲覧し、必要に応じて担当者に質問する方法で、費用徴収の判断が適切になされているか監査した。

**【指摘事項】 加算要件の判断**

- ・那覇市生活保護法第78条に規定する徴収金への加算措置取扱要領の第4条の(5)に該当するかどうかの判断において、被保護者が現在の返還金納付が終了した際にはすぐに返還していくと述べていることをもって、該当すると判断しているが、この事情だけでは該当するとはいえない。不正受給を防止する観点からも、加算の減算は、慎重かつ厳格に適用すべきである。

**【意見】 申出書の記載漏れ**

- ・生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書に、何月分の保護費から充てるのか時期について未記入のものがあった。申出書の提出は任意の意思に基づくものであるから、被保護者の意思を明確にするため、必要事項の記入漏れがないよう注意すべきである。

**【意見】 記録への編綴漏れ**

- ・履行延期申請書が、ケース記録で本来綴るところに綴られていないものがあった。履行延期申請書は時効中断事由に該当する重要な書類であることから、きちんと綴っておく必要がある。

**【意見】 早期の返還処理**

- ・事務処理の遅れにより、返還処理に1年以上要しているものがあった。回収可能性を図る観点からも、返還処理は速やかに行うべきである。

- (3) 令和元年度の民法703条が適用されたケース記録のうちサンプルを5件抽出し、ケース記録を閲覧し、必要に応じて担当者に質問する方法で、費用返還の判断が適切になされているか監査した。

### 【意見】保護決定調書の記載（システム改善）

・廃止月に返還が生じた場合は、保護決定調書を作成するシステムにおいて「80条免除」と「現金戻入」の2通りのみの選択となっており、システムの都合上「80条免除」と入力しているとのことである。システムの都合上やむを得ないところであるが、本来の80条免除の場合と区別がつかないため、システムの改善を検討されたい。

## 4 参考裁判例

処分庁の過誤払いにおいても、63条返還が認められる。この場合、次の裁判例が参考となる。

東京地方裁判所平成29年2月1日判決

職員の過誤により過支給となった生活保護費の全額を返還すべき額とする旨の決定が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法とされた事例である。

次の2つの観点から処分を違法としている。

63条返還にあたり返還額決定には保護実施機関の合理的裁量に委ねられていることを前提として

「法63条に該当する被保護者について、その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であると保護の実施機関が判断する場合には、当該被保護者に返還金の返還をさせないことができるものと解される反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実に誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となると解するのが相当である。」

と一般論を述べ、本件では

「本件処分に至る過程で、東京都A福祉事務所長において、本件処分当時の原告の資産や収入の状況、その今後の見通し、本件過支給費用の費消の状況等の諸事情を具体的に調査し、その結果を踏まえて、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることが、原告に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、原告及びその世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡は見当たらない。」

とした。

また、2点目として、本件63条返還金は、被保護者が収入申告をしていたのに職員がそれを見過ごし収入認定しなかったこと、さらに本来削除すべき冬期加算が削除されなかつたことによる過支給であることから

「このような、専ら東京都A福祉事務所の職員の過誤により相当額に上る生活保護費の過支給がされたという本件過支給が生じた経緯に鑑み、また、法63条の規定が不当に流出した生活保護費用を回収して損害の回復を図るという側面をも趣旨として含むものと解されることを併せ考慮すれば、本件過支給費用の返還を義務付けることとなる処分が、処分行政側の過誤を被保護者である原告の負担に転嫁する一面を持つことは否定できず、本件過支給費用の返還額の決定に当たっては、損害の公平な分担という見地から、上記の過誤に係る職員に対する損害賠償請求権の成否やこれを前提とした当該職員による過支給費用の全部又は一部の負担の可否についての検討が不可欠であるものというべきである。

ところが、本件全証拠によても、本件処分に当たり、上記のような検討がされたものとはうかがわれないから、そのような検討を欠いたままで本件過支給費用の全額の返還を原告に一方的に義務付けることとなる本件処分は、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものといわざるを得ない。」

とした。

特に2点目は、他の裁判例にはない観点であり、注目すべき指摘といえる。過誤払いの場合による63条返還は、職員のミスを被保護者の負担に転嫁するものでもあるため、その点の配慮を求めるものとなっている。

## 5 医療扶助費の返還

### (1) 問題の所在

医療扶助を受けていて、後に63条返還が問題となつた場合、しばしば問題となるのが、医療費の10割返還を求めることが相当かどうかである。

以下のような場合が想定される。

相談の段階から資産（不動産）を所有していることが分かっていたが、登記簿上の地目が農地、山林、雑種地で固定資産評価額が極めて低額で処分の見込みもないと思われていたものが、予想外に高額で売却できた（宅地化の見込み）といったケース

また、保護開始の際には予想していなかつたものとしては、兄弟姉妹が不動産を所有しており、兄弟姉妹に子どもがおらず、親も既に他界しているときは、兄弟姉妹が相続人となり、思いがけず不動産を取得するということや年金等の遡及支給を受ける場合も考えられる。

生活保護の受給開始決定を受けた場合、それまで国民健康保険に加入していた場合には国民健康保険の適用対象外となる（国民健康保険法6条9号）。

75歳以上で後期高齢者医療保険に加入していた場合も同様に適用対象外となる（高齢者の医療の確保に関する法律51条1号）。そして、生活保護の医療扶助から10割支給され、本人の負担部分はない。

そして、保護開始後に財産が換価され、または形成され、63条返還となつた場合、財産取得時から医療費10割の返還が求められることとなる。

生活保護を受給していなければ、1割～3割程の負担で済んだのに、生活保護を受給したら10割返還しなければならなくなるということであり、この状況は一般市民が一番理解し難い点と思われる。実際後述のとおり裁判で争われたことがあり、審査請求でも争点となった事例がある。

## (2) 別冊問答集

この点については、別冊問答集においても問11－4「医療扶助と法第63条の適用」（2019年度版392頁）において、生活保護を利用することによって、後に財産が換価された場合には医療費10割が返還の対象となり本人の自立を損なう場合があることと認め、次のように指摘している。

「生活福祉資金制度等を活用することによって保護を受ける必要がなく、また、その方が本人の自立に役立つ場合が少なくないと思われる。

しかし、やむを得ない事情により保護を必要とする場合には、とりあえず保護を行い、しかる後法63条によって費用の返還を求める事となるが、この場合、本人に法第63条の取扱いについて十分に説明し事前に理解をえておくことが適当である。」

としている。

また、問13－6「費用返還と資力の発生時点」（2019年度版421頁）でも法第63条の適用に当たっては「国民健康保険加入者が医療費を必要とする場合、他法他施策等を活用した場合には高額療養費の自己負担限度額までの借入れで済むものが、生活保護を利用した場合には医療費の全額が返還額決定の対象となること等を説明し、適正な債権管理が行われるように対応する必要があると言えよう。」と指摘している。

この点、学説では医療費の自己負担分を超える返還額は対象とすべきでないという考え方もあるが<sup>1</sup>、現行制度上、かかる方針を採用することは困難であると考えられる。

## (3) 裁判例

### (a) 東京地方裁判所平成29年9月21日

---

<sup>1</sup> 「生活保護の争点」（高蔵出版）吉永純著 269頁

63条返還が問題となった事案で、原告（被保護者）が様々な違法性を訴える中の一つに、医療扶助の全額相当額の返還を求められている点について、何らの説明を受けておらず、自立の助長を阻害する違法なものである、また生活保護を受けていなければ3割の負担で済んでおり、これを超える利得はないから利得のない部分は違法であると主張した。

東京地裁は

説明義務違反の点について

「原告は、本件保護開始決定時に、健康保険の取扱いについて、処分行政の担当ケースワーカーから説明を受け、実際に、同説明を踏まえて収入・無収入申告書を提出するなどしていたものと認められるから、処分行政は、原告に対し、必要な説明を尽くしたものと認められる。」

と判示した。

また、利得の点については

「生活保護法による保護を受けている世帯に属する者は、国民健康保険の被保険者にはなれないものとされているところ（国民健康保険法6条柱書き及び同条9号）、原告は、本件対象期間において、生活保護法の被保護者であったため、国民健康保険の被保険者とはなり得ず、健康保険を利用することはできない。そうすると、医療費について健康保険の自己負担分の3割のみが利得であるとはいはず、原告は、現実に医療扶助を受けた医療費10割相当分を利得したというべきである。」

と判示し、処分庁の主張を認め、10割返還に違法性がないと判断している。

(b) 東京高等裁判所令和2年6月8日

近時、医療扶助の全額返還が裁量権を逸脱した違法として取り消された判例が出ているので紹介する。

事案

年金収入があり相当額の財産を有するが、高齢で財産管理能力を失い、直ちに資産を活用できる状況になく、当面の入院費を確保する目的で、法25条による職権で保護の開始を行った。同時に区長申立による成年後見の申立手続きを進めた。後に処分庁は63条に基づき保護費の返還（586万円中医療扶助費489万円）を行ったというもの。被保護者側は、後期高齢者医療の被保険者としてその自己負担分を限度でしか利得を得ていない、区長による成年後見の申立が遅延したのが医療扶助増大の原因であることを違法理由としていた。

原審は、全額返還を認めたが、第二審の東京高裁は、次のとおり判示しこの処分を取り消した。

「資力を有している者に対する保護を開始することは、給付された保護費の全額の返還

を要するとしていることが生活保護法の補足性の原則の理論的帰結であり、医療扶助の給付が予定されている場合には、医療扶助が保険制度に馴染まず、医療について国民皆保険が実現されていることを踏まえると、実質的には不利益を課す処分となり得るものであり、その不利益の程度も顕著なものとなる事態もまま起こり得るということができる。そして、行政手続一般において、不利益な処分を行う場合には、相手方に対して聴聞や弁明の機会の付与が求められていること（行政手続法 13 条参照）に鑑みれば、実質的に不利益を課す処分となり得る保護を行う場合にも、保護を受ける相手方に、保護を受けた場合の不利益の内容を説明して十分な理解が得られていることが、その不可欠の前提というべきである。

ところが、本件において、担当ケースワーカーは、Dに対して保護を開始するに当たり生活保護法 63 条の返還義務について説明はしているものの、Dは認知症が進行しており早期の成年後見申立てを要する状況にあったというのであるから、保護の開始に伴い、将来予定される返還決定によって生じる不利益の内容について説明を尽くすのは、そもそも不可能又は困難な状況にあり、この点についてDの理解が得られていたとは認め難い。結局、Dにあっては、同人の意思とは関係なく、後期高齢者医療等の適用除外となって多額の医療費が発生しており、仮に減額がないまま医療扶助全額の返還を命じられるとすれば、保護が開始されなかった場合と比較して、何らの予告もなく著しい不利益を課されることになり、社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事態が生じるものというべきであるから、こうした事情は同条の返還する額を定める上で当然に考慮されるべきものと解するのが相当である。」

「以上検討したところによれば、本件返還決定は、保護決定に際して、給付される医療扶助について将来その全額の返還を求められ、著しい経済的不利益を被ることになるのに、Dに対してこの点についての説明がされておらず、少なくともその理解を得ないままに職権で保護の決定が行われ、後期高齢者医療の被保険者からも除外されたものである。生活保護法の運用に当たっても我が国の社会保障制度全体の中でその運用を考えるべきであり、後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失しており、裁量権の範囲を逸脱した違法があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。なお、Dが支払っていなかった後期高齢者医療の保険料についてもDが本来自己負担分として負担すべき金額として、返還する費用額算定に当たっては考慮すべきであると解される。」

### (c) 考察

上記のとおり、本東京高裁判決は、「保護を受ける相手方に、保護を受けた場合の不利益の内容を説明して十分な理解が得られていることが、その不可欠の前提というべきである」と述べており、医療扶助の10割返還について明確な説明義務を認めており、実務に与える影響は大きいのではないかと思われる。

#### (4) 監査結果【意見一提案一】

現行制度の下では10割返還を求めるることはやむを得ないところである。

しかし、被保護者にとって不意打ちとならないよう十分な説明を事前にしておく必要があると思われる。これにより後の紛争を予防に資すると考えられる。

まず、保護申請時に、ある程度の額で処分することが見込まれる財産を所有していることが判明している場合には、他の方策も検討した上で、十分な説明を行い、生活保護を利用すると財産が換価された場合には、前記東京高裁が指摘するとおり、医療費は10割返還の対象となることを十分説明した上で理解を得て、了解する旨の書面を徴求することを検討頂きたい。

前記のとおり、申請時から予想される場合だけではなく、全員から書類を徴求するのは手間を増やすだけとなりかねない。

前記東京地裁判決の事例は、ケースワーカーの説明として

「「生活保護のしおり」には、就職や退職をした場合や給与等の収入があった場合、その金額が変わった場合等には、必ずすぐに担当ケースワーカーに届出をすべき旨、収入の変更等により生活保護費は変更されるところ、既に保護費が支給されている場合などには、返還金が生ずることがある旨、医療機関のかかり方について、国民健康保険からは脱退することになり、社会保険又は共済保険に加入している場合には、医療券と併用すべき旨等が記載されている。」

として、しおりにそって生活保護について分かり易い説明をしたことをもって必要な説明を尽くしたとしている。

ここでは、10割返還まで踏み込んだ説明はされていない様子であるが、国民健康保険から脱退することをもって10割返還となることは当然理解していると考えているのかと思われる。

しかし、健康保険制度と生活保護制度を正確に理解している市民は限られると思われる。さらに前記東京高裁判決の趣旨をここでも盛り込んでおくことが望ましい。

そこで、申請段階で説明する「生活保護のしおり」11頁の「保護費の返還」の説明に、「医療費は10割返還を求められる場合があります。」と書き加えることを検討頂きたい。

また、「保護費の種類」の「医療扶助」の説明ページ（6頁）には、次の説明がある。

##### 「④ 医療扶助

医療費は、保険適用内のものにつき自己負担分が支給されます。」

この説明だけを読むと、元々の自己負担分（1割～3割）が保護費でまかなかわれ、自己負担分がないと理解する。しかし、返還が必要となったときに

自己負担分を超えて返還が必要になるとは理解できない。そこで、上記記載については改められたい。

## 6 補足

### 【意見 一提案一】 収納事務の私人委託

現在、63 条返還、78 条徴収金の支払い方法は、一部金融機関での納付書払い、福祉事務所窓口での窓口納付、現金書留に限られているところ、かかる納付方法では対応できない被保護者も多く存在し、債権回収率に悪影響を及ぼしている。そこで、地方からの提案に対応する閣議決定（令和元年 12 月 23 日）により、かかる収納事務を私人委託（具体的にはコンビニ払い）することが可能になったとのことである。

今や那覇市内では徒歩圏内にコンビニエンスストアがない場所はないのではないかと思われる。より支払が簡便な方法を用意することで回収率が上がる事が期待できる。

那覇市においても、私人委託を検討頂きたい。

## 第14章 職員の働き方（職務評価とアンケート結果より）

### 1 目的

外部監査人は、平成30年度に「那覇市の人件費」をテーマに外部監査を行った。その中で主として非正規職員（非常勤職員・臨時職員）の待遇について、十分なモチベーションをもって職務に取組むことが、効率的な行政運営に資すると考えられることから、正規職員と均衡のとれた待遇である必要があると述べた。

今回も、職員が高いモチベーションをもって職務に取り組むことが、効率的な行政運営に資するという視点の下、前回同様にアンケートを実施することとした。特に令和2年度から、会計年度任用職員制度<sup>1</sup>がスタートしており、同制度の下で非正規職員の待遇の改善があったのか、具体的な変化があったのかを検証することとした。

また、前回のアンケートでは、主に非正規職員の働き方について検証したため、正規職員の意識については十分な検討をしていなかった。そこで、今回は、正規職員の意識についても検討を加えてみることとする。

以下ではアンケートの集計結果等を掲載するが、外部監査人は、統計学の素養を持ち合わせていないことをご容赦頂きたい。

### 2 保護課職員について

#### (1) 正規職員

保護課（管理課、第一課、第二課、第三課）の正規職員の内訳は以下のとおりである。

職名	担当業務等	人数
参事	保護管理課長	1
課長	保護1課長、保護2課長、保護3課長	3
担当副参事	自立支援・生活困窮者支援事業担当	1
主幹	査察指導員(7)、企画G長ほか(4)	11
主査	査察指導員(9)、ケースワーカー(5)、 経理担当ほか(5)	19
主事・主任主事	ケースワーカー(77)、統計担当ほか(7)	84
合 計		119

<sup>1</sup> それまでの公務員の非正規職員は非常勤職員・臨時職員だったものから、会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項）が導入された。それまで任用根拠があいまいでいた非正規職員の地位を明確にし、さらに待遇改善を図るものである。

(2) 会計年度任用職員

(a) 定数

保護課（管理課、第一課、第二課、第三課）の会計年度任用職員の内訳は以下のとおりである。

職名	職務分類	人数
返還金等事務担当職員(2)	返還金	2
保護課庶務事務等担当職員(1)	庶務・統計	3
生活保護統計事務担当職員(2)		
主任適正保護推進員(1)	適正保護	5
副主任適正保護推進員(2)		
主任生活保護レセプト点検職員(1)		
生活保護レセプト点検職員(5)		
生活保護医療事務担当職員(3)	医療関係	13
生活保護医療券等発券職員(1)		
生活保護介護扶助適正給付推進職員(3)		
生活保護窓口受付担当職員(1)	窓口受付	1
那覇市面接相談員(7)、女性相談員(5)	相談関係	12
児童自立支援員(5)		
主任こども自立支援員(2)		
こども自立支援員(6)	こども支援	14
子どもの貧困対策支援業務職員(1)		
健康管理個別支援職員(2)	健康管理・退院促進	4
精神障害者等退院促進個別支援職員(2)		
生活困窮者包括支援業務専門職員(1)	生活困窮関係	5
住居確保金事務補助員(4)		
資産調査員(1)・扶養調査員(1)		
年金等調査員(1)・預貯金等調査員(1)	各種調査員	5
病院等担当支援職員(2)	病院施設担当	2
福祉相談補助員(1)		
生活保護業務事務補助職員(1)	補助員	3
生活保護事務認定入力補助員(1)		
生活保護事務支援員(33)	ケースワーカー	33
合計		102

会計年度任用職員には、フルタイム職員（正規職員と同じ勤務時間の者）とパートタイム職員があるが、保護課は全てパートタイム職員である。

(b) 給与

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づく。

パートタイム職員は、基本報酬の他、通勤費用、時間外勤務手当、期末手当（2.6ヶ月（初年度は1.95ヶ月））と該当者には特殊勤務手当（福祉事務従事手当。1日200円又は400円）が支給される。この期末手当と特殊勤務手当の支給は、会計年度任用職員制度に移行して支給されるようになったものである。

また、勤務時間は、多くが1日6時間の週5日勤務である。

### 3 アンケート方法

#### (1) 対象人数

正規職員については課長以上を除く全職員、会計年度任用職員は全職員にアンケート用紙を配布した。対象人数は以下のとおりである。

	正規職員	会計年度任用職員
保護管理課	19	60
保護第一課	31	15
保護第二課	33	12
保護第三課	32	15
合計	115	102

アンケート用紙は

- ・職務評価質問票
- ・職員給与アンケート
- ・那覇市職員（保護課）アンケート

の3通である（巻末に資料として添付）。職務評価質問票と職員給与アンケートは、職務評価を測定するためのもの、那覇市職員（保護課）アンケートは、意識調査（主観的）を行うものである。

#### (2) アンケートの概要

##### (a) 職務評価とは

職務評価とは、職務分析によって内容が確定した各職務について、その内容、特徴、担当者の資格要件、責任、熟練度などに応じて格付けを行い、それぞれの職務が企業内で占める相対的な価値を決定することを指す。職務評価の方法としては、①順序をつけるだけの最も単純な序列法、②職階を作り、それに各職務を分類する分類法、③知力、熟練度など要素条件を決めて評価する要素比較法、④各要素について点数を付けて評価する点数法などがある。

これにより、労働者の職務と賃金との相関関係を検証するものであるすなわち職務内容により、責任、習熟度、負担の度合い、資格の有無などの違いに応じた賃金となっているか（同じレベルの負担が生じ

る職務なのに賃金に差がないか) を検証するものである。単に給与の高い・低いではなく、職務内容に着目し均衡のとれた待遇となってい るか、客観的に検証するものである。

今回採用した職務評価は、平成30年度に実施したものと同一のものである(巻末に資料として添付)。

今回実施した職務評価は、遠藤公嗣明治大学教授らが開発し公表している職務評価を用いることにした<sup>2</sup>。この職務評価は、イギリスの地方自治体で行われている「得点要素法」をもとに、改良を加えたものである。公務員の職務について、12のファクターについてそれぞれレベルを設定し、それを点数化するものである。ファクターは次のとおりである。

- 労働環境・・・①労働環境
- 負担・・・・・・②精神的負担  
③身体的負担  
④感情的負担
- 責任・・・・・・⑤利用者に対する責任  
⑥職員の管理・監督・調整に対する責任  
⑦金銭的資源に対する責任  
⑧物的資源・情報・契約の管理に対する責任
- 知識・技能・・⑨身体的技能  
⑩判断力と計画力  
⑪コミュニケーション技能  
⑫知識資格

それぞれのファクターの設問に応えると、1~5(設問によっては4または6の場合あり)までのレベルが決定する。予め各ファクターの各レベルには点数が割り振られており、合計点がその職員の職務評価点となる。

また、その職員に実際に支給されている給与から1時間当たりの時間給を算出し、時間給÷職務評価点で、1点あたりの単価を算出する。

この点数を正規職員と非正規職員で比較し、非正規職員の適正な給与額を算出しようというものである。

配点は以下の表のとおりである(最高点1000点)

---

<sup>2</sup> 「同一価値労働同一賃金をめざす職務評価 官製ワーキングプアの解消」(旬報社)(遠藤公嗣編著)。

ファクター		割合(%)	評価レベルと得点					
大ファクター	小ファクター	100	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	レベル6
労働環境	労働環境	6	12	24	36	48	60	
負担	精神的	10	20	40	60	80	100	
	身体的	10	20	40	60	80	100	
	感情的	10	20	40	60	80	100	
責任	利用者に対する	7	14	28	42	56	70	
	職員の管理・監督	7	14	28	42	56	70	
	金銭資源	7	14	28	42	56	70	
	物的資源	7	18	35	53	70		
知識・技能	身体的技能	8	27	53	80			
	判断力と計画力	8	16	32	48	64	80	
	コミュニケーション	8	16	32	48	64	80	
	知識資格	12	20	40	60	80	100	120

今回も、遠藤教授よりアドバイスを頂いた。

#### (b) 職員意識アンケート

個々の職員が、どのような意識で職務に取り組んでいるのかを尋ねるものである。主観面に着目したアンケートである。

平成30年度に実施したものとは一部追加した項目がある。

(追加項目)

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| 1 前回アンケート回答の有無、 | 3 時間外・休日労働の有無  |
| 8 職務へのやりがい      | 9 新型コロナウィルスの影響 |
| ケースワーカーへの設問     |                |

### 4 アンケート結果

#### (1) 基礎項目

##### (a) 回答数

アンケートの回答数は、次の表のとおりである。

	正規職員	会計年度任用職員
保護管理課	19	63
保護第一課	27	11
保護第二課	27	9
保護第三課	24	6
不明	2	1
合計	99	90
回答率	86.1%	88.2%

なお、保護管理課は会計年度任用職員の職員数 60 名のところ、回答数が 63 通となっている。回答内容からすると、保護一課～三課の職員と思われるが、所属課に「保護管理課」と記載されているため、回答者の記載にしたがい保護管理課としている。

正規職員が 86.1%、会計年度任用職員が 88.2%と前回同様、高い回答率となった（前回は、正規職員 55% (59/107)、非正規職員 84% (78/93)）。特に正規職員の回答率が大幅に上昇した。業務の一環として捉えてもらった結果と推測される。

なお、以下のアンケート結果では、回答者によっては回答していない設問があるため、上記の数値と一致しない場合がある。

(b) 男女別

回答者の性別は次の表のとおりである。

		正規職員	会計年度任用職員
保護管理課	男性	10	15
	女性	9	48
保護第一課	男性	18	5
	女性	9	6
保護第二課	男性	19	2
	女性	7	7
	未回答	1	—
保護第三課	男性	14	2
	女性	10	4
合計	男性	61	24
	女性	35	65

正規職員では男性が、会計年度任用職員では女性が多い。

(c) 役職

正規職員の役職は次のとおりである。

	主事	主任	主査	主幹	不明
保護管理課	5	3	6	5	
保護第一課	18	2	6	1	
保護第二課	20	1	4	1	1
保護第三課	20	0	3	1	

若い職員がケースワーク業務を担っている。

(d) 年齢構成

	正規	会計年度
20代	43	21
30代	32	21
40代	16	19
50代	4	9
60代	1	19
空白	3	1
合計	99	90

正規職員は、20代 30代で 75%を占めるが、会計年度任用職員では、20代から 60代まで幅広い年齢層の職員がいる。

(e) 勤続年数及び経験年数

勤続年数は、那覇市に任用されてからの年数（正規職員）または那覇市に任用された合計年数（会計年度任用職員）である。

（正規職員）

勤続年数	保護管理課	保護1課	保護2課	保護3課
1年未満	2	2	2	3
1～3年未満	0	6	9	9
3～5年未満	0	7	5	3
5～10年未満	3	5	4	5
10～20年未満	4	4	4	4
20年超	10	2	1	0
合計	19	26	25	24

(会計年度任用職員)

勤続年数	保護管理課	保護 1 課	保護 2 課	保護 3 課
1年未満	8	1	1	0
1～3年未満	9	3	2	4
3～5年未満	15	2	4	0
5～10年未満	23	4	2	2
10～20年未満	6	1	0	0
20年超	2	0	0	0
合計	63	11	9	6

経験年数は、現在の課に配属されてからの年数（正規職員）、または他市町村を含め生活保護業務の経験年数（会計年度任用職員）

(正規職員)

経験年数	保護管理課	保護 1 課	保護 2 課	保護 3 課
1年未満	2	3	2	4
1～3年未満	10	14	14	15
3～5年未満	5	9	8	4
5～10年未満	2	1	1	1
10～20年未満	0	0	0	0
20年超	0	0	0	0
合計	19	27	25	24

(会計年度任用職員)

経験年数	保護管理課	保護 1 課	保護 2 課	保護 3 課
1年未満	9	1	2	1
1～3年未満	8	4	2	2
3～5年未満	15	2	2	1
5～10年未満	24	3	3	2
10～20年未満	5	1	0	0
20年超	1	0	0	0
合計	62	11	9	6

経験年数について、正規職員に対しては、現在の課に配属されてからの年数という形で設問を設定したが、保護課の中での異動がありえたことから、若干不正確な設問となったおそれがある。

その点を考慮にいれるとしても、正規職員では3年未満の職員が半数以上であるのに対し、会計年度任用職員は若手からキャリアを重ねた方まで幅広く在籍している。

## (2) 職務評価結果

前述のとおり、正規職員の給与の時間単価平均を職務評価点平均で除し、1点当たりの単価を算出する（下記の表の（C））。この単価に、非正規職員の職務評価点を掛け合わせ、非正規職員の適性と考えられる時間単価を算出する（同（D））。この金額と現在の時間単価の差（同（E））が、均衡するために必要な引き上げ額となる。

### (a) 平成 30 年

前回調査時の結果を再掲する。

	人数	職務評価点(A)	現在の時間単価(円) (B)	1点評価 (C)=(B)/(A)	是正の時間単価(円) (D)=(C)*(A)	引き上げ額(円) (E)=(D)-(B)
<b>【保護管理課】</b>						
正規職員	12	511	2,645	5.17	—	—
非常勤	50	417	1,439	—	2,156	717
臨時	2	325	893	—	1,680	787
<b>【保護一課】</b>						
正規職員	10	534	1,936	3.62	—	—
非常勤	6	442	1,194	—	1,600	406
臨時	0			—		
<b>【保護二課】</b>						
正規職員	20	527	2,047	3.88	—	—
非常勤	10	444	1,268	—	1,723	455
臨時	0			—		
<b>【保護三課】</b>						
正規職員	17	523	1,859	3.56	—	—
非常勤	8	488	1,369	—	1,737	368
臨時	1	485	1,381	—	1,727	346

上記のとおり、正規職員と非正規職員の職務の均衡を図るために、非正規職員の給与について、時間あたり 346 円～787 円の引き上げが必要であるとの結果となった。

### (b) 令和 2 年

会計年度任用職員には、期末手当と特殊勤務手当（福祉事務従事手当）が支給されることとなった。そこで、時間単価を算出するにあたり、令和 2 年 12 月に支給された期末手当の 6 分の 1 相当額と特殊勤務手当を加算した。

その結果は次の表のとおりである。

	人数	職務評価点 (A)	現在の時間 単価(円) (B)	1点評価 (C)=(B)/(A)	是正の時間単 価(円) (D)=(C)*(A)	引き上げ額(円) (E)=(D)-(B)
<b>【保護管理課】</b>						
正規	18	523	2,627	5.02	—	—
会計年度	62	391	1,607	—	1,963	356
<b>【保護一課】</b>						
正規	27	527	2,020	3.83	—	—
会計年度	11	405	1,564	—	1,551	-13
<b>【保護二課】</b>						
正規	27	503	2,003	3.98	—	—
会計年度	9	452	1,597	—	1,799	202
<b>【保護三課】</b>						
正規	24	509	1,959	3.85	—	—
会計年度	6	424	1,678	—	1,632	-46

上記のとおり、平成 30 年の時点では、職務評価点を基準とした正規職員と非正規職員の給与額について、1 時間あたり 346 円～787 円の引き上げが必要との結果がであった。

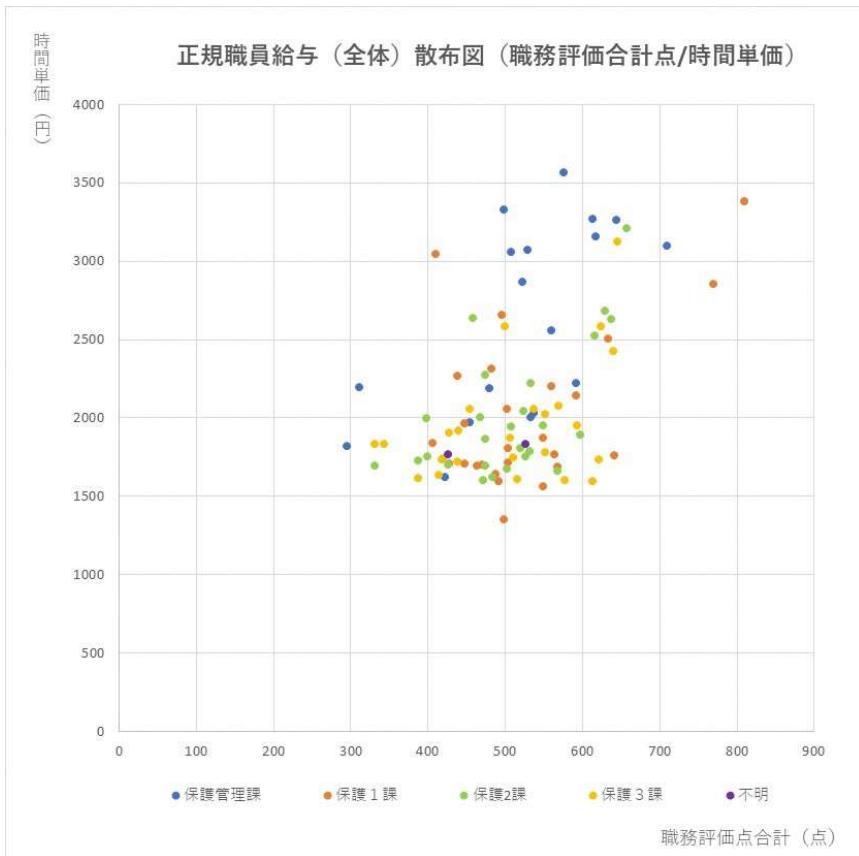
これに対し、今回の検証では、-46 円～356 円となった。

今回実施した職務評価の質問毎の点数平均は以下の表のとおりである。

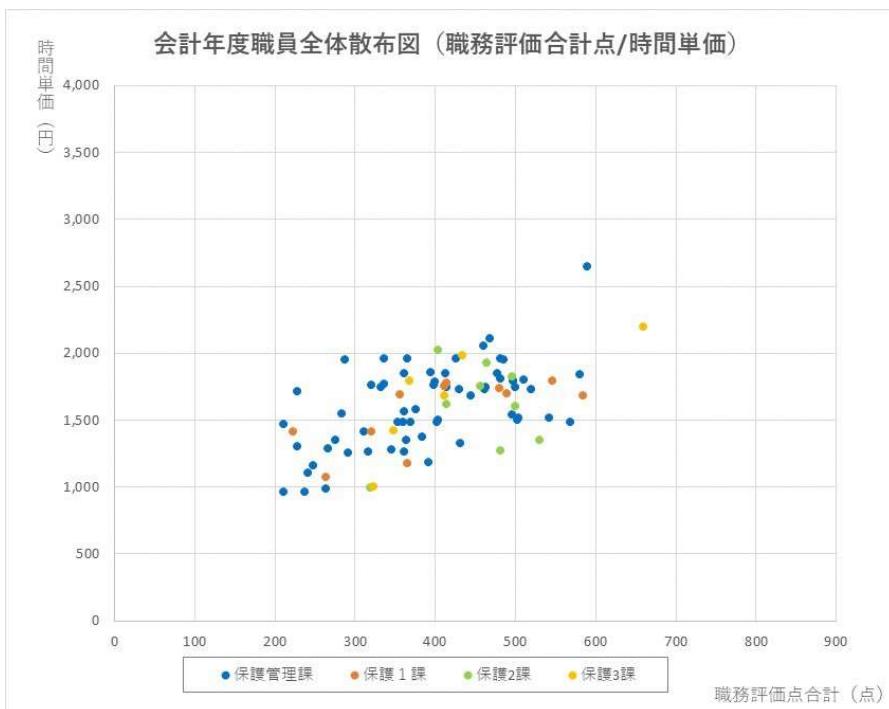
		人数	労働環境	精神的	身体的	感情的	利用者	職員管理	金銭的	物的資源	身体技能	判断力	コミュニ	知識資格	合計
保護管理	正規	19	16.42	45.26	20.00	49.47	38.32	42.00	45.68	41.79	29.74	39.58	58.95	101.05	528.26
	会計年度	62	20.71	44.52	24.52	46.77	35.68	21.23	16.94	33.15	34.55	30.45	45.16	37.74	391.42
第一	正規	27	27.11	58.52	26.67	65.19	46.67	25.93	24.37	39.70	32.81	33.19	65.78	81.48	527.42
	会計年度	11	26.18	49.09	21.82	45.45	36.91	16.55	22.91	32.00	34.09	30.55	49.45	40.00	405.00
第二	正規	27	24.44	48.15	23.70	67.41	49.78	28.00	21.26	41.56	27.96	33.78	61.04	75.56	502.64
	会計年度	9	25.33	51.11	24.44	62.22	43.56	17.11	20.22	33.22	32.78	33.78	56.89	51.11	451.77
第三	正規	24	17.00	55.83	23.33	70.00	51.33	25.67	22.75	41.71	31.33	32.67	60.67	76.67	508.96
	会計年度	6	20.00	50.00	20.00	63.33	39.67	16.33	23.33	35.17	35.67	32.00	45.33	43.33	424.16

### (c) 散布図

職務評価点と給与単価の相関関係を図示したのが、次の散布図である。



正規職員については、時間単価が 1500 円～2000 円のゾーンにかかる水平線と、右方上がりの線とに分けられる。前者は、主にケースワーカーである。



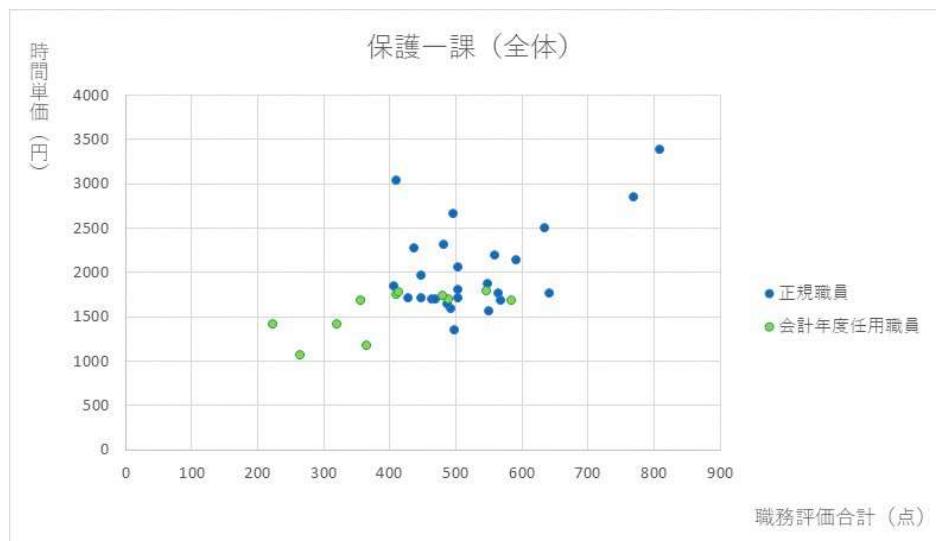
会計年度任用職員については、かなり広範囲に分布することとなった。こ

の結果については後に検討する。

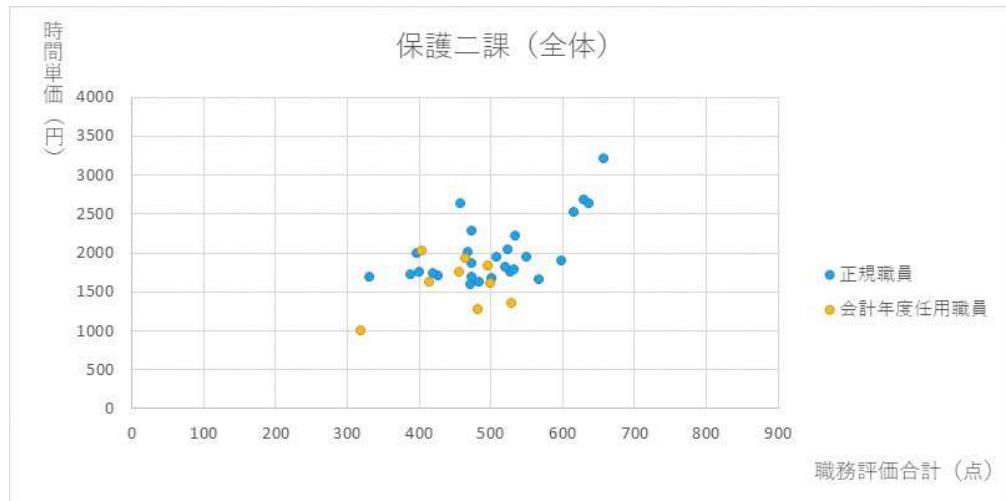
#### (保護管理課)



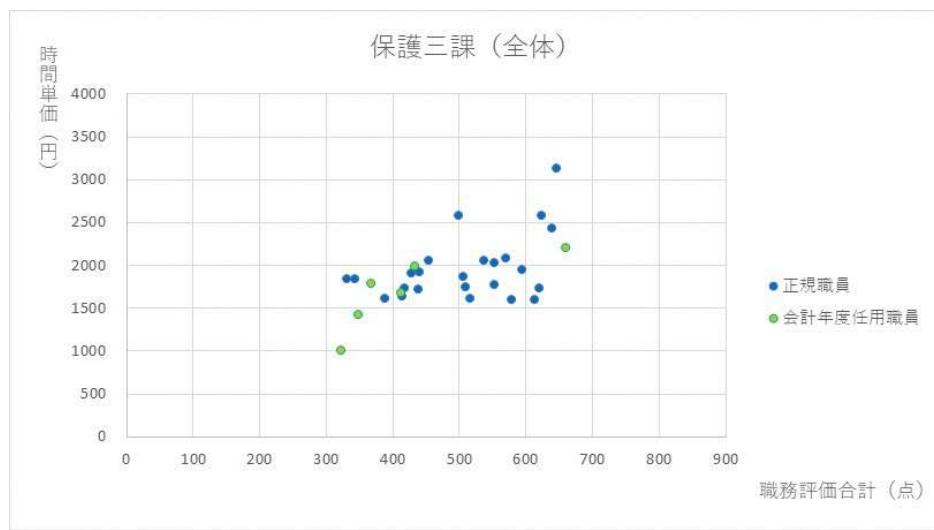
#### (保護第一課)



#### (保護第二課)

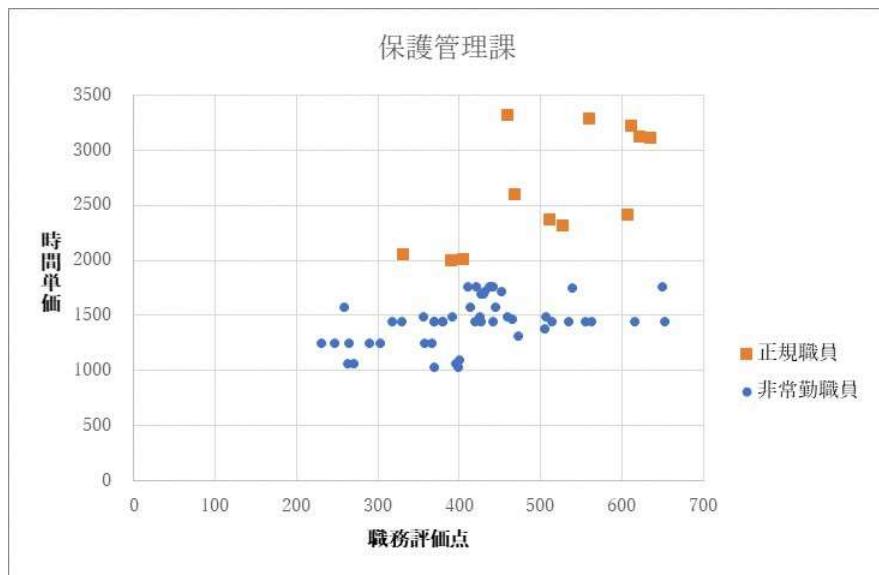


(保護第三課)



(d) 平成 30 年の散布図 保護管理課

参考までに、前回の保護管理課の散布図を掲載する。



(3) 職員給与アンケート

職員給与アンケートでは、職務評価検証に必要な現在の給与額を質問したのに加え、家計を担っているのは誰かを尋ねた。

質問事項 家計を担っているのは主に誰か

選択肢

- 1 回答者
- 2 回答者本人と同程度の割合を担っている人が他にいる
- 3 回答者以外の方

選択肢 2 は、共働きで主従の関係がない場合、選択肢 3 は共働きだが主従の関係がある場合を想定している。

回答結果は次のとおりである。

所属課名	職種	対象人数 (人)	家計の担い手			
			1	2	3	未回答
保護管理課	正規	19	10	5	2	2
保護管理課	会計年度	63	25	15	19	4
保護第1課	正規	27	5	10	7	5
保護第1課	会計年度	11	6	1	3	1
保護第2課	正規	27	7	4	7	9
保護第2課	会計年度	9	3	3	2	1
保護第3課	正規	24	7	13	3	1
保護第3課	会計年度	6	3	0	2	1
不明	正規	2	1	1	0	0
不明	会計年度	1	0	0	0	0
<b>合計</b>		<b>189</b>	<b>67</b>	<b>52</b>	<b>45</b>	<b>24</b>

各課の回答を合計した結果は次の表のとおりである。

	合計	1	2	3	未回答
正規職員	99	30	33	19	17
会計年度	89	37	19	26	7

正規職員では、回答者本人が家計の中心的担い手の場合と、同程度の者がいる場合がほぼ同数となった。これに対し会計年度任用職員では、回答者が中心的担い手である件数が最も多く、次に他の者が中心的担い手である回答数となった。会計年度任用職員は、家庭の中で決して家計を補助的な地位にいる訳ではなく、中心的な立場にいる人が多いことが分かる。

#### (4) 職員アンケート結果

各設問の回答結果は次のとおりである。

##### (a) 2年前にもアンケートに回答したか否か

所属課名	職種	前回回答あり (人)	
		正規	会計年度
保護管理課	正規	8	28
	会計年度	28	
保護第1課	正規	6	2
	会計年度	2	
保護第2課	正規	7	4
	会計年度	4	
保護第3課	正規	4	2
	会計年度	2	
不明	正規	1	0
	会計年度	0	
<b>合計</b>		<b>62</b>	

合計で 62 名が前回のアンケートにも回答したとの回答であった。2年前と意識の変化があるかどうかについての検討は後述する。

##### (b) 職務内容

職務内容と職員の意識との関係性については後述する。

##### (c) 時間外・休日労働の有無

	正規職員		会計年度任用職員	
	あり	なし	あり	なし
保護管理課	17	2	32	29
保護第一課	26	1	8	2
保護第二課	25	2	8	1
保護第三課	23	1	6	0

保護管理課の会計年度任用職員を除き、多くの職員が時間外勤務をしている状況が分かる。

次に 1ヶ月あたりの時間外勤務時間（過去 3ヶ月の平均）を尋ねた回答は次の表のとおりである。

	保護管理課		保護第一課		保護第二課		保護第三課	
	正規	会計年度	正規	会計年度	正規	会計年度	正規	会計年度
10未満	10	24	6	6	5	7	11	6
10以上20未満	3	3	10	1	9		9	
20以上30未満	2	4	2		7		2	
30以上50未満	1	1	3	1	4		1	
50以上100未満	1		2					
未回答			3			1		
合計	17	32	26	8	25	8	23	6

正規職員はばらつきがあり、10 時間未満から 50 時間以上まで広範囲にわたっている。

会計年度任用職員は1ヶ月あたり 10 時間未満が大半である。

#### (d) 現在の働き方の満足度

現在の働き方（職務内容・勤務条件・待遇を総合して）に満足しているかどうかを尋ねる。1～5 の選択肢で選択してもらう他、10 点満点で点数を付けてもらった。

##### 選択肢

- 1 とても満足している
- 2 ある程度満足している
- 3 普通
- 4 あまり満足していない
- 5 満足していない

所属課名	職種	対象人数 (人)	満足度					
			1	2	3	4	5	空白
保護管理課	正規	19	2	9	4	2	2	0
	会計年度	63	16	28	11	5	1	2
保護第 1 課	正規	27	1	5	7	8	6	0
	会計年度	11	1	5	4	0	0	1
保護第 2 課	正規	27	1	4	12	7	3	0
	会計年度	9	0	5	3	1	0	0
保護第 3 課	正規	24	2	10	5	6	1	0
	会計年度	6	2	3	1	0	0	0
不明	正規	2	0	0	2	0	0	0
	会計年度	1	0	0	0	0	0	1
合計		189	25	69	49	29	13	4

正規職員の方が、選択肢4（あまり満足していない）、選択肢5（満足していない）を選択する割合が高い。

10点満点での採点表

所属課名	職種	対象人数 (人)	10点満点											平均
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	なし	
保護管理課	正規	19	0	1	0	1	2	3	4	4	2	1	1	6.78
	会計年度	63	0	0	1	0	4	9	11	13	7	11	7	7.70
保護第1課	正規	27	3	1	3	3	6	3	2	3	1	0	2	4.84
	会計年度	11	0	0	0	0	1	2	2	2	1	1	2	7.33
保護第2課	正規	27	0	3	0	1	8	8	4	0	0	1	2	5.44
	会計年度	9	0	0	0	0	1	1	2	3	1	0	1	7.25
保護第3課	正規	24	0	0	2	2	5	3	6	3	0	3	0	6.38
	会計年度	6	0	0	0	0	1	0	1	2	1	1	0	7.83
不明	正規	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	6.00
	会計年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.00
<b>合計</b>		<b>189</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>28</b>	<b>31</b>	<b>32</b>	<b>30</b>	<b>13</b>	<b>18</b>	<b>16</b>	

いずれの課においても、正規職員より会計年度任用職員の満足度が高い結果となっている。

点数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	未回答	平均
正規	3	5	5	7	21	19	16	10	3	5	5	5.79
会計年度	0	0	1	0	7	12	16	20	10	13	11	7.62

全ての課をあわせた平均点は、  
正規職員 5.79点  
会計年度任用職員 7.62点  
となった。

(e) 現在の仕事について（複数回答）

所属課名	職種	(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	
保護管理課	正規	19	7	5	10	3	6	8	12	8	6	10	1	1	1	4	0	0	2	0	2	1	0
	会計年度	63	34	25	52	20	28	32	39	29	24	25	12	4	9	14	8	22	0	2	6	0	1
保護第1課	正規	27	3	2	18	4	3	6	22	10	4	9	6	7	4	13	0	0	6	0	4	10	2
	会計年度	11	10	1	9	3	3	1	5	4	5	5	1	1	2	2	2	4	0	0	3	2	1
保護第2課	正規	27	2	2	17	0	2	2	19	9	5	4	5	7	0	8	0	0	2	1	3	6	3
	会計年度	9	7	3	7	4	5	4	6	2	2	3	0	1	2	2	0	3	0	1	3	1	0
保護第3課	正規	24	8	2	18	4	4	4	19	18	7	8	5	4	0	3	0	0	0	0	3	4	2
	会計年度	6	4	1	6	0	1	1	6	5	4	3	0	0	1	1	0	3	0	0	0	0	1
不明	正規	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	189	75	41	137	40	52	58	128	85	57	67	30	25	19	47	10	32	10	4	24	24	10

- ① 1日の勤務時間が希望（ライフスタイル）に合っている
- ② 残業がない
- ③ 休み（有給休暇等）が取りやすい
- ④ 給与が仕事内容に見合っている
- ⑤ 仕事内容が自分に合っている
- ⑥ やりがいがある
- ⑦ 職場の上司・同僚に恵まれている
- ⑧ 福利厚生が充実している
- ⑨ 働く環境が良い
- ⑩ 通勤時間が短い・通勤が便利
- ⑪ 給与が低い
- ⑫ 手当が支給されない又は低い（具体的な手当）
- ⑬ 頑張っても給料が上がらない（適正に評価されていない）
- ⑭ サービス残業がある（昼休みがとれないも含む）
- ⑮ 正規職員と変わらない職務内容にもかかわらず給与が低い（手当が支給されないも含む）
- ⑯ 任用期間が決まっていて将来が不安
- ⑰ 休みがとれない
- ⑱ 仕事が単純作業
- ⑲ キャリアアップが望めない
- ⑳ 職場の環境が良くない
- ㉑ 通勤に時間がかかる・不便

全体としてプラスの評価の方が多い。プラスの評価として、③休み（有給休暇等）が取りやすい ⑦職場の上司・同僚に恵まれている が多い結果となった。良い人材に恵まれているという点は高く評価できる。

一方、マイナスの評価では、サービス残業があるという回答が最も多かつた。

(f) 会計年度任用職員の今後の働き方の希望

会計年度任用職員に対し、将来の働き方への希望を尋ねた。

選択肢

- 1 会計年度任用職員を継続する
- 2 正規職員（民間含む）
- 3 独立
- 4 資格取得を目指す
- 5 その他

所属課名	対象人数 (人)	今後の働き方				
		1	2	3	4	5
保護管理課	63	41	14	0	6	2
保護第1課	11	6	2	0	2	0
保護第2課	9	7	2	0	1	0
保護第3課	6	3	2	0	3	0
不明	1	0	0	0	0	0
合計	90	57	20	0	12	2

（保護管理課は複数の選択肢を選んだ回答がある一方、未回答のものもあつたが、結果的に対象人数と一致している。その他の課にも複数の選択肢を選ぶ者がある一方、回答しないものもあり、対象人数と一致していない）

今後の働き方として、会計年度任用職員を継続希望する者が 63%と大半を占めた。一方、正規職員（民間も含め）を希望するのは 22%にとどまった。なお、その他の中には、「リモートワーク」との回答もあった。自宅での勤務を望む者も出てきている様子である。

(g) 現在の勤務条件、給与・待遇について（自由記載）

回答概要は以下のとおりである。

(正規職員)

(肯定的)
<ul style="list-style-type: none"><li>・おおむね満足</li><li>・休みが取りやすく上司や同僚に恵まれていると感じる</li><li>・現在の社会情勢からすると公務員の給与等は不満ない</li><li>・給与は市民の税金であり、それに見合った仕事をするよう努めたい</li></ul>
(否定的 不安)
<ul style="list-style-type: none"><li>・コロナ禍で研修がなくなったので分からないうことが多い</li><li>・対応困難ケースでもその内容によって手当の増額があつてよい（何時間も対応を強いられる、特にベテランが）</li><li>・サービス残業</li><li>・昇給や昇格について具体的条件</li><li>・多忙かつストレス疲労があるが給与が見合っていない</li><li>・残業時間を減らせるよう業務内容の見直し</li><li>・人手不足</li><li>・手続が煩雑、把握するのに時間がかかる</li><li>・業務量の片寄り</li><li>・担当によって対応の差がある　ある程度の統一が必要では</li><li>・担当地区により負担が異なる(仕事量にも影響)</li></ul>

(会計年度任用職員)

(肯定的)
<ul style="list-style-type: none"><li>・期末手当が支給されることとなり、より頑張らなければと思う</li><li>・やりがいのある仕事で充実している</li><li>・毎月同じ額がもらえるのは精神的に安定する</li></ul>
(否定的 不安)
<ul style="list-style-type: none"><li>・給与額のアップ</li><li>・自分のペースで仕事を進めることができない</li><li>・業務量が6時間では終わらない</li><li>・時間外手当の支給を望む</li><li>・更新があるか不安</li><li>・待遇アップ</li><li>・(特定の職種)通常勤務と異なり時間内での対応困難　代休制度があればよい</li><li>・残業代について正規と同程度にしてもらいたい</li><li>・スキルの差で待遇にも差を付けて欲しい</li><li>・年休が欲しい</li><li>・健康診断の内容について正規職員と同内容を希望</li><li>・育児休暇手当を希望</li><li>・会計年度任用職員となり、業務内容の負担が増した</li></ul>

(h) やりがい

現在の仕事そのものへのやりがいを尋ねた。

(正規職員)

所属課名	対象人数 (人)	やりがい					
		1 大いに感じる	2 やや感じる	3 あまり感じない	4 感じない	5 分からぬ	空白
保護管理課	19	1	8	3	1	5	1
保護第1課	27	2	7	9	3	2	4
保護第2課	27	0	6	8	5	4	4
保護第3課	24	0	11	4	6	3	0
不明	2	0	0	0	1	1	0
<b>合計</b>	<b>99</b>	<b>3</b>	<b>32</b>	<b>24</b>	<b>16</b>	<b>15</b>	<b>9</b>
		3.0%	32.3%	24.2%	16.2%	15.2%	9.1%

(会計年度任用職員)

所属課名	対象人数 (人)	やりがい					
		1 大いに感じる	2 やや感じる	3 あまり感じない	4 感じない	5 分からぬ	空白
保護管理課	63	15	33	5	1	3	6
保護第1課	11	0	5	2	0	3	1
保護第2課	9	1	6	1	0	1	0
保護第3課	6	0	4	1	0	0	1
不明	1	0	0	0	0	0	1
<b>合計</b>	<b>90</b>	<b>16</b>	<b>48</b>	<b>9</b>	<b>1</b>	<b>7</b>	<b>9</b>
		17.8%	53.3%	10.0%	1.1%	7.8%	10.0%

正規職員について、やりがいを「大いに感じる」「やや感じる」が合計35.3%に対し、会計年度任用職員は71.1%となっている。

また正規職員について、やりがいを「あまり感じない」「感じない」が合計40.4%に対し、会計年度任用職員では11.1%となっている。

正規職員についてはどちらかというとマイナス、会計年度任用職員はプラスという顕著な違いが表れている。

なお、「自治体の社会福祉行政職員の業務や役割及び組織体制等の実態に関する調査研究事業報告書」<sup>3</sup>によると、現業員を対象にケースワーク業

<sup>3</sup> 一般財団法人日本総合研究所 平成30（2018）年3月公表。同研究所のホームページより閲覧可能

務のやりがいを尋ねたアンケート結果では、「大いに感じている」9.7%、「ある程度感じている」35.7%、「あまり感じていない」13.5%、「感じていない」16.0%とで、半数近く（45.4%）がやりがいを感じているとのことである。那覇市の職員の方がやりがいを感じるポイントが若干低くなっている。

自由記載欄に書かれた代表的なコメントを次のとおりまとめた。

(正規職員)

	人数	自由記載欄	コメント総数
①大いに感じる	3	働くこと自体に意義がある	1
②やや感じる	32	市民の生活に直結する仕事だから 困っている市民の力になれる 保護脱却(就労)につなげることができたとき 専門的知識が必要とされる、知識経験が生かせる 市民から直接感謝の意を伝えられたとき 学ぶことが多い 社会的に問題となっていることに関わる点 目標に向かって取り組んでいる姿に接する 関係先と連携しながら問題解決できる 業務がうまくいったとき(返還・徴収の早期完納等) (改善という観点からの意見) 業務改善の必要性あり システム管理を通したスキル向上・法執行能力の向上	22
③あまり感じない	24	業務量が多い 業務範囲が広い クレームを受けることが多い 作業効率が悪い（紙ベース、課全体の統一、会議、意思決定に時間要する） 対応の難しいケース 自立につながらない 本来は個別のケース毎に対応しなければならないが限界がある	16
④感じない	16	業務負担が多い 法に限界を感じる ルーティーンワークとなっている	12
⑤分からない	15		0
回答なし	9	自立につながらない	1

肯定的な意見は、市民の役に立っていることを実感できる点、被保護者が就労し保護を必要としなくなった点などである。

否定的な意見は、市民からクレームを受けることが多い点、が圧倒的に多かった。

(会計年度任用職員)

	人数	自由記載欄	コメント総数
①大いに感じる	16	人のためになる仕事であること サポート業務で貢献できていること 関係構築でき、自立につながったとき 子どもらの成長を見守ることができる 担当業務がうまくいったとき	12
②やや感じる	47	サポート業務 感謝してもらえる 支援により自立につながったとき 資格を生かせる	26
③あまり感じない	9	業務量が多い(対象者と接する機会が少なく実感がない) 苦情を言われたり、怒鳴られる	3
④感じない	1	同じことの繰り返し	1
⑤分からない	7		0

会計年度任用職員においては、肯定的な意見は市民の役に立っていること、感謝の言葉をもらえること、サポート業務により課の運営が回っている、という点にやりがいを感じるとの結果であった。

(i) 新型コロナウィルスの影響

令和2年1月以降、新型コロナウィルスが日本中に感染拡大し、4月には緊急事態宣言が発出された(沖縄は5月)。これにより、外出自粛などが求められることとなったが、業務量に変化があったかを尋ねた。

		1 増えた	2 変わらない	3 減った	未回答
保護管理課	正規	5	6	2	6
	会計年度	19	24	4	16
保護第1課	正規	5	10	4	8
	会計年度	3	3	1	4
保護第2課	正規	3	15	4	5
	会計年度	2	2	2	3
保護第3課	正規	3	6	5	10
	会計年度	2	1	2	1
不明	正規	1	0	1	0
	会計年度	0	0	0	1
<b>合計</b>		<b>43</b>	<b>67</b>	<b>25</b>	<b>54</b>

変わらないという意見が最も多かった。

増えたという意見では、

- ・国の補助金に関する業務
- ・統計
- ・感染予防（出勤が交代制になったことを含む）
- ・給付金支給に関する決済
- ・業務量は変わらないが質の変化（学校に行けなくなった子ども、家庭訪問ができず家庭や子どもの把握が難しくなり、対応への配慮が必要）
- ・新規申請件数の増加
- ・休校の影響による再計算等
- ・コロナの影響で仕事がないため、就労指導が増えた
- ・訪問実態調査がなくなった
- ・DV、相談（コロナによる生活環境の変化）
- ・電話でのやりとり
- ・関係機関への照会

コロナ対応のため、職場環境の変化（交代勤務）による業務の負担増の他、申請件数の増加、被保護世帯の環境悪化、把握が困難など、増えたという声にはかなりの影響があったことがうかがえた。

(5) ケースワーカーアンケート

以下では、ケースワーカーを対象にアンケートをとった結果である。

(a) 経験年数

所属課名	職種	対象人数 (人)	ケースワーカー経験年数								
			0 1年未満	1	2	3	4	5 5年以上	空白		
保護管理課	正規	19	0	0	0	0	0	1	0	1	17
	会計年度	63	0	2	1	1	1	2	0	0	55
保護第1課	正規	27	0	3	4	5	7	0	0	0	8
	会計年度	11	1	1	1	1	0	1	1	1	4
保護第2課	正規	27	0	3	5	8	6	0	0	0	5
	会計年度	9	1	1	1	0	0	1	1	3	1
保護第3課	正規	24	0	3	3	10	2	0	0	0	6
	会計年度	6	0	0	2	0	1	0	1	1	1
不明	正規	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	会計年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
<b>合計</b>		<b>189</b>	<b>2</b>	<b>13</b>	<b>17</b>	<b>26</b>	<b>19</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>98</b>

経験年数の長いケースワーカーは、会計年度任用職員が多い。

(b) 担当件数と件数についての感想

件数	課名 分類	保護管理課		保護1課		保護2課		保護3課		不明		合計
		正規	会計年度	正規	会計年度	正規	会計年度	正規	会計年度	正規	会計年度	
50件以下		0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
51～60		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61～70		1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	4
71～80		1	4	2	1	0	3	2	3	0	0	16
81～90		0	2	5	3	5	3	2	1	0	0	21
91～100		0	0	8	2	7	0	5	0	2	0	24
101～110		0	0	3	0	3	0	9	0	0	0	15
111～120		0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4
120以上		0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	3
合計(人)		2	8	19	7	21	8	18	4	2	0	89
平均(件)		75.00	63.75	96.11	94.71	100.95	77.50	100.11	81.25	97.50	0.00	90.02

アンケートの回答者の平均値ではあるが全体の平均件数は約90件となつた。ただ、中には100件超担当するケースワーカーが22名いる。

この点、ヒアリング時による聴き取りでは、前年度と比較し職員の増員があり、正規職員87件以下、会計年度任用職員80件以下になったとのことであった。

担当件数に関するケースワーカーの感想は次のとおりである。

選択肢

- 1 かなり多い
- 2 若干多い
- 3 適正
- 4 若干少ない
- 5 とても少ない

所属課名	職種	ケースワーカー負担について				
		1	2	3	4	5
保護管理課	正規	1	1	0	0	0
	会計年度	4	5	0	0	0
保護第1課	正規	16	3	0	0	0
	会計年度	6	1	0	0	0
保護第2課	正規	21	1	0	0	0
	会計年度	6	3	0	0	0
保護第3課	正規	11	5	0	0	0
	会計年度	1	3	0	0	0
不明	正規	2	0	0	0	0
	会計年度	0	0	0	0	0
合計		68	22	0	0	0

全てのケースワーカーが担当件数は多いと感じている。とても多いと感じているケースワーカーが 75% となっている。

(c) 負担と感じる業務

ケースワーカーが負担と感じる業務を挙げてもらった。

担当ケースが多いこと、人手不足であることを挙げる回答が多くなったが、具体的な業務の回答は次のとおりである。

- ・業務量が多い 気をつけてもミスが生じる  
残業や休日勤務で何とかこなす
- ・押印、編綴
- ・苦情対応
- ・新規申請業務
- ・通院移送費の支給決定(手順が多く煩雑、直ぐに更新時期がくる)
- ・保護費の説明(理解してもらうのに苦労する)
- ・定期訪問(県の監査どおりに行うのは負担)
- ・訪問後に事務所で記録を行うので2度手間に感じる
- ・紙ベースの業務であること
- ・返還業務(調査、協議に時間要する、対象者への説明困難)
- ・電話、窓口対応
- ・課税調査
- ・昼休み中の電話対応
- ・葬祭扶助
- ・年に1回の収入申告書と資産申告書(全世帯にまとめて)
- ・対応困難者の対応
- ・診断会議
- ・障害年金の受給資格の確認、指導
- ・年金の額改定処理
- ・年金、児童手当等公的機関から受給されるものの共有システム
- ・期末一時扶助、冬期加算の認定、年金、児童手当のようにCWの判断を必要としないものの省力化(紙、押印の廃止)

様々な業務を負担と感じる回答があった。その中でも複数寄せられた回答でかつ改善可能性があると考えられるのが以下の点である。

- ・新規申請業務を担当する班の新設
- ・ケース記録の電子化

大規模な改革となるため、意見にはあげないが、検討頂きたい。

また、1年目の新人でも分かるマニュアル作成をすべきとの回答もあった。

## 5 考察

### (1) 職務評価の結果

- (a) 令和2年度より会計年度任用職員制度に移行し、期末手当及び特殊勤務手当が支給されるようになり、前回の調査より大きく向上しており、給与の面ではほぼ均衡している結果となった。
- (b) 散布図を比較すると、前回（166頁）は、非正規職員は何本かの水平直線、すなわち時間単価は変わらず、職務評価点のみ幅がある結果となった。これは非正規職員の給与はそのキャリアに関係なく一律に支払われていたことを意味する。

それが、今回の会計年度任用職員の散布図では、そのような傾向は顕著には表れなかった。この原因としては、以下の点が考えられる。

- ・期末手当の支給の有無の違い

基準日在籍していなければ期末手当の支給対象とならないが、今回のアンケートでは、実際には期末手当が支給されたが、単に記載漏れと思われる職員もあったと思われる。

- ・経験年数による基本報酬の違い

会計年度任用職員においても、経験年数により基本報酬に違いができる（那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則第5条、15条）。令和3年度のケースワーカー募集要項にも「月額151,354円～（前歴により加算あり）」と明記されている。

- ・特殊勤務手当の支給の違い

ケースワーカーでも特殊勤務手当（福祉事務従事手当）の支給の有無、額に違いがある。

- ・時間外勤務手当の違い

時間外勤務手当は、時間数により違いが出るので差異が生じている。

以上の点より給与単価に違いがでており、散布図での散らばりがでていると考えられる。

### (2) 満足度の比較

#### (a) 平成30年の集計結果

平成30年の外部監査でも今回と同様に現在の働き方について満足しているか5段階で評価してもらった。

その際の結果は次の表のとおりである。

(平成 30 年の結果)

	職種	対象人数 (人)	満足度					10点満点										
			1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	平均
保護管理課	正規	12	1	5	5	1	0	0	0	0	0	3	0	3	3	1	1	7.18
保護管理課	非常勤・臨時	53	5	9	16	11	1	0	1	3	5	5	7	11	8	7	4	6.71
保護第 1 課	正規	10	0	0	5	3	2	0	1	0	2	1	4	1	0	0	0	4.60
保護第 1 課	非常勤	6	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	2	3	1	0	0	6.83
保護第 2 課	正規	20	1	8	6	5	0	0	0	4	0	4	3	2	5	0	2	6.20
保護第 2 課	非常勤	10	0	5	3	2	0	0	0	0	0	4	1	2	3	0	0	6.40
保護第 3 課	正規	17	0	4	5	3	5	0	3	4	0	3	3	2	1	1	0	4.82
保護第 3 課	非常勤・臨時	9	0	3	1	5	0	0	1	0	2	2	2	1	1	0	0	5.22

平成 30 年の時点においても、保護管理課を除き保護第一課～第三課においては、正規職員より非正規職員の方が満足度（10 満点の平均点）が高かった。ただ、その差は一課 2.23 点、二課 0.2 点、三課 0.4 点と僅差であったものが、今回の調査では、管理課 0.92 点 一課 2.49 点 二課 1.81 点 三課 1.45 点と差が広がっている。

会計年度任用職員について満足度があがったのに対し、正規職員の満足度が下がったことで差が顕著となった。

#### (b) 平成 30 年との比較

平成 30 年と今回の回答と比較して、満足度が上がったか下がったかを検証することとした。

2 年前にも同様のアンケートに回答したという回答の中で、前回のアンケート結果を参照できたものと比較したところ、以下の結果となった。なお、5 段階評価または 10 点満点の回答のどちらか一方でも変化しているときはその変化している結果を採用した。

なお、今回のアンケートは、2 年前の満足度との変化を聞いたものではなく、2 年前と同じ基準で回答しているかどうかも明確ではない点があるので、あくまで参考値である。

	上がった	変化なし	下がった	合計
正規職員	5	5	7	17
会計年度任用職員	21	2	3	26

上記のとおり、正規職員は、満足度が上がったのは 5 人、下がったのは 7 人に対し、会計年度任用職員では、上がったのは 21 人、下がったのは 3 人と会計年度任用職員の満足度が上がったことが顕著に表れている。

(c) 会計年度任用職員の満足度が上がった理由

前述のとおり給与面で期末手当が支給されるようになったことは大きいと考えられる。自由記載欄でも表れている。

このほか、平成30年の時点では日給制だったが、現在は月給制となっているようであり（日給制だと年末年始などは勤務日が減り手取りが少なくなるという不満があった）この点も満足度の向上に影響していると思われる。

(3) 正規職員のモチベーション

(a) 保護課の職員（ケースワーカー）は、担当の世帯を100件近く持ち、その担当世帯とは直接の関わりを継続的に持つことになる。このように特定の市民との接触が濃密な点は保護課の特徴と考えられる。

(b) 原因分析

前述のとおり仕事のやりがいについて、正規職員は否定的、会計年度任用職員では肯定的な結果となった。

仕事の満足度は、正規職員より会計年度任用職員の方が高い傾向にあったのは前回のアンケートと同様である。この違いについて、前回の外部監査では、非正規職員の待遇検討が主な主眼であったため、正規職員については検証するに至らなかった。

今回も、正規職員は担当件数が多く忙殺されていることがその原因かと考えていたが、今回のアンケートの自由記載欄に寄せられたコメントを見ると次のような傾向が見て取れた。

正規職員・・・利用者から理不尽な対応を受けるストレス

会計年度任用職員・・・利用者からの感謝の言葉がやりがいに

この違いは、担当する世帯の違いからくるものと考えられる。

すなわち、会計年度任用職員のケースワーカーには、高齢世帯で比較的対応に問題がないケースの担当となる。

一方、正規職員のケースワーカーは、対応に特別な配慮が必要なケース（家庭環境が複雑、言動が粗暴、理不尽な要求をする、執拗な要求がある等）が割り当てられる。

監査人の想像であるが、

前者（会計年度任用職員の担当世帯）は、例えば病気や失業などにより本当に生活に困っていたところを生活保護により助けてもらった、就職先や進学先を決めるのに手助けしてもらったといった事情から、職員に対し感謝の念として表れる

一方、後者（正規職員担当世帯の一部）は、経済的に苛酷な状況におかれ、やむなく生活保護を受けることとなり、さらに私生活への過度な干渉を余儀なくされることによるいらだち、ストレスが不満となって表れている

そのストレスが、担当者に対する不満として向けられている。

職員からすると、このような不満をぶつけられることが継続し、次第にモチベーションが低下するとなっているのではないだろうか。

この点は、職務評価において、市民との対応における自己の感情的負担を図る設問（4 感情的負担）において、保護管理課より、ケースワーカーがより多く在籍する保護一課から三課の点数が高い（負担が大きい）という結果にも表れていると思われる（163 頁の表）。

さらには、時には危険を伴う業務であることも原因としてあげられる。

この点、最近、女性ケースワーカーが被保護世帯を訪問した際に腕をつかまれたという事案も発生している。

このような場面に遭遇する市の職員は他の課ではないと思われ、保護課の職員のストレスの一因となるであろう。

しかも比較的若い職員がケースワーカーとなっている。十分な経験を積まないまま苛酷な現場での対応を余儀なくされている、という面があるのでないだろうか。

#### (c) 問題意識

このように正規職員において、理不尽な対応を余儀なくされる状況は、近時民間事業者で問題となっているカスタマーハラスメントと同様の状況と考えられる。

カスタマーハラスメントとは、明確な定義がある訳ではないが、サービス業や小売業などの職種において、顧客からの執拗なクレーム、理不尽な要求に対応する労働者が受けた精神的・肉体的苦痛を指すと考えられる。

客（保護受給者）から一方的寄せられる苦情について、従業員（職員）が対応を余儀なくされ、しかも立場上相手の言い分がどんなに理不尽なものであっても聞く必要があるという点で共通する。

#### (d) 対応策

カスタマーハラスメントは最近取り上げられるようになった。

令和2年1月15日厚生労働大臣の「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」の「7 事業主が・・・顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組の内容」として、下記の①②の取組を行うことが望ましい、③のような行うことも労働者が被害を受けることを防止する上で有効としている。

①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ②被害者への配慮のための取組
- ③対応に関するマニュアルの作成や研修の実施

また、上記指針に先立つ「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書（案）平成30年3月」では、顧客等からの悪質な迷惑行為に対し、事業者は労働者の心身の健康を含めた安全配慮義務があることを前提としつつ、

- ・パワーハラスメントと比べ実効性のある予防策を講じることは一般的に困難な面がある
  - ・顧客には就業規則などの事業主の規範は及ばず、対応に実効性を伴わない場合がある
  - ・顧客の要求に応じないことや、顧客に対して対応を要求することが事業の妨げになる場合がある
- など、対応が難しい側面を指摘している。

また、令和3年2月24日付で、消費者庁より消費生活センター相談員向けの「対応困難者への相談対応標準マニュアル」が公表された<sup>4</sup>。このマニュアルは、近時消費生活センターの相談者の中に対応困難者がいることで業務に支障を来しており、相談員の精神的疲弊にも繋がっていることが背景にあるとのことである。那覇市の状況とも一致すると思われる。行政機関が作成したものとして多いに参考になるものと思われる。

(e) まとめ

保護課の職員は100件近い世帯を担当し、ただでさえ業務過多となる中で、ごく一部であったとしても対応困難者から理不尽な要求をされ、それに対して非難されると過度のストレスを受けるのは通常の心理状態である。これを仕方がない、ということで済ませるのではなく、有効な対策を講ずる必要がある（後述）。

(4) 会計年度任用職員の働き方

前述のとおり、会計年度任用職員の満足度は以前に比べ上がっていることが分かった。さらに考査を加えてみることとする。

(a) 会計年度任用職員について、家計の担い手の回答ごとに今後の働き方の回答状況を分類したのが次の表である。

---

<sup>4</sup> <https://www.caa.go.jp/notice/entry/023232/>

No.	家計の回答内容	①現在同様継続する	②正規職員(民間の正規職員)希望	③独立する(自営業)	④資格取得を目指す	⑤その他	家計の回答件数
1	回答者ご本人	24	8	0	5	1	37
2	回答者ご本人と同程度の割合を担つ	16	2	0	1	1	19
3	回答者以外の方	13	7	0	4	0	26
4	(空白)	4	3	0	2	0	0
	合計	57	20	0	12	2	82

現在同様今後も会計年度任用職員を継続希望する回答が最も多かったが、正規職員を希望する者も約 25% (20 名) いる。家計の扱い手の違いは特に見られなかった。

現在の会計年度任用職員には様々な立場の方がいる。

現在同様会計年度任用職員という働き方を選ぶ職員が最も多いが、アンケートの自由記載欄にも表れているとおり将来の任用について不安を持つ職員もいる。

#### (b) 会計年度任用職員の年代別将来の働き方

会計年度任用職員の年代別に将来の働き方の希望をまとめたのが次の表である。

No.	年代	①現在同様継続する	②正規職員(民間の正規職員)希望	③独立する(自営業)	④資格取得を目指す	⑤その他	回答件数
1	20代	10	9		4		19
2	30代	13	6		3	1	18
3	40代	10	3		4		18
4	50代	8	2		1		8
5	60代	16				1	19
	総計	57	20		12	2	82

全ての年代で現在同様継続して会計年度任用職員として働くことを希望する者が最も多くなった。

その一方で、20 代から 50 代まで正規職員として働くことを希望する者がおり、特に 20 代・30 代では正規職員を希望する割合が高くなっている。

(c) 会計年度任用職員の年代別家計の扱い手

No.	年代	家計の回答内容			総計
		①回答者ご本人	②回答者ご本人と同程度の割合を担っている人が他にいる	③回答者以外の方	
1	20代	8	3	8	19
2	30代	9	3	6	18
3	40代	7	4	7	18
4	50代	1	3	4	8
5	60代	12	6	1	19
総計		37	19	26	82

## 6 監査結果

### (1) 【意見】職場環境

保護管理課、第一課～第三の執務スペースが狭く、他の部・課と比較して明らかに職員が密集している状況である。ケース記録の棚に囲まれ、通路が狭く肩を寄せ合って職務に当たっている。

コロナ禍の状況下で十分なスペースが確保されているとはいえない。アンケートでは職員からも執務スペースの拡充を求める声があった。

毎年、増員している状況であり、庁内にスペースを確保することも困難な状況とは思われるが、少しでも快適な環境で執務にあたることは効率化にも資すると思われる。

なお、スペースの確保は検討中とのことである。

### (2) 【指摘事項】職員に対するフォロー

(a) 市民からのクレームを直接受ける職員のストレスは多大なものがあり、それがモチベーションの低下に繋がっていると考えられる。

(b) 市としては、厚労省の検討会でも述べられているとおり、市民からのクレームに対応する職員の心身の安全を損なうことのないよう配慮する安全配慮義務があることをまずは認識する必要がある。

対応困難者による理不尽な対応で、職員が疲弊し場合によってはメンタルヘルスに悪影響を及ぼすことになり、市がその対応を放置することはできないといえる。そこで、以下の方策を講ずることを検討頂きたい。

- ・正規職員を中心に対応困難者の実態調査
- ・対応策の検討
- ・マニュアルの作成
- ・研修の実施

(c) 本来、市の職員は市民の力になりたいという思いをもって市に採用されているはずである。それがやる気を削がれる結果となるのは真に残念である。職員が誇りをもって職務にあたることができるよう体制を整備頂きたい。

(d) なお、職員アンケートの中に、「面接技術の向上を図るべき。市民に対し上から目線で対応する職員がいる」旨のコメントがあった。市民との関係は、決して与える・与えられるという関係や、主従の関係ではないはずである。日常業務に忙殺され、また対応に時間を要する場合など、苛立つことがあるかもしれないが、市民にとって利用し易い環境作りは対応する職員の態度が第一である。いつでも冷静な対応を心がけて頂きたい。

### (3) 【意見】会計年度任用職員の待遇

既に述べたとおり、会計年度任用職員制度に移行し、非正規職員の待遇は

大きく改善され、また働き手の満足度も向上している。

一方会計年度任用職員はパートタイムで多くは一日 6 時間の勤務にとどまっている。この働き方が希望に合っているという職員の方が多いと思われるが、これは、市役所という職場環境（安心して働くことができる）であることが大きいと思われる。

一方で、もっと働きたいと考えている職員は存在し、将来の働き方に不安を覚えている者もいることは事実である。

今後とも会計年度任用職員の待遇改善を図って頂くとともに、中途採用等が検討できるのであれば、公募の上で正規職員への登用も検討願いたい。

(4) 【意見】ケースワーカーの増員

適正なケースワーカーの確保が必要であることは論を待たない。職員 1 人 1 人の負担を軽減することで、ミスを軽減し効率的な運営に寄与する。

市議会でも取り上げられており（令和 2 年 6 月定例会）、市としても十分認識しており簡単ではないことは十分理解するが、今後とも検討頂きたい。

(5) 【意見－提案－】ケースワーク業務の外部委託

(a) 令和元年度の地方からの提案に対する閣議決定（令和元年 12 月 23 日）

では、ケースワーク業務の外部委託について、

・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務範囲について令和 2 年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。

・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和 3 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

とされている。

(b) 那覇市でも、住民票を発行する市民課窓口等では、外部委託が進んでいるようであるが、生活保護は個人のプライバシーが多分に関わることから、外部委託できる範囲は限られるかもしれない。現在会計年度任用職員が担っている業務と重なると思われるが、外部委託のメリットデメリットを比較検討頂き、将来の体制について検討頂きたい。

(6) 【指摘事項】時間外手当の支給

正規職員、会計年度任用職員双方より、業務が時間内にこなすことができない旨の指摘があり。また、サービス残業もあるとの回答がある。

今回は実態の検討までは至らなかったが、サービス残業はあってはならず、適正な業務量、勤務時間を正確に管理し、適正な手当の支給に努められたい。

## (7) 【意見－提案－】職員による不正防止

今回のアンケートによるものではないが、便宜的にここで職員の不正防止について、ここで触れておく。

(a) 令和3年2月16日埼玉新聞のインターネット版に、さいたま市職員が、正規の決済過程を経ずに、生活保護費受給世帯の1世帯に10ヶ月で合計1271万円を不正に支出していたことが判明したと報じた。この職員（査察指導員）は40代で19年4月に異動してきて、20年4月～21年1月までに、生業扶助費名目で17回にわたり6万円～187万2千円合計1271万円を不正支出していたとのことである。この職員は本来担当を持たず指導する立場であったが、自ら受給世帯1件を担当すると決め、部下の職員のIDとパスワードで支給に関する起案を実施し、「課長は承認済み」と嘘を言って経理担当者に支出させていたとのことである。

職員と受給世帯との関係等調査中のことである。

(b) ヒアリング時に、職員による不正を発見できるか尋ねたところ、役職の上位の者による不正は見抜きにくいとのことであった。上記のさいたま市の例でも、経理担当者に嘘について支給させているのであり、これを経理担当者が見抜くことは難しいであろう。数回続けば経理担当者が不審に思うかもしれないが、これを言い出すことも難しいかと思われる。

なお、那覇市においては来年度中には電子決済システムを運用予定であり、不正防止へつながる見込みとのことであった。

(c) 残念ながら、どこの組織においても職員の不正行為が発生する可能性はある。不正が発覚してからの検証・対策ではなく、未然の防止策が必要なのは言うまでもない。

厚生労働省社会・援護局保護課長通知（平成21年3月9日 社援保発第0309001号）「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」もでているところであり、「1 生活保護費の支給等の事務処理の適正化について」で指摘されている点を踏まえ十分な対策を講じておく必要がある。

不正防止対策として

- ・不正防止策の策定
- ・職員への指導徹底
- ・那覇市職員等の公益通報に関する要綱の周知

が考えられる。

不正防止策の策定は、不祥事が発覚した後に策定されているケースが多いと思われるが、事前に策定しておく必要がある。

公益通報制度は、上司の不正を把握した際には同じ部署内で相談先がないという場合に有効と考えられる。

## 第15章 行政不服審査の裁決

### 1 目的

今回、サンプル調査として、ケース記録の閲覧を行い、手続過程や判断内容の検証を行った。

しかし、サンプル調査で検証することができたケースは1万件余りあるケース全体のごくごく一部にすぎない。今回検討できなかつた記録の中に本来であれば、指摘しなければならない点が含まれていたかもしれない。

しかし、全件調査を行うのは不可能である。

そこで、全国の行政不服審査手続の生活保護法が関係する裁決例の中から、審査請求人の主張が認められ、行政庁の処分が違法又は不当として取り消された例を検証することとした。このように処分が違法又は不当と判断された事例を検討することで、陥りやすいミスやその傾向を把握することができ、今後処分を行う際の判断材料とすることができる。そしてミスを防止する方策を提言することにより今後の行政運営が効率的に行うことができるようになると考えた。

### 2 行政不服審査手続の概要

#### (1) 行政不服審査手続

##### (a) 目的

行政庁の違法又は不当な処分に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続きの下で広く行政庁に対する不服申立をすることができる制度である。これにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする（行政不服審査法1条）。

「簡易迅速」な手続きにより、違法だけでなく「不当な処分」から国民の権利侵害を救済するものである。

##### (b) 審査請求手続

審査請求がされた行政庁は、所属する職員より審理員を指名する（9条）。審理員は審理手続の計画的な進行を図り（28条）、弁明書の提出（29条）、反論書の提出（30条）、物件の提出（31条）、審理関係人への質問（36条）等を通じて審査請求人及び処分庁の主張を整理し、必要な審理を終えたときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書を作成する（42条）。

審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、一定の場合を除き、行政不服審査会（法律又は行政の有識者からなる）に諮問しなければならない（43条）。行政不服審査会は、諮問に対する答申を行う。

審査庁は行政不服審査会から答申を受けたときは、遅滞なく裁決を行う（44条）。

裁決には、以下のものがある。

- ・処分についての審査請求が法定の期間経過後にされた場合その他不適法である場合は、却下（45条1項）
- ・処分についての審査請求に理由がない場合は、棄却（45条2項）
- ・処分についての審査請求に理由がある場合は、処分の全部若しくは一部を取消し、又は変更する。但し、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合は、変更することができない（46条）

## (2) 生活保護法上の審査請求

生活保護法は、審査請求について特別な定めを置いている（法64条～69条）。

但し、この生活保護法上の特則は、「保護の決定及び実施に関する処分」と就労自立給付金の支給に関する処分についてのみ適用される。「保護の決定及び実施に関する処分」は、申請却下、保護の変更、停止・廃止、費用返還が該当する。これに該当しない78条費用徴収については除かれる。

### (a) 審査庁

福祉事務所長が処分庁となる処分については、審査庁は都道府県知事となる。

### (b) 裁決すべき期間

都道府県知事は、審査請求されたときから次の期間内に裁決をしなければならない（法65条1項）。

行政不服審査会へ諮詢する場合 70日

それ以外 50日

なお、実際には、上記の法定の裁決期日が遵守されることはない。1年を経過する場合もある。後掲の表を参照。

### (c) 再審査請求

都道府県知事がした裁決に対し不服がある場合、厚生労働大臣に対して再審査請求ができる。

### (d) 審査請求前置

保護の実施機関がした処分取消の訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない（69条）。生活保護に関する不服申立の件数が多いことから、裁判所の負担を軽減する趣旨である。

### (e) 特則が適用されない処分

法78条に基づく費用徴収額決定処分は保護の決定及び実施に関する処分ではないため、生活保護法上の特則は適用されず、行政不服審査法がそのまま適用される。

審査庁は、福祉事務所長が市町村長からの委任に基づき行った決定については、市町村長となる。

那覇市では法78条による費用徴収に関する事務は福祉事務所長に委任されており（那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成25年3月29

日規則第 56 号) 2 条 2 項 2 号、法 78 条に基づく審査請求の場合は、沖縄県ではなく、那覇市長となる。

### 3 裁決一覧

#### (1) 裁決例の収集方法

総務省がホームページで公開している「行政不服審査裁決・答申検索データベース」<sup>1</sup>を利用した。<sup>2</sup>

「裁決検索」で「処分根拠法令」を「生活保護法」で検索したところ、728 件が該当した(令和 3 年 2 月 13 日時点)。都道府県別の件数は以下の表のとおりである。

		審査庁名	認容	却下	棄却	その他	総計
1	北海道	北海道札幌市			5		5
		北海道函館市	2	1		1	4
	合計		2	1	5	1	9
2	青森県	青森県	5	3	9	1	18
		青森県八戸市	1		1		2
	合計		6	3	10	1	20
3	岩手県	岩手県	1	2	17	1	21
		合計	1	2	17	1	21
4	宮城県	宮城県	16	5	50		71
		宮城県名取市			1		1
	合計		16	5	51		72
5	秋田県	秋田県	3	5	8		16
		合計	3	5	8		16
6	山形県	山形県	2	2	3		7
		合計	2	2	3		7
	茨城県	茨城県	2	2	6		10
8	合計		2	2	6		10
9	栃木県	栃木県	2		3		5
		合計	2		3		5
10	群馬県	群馬県	9	6	15	3	33
		群馬県前橋市	1				1
	合計		10	6	15	3	34
11	埼玉県	さいたま市長	1		2		3
		埼玉県幸手市			1		1
	合計		1		3		4
12	千葉県	千葉県松戸市			1		1
		千葉県船橋市	2				2
	合計		2		1		3

<sup>1</sup> <http://fufukudb.search.soumu.go.jp/koukai/Main>

<sup>2</sup> 同じく生活保護の審査請求を研究した文献として「生活保護の争点」吉永純 著（高蔵出版）がある。同研究では 1996 年度から 2005 年度までの審査請求を対象としているが、裁決例入手するために全都道府県に情報公開に基づいて開示請求している。

		審査庁名	認容	却下	棄却	その他	総計
13	東京都	東京都江戸川区		4	2	1	7
		東京都東村山市		1			1
		東京都府中市		1			1
		東京都目黒区		1			1
		合計		7	2	1	10
14	神奈川県	神奈川県川崎市	1	1	2	1	5
	合計		1	1	2	1	5
15	新潟県	新潟県	5	4	4		13
	合計		5	4	4		13
16	富山県	富山県	1	4	1		6
		富山県富山市			1		1
	合計		1	4	2		7
17	石川県	石川県	1	7	29		37
	合計		1	7	29		37
21	岐阜県	岐阜県	1	6	10	1	18
	合計		1	6	10	1	18
22	静岡県	静岡県	2	7	12		21
	合計		2	7	12		21
23	愛知県	愛知県豊橋市		1			1
		愛知県名古屋市		1	2		3
	合計			2	2		4
24	三重県	三重県		1	1		2
	合計			1	1		2
25	滋賀県	滋賀県	15	4	3		22
		滋賀県長浜市		1		1	2
	合計		15	5	3	1	24
26	京都府	京都府	2	35	26	1	64
	合計		2	35	26	1	64
27	大阪府	大阪府大阪市	5		7	1	13
		大阪府門真市			1		1
	合計		5		8	1	14
28	兵庫県	兵庫県加古川市			1		1
		兵庫県姫路市	2				2
	合計		2		1		3
29	奈良県	奈良県	2	1	12		15
	合計		2	1	12		15
30	和歌山県	和歌山県	4	1	8		13
		和歌山市			1		1
	合計		4	1	9		14
31	鳥取県	鳥取県	3	5	7	2	17
	合計		3	5	7	2	17
33	岡山県	岡山県	4	17	35		56
		岡山県真庭市			1		1
	合計		4	17	36		57
34	広島県	広島県広島市		1	5		6
	合計			1	5		6
35	山口県	山口県		2	3	1	6
	合計			2	3	1	6
36	徳島県	徳島県	1		29		30
	合計		1		29		30
37	香川県	香川県高松市		2	1		3
	合計			2	1		3

		審査庁名	認容	却下	棄却	その他	総計
38	愛媛県	愛媛県		4	2		6
	合計			<b>4</b>	<b>2</b>		<b>6</b>
39	高知県	高知県	1	5	14		20
	合計			<b>1</b>	<b>5</b>	<b>14</b>	<b>20</b>
40	福岡県	福岡県	5	15	19	4	43
		福岡県糸島市			1		1
41	福岡県	福岡県田川市	2				2
		福岡県福岡市		3	2		5
		合計		<b>7</b>	<b>18</b>	<b>22</b>	<b>51</b>
42	熊本県	熊本県熊本市		2			2
	合計			<b>2</b>			<b>2</b>
43	大分県	大分県	2		5		7
		大分県大分市			1		1
	合計			<b>2</b>	<b>6</b>		<b>8</b>
44	宮崎県	宮崎県	8	13	20		41
		宮崎県宮崎市		2	1		3
	合計			<b>8</b>	<b>15</b>	<b>21</b>	<b>44</b>
45	鹿児島県	鹿児島県	8	4	11	2	25
	合計			<b>8</b>	<b>4</b>	<b>11</b>	<b>25</b>
46	沖縄県	沖縄県名護市			1		1
					<b>1</b>		<b>1</b>
47	合計						
							<b>728</b>

(福井県、山梨県、長野県、島根県、佐賀県、長崎県は該当なし)

上記の表のとおり、宮城県は 72 件、京都府 64 件、岡山県 57 件、福岡県 51 件と多くの裁決例がヒットする一方、最も件数が多いと思われる東京都は 10 件、沖縄県に至っては 1 件（しかも名護市）しかヒットしない。

なお、生活保護に限定せず、単に審査庁名を「沖縄県」で検索すると 102 件がヒットする。したがって、生活保護以外の裁決例は多数が掲載されていることとなる。沖縄県においても生活保護関連の裁決例が相当数存在するはずであるが、総務省のデータベースには掲載されていないこととなる。

総務省のデータベースは、各審査庁から情報提供のあった裁決例・答申書を掲載していると思われるが、各審査庁がどのような基準で掲載しているのか否かは不明である。

次に上記裁決例のうち、審査請求人の主張が認められた、すなわち処分庁の処分が違法又は不当と認定された「認容」（一部認容も含む）件数を検索したところ、136 件であった。都道府県別の件数は以下の表のとおりである<sup>3</sup>。

都道府県名	審査庁名	認容	その他	総計
北海道	北海道函館市	2	1	3
青森県	青森県	5	1	6
	青森県八戸市	1		1
岩手県	岩手県	1	1	2
宮城県	宮城県	16		16
秋田県	秋田県	3		3
山形県	山形県	2		2
茨城県	茨城県	2		2
栃木県	栃木県	2		2
群馬県	群馬県	9	3	12
	群馬県前橋市	1		1
埼玉県	さいたま市長	1		1
千葉県	千葉県船橋市	2		2
東京都	東京都江戸川区		1	1
神奈川県	神奈川県川崎市	1	1	2
新潟県	新潟県	5		5
富山県	富山県	1		1
石川県	石川県	1		1
岐阜県	岐阜県	1	1	2
静岡県	静岡県	2		2
滋賀県	滋賀県	15		15
	滋賀県長浜市		1	1
京都府	京都府	2		2
大阪府	大阪府大阪市	5	1	6
兵庫県	兵庫県姫路市	2		2
奈良県	奈良県	2	1	3
和歌山県	和歌山県	4		4
鳥取県	鳥取県	3		3
岡山県	岡山県	4		4
山口県	山口県		1	1
徳島県	徳島県	1		1
高知県	高知県	1		1
福岡県	福岡県	5	1	6
	福岡県田川市	2		2
大分県	大分県	2		2
宮崎県	宮崎県	8		8
鹿児島県	鹿児島県	8		8
合計		122	14	136

（「その他」は一部認容である。）

<sup>3</sup> なお、2011 年度の行政不服審査の認容率は、地方公共団体全体で 2.8% であるが、生活保護関連は 15.0% とのことである（「コンメンタール行政法 I 行政手続法・行政不服審査法〔第 3 版〕350 頁）

なお、前述の総務省のホームページでは行政不服審査会の答申書も検索することができ、「処分根拠法令」を「生活保護法」、「行政不服審査会等の名称」を「沖縄県」で検索すると62件がヒットする。

さらに、「取消」で検索すると6件ヒットする。沖縄県行政不服審査会が生活保護法の事案で、処分庁の処分を取り消すべきであると答申した6件の概要は以下のとおりである。

	不服申立日	答申日	概要
1	2019/9/18	2020/12/2	葬祭扶助にあたり、被相続人の慰留金品を控除した
2	2018/3/31	2019/9/3	処分庁の過誤支給分の63条返還にあたり自立更生費の調査・検討がされていない
3	2018/4/25	2019/9/3	同上
4	2016/9/20	2018/5/28	住宅扶助費の過払い(保護基準の変更)について処分庁の適切な指導がなされておらず、過払い分の63条返還を求めるのは不当
5	2016/8/1	2017/10/31	同居の子が受給した奨学金について十分な説明なく返還処分まで長期間受給させた点が不当
6	2016/12/9	2017/9/4	資産活用の意思確認の期間が十分与えられていない、処分理由付記が事実と異なる

なお、生活保護法に限らず「取消」の答申を出したのは8件である（他は森林法1件、地方税法1件）。8件中6件が生活保護関連のことになる。

行政不服審査手続は、裁判まで二の足を踏む場合でも、処分結果に不満を持つ市民が手軽に広く利用している様子が分かった。また違法だけでなく、不当な場合も処分取消（請求認容）となることから、処分庁にとっては厳しい判断となることが多いと思われる。

## (2) 裁決例一覧

行政不服審査の審査請求がなされたうち、生活保護法で、認容例（一部認容を含む）136 件を分類し概要をまとめた結果は、209 頁以下の表のとおりである。

なお、一部認容は、「その他」に分類されている。No.88 の奈良県は、検索結果では「棄却」と分類されていたが、内容は一部認容なので含めている。

ホームページに紹介されている裁決例は、裁決書が P D F で掲載されている場合（当然当事者名や当事者が推測されるような具体的な記載は省略されている）、要旨のみ掲載されている場合、数は少ないが結論のみ記載されている場合がある。

処分理由毎に次のとおり分類した。

（実体法上の違法・不当）

- ・保護申請却下
- ・保護変更却下
- ・保護停止、廃止
- ・6 3 条返還
- ・7 8 条徴収
- ・その他（再支給・不作為の違法確認）

（形式面）

- ・理由不備（行政手続法 14 条）による違法

## 4 裁決例のまとめ

認容理由を分類すると次の表のとおりとなる。

項目	件数	主な理由(争点)	裁決No.
保護開始	12	稼働能力活用	2 28 53
		指導指示	12
		世帯	31
		住宅扶助	41
		開始時期	135
		その他	75 79 91 100 128
保護変更	28	収入算定	3 8 20 67 83 85 114
		技能修得費	13
		世帯認定	14
		支給額の算定	22 50 71 74 97
		障がい者加算	44
		自立更生費	77
		その他	82 99 102 111 115 118 133 134
		医療扶助	88
		移送費	103 131
		住宅扶助	110
保護停止	10	停止 指導指示違反	64 106
		停止 検診命令	57 93
		停止 立ち入り拒否	9
		停止 資産	17
		停止 停止日	81
		停止 居住実態不明	116 122
		停止 弁明の機会付与	123
保護廃止	15	廃止 指導指示違反	6 55 70 121
		廃止 不実申告	11
		廃止 最低生活費	36
		廃止 通知の解釈	40 59
		廃止 収入認定	56 119
		廃止 調査不足	89 112 116
		廃止 その他	101 130
63条返還	37	収入認定	1 23 24 78 120 126
		自立更生費	5 18 21 35 38 39 46 51 54 56 60 61 66 69 78 98 105 107 113
		通知の解釈	15
		廃止時期	16
		返還対象期間	24
		資力発生日	48
		その他	10(借地借家法の解釈) 68 104
		確認不十分	18 19 33 34
		説明不足	84
78条徴収	23	不実の申請・不正な手段なし	25 26 32 37 45 47 49 52 62 72 87 94 124 129 132
		金額の算定	29 42 76 127
		その他	63 73 96 136
再支給	1		4
不作為	2		43 86
理由不備	28	保護開始	2 30 128
		保護変更	74 85 90 92 97 110 117
		停止	9 17 80 93 116 123
		廃止	6 36 93
		63条	1 7 23 27 58 65 95
		78条	62 108

- ・保護開始 12件
- ・保護変更 28件
- ・保護停止 10件
- ・保護廃止 15件
- ・63条返還 37件
- ・78条徴収 23件
- ・その他 3件（再支給1件、不作為2件）
- ・理由不備 28件

（なお、重複があるため合計数は136件より多い）

## 5 検討

### (1) 保護開始

(a) 保護申請があった場合、保護開始の要件を満たすのかどうかを速やかに決定しなければならない。

法28条1項は、保護の実施機関は、保護の決定のため必要があると認めるとときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して報告を求めること等ができるとする。同条5項は、要保護者が報告をしなかった場合には、保護の開始申請を却下することができるとする。

局長通知第11-1-(2)において、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」としている。

また、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号。以下「手引き」という。）I-1(4)において、「保護の要否判定、保護の決定にあたっては、各種調査に速やかに着手し、必要な調査は全て実施する。（中略）資産、能力及び他法他施策の活用や、扶養義務者の扶養が十分でないケースに対しては、適切な助言指導を行う。資産、能力等の活用に関する助言指導に従わないときは、急迫状況にある場合を除き、保護の要件を欠くものとして申請を却下することも検討する。保護の要否判定の結果、資産、能力等を活用してもなお、最低生活費の需要が充たされない場合は、保護を開始することとなる。」

上記のとおり、保護の申請を却下できるのは、助言指導に従わずかつ急迫状態にない場合である。

(b) この点、No.12は、本来就労収入を得ることを目的としない福祉サービス

の利用を指導しているが、これにより最低生活費の需要が満たされるものではなく、当該福祉サービスの利用の指導は保護開始決定時においてもできることとし、保護の補足性の要件を欠くとはいえないとした。

法令等の解釈を誤ったものである。

- (c) №.135 は、保護開始日が問題となった事案である。申請人の申請意思の確認を怠った場合後日争いとなる可能性があることを表している。

## (2) 保護変更

- (a) 保護は最低生活費に満たない部分を補足するものであり、状況に変化があれば保護の内容も変更される。そのため保護変更は、収入、世帯、各種扶助費の額などあらゆる場面で問題となりうることから裁決例においても様々な場面の事案がある。

処分が取り消された理由の多くは調査不十分、法令の解釈の誤りというものである。

- (b) その他、形式的な面の不備、不利益処分の理由の記載不備 (№.118)、書面による通知なし (№.111) といった初歩的なミスにより処分が取り消された例もある。

## (3) 保護停止・廃止

- (a) 多くは処分庁の指導、指示に従わなかった結果、保護を停止・廃止されるケースである。

検診命令を行う場合、検診を受けるべき者に健診命令書を発行して行うこと、原則として検診命令書は検診を受ける者に直接交付するものとし、交付にあたっては、検診命令について詳細に説明するとともに、これに従わないときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止されることがある旨伝えることとされる（局長通知第 11 の 4 (3)）。

かかる手続きを怠ったとして取り消された例が、№.57、№.93 である。

- (b) やはり十分な調査を怠ったことが取消の理由となっている。

## (4) 63 条返還

- (a) 法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活費のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされる。

一方、全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、返還額から控除することは差し支えない

とされている（別冊問答集問13－5）。

その一つとして

「当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」

がある。

- (b) 63条返還処分が取り消された裁決例37件のうち、約半分の19件が自立更生費の調査・検討が不十分という理由によるものである。

上記のとおり本来検討されなければならないものであり、ケース診断会議を通じて慎重な対応が求められる。

#### (5) 78条徴収

- (a) 法78条1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者に対して、支給した保護費の全額に加え、上限40%を加算した金額を徴収できるとする。さらに罰則（3年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の適用もある（法85条1項）。

- (b) 78条徴収が問題となった裁決では、23件中15件が「不実の申請・不正な手段」とは認められないことを理由に処分が取り消されている。これは、78条の基本的な要件が認められなかったということで極めて深刻な状況と考えられる。刑事罰にも繋がる（なお、別冊問答集問13－26は、全ての78条決定事案について、告発の措置をとる必要がないことを述べている）事案であり、より慎重な判断が求められるといえる。

#### (6) 理由不備

##### (a) 法の規定

保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない（法24条3項）。

前項の書面には、決定の理由を付さなければならない（同条4項）。

また、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。この場合、決定の理由を付さなければならない（法25条2項）。

##### (b) 行政手続法

行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならぬ（行政手続法8条1項本文）。

前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない（同条2項）。

行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない（行政手続法14条1項本文）。

不利益処分を書面とするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない（同条3項）。

上記の不利益処分に対する理由の提示の法理については、裁判例を通じて形成されている。詳細は別項目で述べることとする。

(b) 理由不備は、保護開始、変更、停止・廃止、63条返還、78条徴収などの場面でも問題となり、どの場面でも理由不備を理由として取り消されている。

136件中28件が理由不備を理由に取り消されている。

## 6 理由不備について

処分に関する理由の記載について、何をどの程度記載しなければならないか。この点に関する行政側の認識と裁判例あるいは裁決例との間では大きな乖離があると思われる。すなわち、裁判例をみると、思いのほか行政側に厳しい態度を取っていることがわかる。これまでの理由の記載で問題ないから大丈夫、と考えるのではなく、行政不服審査や裁判という手続きに至らなかつたから問題とならなかつただけの可能性もある。

そこで、違法と評価されない理由の記載を認識する必要がある。

まず理由の記載に関する裁判例を紹介する。正確に認識頂くため少々長くなる。

### (1) 最高裁昭和49年4月25日第一小法廷判決

旧法人税法25条8項3号に基づく青色申告承認取消処分の通知書に「法25条8項3号に該当する」とのみ記載されていた事案

「附記の内容及び程度は、特段の理由のないかぎり、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的な事実関係をも当然に知りうるような例外の場合を除いては、法の要求する附記として十分でないといわなければならない。」

### (2) 最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決

#### (a) 事案

一級建築士が免許取消処分を受けた際の通知書に記載された処分理由

として、

「あなたは、〇〇、〇〇・・を敷地とする建築物の設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出させた。

また、〇〇、〇〇・・を敷地とする建築物の設計者として、構造計算書に偽装が見られる不適切な設計を行った。

このことは、建築士法10条第1項第2号及び第3号に該当し、一級建築士に対し社会が期待している品位及び信用を著しく傷つけるものである。」(〇〇は具体的な住所の記載)

との記載が、行政手続法14条1項本文の定める理由提示の要件を満たすかが争われた。

(b) 原審 札幌高等裁判所平成20年11月13日判決

以下のとおり違法はないとした。

「行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に当該不利益処分の理由を示さなければならぬとしている趣旨は、一級建築士に対する懲戒処分の場合、当該処分の根拠法条（建築士法10条1項各号）及びその法条の要件に該当する具体的な事実関係が明らかにされることで十分に達成できるというべきであり、更に進んで、処分基準の内容及び適用関係についてまで明らかにすることを要するものではないと解すべきである。国土交通大臣は、本件免許取消処分の通知書の中で具体的な根拠法条及びその要件に該当する具体的な事実関係を明らかにしているから、十分な理由が提示されていたといえる。」

(c) これに対し、最高裁は、次のとおり述べて、理由提示の要件を欠いた違法な処分であるとして取り消した。

「行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならぬとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政手の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。」

そして建築士に対する懲戒処分基準については通知で定められているところ、その内容は多様な事例に対応すべくかなり複雑となっていることを挙げ

「そうすると、建築士に対する上記懲戒処分に際して同時に示されるべき理由としては、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加えて、本件処分基準の適用関係が示されなければ、処分の名宛人において、上記事実及び根拠法条の提示によって処分要件の該当性に係る理由は知り得るとしても、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることは困難であるのが通例であると考えられる。」

(d) 最高裁の指摘をまとめると以下のとおりとなる。

① 不利益処分の際に理由を提示しなければならない趣旨

- ・行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制する
- ・処分理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える

② 記載すべき内容

上記の趣旨に照らし

- ・処分の根拠法令の規定内容
- ・当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無
- ・当該処分の性質及び内容
- ・当該処分の原因となる事実関係の内容

以上を総合考慮して決する。

なお、平成 23 年最高裁判決の補足意見では以下のとおり判例・学説を整理し、より踏み込んだ指摘をしている。

- ・不利益処分の理由の記載を欠く場合は、実体法上その処分の適法性が肯定されると否とにかかわらず、当該処分自体が違法となり、原則として取消事由となる（仮に取り消された後に、再度、適正手続を経た上で同様の処分がなされると見込まれる場合であっても同様である）
- ・処分理由は、その記載自体から明らかでなければならず、単なる根拠法規の摘記は、理由記載にあたらない
- ・理由付記は、相手方に処分の理由を示すことにとどまらず、処分の公正さを担保するものであるから、相手方がその理由を推知できるか否かにかかわらず、第三者においてもその記載自体からその処分理由が明らかとなるものでなければならない

(3) 平成 23 年最高裁判決以降、生活保護で理由不備が争われた裁判例

(a) 大阪地方裁判所平成30年3月28日

保護申請当時、証券会社に口座を持ち資産を保有していたのにこれを申告しなかったことから、支弁された保護費全額について法78条に基づく徴収がされた事案

次のように判示し理由付記に違法はないとされた。

「本件徴収決定の決定書には、前文において、本件徴収決定の根拠となる規定（法78条）が掲示されており、同条の定める要件は複雑なものではない。そして、本件徴収決定の決定書には、「徴収理由」として「生活保護申請時の資産について、不実の申告をし、保護費を不正に受給していたため。」と、「不正期間」として「平成15年3月13日～平成25年7月1日」と記載されており、「不正期間中に支払われた保護費（過去に返還・徴収決定された金額を除く）」として、徴収金額と同額の「2381万8783円」が記載されているから、これらの記載によれば、 $\alpha$ 市福祉事務所長が、原告が生活保護の申請時に申告すべき資産を申告しなかったことを理由に平成15年3月13日から平成25年7月1日までの間に、原告世帯につき支弁された保護費全額2381万8783円を徴収する旨の決定をしたことを了知することができる。

したがって、本件徴収決定において提示された理由は、行政手続法14条1項本文の理由の提示として欠けるところはないということができ、同項に違反するものということはできない。」

(b) 名古屋高等裁判所令和元年12月6日（原審：名古屋地方裁判所平成31年1月31日）

生活保護を受けていたところ、預金口座への入金等について申告しなかったことで、78条徴収決定がされた。

名古屋高裁は、名古屋地裁（平成31年1月31日判決）が次のとおり判示した点を是認した。

「通知書には、本件処分1の根拠となる規定として法78条が記載され、「徴収額および算出根拠」として、「保護に要した費用（支払った保護費）」が28万円、「あなたが返還しなければならない返還額（生活保護法78条に基づく徴収額）」が14万円と記載された上、「生活保護法78条を適用する理由」として、「保護受給開始後から収入は無いと申告を受けていたが、口座に振り込みを見つけ、申告が虚偽であることが判明」と記載されている。」

「原告は、本件原告口座のほかにも複数の預貯金口座を保有し、複数回にわたり取引を行っていることが認められ、申告しなかったとされる口座への振込みについて、金融機関、振込日、振込金額等が具体的に記載されなければ、原告において、どの口座へのどの振込みを収入として申告しな

かつたことが処分の理由とされているかを理解することは困難である。そうすると、本件処分1の通知書における理由の記載としては、単に口座への振込みがあったというだけでは、行政手続法14条1項本文の要求する理由提示として不十分であるといわざるを得ない。」

名古屋高裁の事案で、違法と判断されたのは、収入として認定された金額が具体的に特定できない点にあったと考えられる。

#### (4) 考察

前記のとおり、平成23年最高裁判決は、処分理由の記載について

- ・処分の根拠法令の規定内容
- ・当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無
- ・当該処分の性質及び内容
- ・当該処分の原因となる事実関係の内容

以上を総合考慮して決するとしている。

少なくとも、根拠法令、返還金が問題となるならば金額とその明細、処分の基礎となった事実関係、処分基準とその当てはめといった事項が処分通知書に記載され読み取ることができる必要があると考えられる。

処分庁からは、事前に説明していた、とか具体的な明細は事前に交付済みであったなどの弁明がなされるが、あくまで当該処分通知書のみをもって判断されるので、事前に説明していたかどうかは関係がないとされる。最高裁判決の補足意見で述べられているとおり、本人だけでなく第三者が当該通知書を見て処分内容を十分知ることができるかどうかで判断される。

## 7 監査結果

### (1) 【指摘】通知書の理由記載について

例え処分内容が法令等に適合しており、手続過程に瑕疵がなかったとしても、処分通知書の理由の記載が不十分というだけで、当該処分は違法な処分で取消となる。再度適正な手続きを踏んで処分を行うことは可能であるが、対象者（市民）に二度負担をかけることとなり、行政側にとっても同じ手続きを二度繰り返し二度手間となり業務の効率性の観点からは著しく劣ることとなる。

したがって、処分理由を起案する担当職員、これをチェックする査察指導員は、処分理由を記載する理由を今一度確認し、遗漏のないようにする必要がある。

「これまでの記載で問題となることはなかった」、ではなく、それはたまたま行政不服審査という手続きにのらなかっただけだと考えるべきである。

なお、過去の他市町村の外部監査報告書では、ひな形を準備した方がよい

旨の意見もあったが、それではマニュアルに頼ってしまい、自ら考えて文書を起案するという意識が涵養されないとと思われる。案件は1件1件異なるのであるから、その都度何を記載する必要があるのかを考え起案すべきと考える。

そのためには、職員に対する研修などを実施し個々人の意識を高める必要がある。また、後掲の裁決例を参照頂き、どの程度の記載で違法と判断されているのか確認頂きたい。

## (2) 【意見】ケース記録の記載

裁決理由で、処分庁の調査・検討が不十分との理由で違法・不当を指摘されたケースは相当数にのぼる。実際に調査・検討が不十分という場合もあるだろうが、多くは調査・検討の結果が記録上表れていないということの方が多いのではないかと推測される。

行政不服審査は、審査請求書、弁明書、反論書といった書面審理が原則となる。そして、処分の適法性を裏付ける事実が記載されているケース記録に当該事実が記載されていなければ、当該事実はない、すなわち必要な調査・検討がされていないものとして扱われる。

以上より、ケース記録には、事実経過を漏れなく記載しておく必要がある。

## (3) 【意見】事実関係の調査と法令等へのあてはめ

裁決例で処分が違法とされた例のうち、実体法上の違法を指摘されているのは、事実関係の確認が不十分、法令等の解釈の誤りが指摘されているケースがほとんどである。

処分は、対象者にとっては保護を受けられなかつたり、停止・廃止されたり、金銭の返還が必要となるなど、最低限度の生活を送ることができるかどうかにかかわることで重大な問題である。

対象者の言い分を虚心坦懐に聞き、事実関係を丁寧に確認し、法令等も十分確認する、という基本的姿勢を今一度確認頂きたい。

136件の裁決例を1件1件詳細に検討することはできないが、今後処分を行う際に類似事例を参考し、違法・不当性を払拭した適正な判断に役立てて頂けたら幸いである。

No.	審査庁名	裁決	不服申立日	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
1	滋賀県	認容	2018/5/7	2019/3/12	63条返還	・収入認定額の誤り ・返還額決定にあたって裁量権の逸脱	「認定額の過誤による」という理由のみではなく十分 口頭で説明を行ったという弁明を排斥	
2	滋賀県	認容	2017/6/27	2018/7/19	保護申請	審査請求人が生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業の支援を受けていることや医療要否意見書の就労制終事項を踏まえ、審査請求人の稼働能力を十分検討されないまま行われた	「稼働能力の活用により最低生活が維持可能ならめ（稼働能力活用による文書指示義務違反により成力に応じたフルタイム就労を行う努力をされていないこと）。」と示しているが、このような記載では、前提となる稼働能力の具体的な内容について、審査請求人が十分に知ることができない	
3	宮城県	認容	2018/8/2	2019/6/7	保護変更	運転免許取得、大学進学という自立更生のためのアルバイト収入について、必要経費の算定を誤った		
4	高知県	認容	2019/10/18	2020/6/2	生活保護費の再支給申請	年金が入ったかいんを紛失した過失は大きいが、その後の急迫状態の確認を行わず、再支給を認めなかつたのは、正当性を欠く		
5	宮崎県	認容	2019/1/16	2020/5/11	63条返還	遺産 自立更生費の相談があつたのに、返還額決定にあたって自立するか否かの検討がなされていない		
6	滋賀県	認容	2016/11/4	2018/5/31	保護停止	自動車の借用、文書による指示、再度発覚、保護停止、再開、借用発覚、停止という経過の事案で、2度目の停止に対応する文書指示がなされていない	指導指示に違反したとされる審査請求人の行為の内容や、その行為が行われた日時、場所といった具体的な事実関係については向ら示していない	
7	滋賀県	認容	2017/3/7	2019/2/25	63条返還		保護期間中に携帯電話・タブレットを購入し、その後売却して得た金銭が収入となるかが問題とも収入認定すべきでない、としたが、行政不服審査会は収入に該当すると判断し、理由不備で違法とした	
8	滋賀県	認容	2017/12/8	2019/10/28	変更決定		収入認定について、9月分の収入と認定しているのに通知書では10月分以降の支給額の変更と解される記載となっている、収入認定の算定の過程で通知と異なる扱いがされている、通知書には「〇〇さんのその他収入の削除による」と記載されているのに、還付金が収入と認定されており、これは本来収入として認定する必要がない	

No	審査庁名	裁決	不服申立日	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
9	滋賀県	認容	2018/9/6	2019/6/6	保護停止	28条1項に基づく立入調査を拒否したことの理由に同条5項、62条3項により保護停止処分を行った。しかし、立入調査をもとめた事実が認められず、その前提となる高齢な動産や処分行為が把握していない同居人の存在も認められない	補足的に理由付記が不十分であることの指摘がされている	
10	滋賀県	認容	2017/5/26	2018/2/19	63条返還	借地上に建物を持つ被保護者に住宅扶助費を支払っていたが、土地所有者が売買・相続で代わったのに、新たな賃貸借契約を締めせず、地代の支払いをしていない点を過支給とした処分について、民法・借地借家法の理解を誤るものとした		
11	奈良県	認容	2020/3/23	2020/7/11	保護停止	長年別居している夫を保護申請書に記載しなかった点を不実申告とされたが、適正を欠くとした。また、処分通知書に記載のない理由を考慮することはできない		
12	群馬県	認容	2020/2/7	2020/7/16	保護申請却下	一般就労が困難であることが判明以降福祉サービスの利用の指導に終始しており、この指導に従わないことから申請を却下しているが、保護の開始決定に際し必要な事項の調査を妨げたとはいはず、保護申請却下の要件を欠いた違法な処分	審理員も取消の意見	
13	新潟県	認容	2019/8/8	2020/5/14	保護変更	行政書士試験を受験するために要する交通費及び宿泊費の支給を認めなかった処分について、技能修得費（法第11条第1項第7号、第17条第2号）として支給することができるか否かという、当然考慮すべき事項を十分考慮せずに本件処分をしているものと言わざるを得ず、本件処分は裁量権を逸脱・濫用した違法とした	なお、審査請求人は本件処分通知書の理由欄には「総合的に判断した」等の抽象的な文言しか記載されていない点のみを主張していたが、この点は判断されていない	
14	宮城県	認容	2018/9/25	2019/11/15	保護変更	請求人の病状のため出産後の子の養育を、代理人が行っているとして、同一世帯にないとして母子加算の削除、児童養育加算の削除などの処分を行った。世帯認定の事実調査・検討が不十分（ケース記録なく、ケース診断会議による検討もない）		

No.	審査行名	裁決	不服申立日	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
15	鹿児島県	認容	2019/10/24	2020/3/10	63条返還	遡って支給された年金(年金記録の発見による)に 対し、通知の解釈を誤り全額返還の対象とした処分 を違法とした		
16	岐阜県	認容	2019/4/5	2019/12/3	63条返還	遺産を相続したことで保護廃止となつたが、処分庁 が廃止時期を誤ったことを根拠に違法とした。医療 費(健康保険への加入)に余計な負担が生じた		
17	宮城県	認容	2018/11/8	2019/12/25	保護停止	資産調査で判明した銀行預金について、請求人の弁 明(出捐者が別で特定の目的で預金している)につい て何ら調査せず、名義人の預金として処分した点を 違法又は不当と判断	処分通知書に、停止期間の終期が記載されていない	
18	宮城県	認容	2018/11/2	2019/12/13	63条返還	請求人の口座に振り込まれた高齢介護サービス費に ついて、誰に帰属するものが確認が不十分、また、 返還額を検討するにあたり自立更生費の確認が不十 分である		
19	栃木県	認容	2019/4/5	2020/2/26	63条返還	高校の授業料について、請求人が就学支援金制度を 利用していたが、授業料を高等学校就学費として支 給していただき、過支給として、返還を求めたが、 返還額の検討が不十分であったとして妥当性を欠く とした		
20	和歌山県	認容	2019/2/5	2019/11/14	保護変更	収入充当の認定について、通知の解釈を誤ったもの とした		
21	青森県	認容	2019/1/10	2020/1/20	63条返還	返還額を決定にあたり、自立更生費の調査・検討が 不十分であるとした		
22	鹿児島県	認容	2018/11/22	2019/9/30	保護変更	生活保護法及び改正後の保護基準が適用されている が、支給額の算定に誤りが認められることから、違 法と判断		
23	鹿児島県	認容	2019/4/11	2019/8/2	63条返還	収入認定額の算定が不十分	適用条文、返還額の記載はあるが、处分の原因とな る就労収入認定と算定根拠がしめされていない	

No	審査庁名	裁決	不服申立日	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
24	新潟県	認容	2018/4/19	2020/1/9	63条返還	収入認定額、費用返還の対象期間に誤りがあり、違法と判断		
25	大阪府大阪市	認容	2018/4/10	2019/9/25	78条徵収	収入申告しなかったことが、不実の申告に該当しないと判断		
26	北海道函館市	認容	2019/1/21	2019/9/3	78条徵収	収入申告をしなかったことが、請求人の病状や家庭環境の把握、指導、不正受給の意思確認がなされておらず、不実の申請には該当しないとした		
27	大分県	認容	2017/12/28	2019/7/26	63条返還		入院給付金の受領が発覚し返還を求められた保険金の受領が長期間、多数回にわたる本件では、受領時期及び受領金額など事実関係の記載等の記載が必要	
28	宮崎県	認容	2018/7/24	2019/10/29	保護申請	稼働能力不活用を理由とした却下処分に対し、検診命令等の医学的評価を得ていないこと、年齢、職歴からすれば慎重に判断すべきところこれを怠つている		
29	福岡県田川市	認容	2019/6/21	2019/10/25	78条徵収	徵収金額の算定において不正期間での保護費を徵収金の算定の対象としていることから、違法な処分である		
30	群馬県	認容	2019/7/2	2019/10/4	保護申請却下(エアコン購入)		行政手続法8条1項、2項「臨時的一般生活費(家具什器(冷房器具))の支給要件に該当しないため」との記載があるのみで、支給要件に該当しない理由は不分	
31	岡山県	認容	2018/12/18	2019/6/3	保護申請却下	同一世帯の認定に誤りがあった		
32	兵庫県姫路市	認容	2019/3/29	2019/9/30	78条徵収	不実の申告には該当しない		
33	新潟県	認容	2018/1/4	2019/8/14	63条返還	被保護者の資産や収入状況等検討すべき諸事情について具体的な事実の基礎を欠く		

No.	審査庁名	裁決	不服申立日	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
34	秋田県	認容	2018/6/11	2018/9/28	63条返還	返還額決定の基礎となる事実認定において妥当性を欠く		
35	京都府	認容	2018/7/23	2019/8/22	63条返還	年金の遅延受給分からエアコンなどの購入費を自立更生費として認めなかつた点が裁量権の逸脱		
36	奈良県	認容	2018/9/23	2019/8/6	保護廃止	最低生活費の認定などに誤りがある	「他制度の活用による」との記載のみでは、理由として不十分。なお、通知書とともに送付された案内文には他の制度の案内に関する記載があるが、通知書とは異なる文書であり、考慮されない	
37	兵庫県姫路市	認容	2018/9/4	2019/1/11	78条徵収	不実の申告には該当しない		
38	鳥取県	認容	2019/1/22	2019/7/9	63条返還	自立更生控除の有無を検討したと認めることができない点で、判断要素の選択に合理性を欠いた		
39	京都府	認容	2017/5/19	2019/7/31	63条返還	自立更生費の控除についての判断要素の選択や判断過程に合理性を欠く		
40	静岡県	認容	2017/11/20	2018/8/27	保護廃止	パートタイム雇用者を常用勤労者として扱っており、通知の適用に誤りが認められる		
41	群馬県	認容	2019/1/23	2019/5/27	住宅扶助申請	通知の解釈に誤りがあったことを認めた		
42	さいたま市長	認容	2018/1/16	2019/5/20	78条徵収	加算金(40%)の微仄に係る部分に限り、考慮すべきではない事項をいれており社会通念に照らし妥当性を欠く		
43	岡山県	認容	2018/5/29	2019/1/19	不作為	障がい者加算の認定を申請したのに、処分が応じないことを違法と判断した		
44	岡山県	認容	2018/5/1	2019/1/19	保護変更	障がい者加算の認定を取り消すにあたり、請求人に通知の規定を説明し、意思確認をする必要があつたにもかかわらずそれをしていない	説明義務を正面から認めている	

No	審査庁名	裁決	不服申立日	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
45	新潟県	認容	2017/10/20	2019/4/4	78条徵収	不実の申告には該当しない		
46	群馬県	認容	2018/12/19	2019/4/9	63条返還	返還額の決定にあたり、請求人の自立を著しく阻害するかどうかを具体的に検討した形跡がない		
47	神奈川県川崎市	認容	2018/3/21	2019/1/18	78条徵収	不実の申請には該当しない		
48	福岡県	認容	2017/4/4	2019/2/26	63条返還	自動車事故の被害者である請求人について、後遺障害等級認定が一旦非該当となり、その後の異議申立て後遺障害が認められているから、資力の発生日は事故日ではなく、後遺障害が認められた日とするのが相当		
49	大阪府大阪市	認容	2017/1/19	2018/12/7	78条徵収	不実の申請には該当しない		
50	山形県	認容	2018/7/4	2018/10/29	保護変更決定	住宅補修費用に係る保護変更申請(一時扶助)に対し、一部を認めながら、具体的な審査基準がないから、その判断には請求人の請求内容を十分確認するとともに必要な調査を行い、適切な補修の程度を検討すべきであるのにこれを怠った		
51	群馬県	認容	2018/8/17	2019/1/24	63条返還	返還額の決定にあたり、請求人の自立を著しく阻害するかどうかを十分に考慮していない		
52	青森県八戸市	認容	2017/11/13	2018/6/19	78条徵収	不実の申請には該当しない		
53	徳島県	認容	2018/5/22	2018/12/12	保護申請	稼働能力の不活用を理由に申請を却下しているが、その検討が不十分(要件該当性、ケース診断会議の不開催、調査不十分、検診命令等の不活用)として判断が妥当とはいえない		
54	栃木県	認容	2017/10/4	2018/10/31	63条返還	返還額の決定にあたり、請求人の自立を著しく阻害するかどうかを十分に検討していない		答申の付言においてケースワーカー、査察指導員のミスを厳しく指摘

No	審査庁名	裁決	不服申立日	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
55	青森県	認容	2017/3/22	2018/10/19	保護廃止処分	保護受給者が、兄と同居することとなり、兄の収入・資産に関する申告を指示したが、これに応じないことを理由に保護廃止した事案で、指示違反の程度が重大で悪質とはいえない、停止を絶ずに廃止した処分は重すぎる		
56	宮城県	認容	2018/1/19	2018/10/29	63条返還・保護廃止処分	返還額の決定にあたり、自立更生費の調査・検討がなされていない 費用返還処分に先立つてされた保護廃止処分の収入認定も合理性を欠く		
57	宮崎県	認容	2017/12/7	2018/9/11	保護停止処分	検診命令に従わないことを理由とした停止処分について、事前に嘱託医の意見を微しておらず、また、検診命令書の交付を郵送により行っていることは不当		
58	滋賀県	認容	2016/10/27	2018/1/9	63条返還	住宅扶助費の返還を求める処分である。根拠法令を示したのみでは、法の適用を判断することは困難、最低生活費の中から新たな金銭債務を課す以上処分の理由を十分に知らせる必要あり、「経過措置の適用に伴う住宅扶助費の過支給(8,000円×6ヶ月)」という記載のみでは、その要件は分からない、資力発生日に誤記があるなどの理由で、理由提示の要件を欠く。なお、通達が公表されていること、他の不服審査で争点が共有されていたことは、理由不備を補完する理由とはならない		
59	宮城県	認容	2017/12/19	2018/9/21	保護廃止処分	保護の廃止日に通知の解釈を誤った不当な処分		
60	鹿児島県	認容	2018/6/12	2018/8/20	63条返還	自立更生費等として控除するものがあるかの検討がない		
61	鹿児島県	認容	2018/5/8	2018/8/9	63条返還	自立更生費について十分な調査・検討がなされておらず、手続きに合理性があるとは認められない	審査請求人・過格が争われている(未成年者後見人)	

No.	審査庁名	裁決	不服申立日	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
62	千葉県船橋市	認容	2018/4/3	2018/8/23	78条徵収	不実の申請には該当しない	处分通知書には、金額と、理由として「平成28年9月から平成29年12月にCから給与を受領したため」との記載しかなく、どのような事実をもって「不実の申請その他不正の手段」と判断したのか不明	
63	大阪府大阪市	認容	2017/2/23	2018/7/23	78条徵収	敷金の返還とパソコンの処分代金について、未申告として返還処分を受けたが、前者については、その要件を満たさない		
64	滋賀県	認容	2016/10/1	2017/7/21	保護停止	普通就労が可能である旨の医師の意見に基づき、稼働能力活用の指示を出し、この指示違反に基づく保護停止処分が社会通念上著しく妥当性を欠くとした		
65	鳥取県	認容	2018/3/14	2018/8/6	63条返還	返還決定の理由は「課税調査で判明した老齢基礎・厚生年金」としか記載されておらず、極めて抽象的であり、事実関係の記載がない。なお、請求人に面談の上説明したという弁明を排除している		
66	滋賀県	認容	2016/8/11	2017/7/20	63条返還	返還額決定にあたり、自立更生費等を検討しておらず、社会通念上著しく妥当性を欠く		
67	宮城県	認容	2017/1/13	2017/10/20	保護変更決定	年金の収入認定について、通知の解釈を誤った取扱がなされた		
68	宮城県	認容	2017/8/17	2018/2/9	63条返還	住宅扶助費を家賃の支払いに充てていなかった(医療扶助適用外の経管栄養剤の購入)ところ、住宅扶助費の返還を求めた処分が「資力」を有していたものではなく、63条の解釈を誤っている		
69	宮城県	認容	2017/8/10	2018/3/29	63条返還	自立更生費の認定にあたって調査・検討が十分になされていない		

No.	審査名	裁決	不服申立日	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
70	宮城県	認容	2017/5/19	2017/12/20	保護廃止	オートバイ及び原付の保有・処分に関する指示違反を理由に保護廃止処分を行うにあたり、履行期間を延期した場合は、弁明の機会を再度持つ必要があるのにそれをしていない、また保護廃止処分そのものも適切ではない		弁明機会の付与通知書に、予定している処分が具体的に特定されていない点も不適切と思われる旨の指摘がある
71	宮城県	認容	2017/2/15	2017/10/6	保護変更決定	就労支援を行う施設への通所費を移送費として申請したところ、過去3ヶ月分のみ遡って支給する旨決定されたが、3ヶ月に限定する処分は違法・不当とした		
72	大阪府大阪市	認容	2016/11/30	2018/5/14	78条徵収	貸付け金の返済金を申告していないかった点について、不実の申請とはいえない」と判断		
73	大阪府大阪市	認容	2016/5/11	2017/3/6	78条徵収	返還決定処分を受けた金額の一部について、家賃の過払い金の返還であることを認め、收入には当たらないとした		
74	滋賀県	認容	2016/8/8	2017/12/15	保護変更	住宅扶助費について基準が変更となつたが、特別基準や経過措置の適用を検討した形跡がない	保護変更の理由として「住宅扶助費の認定替えによる(50,000円→42,000円)」としか記述されておらず、この記述では、住宅扶助が新基準により減額になること、また特別基準や経過措置に該当しないことを理由に変更されたことを了知することはできず不分	
75	滋賀県	認容	2016/8/25	2018/3/7	保護申請却下	高校進学等就学費の発生を把握していないながら、適切な対応をとらなかったことから、遡及支給分について認めなかつた処分は不适当とした		
76	群馬県前橋市	認容	2016/12/6	2018/4/13	78条徵収	78条の適用は認めつつ、収入認定額を一部修正した		
77	青森県	認容	2017/4/20	2018/6/25	保護変更	保護申請中に兄から援助を受けた金銭について、自立更生費に該当しないか検討する必要がある		

No	審査庁名	裁決	不服申立て日	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
78	青森県	認容	2016/9/28	2018/6/22	63条返還	自動販売機収入について、その収入の認定、自立更生費の認定が不十分		
79	滋賀県	認容	2016/8/25	2017/5/17	保護申請却下	布団購入費の支給を申請したところ、事実確認が不十分であるとして不當であると判断		
80	滋賀県	認容	2016/9/1	2017/5/16	保護停止		「法62条3により停止します。」としか記載されておらず、どの指導・指示違反なのか、どのように従わなかつたのか判然としない 口頭での説明では足りない	
81	新潟県	認容	2017/8/17	2018/6/7	保護停止	請求者が逮捕され留置施設に留置されたことから、逮捕日から保護を停止した処分に対し、空白が生じることとなるから逮捕の翌日から停止すべきとした		
82	岡山県	認容	2017/5/19	2017/12/19	保護変更	開始時の手持ち金について、63条で処理すべきところ、返納額を収入充当する方法によつたことは適法かつ適正な処分とは認められない		
83	福岡県	認容	2017/10/18	2018/3/29	保護変更	請求人の妹がエアコン取付費用を支出した事案で、同額を借入金として収入認定した判断が、通知に沿つたものではなく、実態を把握するための調査・検討がなされておらず不当な処分である		
84	鹿児島県	認容	2017/11/6	2018/1/24	63条返還	遡及受給した年金収入について、全額の保護費返還を決定した事案で、請求人に対する説明が欠けていた点があり不相当		
85	鹿児島県	認容	2017/6/7	2017/8/7	保護変更	必要な調査が行われておらず推計による収入認定が行われており、通知でしめされた方法に反し適正でない	保護変更理由として「世帯主の年金等の収入認定額により」「住所変更により」とび「算書加算の認定により」のみであり、どのような理由で処分が行われたか請求人において知ることができない	
86	鹿児島県	認容	2017/3/14	2017/5/11	不作為の違法確認	サービス付き高齢者住宅への移送費の保護申請が代理人を通じてなされたとして、何らの回答をしなかった点に不作為を認めた		

No.	審査庁名	裁決	不服申立日	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
87	北海道函館市	認容	2017/11/28	2018/4/4	78条徵収	借入金による収入について申告義務があることは認められるが、不実の申請とは認められない		
88	奈良県	その他	2017/6/13	2018/1/23	保護変更申請	マッサージ施術の医療扶助を求める申請に対し、検討が不十分で請求人に対する処分理由が十分ではないから、処分取消を求める部分は認容、一方で申請の承認を求める部分はさらなる検討が必要であるから棄却	審査会の付言チェック (医療扶助の適正化 施術前に変更申請)	
89	茨城県	認容	2016/6/20	2017/2/2	保護廃止処分	請求人及び母の収入について調査をしておらず、廃止は不适当である		
90	宮崎県	認容	2017/3/7	2018/1/30	保護変更		移送費について認めない結論は妥当であるが、口頭でしか通知しておらず瑕疵ある行政行為である	
91	茨城県	認容	2017/3/23	2018/1/12	保護申請却下	検診命令前に嘱託医から意見を微しなかったことは不当		
92	和歌山県	認容	2017/2/17	2018/1/9	保護変更		申請のあった移送費等のうち一部しか認めていないのに、処分庁は最小限度の実費として判断した金額は支払っており拒否処分ではないと主張したが、一部拒否であり処分理由が示されていない	
93	富山県	認容	2017/4/3	2017/8/16	保護停止・保護廃止	検診命令に従わないこと求職活動を行わないことの指示違反を理由に処分されたが、検診命令書を直接交付する必要があるところそれがなされていない	「指導指示違反により停止します」「指導指示違反により廃止します」としか記載されておらず、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によったのか知ることができない	
94	千葉県船橋市	認容	2017/1/16	2017/6/9	78条徵収	不実の申請とは認められない		
95	岩手県	認容	2017/6/21	2017/12/6	63条返還		適用条文、返還額の記載はあるが、返還理由は「入院給付金の給付による」との記載しかなく給付金の内容、支払時期、金額などの事実関係、返還額算定期間が記載されておらず、いかなる事実に基づいて処分されたか知ることができない	改めて自立更生費についても検討するよう要望あり

No.	審査庁名	裁決	不服申立日	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
96	福岡県	認容	2016/7/10	2017/10/18	78条徵収	収入認定にあたり請求人の申告額と勤務先からの回答額に違いがあるにもかかわらず、調査が不十分でかつ举証責任を請求人に負わせるのは妥当ない		
97	鳥取県	認容	2016/11/24	2017/9/5	保護費変更	児童養育加算を削除した点について、通知によれば例外的に加算の対象となるのに、削除している	保護の変更時期として「平成28年11月1日」と記載されるのみであるから、この日より前には効果は及ばない 教育扶助を削除しているのにその事実、理由の記載がない	
98	宮城県	認容	2016/8/17	2017/3/29	63条返還	自立更生費の控除について、全く検討していない		
99	宮城県	認容	2016/11/4	2017/3/15	保護費変更	十分な調査・検討が行われないのにPTA会費の支給を認めないのは違法又は不当		
100	宮城県	認容	2016/10/14	2017/2/23	保護申請却下	最低生活費及び収入の算定に違法又は不当な点が認められる		
101	宮城県	認容	2016/9/23	2017/1/11	保護審査停止	本来理由とはならない「年金収入の増加により廃止します」との処分理由は誤った処分理由である	辞退届の有効性について は判断していない また、処分庁もミスを認めている	
102	宮城県	認容	2016/6/21	2016/9/14	保護変更	処分庁のミスで過小支給状態だったにもかかわらず機械的に3ヶ月しか遡及しないとした判断について、請求人世帯に生じている影響を十分調査し相当期間遡及して扶助費を支給するなどの対応をしなかった点に違法又は不当性を認めた		
103	和歌山県	認容	2017/2/10	2017/8/9	保護却下	通院移送費の申請に対し、より近距離の医療機関での受診が可能であることを理由に認めなかつた点について、嘱託医の協議が行われていないなど通達の定める手続きがとられていない		

No.	審査庁名	裁決	不服申立日	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
104	静岡県	認容	2016/5/12	2016/11/25	63条返還	医療扶助の算定にあたり、正確な算定が可能であるにもかかわらず日割り計算で算出しており不当な処分		
105	群馬県	認容	2017/2/8	2017/8/9	63条返還	返還額の決定にあたり、過払い金の年金について使途を確認せず、自立更生費の検討も行っていないことから、裁量権の濫用・逸脱が認められる		
106	秋田県	認容	2017/5/31	2017/8/7	保護停止	自動車処分の指導指示に従わないことを理由になされた保護停止について、自動車保有の認否について必要な検討を尽くしたことは認められない		
107	和歌山県	認容	2017/3/7	2017/7/10	63条返還	返還額の決定にあたり自立更生費の検討が十分なされたとはいえない		
108	福岡県田川市	認容	2017/4/7	2017/7/24	78条徵収	78条を適用することに違法不当な点はないとしたが、「交通事故の慰謝料として支払われた2,246,600円」との記載のみでは、いかなる理由に基づいて不実の申請そのほか不正な手段と判断したのか明らかでなく、徴収金額の算定に至る記載もなく、理由の提示として不十分		
109	石川県	認容	2017/3/28	2017/6/5	保護施設	住宅扶助基準の認定替え（旧基準の経過措置適用「住宅扶助基準の認定替え（旧基準の経過措置適用の終了）による。」との理由のみ記載されており、保護基準の改定がなされ、経過措置が終了したことでもって減額する決定をしたが、例外的に特別基準が適用される場合があるのにその検討を怠っている		
110	滋賀県	認容	2016/7/11	2017/3/9	保護変更決定	住宅扶助費削減の処分であるから、法25条2項により書面で通知しなければならないところ、それがなされていない（支給額を記載した通知では足りない）		形式面の不備ともいえる
111	福岡県	認容	2016/8/22	2017/4/18	保護変更決定			

No	審査庁名	裁決	不服申立日	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
112	福岡県	認容	2016/7/7	2017/2/6	保護廃止・63条返還	請求人がアパートを退去させられた後、失踪したもとのとして、保護を廃止したが、所在調査が十分行われたとはいえない		
113	群馬県	認容	2017/1/15	2017/3/23	63条返還	自立更生費の検討がなされてない		
114	大分県	認容	2016/7/5	2017/3/3	保護変更	年金収入の増額分を収入として認定したが、通達の適用を誤り本来3ヶ月分しか遡及できないのにこれを誤った		
115	宮崎県	認容	2016/8/10	2017/2/2	保護変更	介護保険制度と同様の取扱いとして、市町村の介護認定審査会の審査判定に基づき処分を行ったものであるが、当該審査判定過程において、介護認定審査会運営要綱にそぐわない取扱いがあつたと認められる、処分も不当		
116	群馬県	認容	2016/9/12	2016/12/6	保護停止	居住実態不明を理由に保護の停止を行つたが、居住実態不明とはいはず、また保護の停止・廃止しうる事由には該当しない	「居住実態不明のため停止します」と記載があるのみで、いかなる事実関係に基づきかかる根拠法条を適用したのか不明であり、理由の記載として不十分	
117	群馬県	認容	2016/7/14	2016/11/28	保護変更決定		障害厚生年金を収入認定したが、その変更決定通知書には「世帯主の加算の変更により」との記載があるのみで、事実関係、適用した基準などの記載がなく、不十分	
118	宮崎県	認容	2016/7/26	2016/11/18	保護変更		従前就労にかかる必要経費として認められていたタクシー利用費を認めない処分について、不利益に変更するものであるが法56条による理由がなく、違法又は不当	
119	山形県	認容	2016/7/14	2016/10/4	保護廃止		入院を理由とする生命保険給付金が請求人の口座に入金されたが、同保険契約の契約者、保険料負担者は妹であるから、保険金も妹に全額度していた事情のもとでは、請求人の資産とはいえないとした	

No	審査庁名	裁決	不服申立て	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
120 宮崎県	認容	2016/4/12	2016/9/23 63条返還		高校生のアルバイト収入への控除額を考慮するにあたり、十分な調査を行っていない点が不当			
121 秋田県	認容	2016/7/1	2016/9/29 保護停止		就労指導の指導指示について、文書の履行期限まで指導指示したがい求職活動を行っていたと認められ、指導指示を継続するために新たな履行期限を設定した指導指示書を通知しなければならないのにそれがなされていない			
122 宮崎県	認容	2019/2/27	2020/10/7 保護停止		居住実態がないことを理由とした処分に対し、居住実態を疑うに値する事実はあるものの、諸般の事情に鑑みれば、居住実態がないといえるほどの根拠はないとした			
123 青森県	認容	2019/10/23	2020/12/15 保護停止		廃止処分→行政不服審査により取消→改めて停止処分という経緯をたどっており、停止処分をするにあたっては改めて弁明の機会を付与しなければならないのに、それがなされていない	「指導指示義務違反のため、平成29年1月12日付けで保護を停止します。」という記載のみでは処分理由は明らかとならない		
124 滋賀県長浜市	その他	2019/8/7	2020/4/7 78条徴収		申告のない収入のうち、弟から罰金を支払う目的で受領した30万円については、事前に処分に相談していたことなどから不実の申請には該当しないとした			
125 東京都江戸川区その他		2018/9/10	2019/12/18 63条返還・78条返還		審査請求を機に処分内容を再精査した結果、処分理由に誤りを認め、処分自身が一部取下を行った結果、一部却下となった。			
126 青森県	その他	2019/6/3	2020/1/16 63条返還		交通事故の賠償金を收入と認定するに際し、世帯合算額800円を控除しなかった点が違法			
127 神奈川県川崎市その他		2018/9/6	2019/10/8 78条徴収		開業資金の借入金にかかる収入認定期について、処分庁の判断に合理的な根拠がない			

No.	審査方名	裁決	不服申立日	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
128	岩手県	その他	2019/04/03	2019/10/10	保護申請却下	付言として、処分庁は世帯の認定さらに保護の要否について必要不可欠な事実関係を十分把握していないと窺われるとした	处分通知書の理由「生計[同一世帯である為]とのみ記載されているが、世帯が同一であることを理由に申請を却下することはできず、どのような事実のもとで同一世帯と認定し、またどのような理由で保護の要否を決定したのか記載がなく不十分	
129	大阪府大阪市	その他	2017/7/25	2019/05/09	78条徵収	競馬・競艇のインターネット投票を行っていたところ、当選金の配当及び馬券購入に至らず返還されたいずれの金銭についても収入に該当するとした上で、請求人が申告義務があることを理解していたとまではいえず、不当に受給しようという意思または認められない		
130	群馬県	その他	2019/7/7	2019/10/2	保護停止・保護廃止	請求人が逮捕・勾留されたことを理由に保護停止、起訴されたことを理由に廃止したが、刑事裁判においては判決宣告前に身柄の拘束が解かれたり、執行猶予付きの判決で身柄が拘束されることもあり、公判が2回を超えることは重大裁判を除けば少ないことから、「長期にわたる収容が想定され、最低生活費の恒常的な減少が継続するとして保護を再開する必要がない」とはいえないとした		
131	岐阜県	その他	2017/4/5	2019/2/22	保護変更・生活保護 一時扶助	保護変更是障がい者加算が加算されていない点、一時扶助は通院の帰りに岐阜県庁に苦情を言いに行つた際のタクシー代の支給を求めるもの。前者については実際は加算されているので棄却されたが、後者については、タクシー利用が経済的かつ合理的な経路を外れた場合でもタクシー利用の全額を医療移送費として認めないことは不合理といえる		
132	北海道函館市	その他	2018/3/13	2018/11/27	78条徵収	預金口座に振り込まれた借入金(母・知人・銀行カードローン)と財産収入について徴収対象とされたが、借入金について、申告義務があることを認識していたとは認められず申告しなかったことは「不実の申請その他不正な手段」とは認められないとして一部認容		

No.	審査行名	裁決	不服申立日	裁決日	項目	実体法上の理由	理由不備	備考
133	群馬県	その他	2018/3/30	2018/9/5	保護変更	障害年金の等級認定の誤りで過誤支給となつた金額(3ヶ月分)の返還を63条返還請求ではなく、次回以降の収入充当としようとしたが、その前提となる、最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を実地につき調査を欠いており違法		
134	群馬県	その他	2017/12/18	2018/8/1	保護変更	通院移送費の申請について、その不支給を決定した処分を書面をもつて通知していない点に違法は不作為を認めた	不作為	
135	福岡県	その他	2017/1/31	2018/6/1	保護開始	保護開始時点が争点となり、申請意思が明確になつた時点の認定について違法な点があるとされた		
136	山口県	その他	2016/12/8	2017/3/16	78条徵収	退職共済年金の受給を申告しなかつた点について、一部は63条返還を適用すべきとした		

## 終章 最後に

職員の方々が毎日手にしているであろう生活保護手帳には、生活保護業務に従事する職員に対し「生活保護実施の態度」として次のメッセージが送られている。業務を行うにあたっては、厳しい局面にさらされることもあるかと思うが、そのようなときこそ下記のメッセージを思い出して頂けたらと思い、これを引用して報告書を終わりとする。

保護の実施要領等を骨とし、これに肉をつけ、血を通わせ、あたたかい配慮のもとに生きた生活保護行政を行うよう、特に次の諸点に留意の上、実施されることを期待するものである。

- 1 生活保護法、実施要領等の遵守に留意すること
- 2 常に公平でなければならないこと
- 3 要保護者の資産、能力等の活用に配慮し、関係法令制度の適用に留意すること
- 4 被保護者の立場を理解し、そのよき相談相手となるようつとめること
- 5 実態を把握し、事実に基づいて必要な保護を行うこと
- 6 被保護者の協力を得られるよう常に配意すること
- 7 常に研さんにつとめ、確信をもって業務にあたること

## 参考資料

2020年12月

### 職務評価質問票

氏名 \_\_\_\_\_ (職員番号) \_\_\_\_\_ )

所属課 \_\_\_\_\_

所属グループ \_\_\_\_\_

職名 (職種) \_\_\_\_\_

雇用形態 正規 (主事・主任・主査・主幹)

会計年度任用職員

性別 男性 • 女性

年齢 \_\_\_\_\_ 歳

勤続年数 \_\_\_\_\_ 年

(正規の場合は、那覇市に任用されてからの通算年数)

(会計年度任用職員の場合は、那覇市への任用期間の合算年数)

経験年数 \_\_\_\_\_ 年

(正規の場合は、現在の課に配属されてからの年数)

(会計年度任用職員の場合は、他市町村を含む生活保護業務の経験年数)

## 1 労働環境

## レベル

ここでいう労働環境とは、物理的な意味での「労働環境」であって、対人関係についての「労働環境」ではありません。対人関係についての「労働環境」は、「感情的負担」ファクターではかられます。労働環境から生じる不快感の程度と性質には、個人差がありますし、時間の経過とともに慣れることもあります。個人の受け取り方でなく、なるべく客観的な数値化された指標を設定しました。

問1から指示順に間に答え、その答のレベルに（確定）と書かれていると、そのレベルを確定レベルとし、質問を終了します。

**問1** 午後10時から午前5時までの勤務が、通常の勤務形態ですか。

午後10時から午前5時までの勤務は、「労働基準法」上で「深夜勤務」といいます。

⇒ はい →レベル5（確定）

⇒ いいえ →問2へ

**問2** 「労働安全衛生法」上の保護具の着用が必要な勤務がありますか。

「労働安全衛生法」上の保護具の例は、給食センター調理やゴミ収集作業の長靴など、です。保護具でない例としては、図書館員の手袋やエプロンがあります。判断がつかない場合は、これらの例から類推してください。

⇒ はい →問2-1へ

**問2-1** 保護具の着用時間は、どれくらいの長さですか。

時間は、年平均で週あたりを想定してください。

→ 勤務時間の1/4より多い時間です →レベル5（確定）

→ 勤務時間の1/4より少ない時間です →レベル4（確定）

⇒ いいえ →問3へ

**問3** 勤務上の屋外出は、どれくらいの長さですか。

時間は、年平均で週あたりを想定してください。

⇒ 勤務時間の2/3以上 → レベル4 (確定)

⇒ 勤務時間の1/4以上2/3未満 → レベル3 (確定)

⇒ 勤務時間の1/4未満 → 問4へ

**問4** 火をつかった調理作業がありますか。

⇒ はい → 問4-1へ

**問4-1** 調理作業時間は、どれくらいの長さですか。

時間は、年平均で週あたりを想定してください。

→ 勤務時間の1/4より多い時間 → レベル3 (確定)

→ 勤務時間の1/4より少ない時間 → レベル2 (確定)

⇒ いいえ → 問5へ

**問5** 年平均で週あたり勤務時間の1/4以上は、手袋またはエプロンの着用が必要な勤務ですか。ただし、勤務は、室内で、通常の温度と湿度とします。

⇒ はい レベル2 (確定)

⇒ いいえ → 問6へ

**問6** 通常の勤務は、① 午前8時30分より早く始まりますか、② 午後5時15分より遅く終わりますか、③ 定期的に土曜・日曜の勤務がありますか。

⇒ ①②③のいずれかに はい → レベル2 (確定)

⇒ 全部が いいえ → レベル1 (確定)

## 2 精神的負担

レベル

精神的負担の程度を、注意力を必要とする程度ではかります。さらに複数の仕事を同時におこなうことの有無、自分の意思でなく仕事を中断することの有無、自分の意思でなく仕事の期限が設定されることの有無、などから仕事関連のプレッシャーをはかります。注意力などを必要とする勤務時間の割合は、年平均および週平均で考えます。

注意力を必要とする場合の例：

- 作業の遂行や機器の操作を行う。
- 作業の正確度や完成度をチェックする。
- 交通や子どもの行動への対処をする。
- 作業中、においや音がでることがあり、においや音で作業の状況を把握する。

問1から指示順に間に答え、問3でレベルを確定します。

**問1** 1日の勤務時間のうち注意力を必要としますか。

⇒ 必要としない レベル1 →問3へ

⇒ 必要とする →問2へ

**問2** 注意力を必要とするのはどのくらいの時間ですか。

⇒ 週平均で勤務時間の1/2未満 →問2-1～

**問2-1** 同時に複数のことを行ったり、仕事を自分の意思でなく中断することはありますか。

→ 勤務時間の1/2未満 →レベル1

→ 勤務時間の1/2以上 →レベル2

⇒ 週平均で勤務時間の1/2以上 →問2-2～

**問2-2** 同時に複数のことを行ったり、仕事を自分の意思でなく中断することはありますか。

→ 勤務時間の1/2未満 →レベル3

→ 勤務時間の1/2以上 →レベル4

**問3** 仕事を仕上げる期限を自分の意思で決めることができますか。自分の意思で仕事を仕上げる期限がある場合、仕事の業務量の半分以上を占めていますか。

⇒ 仕事の業務量の半分以上を占めている

→問1、問2の決定レベルより1レベル上げる (確定)

⇒ ない →問1、問2の決定レベルのまま (確定)

### 3 身体的負担

レベル

立って仕事をしたり、不自然な姿勢を続けたり、重いものを運んだりするときの身体にかかる負担の大きさから、身体的負担をはかります。

問1と問2に答え、どちらか高い方のレベルを、確定レベルとします。

**問1** 仕事は主にどのような姿勢で行いますか。次の3つから選んでください。

⇒ 座って行う →レベル1

⇒ 立って行う →問1-1へ

**問1-1** 立って行う時間はどのくらいですか。

→ 週3日未満で、1日4時間未満 →レベル1

→ 週3日未満で、1日4時間以上 →レベル2

→ 週3日以上で、1日4時間未満 →レベル2

→ 週3日以上で、1日4時間以上 →レベル3

⇒ 不自然な姿勢で行う →問1-2へ

**不自然な姿勢の例**：中腰での作業。何かの下にもぐって行う作業。

**問1-2** 不自然な姿勢行う時間はどのくらいですか。

→ 週3日未満で、1日4時間未満 →レベル2

→ 週3日未満で、1日4時間以上 →レベル3

→ 週3日以上1日4時間未満 →レベル3

→ 週3日以上1日4時間以上 →レベル4

**問2** 重いものを扱いますか。次の5つから選んでください。

⇒ 扱わない → レベル1

⇒ 1キロ未満

例：ファイルボックス、郵便物の束

→ (週平均で1日5回未満) → レベル1

→ (週平均で1日5回以上) → レベル2

⇒ 1~2キロ程度

注：2キロはペットボトル2リットルの重さ

例：図書を持つ、運ぶ/子どもをだく/大人を載せた車いすを押す/液体の入ったバケツを持ち上げる、運ぶ

→ (週平均で1日5回未満) → レベル3

→ (週平均で1日5回以上) → レベル4

⇒ 3キロ程度

注：ペットボトルとお米の間

例：子どもを抱き上げる/食物などの入った大型容器を持ち上げて運ぶ/体重の重い人が乗った車いすを押す/荷を満載した台車を押す

→ (週平均で1日5回未満) → レベル4

→ (週平均で1日5回以上) → レベル5 (確定)

⇒ 5キロ以上 (週平均で1日以上) → レベル5 (確定)

注：5キロは一般的に売っているお米の重さ

例：満杯の大型ごみ箱を持ちあげる、運ぶ/体重が非常に重い人のベッドを押す

## 4 感情的負担

レベル

市民や利用者と接したり、他の職員と仕事をする上で、自分の感情を調整したり、自分の感情を抑えたりする際に生じる感情的な負担の大きさをはかります。月や週当たりの日数を見る場合、年間を平均した日数を考えます。

例：感情的負担の例

怒っている市民、利用者に冷静に対応することが仕事として求められる。仕事の立場が異なり、相反する要望をしてくる他部署の職員と平靜に仕事をすることが求められる。

問1から指示順に間に答え、その答のレベルに（確定）と書かれていると、そのレベルを確定レベルとし、質問を終了します。

問1 市民や利用者と接したり、他の職員と仕事をする上で、自分の感情を調整したり、自分の感情を抑えたりすることがありますか。

⇒ ない（ほとんどない） → レベル1（確定）

⇒ ある → 問2へ

**問2** 具体的にはどのようなことがありますか。3つの選択肢から選んでください。

⇒ 相手の感情の起伏を冷静に受け止めたり、相手の気持ちに反して物事を進めることがある。 →問2-1へ

例：苦情を述べる市民や利用者に対応する、規則上、市民や利用者の要望や希望を聞き入れることができない（この場合、市民や利用者は強く要求はしていない場合で、ただ要望を聞くだけの場合です。もし強く要望した場合は次の「ある」の回答が適切です）

**問2-1** どの程度ありますか。 (3つの選択肢のうち、最も近いもの)

- 月1、2日 →レベル2 (確定)
- 週1、2日 →レベル3 (確定)
- 週3日以上 →レベル4 (確定)

⇒ 相手の強い感情的起伏を受け止めたり、理不尽な要求をする相手に対応する。 →問2-2へ

例：声を荒げて怒っていたり、泣いている市民や利用者に対応する。  
規則上できることを強く要求してくる市民や利用者に対応する。  
意思疎通の困難な精神的障害のある市民、利用者に対応する。

**問2-2** どの程度ありますか。 (3つの選択肢のうち、最も近いもの)

- 月1、2日 →レベル3 (確定)
- 週1、2日 →レベル4 (確定)
- 週3日以上 →レベル5 (確定)

⇒ 相手の意思に反した決定をしたり、相手の意思に反した決定をして物事を解決する必要がある事例に対応する。 →問2-3へ

例：利用者の意思に反して施設にいれる、生活保護の申請を却下する、税金の支払いを拒否する市民に対応する。DVの相談に応じる。

**問2-3** どの程度ありますか

- 月1、2回より頻度は低い →レベル4 (確定)
- 月1、2回程度以上 →レベル5 (確定)

## 5 利用者に対する責任

レベル \_\_\_\_\_.

市民や利用者に対する責任の度合いを測るファクターです。自分がおこなう決定や評価が市民や利用者に対して与える影響の大きさ、自分がミスをした場合に市民や利用者に与える影響の大きさとミスの修復の方法から判断します。

問1から問3までのすべての間に答え、その中で最も高いレベルを確定レベルとします。

問1 市民や利用者と日常的に直接応対して仕事していますか。

⇒ しない（または非常に少ない） → レベル1

⇒ 日常的にする → レベル2

**問2** 市民や利用者に対して行う決定や評価の程度はどの程度ですか？次の5つの選択肢から最も近いものを選んでください。

⇒ 市民や利用者とは直接対応せず、決定や評価もしない。 → レベル1

⇒ 市民や利用者と直接対応するが、利用者に対して何かを決定したり、評価したりすることはない。 → レベル2

例：窓口における文書交付/文書等の受付

⇒ 市民や利用者と直接対応し、既存の規則やルールを適用するという意味の、決定や評価をおこなう（困難事例は含まない） → レベル3

例：窓口や電話による問い合わせや苦情に対する対応（イレギュラーも含む）

⇒ 市民や利用者のニーズを適切に把握して評価し、それに合致したサービスを提供する決定をおこなう。場合によっては、市民や利用者の意向と異なる決定をおこなう。 → レベル4

例：カウンセリングやアセスメントの実施  
子どもや老人等へのケアの実施

⇒ 通常の範囲からかなり外れる困難な市民や利用者について、または、通常でない事態について、評価や決定をおこなう。または、課としての決定をおこなう。 → レベル5（確定）

例：児童虐待や心身疾患者への直接的対応や影響力の大きな決定を行う。

きわめて困難でイレギュラーな事例への対応。  
課の最終決定責任者

**問3** 仕事上ミスをした場合に、市民や利用者の生活ないし生命に影響を及ぼしますか。

⇒ いいえ →レベル1 (問はこれで終了)

⇒ はい (市民や利用者に影響が及ぶ) →問4へ

**問4** 仕事上ミスをした場合の影響の大きさと、自分が関わるミスの修復の方法について、次の3つの選択肢から最も近いものを選んでください。重いものからおたずねします。

⇒ 集団の生命に影響がある。 →レベル5 (確定)

例：調理上の衛生管理の責任者／介護や保育の施設全体の責任者

⇒ 個人の生命に影響がある。 →レベル4

例：子供や高齢者への直接的なケアの実施／一般的な調理上の衛生管理  
個人に対するカウンセリング

⇒ 生活に影響するが、生命にまでは影響しない。 →問4-1へ

**問4-1** ミスの影響の大きさと、修復の方法についてうかがいます。3つの選択肢から最も近いものを選んでください。

- 書類上の訂正や口頭での謝罪のみでミスが修復できるものまでの責任を負う。 →レベル2
- 市民や利用者に対して文書での謝罪が必要なものまでの責任を負う。 →レベル3
- 市民や利用者に対して金銭補償が必要なものまでの責任を負う。 →レベル4 (確定)

## **6 職員の管理、監督、調整に対する責任**

**レベル** \_\_\_\_\_.

担当部門で勤務する職員の管理・監督や、評価、教育・研修、勤務シフトの調整などに関する責任の度合いをはかります。

問1から問3までのすべての間に答え、その答の中で最も高いレベルを確定レベルとします。

**問1** 部下、または、部下はいないけれど、自分がグループリーダー的役割を担っていて、勤務上でまとめている同僚の数は何人ですか。

⇒ 0人（部下も、勤務上でまとめている同僚も、いない） → レベル1

⇒ 1人以上5人未満 → 問1-1へ

**問1-1** その勤務シフトの作成や調整をしますか。

- 複雑なシフト（例えば、休日出勤の調整、多様な雇用形態や労働時間の者を含むシフト）の作成や調整をします。 → レベル3
- 簡単なシフトの作成や調整をします。 → レベル2
- シフトの作成や調整はしません。 → レベル2

⇒ 5人以上10人未満 → 問1-2へ

**問1-2** その勤務シフトの作成や調整をしますか。

- 複雑なシフト（例えば、休日出勤の調整、多様な雇用形態や労働時間の者を含むシフト）の作成や調整をします。 → レベル4
- 簡単なシフトの作成や調整をします。 → レベル3
- シフトの作成や調整はしません。 → レベル3

⇒ 10人以上20人未満 → 問1-3へ

**問1-3** その勤務シフトの作成や調整をしますか。

- 複雑なシフト（例えば、休日出勤の調整、多様な雇用形態や労働時間の者を含むシフト）の作成や調整をします。 → レベル5  
(確定)
- 簡単なシフトの作成や調整をします。 → レベル4
- シフトの作成や調整はしません。 → レベル4

⇒ 20人以上 → レベル5 (確定)

**問2** 職員の働きぶりを評価する自己評価について、あなたはどの程度関わりますか。

- ⇒ 自己の自己評価シートに記入しない。 →レベル1
- ⇒ 自己の自己評価シートに記入する。または、勤務上で自分がまとめている同僚の評価について、上司に意見をのべる。 →レベル2
- ⇒ 自己の自己評価シートに記入する。加えて、部下、または勤務上で自分がまとめている同僚の評価について、上司に意見をのべる。 →レベル3
- ⇒ 部下の記入した自己評価シートに基づき部下の面談を実施し、一次評価をする。 →レベル4
- ⇒ 自己評価シートと面談の結果に基づき、部下に対する課の最終評価をする。 →レベル5（確定）

**問3** 非正規職員の採用や契約更新の判断について、書類を読む、面接するなどの関わりはありますか。

- ⇒ いいえ（関わらない） →レベル1

- ⇒ はい（関わる） →問3-1へ

**問3-1** どの程度の関与ですか。

- 応募書類や、勤務実績について、意見を述べる。 →レベル3
- 採用面接や契約更新面談、試験に同席する。 →レベル4
- 結論に関与する。 →レベル5（確定）

## 7 金銭的資源に対する責任

レベル

職務における金銭の取り扱い責任について、市民や利用者から利用料・手数料などで金銭を受領する側面、徴税など収入の側面、課の予算を執行する側面、課の予算原案を立案する側面、4つに分けて、はかります。金銭の取り扱いは、課全体ではなく、あくまで個人が取り扱う範囲に限定します。

問1から問4までのすべての間に答え、その答の中で最も高いレベルを確定レベルとします。

**問1** あなたが市民や利用者から利用料・手数料・代金などで受領する金額（現金、印紙、振り込みなどすべての金銭形態を含む）はどれくらいですか。1年間の合計金額をお答えください。なお、徴税など収入で取り扱う金額は含みません。

⇒ 0円（金銭を受領しない） → レベル1

⇒ 1円から10万円未満 → レベル2

⇒ 10万円から100万円未満 → レベル3

⇒ 100万円から1000万円未満 → レベル4

⇒ 1000万円以上 → レベル5（確定）

**問2** あなたが徴税など収入で取り扱う金額はどれくらいですか。1年間の合計金額をお答えください。

⇒ 0円（どちらも取り扱わない） → レベル1

⇒ 1円から100万円未満 → レベル2

⇒ 100万円から1億円未満 → レベル3

⇒ 1億円から10億円未満 → レベル4

⇒ 10億円以上 → レベル5（確定）

**問3** あなたが職務として予算から執行する金額（人件費、扶助費、物件費など。すべての金銭形態を含む）はどれくらいですか。1年間の合計金額をお答えください。

⇒ 0円（予算から金銭を執行しない） →レベル1

⇒ 1円から100万円未満 →レベル2

⇒ 100万円から1億円未満 →レベル3

⇒ 1億円から10億円未満 →レベル4

⇒ 10億円以上 →レベル5（確定）

**問4** あなたは、課の予算原案の作成や他課との予算折衝に関して、どのくらい関与しますか。

⇒ 予算原案の作成や予算原案の折衝に関与しない。 →レベル1

⇒ 予算原案の作成に意見を求められる。 →レベル2

⇒ 予算原案の作成に加わる。 →レベル3

⇒ 他課との予算折衝をおこなう。 →レベル4

⇒ 予算原案の作成の課としての責任者である。 →レベル5（確定）

## **8 物的資源・情報・契約の管理に対する責任**

**レベル**

備品や土地建物の管理と整備に関する責任、市民や利用者の個人情報管理についての責任、また市として契約を締結する際に果たす責任の度合いについてはかります。

問1から問4までのすべての間に答え、その答の中で最も高いレベルを確定レベルとします。

**問1** 仕事で使う備品は、どのようなものでしょうか。

⇒ パソコン、コピー機、消耗品、冷蔵庫、自転車、調理器具、楽器などに限られる。 →レベル1

⇒ それ以上に高価な備品（自動車など）も使う。 →レベル2

**問2** 高価な備品や土地建物の管理にどのくらい関与しますか。

⇒ 使わない、管理もしない。 →レベル1

⇒ 時々使う。 →レベル2

⇒ 使う頻度が高い、または保守や整備をしている。（単に鍵を管理することは含まない） →レベル3

⇒ 高価な備品の管理責任者である。 →レベル4（確定）

問3 市民や利用者の個人情報についてどのような責任がありますか。

⇒ 職務のうえで情報を扱わない。 →レベル1

⇒ 自分自身が扱う情報の管理に注意するだけ。 →レベル2

⇒ 部下や同僚による情報管理について、助言と指導をする。 →レベル3

⇒ 課としての情報管理の責任を負う。 →レベル4 (確定)

問4 市として契約を締結する際に、どのような責任がありますか。

⇒ 契約に関与しない。 →レベル1

⇒ 指示にしたがって、公募、入札、落札などの事務をおこなう。  
→レベル2

⇒ 予定価格や公募条件の設定などに関与する。 →レベル3

⇒ その契約を担当する課としての責任を負う。 →レベル4 (確定)

## 9 身体的技能

### レベル

職務に必要とされる手と指の器用さ、手足を協調させる必要が高い身のこなしなどの、からだの動きに関わる技能について、また、職務の遂行に、機器・用具を使用する必要がある場合、それらを操作するために必要な技能について聞き、職務に必要な身体的技能を評価します。

問1から指示順に間に答え、その答のレベルに（確定）と書かれていると、そのレベルを確定レベルとします。

**問1** 職務の遂行に、練習・訓練・資格取得が必要な特定の機器・用具の扱いが必要ですか。

なお、ペンや鉛筆・定規などの文房具を使う、電話を使う、掃除用具を使う、など、ほとんどの人が日常的に使用する機器・用具の通常の使用は身体的技能を必要としないと考えます。

⇒ はい それは何ですか。 答 [ ] →問2へ

⇒ いいえ →問3へ

**問2** その機器・用具の使用は、つぎに例示する2つのグループのどちらに入りますか。例にないときは、類推してください。

⇒ 高度な練習・訓練・資格取得を必要としない機器・用具 →レベル2  
(確定)

例：パソコンのキーボード操作

ミシンの操作

ピアノの演奏

調理器具の使用

一般的な工具の使用

普通乗用車の運転

ボイラーや1級2級の操作など

⇒ 高度な練習・訓練・資格取得を必要とする機器・用具 →レベル3 (確定)

例：ごみ収集車、または中型以上の自動車や大型特殊自動車を運転・操作する。

清掃工場でクレーンを操作する。

国家資格が必要な医療系機器・用具（例：放射線発生装置）を操作する。

**問3** 職務の遂行に、勘やコツを必要とする身体的動作が必要であって、それを体得するには、練習・実習・訓練が必要ですか。

勘やコツを必要とする身体的動作の例：

体操・ダンス・運動のような動き

被介護者に苦痛を与えずに移動させる。

⇒ はい →レベル2 (確定)

⇒ いいえ →レベル1 (確定)

## 10 判断力と計画力

レベル

職務に必要な判断力と計画力のレベルを評価します。判断力とは、職務の遂行中に解決が必要な問題（同僚や上司との人間関係に関する問題は除く）が起った際に、問題に対処するために必要な能力のことです。計画力とは、職務を遂行するための段取り・スケジュールを立案する能力のことです。

問1から問3までのすべてに答え、その答の中で最も高いレベルを確定レベルとします。

**問1** 自分の職務遂行中に解決が必要な問題（同僚や上司との人間関係に関する問題は除く）が起った際に、どのようにして解決しますか。次の4つの選択肢から最も近いものを選んでください。

- ⇒ マニュアル・前例にしたがって職務を行い、分からることは上司の指示を仰ぐ。自分の判断はほとんど必要ない。 →レベル1
- ⇒ 基本的にマニュアル・前例を参考に自分で判断するが、例外的な問題については上司の判断に従う。 →レベル2
- ⇒ マニュアル・前例を参考に解決できない問題であっても、できるだけ自分で判断する。より解決困難な問題については、上司の判断に従う。  
→レベル3
- ⇒ マニュアル・前例を参考に解決できない問題であっても、ほとんどの場合について自分自身で判断して問題を解決する。 →レベル4

**問2** 職務を遂行するための段取り・スケジュールはどのように決めますか。  
次の4つの選択肢から最も近いものを選んでください。

⇒ 段取り・スケジュールを決定することはない。または、3週間以内の段取り・スケジュールを決定する。 →レベル1

⇒ 3週間を超えて3ヶ月以内の段取り・スケジュールを決定する。  
→レベル2

例：給食栄養士の献立表づくり。  
保育所における日案・週案など。

⇒ 3ヶ月を超えて1年以内の段取り・スケジュールを決定する。  
→レベル3

⇒ 1年を超える段取り・スケジュールを決定する。 →レベル4

**問3** 課レベル以上の新規のプロジェクト・政策・計画の企画に関与する必要がありますか。次の5つの選択肢から最も近いものを選んでください。

⇒ とくに必要が無い。 →レベル1

⇒ 口頭の意見を求められることがあるが、文章を作成する必要がない。または、テーマが決まってから3週間以内に完成する案の、部分であれ、全体であれ、文章を作成する必要がある。 →レベル2

⇒ テーマが決まってから3週間を超えて3ヶ月以内に完成する案の、部分であれ、全体であれ、文章を作成する必要がある。 →レベル3

例：給食栄養士の献立表づくり。  
保育所における日案・週案など。

⇒ テーマが決まってから3ヶ月を超えて1年以内に完成する案の、部分であれ、全体であれ、文章を作成する必要がある。 →レベル4

⇒ テーマが決まってから1年を超えて完成する案の、部分であれ、全体であれ、文章を作成する必要がある。 →レベル5（確定）

## 11 コミュニケーション技能

レベル \_\_\_\_\_.

このファクターは職務に必要なコミュニケーション・スキルのレベルをはかるためのものです。ここでは、市民や利用者に対するコミュニケーション・レベルと、職場の上司や同僚、部下との間で、必要とされるコミュニケーション・スキル、また文書作成上のスキルについて測定します。

問1から問3までの全ての間に答え、その答のなかで最も高いレベルを確定レベルとします。

**問1** 市民や利用者に対しては、以下のどのレベルの対応が求められますか。

- ⇒ 市民や利用者との応対は、常識の範囲内、あるいは窓口の場所を教えるなど、職員であれば誰でも知っている程度の内容が求められる。

→問1-1へ

**問1-1** 市民や利用者と接する時間は、どのくらいですか。

→ 月平均で勤務時間の1/4以上 →レベル2

→ 月平均で勤務時間の1/4未満 →レベル1

- ⇒ 行政サービスを受けるまでの手続きや必要な書類などの回答といった、行政サービスに関する、定型的な内容の対応が求められる。

→問1-2へ

定型的な内容の例：

市民や利用者が窓口で書類の発行を受けたり、申請を行うにあたり、必要な書類、手続きについて説明をする。

市民や利用者から育児や介護について受けた相談に対し、適切な助言を行い、市が提供するサービスについて紹介などを行う。

**問1-2** 市民や利用者と接する時間は、どのくらいですか。

→ 月平均で勤務時間の1/4以上 →レベル4

→ 月平均で勤務時間の1/4未満 →レベル3

- ⇒ 市民や利用者への対応では、マニュアル通りでは対応不能な内容のものを（極めて例外的なケースとしてではなく）多く取り扱う。または市民や利用者の意思に著しく反する対応が求められる。 →レベル5（確定）

市民や利用者の意思に著しく反する対応の例：

虐待を受けている子どもを、両親の意思に反し保護する。

生活保護申請の却下、あるいは廃止に対する抗議への対処

市税の滞納による財産の差し押さえを行う。

**問2** 仕事をする際、以下のレベルのコミュニケーションが日常的に求められますか。

- ⇒ 部下に対する助言や指導、モティベーション高揚のためのコミュニケーション・スキルが求められる。 →レベル4
- ⇒ 同僚や部下に、ある行動をとるよう促すために説得、交渉を行い、各種の意見やその対立を最終的に折衝、調整するためのコミュニケーション・スキルが求められる。 →レベル5 (確定)
- ⇒ そのようなスキルは求められない。 →レベル1

**問3** 次に当てはまる文書の作成が、仕事上、求められますか。

- ⇒ 市民や利用者に向けた市政の報告書や、市の中長期計画の総括など、ひな形が存在しない公的な文書の作成が求められる。 →レベル4  
ひな形が存在しない公的な文書の例：  
市政に関する報告書の作成、中長期計画の文章化、中長期計画の総括、市政の評価
- ⇒ 議会への回答など、自治体を代表する極めて重要な文書の作成が求められる。 →レベル5 (確定)
- ⇒ そのようなことは求められない。 →レベル1

## 12 知識資格

レベル \_\_\_\_\_.

現行の任用方法を重視して、職務の遂行に必要な知識・資格の程度をはかります。

問1から指示順に間に答え、その答のレベルに（確定）と書かれていると、そのレベルを確定レベルとします

**問1** 有期雇用（いわゆる非正規雇用）ですか。

⇒ はい →問2へ

⇒ いいえ =期間の定めのない雇用（いわゆる正規雇用） →問4へ

**問2** もし仮に、現在、その職の募集があるとするならば、応募に際して、必要と指定される資格がありますか。

⇒ はい →問3へ

⇒ いいえ →問2-1へ

**問2-1** 3年間以上の同種職務の経験が必要とされますか。

→ はい →レベル2（確定）

→ いいえ →レベル1（確定）

**問3** 応募に必要と指定される資格は何ですか。お答えください。

注意：機材・機器を操作するための資格、たとえば自動車の運転やボイラーの操作などの資格は、「9 身体的技能」で評価します。  
「12 知識資格」では評価しません。

資格名 [ ]

→ その資格は、つぎの「資格B」「資格A」「資格A未満の資格」のいずれにあたりますか。判断がつかない場合は、例から類推してください。

⇒ 資格B——原則として、高校卒業後、3年を越える学歴・実務経験が受験に必要な資格 →レベル3（確定）

例：看護師、保健師、管理栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士  
日本商工会議所（日商）簿記検定2級（「全商簿記検定」は違います）

⇒ 資格A——原則として、高校卒業後、1年以上3年未満の学歴・実務経験が受験に必要な資格 →レベル2（確定）

例：司書、保育士、介護支援専門員（ケアマネージャー）  
日本商工会議所（日商）簿記検定3級（「全商簿記検定」は違います）

⇒ 資格A未満の資格 →レベル1（確定）

例：調理師、介護福祉士

**問4** 一般行政職給与表の何級にあたる職務ですか。

⇒ 4級（主査など）・5級（主幹など）職務である。 レベル6（確定）

⇒ 3級（主任主事など）職務である。 レベル5（確定）

⇒ 2級（主事など）職務である。 レベル4（確定）

⇒ 1級（主事など）職務である。 レベル3（確定）